

八千代市第4次総合計画

快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代

八千代市第4次基本構想

前期基本計画





「王の樹」（星襄一作）

星襄一氏は、晩年の1976年から1979年まで八千代市勝田台に在住された、国際的な版画家です。「王の樹」は、氏が最も精力的に「樹シリーズ」に取り組んだ1976年に、代表作の一つとして制作されました。

この「樹シリーズ」は、1970年から1979年までに制作された150点全ての作品と版木が、1987年にご遺族から寄贈され、市民みんなの芸術遺産となっています。

八千代市第4次総合計画

快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代

八千代市第4次基本構想

前期基本計画

発刊にあたって

本市は、緑豊かな自然環境と首都近郊という立地条件のもと、昭和42年の市制施行以来、快適さと豊かさをめざして着実に歩み続けてまいりました。これまで市勢の発展にご尽力をいただいた先人・先輩をはじめ、市民の皆さまに感謝申し上げます。

現在、我が国は、急速な少子・高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など、めまぐるしい変化を見せています。

こうした中、市民生活に最も身近な基礎自治体として、社会経済情勢や価値観の多様化に伴う市民ニーズの変化を的確にとらえつつ、持続可能な行政経営に努めていかなければならないと考えております。

「夢は語るものではなく、実現するもの」。

私は、この言葉を心に刻み、これまで、八千代市の現実と向かい合い、総合的見地に立って、各種事業を展開してまいりました。

平成23年度からスタートする、この八千代市第4次総合計画は、平成32年度までの10年間を展望する長期の計画として、これから「何ができるか」を記したものであり、「誇りと愛着」「共生と自立」「安心と安全」を基本理念に、将来都市像を「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」と定めました。

この将来都市像を実現していくためには、市民の誰もが、主体的にまちづくりに参画し、愛着を持って住み続けたいと思える、アメニティに富んだまちづくりが重要です。

このため、「市民と行政の共生」「コミュニティ活動の促進」「新しい公共の構築」の観点から、市民主体による自立的な行政経営を基本に、一人ひとりの市民が人間として尊重されるまちづくりを進めてまいります。

市民の誰もが住んでいてよかったと実感できるまちの実現に向け、計画推進に全力を注ぐ所存でございますので、今後とも市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、市民意識調査や各種フォーラム、パブリックコメントなどを通してまちづくりへの貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆さまをはじめ、市議会議員並びに総合計画審議会委員の皆さまに対しまして心より御礼申し上げます。



平成23年3月

八千代市長

豊田俊郎

市民憲章・都市宣言

八千代市民憲章

光よ、土よ、風よ、水よ、きょうも新しい命をありがとう。
わたしたちは、生ある限り、互いに支え合い、共に生きる社会をつくるため、
ここに八千代市民憲章を定めます。

- 1. やさしい心と明るい声が響き合う、健やかなまちをつくります。
- 1. 小さな一歩を積み重ね、地球を考えるまちをつくります。
- 1. よろこびと希望に満ちた、安心して住めるまちをつくります。
- 1. 自然を愛し、緑と花を育て、文化と潤いのあるまちをつくります。
- 1. みんなで支え合い、共に生きるまちをつくります。

平成10年11月19日制定

八千代市子ども憲章

緑豊かな自然に恵まれた八千代市の輝かしい未来を願う私たちは、
八千代市を誇りに思い、愛と友情あふれるやさしい心を持ち、「みんなが一人のために、
一人がみんなのために」を心がけながら、手をとりあい、だれもが好きになるすばらしい
八千代市にしていくことを誓い、ここに「八千代市子ども憲章」を定めます。

- | | |
|------|---|
| 自 然 | 私たちは、八千代市のシンボル新川を守りつづけながら、
ゴミのない自然の豊かなきれいなまちをつくっていきます。 |
| 夢 | 私たちは、自分の夢に向かって、共に語りあい励ましあいながら
前進するため日々努力していきます。 |
| 命 | 私たちは、明るく健康な毎日を送れるように心がけ、
両親から与えられたかけがえのない命と、
地球すべての命を大切にしていきます。 |
| 思いやり | 私たちは、いつも相手の気持ちを考える心を持ち、
仲間と協力しあい助けあっています。 |
| 礼 儀 | 私たちは、だれとでも明るいあいさつをかわし、
たがいにマナーを守って、気持ちよくふれあっています。 |
| 文 化 | 私たちは、八千代市の文化や伝統を大切にし、さらに、世界の仲間たちとの
交流を深めることで新しい文化をつくっていきます。 |

平成13年1月1日制定

緑の都市宣言

私たちは、祖先が培った豊かな緑と美しい自然環境の中で生活を営んでいる。
この緑豊かな自然環境こそ、私たち八千代市民共通の誇りであり宝である。
私たちは、この緑豊かな八千代市に永遠に住み続けたいと念願する。
そのため私たち八千代市民は、失われつつあるこのふるさとの貴重な緑を守り身近な緑を育み、
後世に引き継ぐために全ての市民が一体となり、決意をもって総力をあげ、
緑に囲まれた安らぎと潤いのある、健康的で人間が住むにふさわしい街づくりをすることを誓い、
八千代市を「緑の都市」とすることをここに宣言する。

昭和62年5月23日 八千代市

平和都市宣言

私たち八千代市民は、21世紀に向けて「調和のとれた人間都市」八千代市の実現をめざしている。
この将来都市像の実現は、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。
私たち八千代市民は、わが国が世界唯一の被爆国として、
核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを世界の人々に訴え続けるとともに、
再び地球上に広島・長崎の惨禍が繰り返されることがないよう
世界の恒久平和の達成を強く念願するものである。
私たち八千代市民は、生命の尊厳を深く認識し、将来にわたって、
わが国の非核三原則が堅持されるとともに、平和を脅かす核兵器の廃絶と
世界の恒久平和の達成のため努力することを決意し、ここに平和都市を宣言する。

昭和62年9月18日 八千代市

健康都市宣言

私たち八千代市民は、新川のようにおだやかなまちの中で、だれもが生きがいをもち、
安心して自分らしく、心豊かに暮らせることを望んでいます。

私たちは健康について考え、家族や地域の人たちと学び合い、ふれあいの輪を広げながら、
地球市民であることを自覚し、健康的な環境づくりに努めます。

ここに市民一人ひとりが、愛と夢、勇気をもって、
生きていることの幸せを実感できるまちづくりを誓い、「健康都市」を宣言します。

平成11年3月19日 八千代市

第1編 八千代市第4次総合計画序論

第1章 計画策定の趣旨	12
第2章 構成・名称・期間	13

第2編 八千代市第4次基本構想

第1章 策定の意義・目的	16
第2章 目標年度	16
第3章 基本理念	16
第4章 将来像	16
第1節 将来都市像	16
第2節 将来都市像実現のための6つの柱	17
第3節 将来人口・土地利用	19
第5章 施策の大綱	21
第1節 健康福祉都市をめざして	21
第2節 教育文化都市をめざして	24
第3節 環境共生都市をめざして	26
第4節 安心安全都市をめざして	27
第5節 快適生活都市をめざして	28
第6節 産業活力都市をめざして	30
第6章 構想の推進のために＝市民主体による自立的な行政経営	31
第1節 市民参画によるまちづくりの推進	31
第2節 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進	31
第3節 持続可能な行政経営の確立	31
第7章 時代的課題と対応	32
1. 少子・高齢化の進行	32
2. 男女共同参画社会の形成	32
3. 価値観・ライフスタイルの多様化	33
4. 地方分権の進展	33
5. 情報化の進展	34
6. 地球環境問題の顕在化	34
7. 国際化・グローバル化の進展	34

第3編 八千代市第4次総合計画前期基本計画

はじめに	37
計画の構成	39
市の概要	39

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨	51
第2章 計画の期間	51
第3章 計画の基本指標	51
第1節 人 口	51
第2節 土地利用	51
第3節 財 政	52

第2部 リーディングプロジェクト

Project 1 次代を担う子どもたちの育成	55
Project 2 超高齢社会への対応	56
Project 3 新川を中心とした快適空間の創造	57
Project 4 地球環境にやさしい暮らしの推進	58
Project 5 安心・安全が目に見えるまちづくりの推進	59
Project 6 共生と自立によるまちづくりの推進	60
Project 7 情報社会への対応	61

第3部 部門別計画

前期基本計画施策体系

第1章 健康福祉都市をめざして	75
第1節 保健・医療	77
第2節 社会福祉	83
第3節 社会保険	104
第2章 教育文化都市をめざして	111
第1節 教 育	113
第2節 生涯学習	124
第3節 文 化	129
第4節 スポーツ・レクリエーション	136
第5節 青少年健全育成	139
第6節 男女共同参画社会	142
第7節 多文化共生	145

第3章	環境共生都市をめざして	149
第1節	環境との共生・保全	151
第2節	資源循環型社会の形成	162
第4章	安心安全都市をめざして	167
第1節	市民の安心	169
第2節	市民の安全	173
第5章	快適生活都市をめざして	187
第1節	総合交通	189
第2節	公園・緑地	197
第3節	水道	200
第4節	下水道	204
第5節	市街地整備	208
第6節	住宅	212
第6章	産業活力都市をめざして	215
第1節	農業	217
第2節	商工業	222
第3節	観光	226
第4節	労働環境	228

第4部 計画の推進のために =市民主体による自立的な行政経営

計画の推進のために施策体系	233
第1章 市民参画によるまちづくりの推進	234
(1) 透明性の高い市政の推進	234
(2) 市民参画体制の充実	235
第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進	236
(1) コミュニティ活動の促進	236
(2) 平和と交流によるまちづくりの推進	237
第3章 持続可能な行政経営の確立	238
(1) 効率的な行政運営の確立	238
(2) 健全な財政運営の推進	239
(3) 市有財産の適切な管理と有効活用の推進	239
(4) 行政サービスの利便性向上の推進	240

第5部 ゾーニング計画

第1章 計画策定の趣旨	243
第2章 面的ゾーニング計画	243
1. 既成市街地ゾーン	243
2. 新市街地ゾーン	244
3. 自然環境保全ゾーン	246
第3章 軸的ゾーニング計画	248
1. 市民のふれあいネットワークゾーン	248

第6部 地域別計画

第1章 計画策定の趣旨	251
第2章 地域別計画	252
1. 阿蘇地域	252
2. 村上地域	254
3. 睦地域	256
4. 大和田地域	258
5. 高津・緑が丘地域	260
6. 八千代台地域	262
7. 勝田台地域	264

資料編

第4次総合計画策定基本方針	269
第4次総合計画策定経過	272
各種市民フォーラム	273
総合計画審議会関係	276
総合計画策定会議設置要領	280
第4次総合計画策定体系	284
用語説明	285
八千代市都市計画図	291

本文中、青い下線 _____ がついている語句は、それぞれのページの欄外に、その語句の説明文を記載しています。

また、巻末の用語説明に五十音順で掲載しています。

第 1 編 八千代市第 4 次総合計画序論

第1章 計画策定の趣旨

八千代市は、首都30キロ圏に位置しており、首都圏の住宅都市として、京成本線沿線を中心に宅地化が進行してきました。昭和45年には、県下一の人口増加率を示し、昭和48年には人口が10万人を超え、昭和50年(1975)には、人口10万人以上の都市で全国一の人口増加率を記録しました。

このような急速な都市化に対応するために、昭和49年に策定した第1次総合計画をはじめ、昭和60年には第2次総合計画、平成11年には、バブル経済の崩壊や平成8年の東葉高速鉄道の開業等、市内外の諸条件の変化に対応したまちづくりの指針として、第3次総合計画を策定し市政の展開を図ってまいりました。

しかし、地方自治体を取り巻く社会・経済環境は、急速な少子高齢化やグローバル化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など急激に変化をするとともに、世界的な金融・経済不安の中、景気の先行きは現在も不透明な状況にあります。

また、政府は地域主権の実現に向けて、国と地方の関係について抜本的な見直しを行うなど、地方分権の改革を進めようとしており、行政はもとより、市民や企業がそれぞれの役割を担い、お互い協力・連携してまちづくりを進めて行くことが、これまで以上に必要となってきました。

こうしたことを踏まえて、第3次総合計画との継続性を念頭に、市民の誰もが八千代市に住んでいてよかったと実感できるまちづくりを実現するため、八千代市第4次総合計画を策定しました。

第2章 構成・名称・期間

総合計画の構成・名称・期間は次のとおりです。

(1) 構成

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

(2) 名 称

総合計画の名称	八千代市第4次総合計画
基本構想の名称	八千代市第4次基本構想
基本計画の名称	八千代市第4次総合計画前期(後期)基本計画
実施計画の名称	八千代市第4次総合計画前期(後期)実施計画

(3) 期 間

基本構想	平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間
基本計画	
前期	平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間
後期	平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間
実施計画	計画期間は3年間とし、 <u>ローリング方式</u> により毎年度見直しを行う

第 2 編 八千代市第 4 次基本構想

第1章 策定の意義・目的

基本構想は、八千代市のまちづくりを進めていくうえでの基本理念と将来目標および施策の大綱を示し、総合的な行政運営の指針とするもので、基本計画および実施計画の基礎となるものです。

第2章 目標年度

基本構想は、平成23年度(2011)を初年度とし、平成32年度(2020)を目標年度とします。

第3章 基本理念

本市は、豊かな自然環境を有し、快適さと豊かさを兼ね備えた都市として発展を続けています。

この豊かな自然環境を守り、市民の誰もが、八千代市に住んでいてよかったと実感できるまちの実現に向け、本市の将来にわたる都市の理想や市民のみちしるべである市民憲章の精神のもと、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

『誇りと愛着』

市民の誰もが心からこのまちを愛し、誇りを持ってこのまちに暮らしたいと願う、そんな魅力あふれるまちづくりを推進します。

『共生と自立』

市民やコミュニティの自主的活動を促進し、市民と行政が互いにパートナーとして共に支え合うまち、自立するまちづくりを推進します。

『安心と安全』

市民の誰もが生涯にわたって、いきいきと安心して暮らすことができるまち、快適で安全な生活が送れるまちづくりを推進します。

第4章 将来像

第1節 将来都市像

本市が持つ、都市と自然とのバランスに優れたまちとしての特性を活かし、市民の誰もが誇りと愛着を持って暮らすことができる、やすらぎに満ちたまちを創造していくため、第4次基本構想における本市の将来都市像を「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」と定め、まちづくりの基本目標とします。

第2節 将来都市像実現のための6つの柱

本市が目標とする「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」を実現するため、次の6つの柱を基本として、まちづくりを進めます。

1. 健康福祉都市をめざして

少子・高齢化が進行し、高齢社会を迎える中で、すべての人の個性が尊重され、共に支え合い、共に生きる、やすらぎに満ちた人にやさしいまちづくりを通し、地域ぐるみの福祉をより一層充実させていくことが求められています。

そのため、すべての市民が、住み慣れた家庭や地域で安心して生きがいをもって暮らし、互いに尊重しながら人々が共に助け合い、生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるよう、保健と医療と福祉の連携による、健康福祉都市の創造をめざします。

2. 教育文化都市をめざして

社会の成熟化、国際化、情報化などを背景に、市民の生活様式や価値観の多様化が一段と進み、市民一人ひとりの個性や能力を発揮できるまちづくりが求められています。

そのため、学校教育においては、一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導により、基礎・基本を確実に身に付け、確かな学力を育てるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、多様な体験活動や道徳教育の充実を図り、健康で豊かな心を育むよう努めます。

また、市民それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、だれでも学習する機会に恵まれた地域社会の実現を図るため、社会教育で行われる多様な学習活動を含めた生涯学習の振興、青少年の健全育成、男女共同参画の推進、文化・スポーツの振興、多文化共生の推進を図り、教育文化都市の創造をめざします。

3. 環境共生都市をめざして

地球温暖化が深刻な課題として浮き彫りになっており、環境への負荷を軽減する対策が待ったなしに求められています。

また、動植物が生息できる豊かな自然を保全することも重要な課題になっています。

そのため、温室効果ガスの削減、新エネルギー・省エネルギーへの取り組み、谷津里山・水辺の保全、動植物の保護、ゴミの減量化や再資源化への取り組みによる資源循環型社会の形成について、市民・事業者・行政の連携による環境共生都市の創造をめざします。

4. 安心安全都市をめざして

市民が生涯を安心して豊かに暮らせる都市は、安全性や快適性が優先されなければなりません。

また、災害や犯罪の発生、交通事故などの社会問題に対する不安感を解消することも求められています。

そのため、災害などから生命と財産が守られ、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、防災・消防体制の充実や防犯・交通安全対策など生活環境整備の推進に努めるとともに、市民・地域・NPO・企業・行政の連携による安心安全都市の創造をめざします。

※高齢社会＝65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が、14%～21%の社会（高齢化社会…7%～14%、高齢社会…14%～21%、超高齢社会…21%～）

※ライフステージ＝人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

※温室効果ガス＝大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称

※新エネルギー＝バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー

※資源循環型社会＝廃棄物の発生を抑制するとともにその再利用・リサイクルを促進して資源として循環利用する社会

5. 快適生活都市をめざして

快適な生活を営むうえで都市基盤の整備は、欠かせないものです。

そのため、市民がバリアフリーで円滑に移動でき、かつ地球環境に配慮した公共交通機能の充実や道路などの整備、いつでも毎日の生活にあたりまえのこととして使える水道・下水道の整備、都市の再生や将来のまちづくりを見据えた市街地整備、潤いとやすらぎを与えてくれる緑地や公園の整備など、快適生活都市の創造をめざします。

6. 産業活力都市をめざして

地域の産業・経済の振興は、そこに働く人ばかりではなく、地域の活力を高め、地域全体の生活の向上につながります。

本市は、今後も自然とのバランスに優れた住宅都市として、成熟度が高まっていくこととなりますが、住宅都市と共存できる農業・商工業の発展をめざしていくことが必要です。

そのため、生産性の高い活力ある都市型農業の確立、集客力のある商業の振興、工業団地を核とした工業の振興、観光資源を活かした観光の振興など、産業活力都市の創造をめざします。



第3節 将来人口・土地利用

1. 将来人口

基本構想の目標年度である平成32年(2020)度末の将来人口は、218,000 人と想定します。

2. 土地利用

(1)自然的特性

本市は、新川(印旛放水路)が、市域のほぼ中央を南北に貫流し、それを抱くように標高5mから30mのなだらかな起伏が続く台地が広がっています。

低地を流れる新川、神崎川、桑納川といった河川の周辺には水田が広がり、豊かな田園風景をつくっています。

(2)社会的特性

本市は、都心から東へ31km、県都千葉市中心部から北へ13km、成田国際空港から西へ26kmと、それぞれ近い距離に位置しています。

この好立地条件から、昭和40年(1965)前後、日本経済の高度成長とともに、人口の急激な増加がもたらされ、本市の南端を走る京成本線沿線地域から北方向に宅地化が進行しました。

昭和50年(1975)代以降、人口は急増期から増加期、安定期へと推移してきました。しかしながら、平成8年(1996)の東葉高速線の開通により、駅周辺部において市街地の形成が進み、宅地化が市の中央部一帯へと進行しています。

(3)土地利用の基本方針

①全市的な土地利用の基本方針

都市の主人公である市民を尊重したまちづくりをめざすうえで、人間・自然環境・都市環境との共生が図られるまちづくりの視点が大切です。

このような観点から、第3次基本構想における土地利用の基本方針である、自然の面積と都市の面積をそれぞれ50%にするという原則を引き続き継承し、秩序ある発展と土地の有効利用に努めます。

②ゾーン別の土地利用の基本方針

《既成市街地ゾーン》

京成本線沿線部から国道296号周辺までの既成市街地ゾーンは、一般的にほぼ熟度の高い土地利用がされ、住宅街としての成熟度も高い地域で、今後、公共・民間部門を問わずこの地域全体としてのリフォームの必要性が高まっています。

また、一部新市街地ゾーンと隣接する地区においては、2つのゾーンの秩序と調和を保てる土地利用を図っていく必要があります。

このようなことから、既成市街地ゾーンにおいては、総合的な居住環境や都市機能などの質的向上を図り、市民の快適な生活環境を形成するため、必要に応じて都市の再生を図るとともに、ゾーン境界部においての良好な土地利用を促進します。

《新市街地ゾーン》

国道296号周辺部から国道296号バイパス予定地周辺部までの新市街地ゾーンは、特に、東葉高速線の駅周辺部を中心に新市街地が形成されています。

このゾーンの特性は、既成市街地ゾーンと隣接・重複し、ゾーン内には本市の工業団地すべてが立地しており、市街化調整区域と連なっています。

また、地域のほぼ中央部を東西に東葉高速線が走り、今後も人口の増加が予想されるゾーンです。

このようなことから、新市街地ゾーンにおいては、都市における東葉高速線の基幹的な機能を生かし、本市の新しいまちづくりを展開するゾーンとしての土地利用を図るとともに、工業団地との共存、北側に位置する自然環境保全ゾーンとの調和に配慮した土地利用を図ります。

《自然環境保全ゾーン》

国道296号バイパス予定地周辺部から、その北側一帯を地域とする自然環境保全ゾーンは、市街化調整区域を中心とした地域です。

市民が誇る豊かな自然環境は、このゾーンにある自然によるところが大きく、市街化調整区域を中心とした農村部で支えられています。

したがって、本市の自然環境を保全していくためにも市街化調整区域を中心とする、このゾーンへの対応は重要です。

このようなことから、今後とも自然環境を生かしていきながら、農地の保全と市街地との調和を考慮した土地利用を推進します。

※新たな感染症＝人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が危篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

※地域完結型の医療＝「地域」を1つの病院に見立て、それぞれの医療施設が役割を分担し、患者に対して切れ目のない医療をやっていくとするもの

第5章 施策の大綱

第1節 健康福祉都市をめざして

1. 保健・医療

健康はかけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基礎です。市民生活の基礎となる健康づくりを推進していくためには、市民自らが健康の維持と増進を図れる環境づくりや生活習慣の改善による疾病予防が必要です。また、充実した医療体制も欠くことができません。

このため、市民の健康生活に向けた取り組みを促し支援するほか、保健・医療・福祉・地域の連携による効果的な健康づくりを推進するとともに、市民が安心して生活を送るために、疾病時に適切な医療が提供できる質の高い医療体制づくりに努めます。

(1) 保 健

保健・医療・福祉・地域が連携をとりながら、市民の健康の維持・増進を図れるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実に努め、病気や障害があっても誰もがいきいきと暮らしていける環境づくりに努めます。

また、各種健診や健康相談、健康教室等を行い、市民の健康の維持・増進に努めるほか、新たな感染症にも対応します。

(2) 医 療

医療需要は多様化、高度化し、地域完結型の医療も求められるようになってきました。また、新たな感染症への対応も課題です。加えて、医療には、病気を治すだけでなく、健康の維持増進や身体機能の回復なども求められるようになっていきます。

本市では中核病院として東京女子医科大学八千代医療センターが開院してから、小児科や産科を含む救急医療や高度医療などの地域医療が大きく改善されましたが、これらの医療体制を末永く維持するとともに、時代の変化に合わせる柔軟さも求められています。

このため、限られた医療資源を有効に活用するよう、医療機関の役割を明確にした機能分化や連携の推進が必要であり、保健・福祉部門との連携強化なども進める質の高い医療体制づくりに努めます。

2. 社会福祉

急速な少子高齢化や核家族化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、誰もが住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、共に支え合う地域社会の形成が急務となっています。

一方、福祉サービスに対する需要は多様化・複雑化しています。

このため、福祉サービスの提供に大きな役割を担う市民団体やボランティアなどの育成に取り組むとともに、情報提供・相談体制の充実、市民・団体・行政の連携を強化し、適切な福祉サービスを提供していく必要があります。

多様化する福祉サービスに対する需要を的確にとらえ対応するため、行政のみならず、市民の能力も活用した支え合う地域ぐるみ福祉を推進し、住んでいてよかったと思える福祉社会を築きます。

(1) 児童福祉

児童の健やかな成長は、市民みんなの願いです。

近年の少子化・核家族化・都市化の進行は、児童の養育機能や養育環境に多種多様の変化をもたらし、健やかな成長に対する懸念が生じています。

このため、家庭・地域・職場を含めた社会全体で子育ておよび健やかな子どもの成長を支援する体制の整備に努めます。

※中核病院＝地域の医療連携の中核を担う病院

※高度医療＝大学病院などで実施される、高度医療技術を用いた先端医療

※医療資源＝医師や看護師等の医療スタッフ、医療機器・検体検査・医薬品等の設備や施設、運転資金などより良い医療を提供するために必要とされるもの

(2) ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭(母子・父子家庭)の精神的、経済的な不安を解消し、自立と生活の安定を図ることにより、健全な家庭生活が営めるよう、支援体制の充実に努めます。

(3) 障害者(児)福祉

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活できる社会。このノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が地域で安心して暮らし、当たり前に取り組むことができる、希望に満ちた社会生活を営めるまちづくりが必要です。

このため、バリアフリーの考え方による福祉のまちづくりを一層推進するとともに、障害の早期発見、療育、機能回復、社会参加を促進する施策の充実に努めます。

(4) 高齢者福祉

高齢者の増加に伴い要介護認定者が増加し、今後も、介護サービスに関する情報提供や相談体制をはじめ、サービス提供体制の充実やサービスの質の向上などが求められています。

また、介護保険制度が予防重視型システムへと転換されたことにより、生活機能低下の早期発見・早期対応の体制整備を図るとともに、高齢者が介護を必要とする状態にならないための介護予防が重要になっています。

このことから、高齢者が生きがいを持って安心して生活できるよう、社会への参加を促進するとともに、福祉サービスの充実に努めます。

(5) 低所得者福祉

生活に困窮する人に対する相談・指導の充実を図り、生活保護制度を基本とし、生活を保障するとともに、適正な就労支援や生活支援により自立の助長に努めます。

(6) 地域ぐるみ福祉

高齢社会を迎える中、核家族化が進行しています。その結果、高齢者の2人世帯や単身世帯、寝たきり世帯などが急増し、在宅福祉の需要増加が見込まれています。

また、犯罪や事故、災害から障害のある人や高齢者を守り、地域で安心して生活できるまちづくりも必要です。

このため、地域活動やボランティア活動による温かい地域づくりが求められています。

支え合いや思いやりのある近隣社会を築いていくため、家庭・地域・ボランティア・NPO・行政が多様な形で連携した地域ぐるみ福祉活動の推進に努めます。

(7) 墓地・斎場

墓地需要の増加と墓地意識の変化に対応した市営霊園が、市民にとって利用しやすい施設となるよう努めます。

また、四市複合事務組合が運営する馬込斎場の管理運営に努めるとともに、今後見込まれる火葬炉の不足に対応するため、第二斎場の整備に努めます。

※ノーマライゼーション＝誰もが等しくふつうの生活を送れる社会こそ正常である、という考え方

※予防重視型システム＝高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐことや、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることであり、高齢者であっても可能性がある限り、その心身の状態を改善もしくは維持できるようにする取り組み

※四市複合事務組合＝船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市及び本市で組織する一部事務組合で、斎場等を設置運営している

3. 社会保険

経済不安、少子・高齢化の進行の中にあって、すべての市民が安心・自立して暮らすための大きな支えとして、社会保険の果たす役割はますます重要となっています。

国民健康保険・高齢者医療制度は、市民の医療の確保と健康の保持・増進に欠かせないものです。

また、高齢化の波が押し寄せる中、老後の生活の糧である国民年金や、介護を必要とする人やその家族の負担を社会全体で支えあうための介護保険の役割はますます重要となっています。

このため、今後も、医療・介護・年金の3つを柱とする社会保険制度の的確な運営と、被保険者へのサービス確保に努めるなど一層の充実を図ります。

(1) 国民健康保険・高齢者医療制度

保健・医療・福祉との連携による予防医療を中心とした保健事業の充実を図り、保険給付の適正化と財政運営の健全化に努めます。

(2) 介護保険

高齢者人口の増加に伴い、介護サービス利用者の増加が予想されており、介護保険制度の安定運営、サービスの質の向上を図るとともに、介護予防への取り組みに努めます。

(3) 国民年金

国民年金制度については、基礎年金制度の周知、加入促進、受給権の確保に努めます。



第2節 教育文化都市をめざして

1. 教 育

学校教育は、子どもたちのそれぞれの成長段階に応じて、知識、教養、社会性の習得、個性の創造により、自立性、協調性、国際的視野などを培い、心豊かな人間性を形成するうえで欠くことのできないものです。

また、生涯学習社会における学習の基礎づくりの場としての大きな役割も担っています。

幼児教育、義務教育については、幼児、児童生徒の増減動向に適切に対応し、教育施設の整備、活用を図るとともに、国際化・情報化など時代の変化に対応し、個性を生かす教育の充実に努めます。

高校教育については、地域社会・小中学校との連携を働きかけ、大学については、機能の地域社会への開放・交流、人材活用の促進に努めます。

(1) 幼児教育

幼児期は、人間形成のうえで大切な時期です。

このため、幼稚園・保育園・認定子ども園・幼児教室・小学校・家庭・地域社会が連携し、幼児の健全な成長と人間形成が図れるよう幼児教育の支援に努めます。

(2) 義務教育

情報社会、生涯学習社会の進展など、小中学校の児童生徒を取り巻く教育環境は、急激に変化しています。

このような社会情勢の変化の中で、将来を担う児童生徒が心身ともに健康で、必要な知識や教養を培い、心豊かな人間性を育むために、一人ひとりの個性や能力を生かした教育の推進に努めます。

(3) 高校・大学教育

高校と小中学校の相互学校訪問や関係機関等と連携を深めるとともに、大学機能の地域社会への開放・交流、人材の活用の促進に努めます。

2. 生涯学習

市民が生涯を通して自己を高め、人間性豊かな人生、充実した生活を送るため、生涯学習の重要性が高まっています。

このため、社会教育で行われる多様な学習活動を含め、「いつでも、どこでも、だれでも」が自由に学習活動に取り組み、またその成果を生かすことができるよう、生涯学習推進体制を整備し、学習機会の拡充や、人材育成、情報提供、施設整備等、学習支援の充実に図るとともに、学びを通じた市民の交流と学習成果の地域への還元に努めます。

3. 文 化

市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、生活をより有意義にするとともに、文化の担い手として、自分たちの住むまちに誇りと愛着が持てるよう市民文化の充実に努めるとともに、先人の残した貴重な文化財を後世に継承します。

(1) 市民文化

市民が身近な地域でさまざまな文化に触れ、活動できることは、一人ひとりの文化的な欲求を満たし、文化的な生活を実現するだけでなく、市の個性・アイデンティティを創造していくうえでも大切なことです。

このため、地域における市民の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に触れる機会の充実を図り、市民文化の振興に努めます。

(2) 文化財

先人の残した重要な文化遺産である文化財は、ふるさとの歴史や文化を正しく理解するうえで欠かせない貴重な財産です。

このため、文化財の調査・保存に努めるとともに保護と活用を図ります。

4. スポーツ・レクリエーション

自由時間の増加や高齢化の進行に伴い、生涯学習、健康維持、人とのふれあいといった観点から、スポーツ・レクリエーション活動への関心が高まっています。

このため、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備・充実に努めます。

5. 青少年健全育成

核家族化、少子化、情報化など、青少年を取り巻く環境変化が著しい中で、日本の未来を築く青少年を健全に育成することは、地域社会全体の務めです。

このため、地域や関係機関・団体の連携により、青少年健全育成が促進され、青少年を支える体制づくりが図れるようにするため、家庭教育および関係団体の支援に努めます。

6. 男女共同参画社会

男女を問わずすべての個人が、互いにその人権を尊重し、権利も責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要な国民的課題となっています。

このようなことから、本市では男女がともに豊かな人生を実現できる共同参画社会をめざした「やちよ男女共同参画プラン」を策定し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、女性の生涯にわたる職業形成など様々な施策を進める一方、社会情勢の変化により新たな課題にも取り組みながら、男女が共同して参画できる社会の実現に努めます。

7. 多文化共生

外国人の定住化が進む現在、外国人を地域住民として認識する視点が求められており、新しい地域社会のあり方として、国籍や民族の違いを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増しています。

このため、外国人を地域住民としてとらえ、社会参加を推進するため、主体的に地域で活動を展開できるように拠点の整備や、外国人の活動支援、外国人との交流を促進するための担い手の育成に努めます。

※アイデンティティ＝主体性

※ワーク・ライフ・バランス＝「仕事と生活の調和」の意味。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること

第3節 環境共生都市をめざして

1. 環境との共生・保全

生活環境の保全・改善、地球温暖化、貴重な野生動植物の絶滅などの環境問題に対して、市民・事業者・行政の3者の連携によって中長期的な視点での対策を講じ、環境と共生する都市の実現に努めます。

(1) 生活環境

大気や公共用水域、地質の汚染状況を把握し、環境への負荷を低減させる対策および保全すべき基準を超えた環境についての改善が必要です。

大気については、光化学スモッグの原因である化石燃料の使用量の削減を推進します。

公共用水域については、アオコの発生の原因となる窒素やリンの排出量を削減するため、事業所に対する指導を強化するとともに、生活排水の浄化対策を推進します。

地質環境については、残土規制や事業所に対する指導により、地下水汚染対策を推進するとともに土壌汚染の未然防止に努めます。

(2) 地球温暖化

地球環境という基盤の上に成り立っている私たちの暮らしの中で、人の活動によって排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球温暖化の原因となっています。

このため、その削減に向けた実践活動の促進や啓発等の取り組みを推進します。

(3) 生物多様性の保全

現在多くの生物種が絶滅の危機に瀕しています。これに対して、我が国は生物多様性基本法を平成20年(2008)6月に施行し、各自治体に生物多様性の保全のための施策策定と実施を義務づけています。

このようなことから、本市においても自生の貴重な動植物種を守るとともに、そうした動植物の命を支えている谷津・里山や水辺などの生態系の保全に努めます。

(4) 環境美化

身近な生活環境を保全し、向上させるために、地域ぐるみで美化活動の推進を図ると共に、ポイ捨て防止などのマナー向上の取り組みを進めます。

また、大規模な不法投棄や廃棄物の不適正保管など不適正な状況の発生を未然に防止するため、地域ぐるみで監視活動に取り組みます。

2. 資源循環型社会の形成

廃棄物を処理することにより、資源の消費や環境への影響が生じています。

このような状況を改善していくため、廃棄物の発生抑制や削減に努めるとともに、資源の有効利用を図る資源循環型社会の形成が求められています。

このため、資源循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の適正処理を行うとともに、特に廃棄物の焼却に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減を図るため、一般廃棄物の排出抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の3Rによる取り組みを推進します。

さらに、日々発生する一般廃棄物の処理施設における、処理の停滞を防ぐため、ごみ排出量に対応した焼却施設の充実を図ります。

※光化学スモッグ＝大気中の炭化水素と窒素酸化物などが、紫外線の影響で光化学反応を起こし生成されたスモッグ

※アオコ＝淡水産単細胞藻類の一群の総称

※生物多様性＝あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念

第4節 安心安全都市をめざして

1. 市民の安心

生活の多様化に伴い、市民生活を取り巻く問題も複雑、多様化しています。このため、生活上生じる様々な問題についての各種相談や、消費生活に関する総合的な情報提供を行い、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(1) 相 談

市民の日常生活の中で起こる問題等に対し、各種相談を通じて、市民が安心して生活が送れるように努めます。

(2) 消費生活

消費者被害を未然に防止するため、積極的に情報提供や啓発を行い、安心安全な消費生活の確立に努めます。

2. 市民の安全

災害については、「自分の命は、自分で守る」そして助け合いの輪を広げ「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本として、市民・地域・行政の連携により、災害に強いまちづくりに努めます。

また、日常の市民生活の安全面については、事故や火災、犯罪のないまちづくりに努めます。

(1) 防 災

いつ起るかかわからない災害に対し、日ごろの備えと災害時の応急対策や都市の防災構造の強化に努めることが大切です。

このため、市民一人ひとりの防災意識の啓発や自主防災体制の強化、防災資機材の備蓄の充実が必要です。

また、市民の安心で安全な生活を確保するため、耐震化の促進や雨水・排水対策、急傾斜地対策など、地域防災計画を確立し、災害に強いまちづくりに努めます。

(2) 消 防

私たちの生命や財産を一瞬のうちに奪い取る火災は、市民一人ひとりのちょっとした注意で、発生を防ぐことができます。

このため、防火意識の啓発など、火災予防の充実に努めることが必要です。

また、火災の発生に備えて、消防署の適正配置や通信体制・消防車両の整備、消火栓・防火水槽の整備など、消防体制の強化に努めます。

救急需要に対しては、救命率の向上を図ることに重点を置き、特に、今後増加する高齢者の救急患者に対応できる救急・救助体制の整備に努めます。

(3) 防 犯

犯罪のないまちで、安心して暮らせることは市民の願いです。このため、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら連携および協力を図り、防犯活動の推進に努めます。

(4) 交通安全

自動車の増加や都市化の進展などにより、交通災害の危険性が増しています。

市民を交通災害から守るため、市民の協力と警察・関係団体との連携をとりながら、交通安全活動を推進するとともに、幼児・高齢者や障害を持つ人にやさしい道路の整備と交通安全施設の整備に努めます。

第5節 快適生活都市をめざして

1. 総合交通

本市の交通については、人が安全で快適に移動できるための交通機能、道路などの交通施設、移動の広域性と地域性、さらには、将来における望ましい交通体系などに着目して総合的、計画的に整備することが求められます。

このため、バリアフリー化を促進するとともに、鉄道・バスの公共交通機能の充実や広域的・地域的な視点での道路など交通施設の整備を推進し、総合的な交通機能・施設の形成を図りながら、将来を展望した総合的な交通体系の整備の促進に努めます。

また、移動の自由性を高める鉄道の高架化などの課題については、引き続き検討するものとします。

(1) 公共交通

鉄道・バスの公共交通は、本市の大量交通機能の根幹をなすものであり、環境対策やエコ・ツーリズムという面でも重要な移動手段です。

このため、公共交通の充実を図るため、鉄道については、引き続き利便性の向上を要請して行きます。バスについては、路線網の整備充実を要請するとともに、コミュニティバス等による地域交通への対応を図ります。

こうした取り組みにより、地域の足としての公共交通を支援します。

(2) 道 路

道路は、交通施設として重要な役割を担っているとともに、市街地形成のあり方を決定する最も基幹的な公共施設・公共空間でもあります。

このため、国・県道、都市計画道路、生活道路など、それぞれの機能分担と各道路との連携性を考慮して、体系的な道路整備に努めます。

国・県道は、本市の広域的幹線道路として重要な機能を担っていますが、通過車両などの増加に伴い、交通渋滞を生じており、改良やバイパスの整備の促進が求められています。

このため、国・県等関係機関に整備の促進を要請します。

市道は、市民の生活道路としての役割が高く、人にやさしい道路の整備に努めます。

市道のうち、都市計画道路については、将来を展望した体系的な道路整備を推進し、一般の市道については、改築や維持・補修に努め、安全性や移動円滑化の向上を図ります。

2. 公園・緑地

公園・緑地は、市民の身近にある貴重な緑の公共空間であり、人が語らい、ふれあう場として、子どもたちの遊びの空間として、また、災害時には避難場所としての機能を併せ持っています。

このようなことから、都市公園の総合的な整備を進めるとともに、緑と花を市民みんなで育て、維持し、守り継いでいくため、市民と一体となって緑と花のまちづくりに取り組みます。

3. 水 道

水道は、市民の健康的な生活を維持する重要なライフラインの一つであり、「安心・安全でおいしい水」を適正な料金で安定的に供給することが、何より求められます。

このため、水質の管理、水源の確保、災害に強い施設整備および施設の延命化を図るため更新計画を策定し、健全な経営に努めます。

4. 下水道

下水道は、快適で衛生的な市民生活を営むための根幹的な施設であります。

また、河川・湖沼・海の水質汚濁を防止し、良好な水辺環境を保全していく上で、重要な役割を果たしています。

このため、汚水については、処理区域の拡大、ポンプ場の施設改修および管路の延命化を図る対策を計画的に進めます。

雨水については、都市化の進展に伴う緑地や空地の減少などにより、地下への浸透能力が低下しており、豪雨などへの対策を計画的に進めます。

5. 市街地整備

本市の市街地は、土地区画整理事業等による市街地整備により、住宅都市として、良好な住宅・宅地の供給や道路・公園等の整備がされてきており、市街地の景観や生活環境の整備改善に大きな役割を果たしています。

このため、本総合計画に示した土地利用の基本方針およびゾーニング計画を基本とし、八千代市都市マスタープランに沿った市街地整備を進めます。

6. 住 宅

快適な生活を営む上で住生活の安定、向上が必要です。

少子・高齢化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応した住宅の供給、良好な居住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を有する者の居住の安定の確保が図られること等が求められています。

これらのことを旨とした民間住宅の建設・改善誘導と市営住宅の有効活用に努めます。

第6節 産業活力都市をめざして

1. 農 業

農業は、国民生活を維持するうえで、根本的な産業として位置付けられています。

本市の農業は、身近な消費地に多様な農産物を供給する都市型農業として発展してきました。しかし、都市化の進展など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

このため、生産基盤の整備や安定した農業経営体の育成、環境に配慮した農業経営への支援、多様な消費者ニーズに対応した生産・加工・流通の推進、消費者との交流促進などを通じて、都市型農業の振興に努めます。

2. 商工業

商工業の動向は、地域経済と消費生活に大きな影響を及ぼします。

商業については、安定した経営を継続していくための新たな事業展開や経営力の強化が重要です。

また、工業については、新たな技術や製品の開発など、経済の変動に左右されにくい経営形態が必要です。

このため、今後も、地域に根ざした商工業の育成を基本として、住宅都市における商工業の振興に努めます。

3. 観 光

観光の振興は、地域の発展や活性化に大きな役割を果たします。

このため、本市の恵まれた自然環境や歴史、特産品、イベントなどを地域の観光資源としてとらえ、多くの市民や来訪者が楽しみ憩えるよう活用に努めます。

4. 労働環境

少子・高齢化に伴い、経済社会を支える労働人口の減少が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、すべての人の意欲と能力が最大限発揮できるよう、環境整備を図ります。

また、高齢者等の就業を促進する国の施策に相まって、県とも協力・連携し、地域の状況に応じた対応に努めます。



第6章 構想の推進のために ― 市民主体による自立的な行政経営

地方自治体を取り巻く社会・経済環境は、急速な少子・高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など急激に変化しており、米国の金融危機に端を発した、世界同時不況の影響により、経済の先行きは不透明な状況にあります。

また、国と地方自治体の関係は、上下の関係から、対等の立場で対話ができる関係へと根本的に転換され、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める事のできる「地域主権」の早期確立に向けて、内閣府に地域主権戦略会議が設置されるなど、地方分権改革の取り組みが進められています。

さらに、社会が成熟段階を迎え、「物の充足から心の充足」、「量の確保から質の向上」、「画一的な社会から個性的な社会」へと市民の意識は、変化しています。

このような社会の成熟化と意識の変化に伴う、「価値観の多様化」によって、市民ニーズの多様化・高度化・細分化が進んでおり、市だけでなく、市民や地域コミュニティ、NPO等とのパートナーシップを基本とした、新しい公共による行政経営を推進することが、これまでも増して強く求められています。

このようなことから、市民だれもが、主体的にまちづくりに参画し、愛着をもって住み続けたいと思える、アメニティに富んだまちづくりを推進するため、「市民と行政の共生」、「コミュニティ活動の促進」、「新しい公共の構築」の観点から「市民主体による自立的な行政経営」を基本方針と定め、構想および計画を推進します。

第1節 市民参画によるまちづくりの推進

都市の主人公である市民が主役になってまちづくりを進めていくことが、ますます重要になってきます。

それには、行政と連携して取り組みができる場を提供し、市政への市民参画を一層促し、多様化する課題に力を合わせて取り組むことが必要です。

そのため、情報提供、情報公開、政策形成過程への参加はもちろんのこと、行政主導による参画だけではなく、市民主体による市政運営に努めます。

第2節 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

市民の誰もが安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく自治会、NPO、ボランティア団体、企業などの支え合いによる「新しい公共」としての動きが重要になっています。

こうした活動を活性化するためには、その基盤となる地域コミュニティに活力があることが必要です。

そのため、地域コミュニティの活動がさらに活性化するように、市民の自主的なコミュニティ活動の促進に努めます。

また、平和と文化を基本とした八千代市独自の平和施策や国内外交流を推進します。

第3節 持続可能な行政経営の確立

地方分権時代にふさわしい、持続可能な行政経営を確立することが求められています。

多様化する市民ニーズに対応するため、政策形成能力、財政運営能力など行政全体の総合的経営能力の向上を図り、的確な市民サービスを実施していくことが必要です。

そのため、前長期総合計画との継続性などを図りながら本構想を推進します。

また、行政が保有している土地や施設などの有効活用を進め、市民サービスの向上に努めます。

※米国＝アメリカ合衆国の略称

※地方分権＝政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、或いは全面的に移管する事

※地域コミュニティ＝地域住民が生活している場所。町内会・自治会など

※パートナーシップ＝共同で何かを行うための協力関係

※新しい公共＝公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方

第7章 時代的課題と対応

本市の将来都市像を実現するため、次のような時代的課題に的確に対応し、市民サービスの向上に努めます。

1. 少子・高齢化の進行

未婚化・晩婚化という結婚に関する意識の変化により、出生率が低下し少子化が進行しています。

平成17年(2005)に合計特殊出生率が過去最低の1.26となり、人口も平成16年(2004)をピークに減少に転じ、現在の傾向が続けば、平成67年(2055)には、我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間の出生数も半減し50万人を割り込むものと予想されています。

一方、平均寿命を見ると健康に対する意識の高まりや医療技術の進歩などにより男性79.00歳女性85.81歳(平成20年版厚生労働白書)と男女とも世界有数の長寿国となっており今後もさらに高齢化が進むことが予測されています。

本市の高齢化率は全国でも低いところに位置しています。しかし、高度成長期の大量就職期に流入した、いわゆる「団塊の世代」およびそれに近い世代の人口の割合が高く、この世代の人たちを中心に、これから急速な高齢化に直面することが想定されています。結果として、前期基本計画の期間中には、高齢化率が21%を超える、超高齢社会へ進行するものと予測されます。

このため、少子化や高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実を図り、安心して出産・育児ができる環境づくりや子育てを支援できる地域づくりを推進するとともに、高齢者が地域の中で生きがいを持って暮らせる環境の整備に努めます。

2. 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、家庭や地域、教育等あらゆる分野において男女が共同して参画することが極めて重要です。

しかし、男女共同参画社会の実現のためには、男性も家庭や地域活動に参画することができるような、仕事と生活のバランスがとれたライフスタイルの普及、女性の社会進出のサポートや女性の能力が正に評価される社会づくり、在宅勤務型労働の促進や子どもを産み育てやすい環境の整備など、対応しなければならない問題が多くあります。

男女共同参画社会の取り組みは社会において生じている様々な課題解決に道筋をつけ、一人ひとりが豊かな人生を送ることを可能にし、組織を活性化し、ひいては持続可能で活力ある社会に向けての原動力となり得るということを認識することが重要です。

このため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進、女性の就業問題、育児支援など男女共同参画社会の形成を推進します。

3. 価値観・ライフスタイルの多様化

少子・高齢化の進行や情報化・国際化の進展、経済環境の変化などに伴い、「物から心」、「画一から個性」、「量から質」へと個人の価値観、社会全体としての価値観が変化し、多様化しています。

また、それに加え、生活水準の向上や自由時間の増大、職業に対する意識変化などに伴い、旧来の価値観にとらわれない生きかた、いわゆるライフスタイルの変化と多様化も進んでいます。

これらは、「個人」や「個性」がより重視される社会への転換を促進させるとともに、「個と家族」、「個と地域」など「自己」と「他者」との関係をあらためて問いかけています。

こうした中、平成19年(2007)12月に政府・経済界・労働界・地方公共団体の合意により「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定され、現在、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』に向けての取り組みが進められています。

このような価値観・ライフスタイルの変化と多様化は、あらゆる行政分野における需要の多様化・高度化・細分化を顕在化させ、また、市民のまちづくりへの参加意識にも変化をもたらしています。

このため、価値観・ライフスタイルの変化と多様化の動向に伴う市民ニーズを的確に把握し、総合的かつきめ細かな行政の展開に努めます。

4. 地方分権の進展

地方分権は、これまで「主従・上下」の関係に近かった国と地方との関係を「対等・協力」という新しい関係に立って国と地方との役割や責任などを明確にし、地方に委ねられるものはできるだけ委ねて、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築しようというものです。

この地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年(2006)12月に地方分権改革推進法が施行され、地方分権改革の推進についての基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項が定められました。この法律をもとに、国と地方との役割分担や国の関与のあり方についての見直しや、それに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方についての検討、地方自治体の行政体制の整備および確立などの取り組みが進められています。

こうした中、政府は地方分権改革をさらに推し進めた、地域主権の実現を打ち出すなど、地方分権は、確実に大きな潮流となっており、地方自治体には、自己決定と自己責任にもとづき、自主的・自立的な地域づくりに取り組むことが求められています。

このため、市民の主体性や政策形成過程への参加を基本に、自己決定と自己責任によるまちづくりを推進します。

5. 情報化の進展

インターネットや携帯電話の普及に代表される情報処理・通信に関する技術が飛躍的に発展しています。これにより、人々の日常生活においても急激な情報化が進展しています。

このような情報化は、グローバル化とボーダレス化を進展させ、人々の日常生活や地域社会のあり方にも大きな影響を与えています。

しかし、情報化の進展は一方で、ネットワークのセキュリティの確保やプライバシーの保護などへの対応の必要性も提起しています。

このため、住民の立場に立った市民サービスの更なる向上や行政運営の簡素化・効率化を進めるとともに、個人情報の保護と適正な管理を図り情報社会に対応できる総合的な情報化施策を推進します。

6. 地球環境問題の顕在化

先進国の大量消費、大量廃棄型の生活様式や新興国の急速な工業化等により、地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行など、地球規模で発生する環境問題が深刻化しています。

この地球規模での環境問題は、一国のみでの対応が困難であり、国境を超えた共同の取り組みが必要です。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決のためには、ライフスタイルを環境にやさしいものへと変えていくことが求められています。

このため、私たち一人ひとりの行動や自治体の活動が、地球環境問題と直結していることを認識し、環境にやさしいライフスタイルへの転換、環境への負荷が少ない循環型社会の構築、新エネルギー・省エネルギーの推進など、地球環境の保護と資源の持続可能な利用を図ります。

7. 国際化・グローバル化の進展

国際化の進展に伴い、世界の国や地域との人・物・情報などの相互交流がますます活発化し、世界がより身近なものとなっています。

また、近年、多様な地域からの外国人入国者が増加するなど、日本における人の流れはグローバル化の時代を迎えています。

このような国際化・グローバル化の進展は、これまでの国家間の国際関係とは別に、個人や地域社会にとっても身近な問題となっており、自治体として国際交流や国際的なつながりということを、どう地域の活性化につなげていくか考えていかなければならない時代に入っています。

平成18年(2006)に国が策定した「多文化共生プログラムの提言」においても、外国人定住者に対するコミュニケーション支援や生活支援の検討の必要性が唱えられるなど、多文化共生社会の形成に向けた取り組みが求められています。

このため、市民・NPO・企業・行政との連携により、多様な文化的背景を持つ人々とともに、安心して社会生活を営むことができる地域社会の実現に努めます。

※ボーダレス化＝国の境自体が不明確となり、ヒトもモノも自由に往き来し、情報が筒抜けになる状態

※セキュリティ＝安全、保安、防犯

※多文化共生社会＝外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうとする社会

八千代市第4次総合計画

第3編 前期基本計画

はじめに

計画の構成

市の概要

計画の構成

本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

基本構想 — 本市のまちづくりを進めていくうえでの基本理念と将来目標および施策の大綱を示し、総合的な行政運営の指針とするものです。

基本計画 — 基本構想を実現するため、まちづくりの基本的な施策を体系的に示す市政の基本的な計画です。

実施計画 — 基本計画に定めたまちづくりの基本的な施策を効果的に実施するための具体的な事業施策を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画です。

市の概要

1. プロフィール

●市制施行

昭和42年1月1日

●八千代という名称

昭和29年1月15日、大和田町と睦村が合併した際、公募により決定しました。

●市 章

昭和34年4月10日、公募により制定しました。

●位 置

千葉県北西部に位置し、都心から31km、千葉市中心部から13km、成田国際空港から26kmに位置しています。

●面 積

51.27 km²(東西 8.1km、南北10.2km)

●地 勢

標高5～30mのなだらかな台地が広がり、市域の中央を南北に貫くように新川(印旛放水路)が流れています。

●気 象(平成21年)

- ・年平均気温 15.5℃
- ・年間降水量 1,616.5mm
- ・年間を通して比較的温和です。

●市の特産「梨」

米本、村上地区を中心に幸水、豊水、新高などの品種が栽培、出荷されています。

●市の木「ツツジ」

昭和46年3月4日、公募により指定しました。

●市の花「バラ」

平成9年1月1日、投票により指定しました。

●シンボルマーク

平成9年1月1日、投票により制定しました。

●交 通

・国 道

国道16号が南北に、国道 296号(成田街道)が東西に通過しています。

・鉄 道

京成本線が南端を東西に、東葉高速線が中央部を東西に横断しています。

●人口および世帯数(平成22年3月末現在)

・人口 192,570人／男95,694人・女96,876人

うち外国人登録人口 4,189人／男1,809人・女2,380人

・世帯数 79,985世帯

●姉妹都市

・国際姉妹都市

アメリカ合衆国テキサス州タイラー市

●友好都市

・国際友好都市

タイ王国バンコク都



市 章



シンボルマーク



市の木「ツツジ」



市の花「バラ」

2. 産 業

●産業別就業者数(平成17年国勢調査)

就業者数 85,800人

第1次産業 1,449人

第2次産業 18,994人

第3次産業 63,721人

分類不能 1,636人

3. 八千代市の主なあゆみ

- 大正15年 京成電鉄成田線が開通して大和田駅が開業
- 昭和29年 大和田町と睦村が合併して八千代町となる。同年印旛郡阿蘇村が合併
- 31年 京成八千代台駅開業
- 32年 日本初の住宅団地、八千代台団地完成
- 37年 八千代工業団地造成工事完了
- 41年 水資源開発公団大和田排水機場運転開始
- 42年 八千代市誕生(人口4万1,574人で市制施行)
- 43年 国道16号開通。京成勝田台駅開業。勝田台団地入居開始
- 45年 国勢調査で県内トップの人口増加率。米本団地入居開始
- 47年 市民いこいの家オープン。高津団地入居開始
- 48年 住民登録人口10万人を超す。市民会館開館。若潮国体開催(本市は相撲会場となる)
- 49年 第1次基本構想策定。少年自然の家オープン
- 50年 佐倉市西志津地区が編入。勤労青少年ホームオープン
- 51年 村上団地入居開始
- 52年 市制施行10周年記念「八千代ふるさと音頭」発表。消費生活センターオープン
- 53年 夜間急病センターオープン
- 55年 はばたき職業センターオープン。市民体育館開館。八千代警察署開署
- 56年 村上橋開通。ブロンズ像「太陽」と「緑」設置。東葉高速鉄道株式会社設立
- 58年 市民プールオープン
- 59年 福祉センター、農業研修センターがオープン。親子橋開通(新川大橋、なかよし橋)。
東葉高速線工事着工
- 60年 第2次基本構想策定。保健センターオープン
- 61年 ガキ大将の森オープン。平和祈念碑を設置。同名「八千代」姉妹都市提携
- 62年 緑の都市宣言。平和都市宣言。花と緑の基金発足。勝田台市民文化プラザオープン
- 63年 八千代国際大学(現在、秀明大学)が開学(市内初)。星裏一版画展示室オープン
- 平成元年 八千代こども国際平和文化基金事業スタート。八千代市文化振興財団発足。
八千代台東南公共センターオープン
- 3年 住民登録人口15万人を超す。第1回八千代国際少年サッカー大会開催。情報公開制度スタート
- 4年 八千代商工会議所設立。市制施行25周年記念シンボルソング「いつまでも」発表。米国タイラー市
と姉妹都市提携。建設省の「ふるさとの川モデル事業」に新川・桑納川が認定・指定を受ける
- 5年 東京成徳大学が開学。ゆらゆら橋開通。歴史民俗資料館、ふれあいプラザ(旧いこいの家)
がオープン。京成八千代台駅に身体障害者用エスカレーター設置
- 6年 株ケーブルネットワークやちよ(愛称:わいわいTV)開局。郵政省の「テレトピア構想
モデル都市」の指定を受ける。育児支援センター「すてっぷ21」、在宅介護支援センター
がオープン。萱田給水場供用開始
- 7年 米本児童学園とマザーズホームを統合し、児童発達支援センター「すくすくルーム」開設。
消防緊急通信指令施設稼働。終戦50周年記念平和事業開催。八千代産の酒「八千代桜」誕生

- 8年 東葉高速鉄道が開通(東葉高速鉄道開通記念フェスティバル開催)。「新八千代ばやし」発表。文化伝承館オープン。第28回アジアウエトリフティング選手権大会開催
- 9年 市制施行30周年記念「シンボルマーク」制定・市の花「バラ」指定・エコーハガキ「やちよの街シリーズ」作成。勝田台駅南北連絡地下通路開通。適応支援センター「フレンド八千代」、ふるさとステーションがオープン。「市長への手紙」制度、インターネットホームページの開設
- 10年 公共施設循環バス「ぐるっと号」運行開始。市内3図書館のパソコンネットワーク化。市内全域のゴミ5分別収集始まる。消防署での住民票交付。第3次基本構想策定。市民憲章制定
- 11年 健康都市宣言。第3次総合計画策定。乳幼児健康支援一時預かり事業開始。「SOSネットワーク」発足。行財政改革大綱・推進計画策定。市の事務機構を7部42課89班に改革。女性消防団誕生
- 12年 村上、米本、保品、神野、上高野、下高野、堀の内、下市場(一部)の地域を対象に住居等の表示から「大字」を削除。勝田台栄町公園地下自転車駐車場供用開始。歴史民族資料館を博物館登録し、「郷土博物館」に名称変更。指定ごみ袋制度がスタート。「公文書公開条例」に代わり、「情報公開条例」の運用が開始される。ファミリー・サポート・センター活動開始
- 13年 「八千代市子ども憲章」の制定。第6回少年少女洋上教室開催。大和田南保育園が社会福祉法人に移管。新川千本桜植栽事業、桜の里親募集開始
- 14年 西八千代北部特定土地区画整理事業が事業認可。学校週5日制がスタート。市立しろばら幼稚園が勝田台南小学校内に移転。「不法投棄防止条例」が施行される。市民活動サポートセンターオープン
- 15年 環境美化里親制度(アダプト制度)がスタート。「八都県市合同防災訓練」が本市を会場に実施される
- 16年 新川千本桜植栽事業が完了する。東京女子医科大学付属病院の開設に向けて基本協定を締結。緑が丘プラザオープン
- 17年 2005千葉きらめき総体(ウエトリフティング・女子バスケットボール競技)が開催される。国勢調査人口が18万人を突破する
- 18年 八千代こども国際平和文化基金事業が総務大臣表彰を受賞する。東京女子医科大学附属八千代医療センターが開院
- 19年 市制40周年を迎える。新消防庁舎完成、高機能消防司令センター運用開始。総合生涯学習プラザオープン。パブリックコメント手続実施要綱が制定される
- 20年 新川わくわくプレーパークオープン。タイ王国バンコク都と友好都市提携。障害者福祉センターオープン
- 21年 犯罪のないまちづくり条例が施行される。エコアクション21の認証取得。八千代市市民活動団体支援金制度「1%支援制度」がスタート。八千代市路上喫煙の防止に関する条例が制定される。一般廃棄物最終処分場の恒久対策工事が完了する
- 22年 八千代市営霊園が利用開始。新川周辺地区都市再生整備計画事業がスタート。八千代市多文化交流センターオープン。第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」(ウエトリフティング・女子バスケットボール競技)が開催される。体力づくり優秀組織として国民会議議長賞を受賞する

●市の位置

方 位	東 経	北 緯	地 点	距 離
極 東	140° 09' 26"	35° 45' 23"	保品字堀の内地先	東西 8km
極 西	140° 03' 58"	35° 43' 04"	大和田新田字八幡後地先	
極 南	140° 05' 47"	35° 41' 21"	八千代台南2丁目地先	東西 10km
極 北	140° 05' 34"	35° 46' 50"	小池字中野地先	
市役所位置	140° 06' 34"	35° 46' 50"	大和田新田312番地の5	標高 24m

注) 国土地理院発行の2万5千分の1の地形図により測定したものである。

●土地の地目別面積

(単位: h a)

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成13年	5,127	609	781	1,539	528	11	450	1,209
14	5,127	607	780	1,554	525	11	443	1,207
15	5,127	605	792	1,571	451	11	488	1,209
16	5,127	604	787	1,586	442	11	489	1,208
17	5,127	598	784	1,598	437	10	484	1,216
18	5,127	597	783	1,615	430	10	479	1,213
19	5,127	596	775	1,628	426	9	482	1,211
20	5,127	594	767	1,641	418	9	487	1,211
21	5,127	593	760	1,650	414	9	486	1,215
22	5,127	588	752	1,660	407	9	497	1,214

資料: 資産税課

●気象概況

年	気 温(℃)			湿 度(%)			降水量	風 速	最多 風向	降 雪 (cm)
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	(mm)	(m/sec)		
平成12年	15.3	34.4	-3.8	69.3	99.9	12.7	1,391.5	2.7	北北西	—
13	14.9	36.5	-5.9	67.9	98.6	17.3	1,361.5	2.7	北北西	15.0
14	15.4	36.4	-2.8	70.0	98.9	14.2	1,120.0	2.8	北北西	2.0
15	14.7	35.0	-4.3	75.0	98.5	15.9	1,604.5	2.7	北北西	2.0
16	16.1	38.5	-2.7	71.7	99.0	15.2	1,612.5	3.0	南西	2.0
17	14.4	35.5	-3.7	65.1	98.3	13.8	1,214.5	2.7	南西	10.0
18	15.1	36.2	-4.6	66.8	95.8	15.1	1,375.5	2.7	北北西	20.5
19	15.9	38.9	-1.6	68.9	99.9	9.9	1,143.5	3.1	南	—
20	15.3	37.7	-2.5	68.0	99.9	10.5	1,450.5	3.0	北西	—
21	15.5	34.3	-2.5	66.5	98.0	11.3	1,616.5	3.2	南・西北西	—

資料: 消防本部

●世帯数および人口の推移

(各年9月末現在)

年	世帯数	人 口			人口増減(対前年)		世帯人員 (1世帯当たり)
		総 数	男	女	実 数	増加率	
昭和42年	11,049	44,377	22,653	21,724	3,349	8.2	4.0
43	12,525	48,991	24,928	24,063	4,614	10.4	3.9
44	14,598	56,112	28,564	27,548	7,121	14.5	3.8
45	17,777	66,345	33,776	32,569	10,233	18.2	3.7
46	21,937	79,154	40,297	38,857	12,809	19.3	3.6
47	27,576	96,277	49,076	47,201	17,123	21.6	3.5
48	29,800	103,294	52,405	50,889	7,017	7.3	3.5
49	31,062	107,941	54,726	53,215	4,647	4.5	3.5
50	33,273	112,664	57,047	55,617	4,723	4.4	3.4
51	34,703	117,099	59,308	57,791	4,435	3.9	3.4
52	36,680	123,534	62,520	61,014	6,435	5.5	3.4
53	38,655	129,118	65,423	63,695	5,584	4.5	3.3
54	39,963	132,303	67,003	65,300	3,185	2.5	3.3
55	40,859	134,673	68,147	66,526	2,370	1.8	3.3
56	41,847	136,760	69,135	67,625	2,087	1.5	3.3
57	43,020	139,277	70,363	68,914	2,517	1.8	3.2
58	43,763	140,754	71,114	69,640	1,477	1.1	3.2
59	44,242	141,337	71,416	69,921	583	0.4	3.2
60	44,739	142,407	71,908	70,499	1,070	0.8	3.2
61	44,911	142,402	71,835	70,567	△ 5	0.0	3.2
62	45,748	143,939	72,597	71,342	1,537	1.1	3.1
63	47,077	146,160	73,780	72,380	2,221	1.5	3.1
平成元年	48,098	147,171	74,283	72,888	1,011	0.7	3.1
2	49,194	148,143	74,845	73,298	972	0.7	3.0
3	50,660	149,867	75,559	74,308	1,724	1.2	3.0
4	52,004	151,167	76,110	75,057	1,300	0.9	2.9
5	53,104	152,290	76,639	75,651	1,123	0.7	2.9
6	54,228	153,666	77,355	76,311	1,376	0.9	2.8
7	55,057	154,157	77,652	76,505	491	0.3	2.8
8	56,390	155,615	78,304	77,311	1,458	0.9	2.8
9	58,861	160,348	80,539	79,809	4,733	3.0	2.7
10	60,983	164,018	82,442	81,576	3,670	2.3	2.7
11	62,699	166,784	83,797	82,987	2,766	1.7	2.7
12	64,401	169,157	84,906	84,251	2,373	1.4	2.6
13	66,158	171,796	86,130	85,666	2,639	1.6	2.6
14	67,912	174,845	87,717	87,128	3,049	1.8	2.6
15	69,386	176,962	88,615	88,347	2,117	1.2	2.6
16	70,736	179,165	89,596	89,569	2,203	1.2	2.5
17	71,792	180,480	90,207	90,273	1,315	0.7	2.5
18	73,358	182,060	90,904	91,156	1,580	0.9	2.5
19	74,977	184,050	91,747	92,303	1,990	1.1	2.5
20	76,505	185,946	92,729	93,217	1,896	1.0	2.4
21	77,844	188,045	93,790	94,255	2,099	1.1	2.4

資料:住民基本台帳

●年齢3区分別人口の推移

各年9月末現在(単位:人)

年	年 齢 別 人 口			
	0-14歳	15-64歳	65歳以上	計
平成12年	24,872	123,574	20,711	169,157
13	25,444	124,009	22,343	171,796
14	26,226	124,646	23,973	174,845
15	26,870	124,455	25,637	176,962
16	27,516	124,446	27,203	179,165
17	27,896	123,613	28,971	180,480
18	28,138	123,043	30,879	182,060
19	28,445	122,826	32,779	184,050
20	28,703	122,443	34,800	185,946
21	28,967	122,280	36,798	188,045

資料:住民基本台帳

●人口動態／自然動態・社会動態

(単位:人)

年	自 然 動 態			社 会 動 態		
	出 生	死 亡	自然増	転 入	転 出	社会増
平成12年	1,801	857	944	11,303	9,672	1,631
13	1,904	884	1,020	11,228	9,811	1,417
14	1,961	973	988	11,417	9,322	2,095
15	1,874	989	885	11,400	10,140	1,260
16	1,969	1,044	925	10,668	9,748	920
17	1,739	1,152	587	10,077	9,309	768
18	1,896	1,118	778	10,094	9,156	938
19	1,779	1,095	684	10,308	9,167	1,141
20	1,771	1,177	594	10,083	8,697	1,386
21	1,826	1,184	642	9,714	8,696	1,018

資料:戸籍住民課

● 国籍別外国人登録者数

各年12月31日現在(単位:人)

年	平成12年			平成13年			平成14年			平成15年			平成16年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
ブラジル	862	445	417	942	497	445	1,002	525	477	989	510	479	928	480	448
ペルー	349	178	171	443	217	226	456	218	238	432	218	214	422	204	218
米国	47	26	21	50	21	29	49	22	27	64	32	32	65	38	27
中国	285	122	163	327	137	190	356	155	201	382	168	214	425	181	244
韓国	287	111	176	281	106	175	299	107	192	326	110	216	360	124	236
朝鮮	42	22	20	45	22	23	36	20	16	44	25	19	37	20	17
フィリピン	391	53	338	494	72	422	508	81	427	516	81	435	521	77	444
タイ	40	6	34	61	6	55	68	8	60	71	12	59	74	14	60
ベトナム	65	33	32	88	50	38	97	53	44	130	70	60	153	77	76
インドネシア	28	24	4	18	17	1	19	18	1	18	17	1	21	17	4
その他	267	190	77	306	214	92	340	236	104	325	230	95	356	260	96
合計	2,663	1,210	1,453	3,055	1,359	1,696	3,230	1,443	1,787	3,297	1,473	1,824	3,362	1,492	1,870

年	平成17年			平成18年			平成19年			平成20年			平成21年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
ブラジル	1,101	852	572	1,026	484	542	1,071	504	567	1,236	586	650	1,189	566	623
ペルー	483	228	255	453	222	231	484	237	247	494	245	249	488	242	246
米国	72	41	31	58	33	25	55	34	21	52	34	18	48	31	17
中国	470	199	271	509	208	301	603	242	361	663	274	389	795	331	464
韓国	381	133	248	402	138	264	397	132	265	386	125	261	393	127	266
朝鮮	35	19	16	30	16	14	29	16	13	27	17	10	22	16	6
フィリピン	529	92	437	512	99	413	535	113	422	554	117	437	530	96	434
タイ	83	17	66	87	15	72	78	17	61	82	21	61	82	20	62
ベトナム	176	94	82	180	96	84	179	90	89	209	103	106	262	128	134
インドネシア	32	25	7	33	25	8	37	25	12	38	32	6	41	34	7
その他	394	271	123	364	242	122	398	263	135	379	243	136	355	232	123
合計	3,756	1,648	2,108	3,654	1,578	2,076	3,866	1,673	2,193	4,120	1,797	2,323	4,205	1,823	2,382

資料: 戸籍住民課

●産業別就業者数の推移

(単位:人)

産業大分類	平成2年			平成7年		
	総数	男	女	総数	男	女
第一次産業	2,055	1,018	1,037	1,726	879	847
第二次産業	22,654	16,739	5,915	23,038	17,140	5,898
第三次産業	48,515	28,661	19,854	55,016	31,778	23,238
分類不能の産業	490	281	209	393	207	186
合 計	73,714	46,699	27,015	80,173	50,004	30,169

産業大分類	平成12年			平成17年		
	総数	男	女	総数	男	女
第一次産業	1,486	780	706	1,449	763	686
第二次産業	21,338	15,998	5,340	18,994	14,516	4,478
第三次産業	60,770	34,806	25,964	63,721	35,935	27,786
分類不能の産業	549	312	237	1,636	973	663
合 計	84,143	51,896	32,247	85,800	52,187	33,613

資料:国勢調査



第 1 部 総 論

第 1 章 計画策定の趣旨

第 2 章 計画の期間

第 3 章 計画の基本指標

第1章 計画策定の趣旨

この計画は、第4次基本構想に基づき、将来都市像「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」を実現するための第4次総合計画の前期5か年にわたる施策・手段を体系的に定めたもので、今後の行政経営の指針となるものです。

第2章 計画の期間

この計画は、平成23年度(2011)を初年度として、平成27年度(2015)までの5か年を期間とします。

第3章 計画の基本指標

第1節 人 口

●総人口

本市の人口は、今後も増加を続け、平成27年度には208,000人になるものと想定されます。

●世帯数・世帯人員

核家族化の進行により、世帯数は増加するものの世帯人員は減少することが予測され、平成27年度には91,000世帯(2.29人／世帯)になるものと想定されます。

●年齢構成

平成27年度における年齢別人口および構成比は、0歳～14歳の年少人口 30,700人(構成比14.8%)、15歳～64歳の生産年齢人口 129,800人(構成比62.4%)、65歳以上の老年人口 47,500人(構成比22.8%)になるものと想定されます。

第2節 土地利用

本市の土地利用は、市域の南部から中央部にかけての市街化区域と、北部の市街化調整区域に大別されます。さらに、利用形態では、市街化区域の京成本線沿線を中心とした既成市街地および東葉高速線沿線を中心とした新市街地、また、市街化調整区域の自然環境保全地域と大きく3つに区分されます。

今後も、都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた良好な土地利用に努めます。

第3節 財 政

前期基本計画期間(平成23年度から平成27年度)における一般会計の財政収支の見通しは次のとおりです。

■財政収支の見通し（計画期間累計）

区 分		金 額	構成比
歳入	合計	280,852 百万円	100.0 %
	市 税	139,028	49.5
	交付税・交付金	23,889	8.5
	国・県支出金	60,714	21.6
	市 債	34,644	12.3
	その他	22,577	8.1
歳出	合計	280,852 百万円	100.0 %
	人件費	55,985	19.9
	扶助費	64,321	22.9
	公債費	30,895	11.0
	物件費	45,282	16.1
	普通建設事業費	41,336	14.7
	その他	43,033	15.4

※歳入のその他は、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、繰入金、諸収入等

※歳出のその他は、補助費等、維持補修費、積立金、投資・出資金、繰出金等

第2部 リーディングプロジェクト

- Project 1. 次代を担う子どもたちの育成
- Project 2. 超高齢社会への対応
- Project 3. 新川を中心とした快適空間の創造
- Project 4. 地球環境にやさしい暮らしの推進
- Project 5. 安心・安全が目に見えるまちづくりの推進
- Project 6. 共生と自立によるまちづくりの推進
- Project 7. 情報社会への対応

1. 次代を担う子どもたちの育成

次代を担う子どもたちが健やかに育つために、家庭・地域・行政が一体となって、必要な環境の整備に努めます。

子どもは社会の宝であり、次代を担う無限の可能性を秘めた、かけがえのない大切な存在として、社会全体で支援することが求められています。

少子化が進行する中、安心して出産、子育てができるとともに、子どもたちが、安心してのびのびと遊び、学ぶことができる環境を整備していくことが重要です。

このため、家庭・地域・行政が一体となって、子どもたちが健やかに育つために必要な環境の整備に努めます。

■主な事業

1 章

八千代市第2次健康まちづくりプラン策定事業 / 予防接種事業 / 子ども医療費助成事業
公立保育園改修事業 / 放課後子ども教室推進事業 / 学童保育事業
児童発達支援センター整備事業

2 章

学校適正配置検討事業 / 八千代台東小学校校舎改築事業 / 小中学校校舎耐震改修事業
小中学校屋内運動場大規模改修事業 / (仮称)学校給食センター西八千代調理場整備事業
子ども読書活動推進事業 / ブックスタート事業 / 八千代市中央図書館・市民ギャラリー整備事業
総合グラウンド建設事業

5 章

北部地域生活支援バス運行事業



2. 超高齢社会への対応

高齢者が、住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすために必要な環境を整えるとともに生活を支えるサービスの提供に努めます。

今後急速な高齢者人口の増加により超高齢社会となることが予測されている中で、高齢者がいきいきと暮らせる社会の構築が求められています。

高齢者の知識と経験を活かし地域の担い手として活躍したり、生涯学習の充実による学びなど、生きがいを持って暮らせる環境の整備や、住み慣れた地域で安心して生活を送るための支援が重要です。

このため、高齢者が、生きがいを持って暮らせる環境の整備を行うとともに、安心して地域で生活するために必要な保健・医療・福祉サービスの提供に努めます。

■主な事業

1 章

八千代市第2次健康まちづくりプラン策定事業 / 地域密着型施設事業
老人ホーム等整備費補助事業 / 生きがい対策事業 / 介護保険事業計画策定事業
地域包括支援センター運営事業

5 章

鉄道駅エレベーター等整備助成事業 / 北部地域生活支援バス運行事業
コミュニティバス等運行事業



3. 新川を中心とした快適空間の創造

新川を中心とした周辺地区の水と緑の空間を、人と人、人と自然のふれあいの場として一体的に整備します。

新川およびその周辺の水と緑の空間は、四季折々の風情を楽しませてくれるとともに、人々に潤いとやすらぎを与えており、都市化の進展に伴い、ますますシンボリックな存在としての役割が増しています。

この水と緑の貴重な空間を活かした、市域全体のコミュニティエリアとして、一体的に整備を進めることが重要です。

このため、県立八千代広域公園、やちよふれあいの農業の郷、中央図書館・市民ギャラリー等の公共公益施設を集積するなど整備を進めます。

■主な事業

5 章

八千代市中央図書館・市民ギャラリー整備事業 / 総合グラウンド建設事業

市民会館リニューアル整備事業 / 橋梁補修事業 /

辺田前土地区画整理地内近隣・街区公園整備事業 / 県立八千代広域公園建設の整備促進

6 章

やちよふれあいの農業の郷整備事業



4. 地球環境にやさしい暮らしの推進

多くの環境問題が、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が大きな要因であることから、地球環境にやさしい暮らしを推進します。

今日、地球温暖化問題をはじめ、酸性雨、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染や生物多様性の喪失等、地球規模でさまざまな環境問題が深刻化しています。

その原因や解決策は一人ひとりの日常生活や事業活動に直結しており、環境への負荷が少ない循環型社会の構築など、地域に根ざした対策を進めることが重要です。

このため、環境にやさしいライフスタイルへの転換、新エネルギー・省エネルギーの推進など、次の世代に良好な環境や資源を引き継ぐことのできる、地球環境にやさしい暮らしを推進します。

■主な事業

3 章

新エネルギー・省エネルギー推進事業 / 谷津・里山保全事業 / リサイクル推進事業
リサイクルセンター整備事業 / 焼却炉施設基幹的設備改良事業

5 章

県立八千代広域公園建設の整備促進 / 八千代台北子供の森用地取得事業



5. 安心・安全が目に見えるまちづくりの推進

市民・地域・行政の連携・協力のもと、日常生活を脅かす災害、事故および犯罪を未然に防止するなど、市民が安心して安全に暮らせる地域社会をめざします。

近年、集中豪雨、地震や台風などの自然災害に加え、都市化や情報化の進展および生活様式の多様化を背景に、安全が脅かされる事件や事故が多発しています。

安心して安全に暮らすためには、市民一人ひとりが、安心・安全が目に見えるまちづくりを自らの問題としてとらえ、主体的に関わることが重要です。

このため、市民・地域・行政の連携・協力のもと、日常生活を脅かす災害、事故および犯罪を未然に防止するなど、市民が安心して安全に暮らせる地域社会をめざします。

■主な事業

1 章

医療センター整備事業

2 章

小中学校校舎耐震改修事業

4 章

自主防災組織創設・育成事業 / 防災行政用無線整備事業 / 地域排水整備事業

高野川上流排水整備事業 / 準用河川高野川改修事業 / 勝田川改修事業

急傾斜地崩壊対策事業 / 東消防署移転・改築事業 / 防犯灯設置・維持管理支援事業

防犯灯設置事業 / 交通安全施設整備事業

5 章

配水管等改良事業 / 宮内水管橋更新事業 / 緊急用貯水槽整備事業 / 雨水管渠整備事業

木造住宅耐震診断等助成事業 / 市営住宅耐震改修事業

6. 共生と自立によるまちづくりの推進

市民と行政が互いにパートナーとして支え合いながら、共生と自立によるまちづくりを推進します。

市民ニーズの多様化・高度化・細分化に伴い、市民や地域コミュニティ、NPO等とのパートナーシップを基本とした、新しい公共によるまちづくりが求められています。

共生と自立によるまちづくりのためには、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地方分権時代にふさわしい持続可能な財政運営が重要です。

このため、市民の自主的なコミュニティ活動を促進するための、新たな市民参画型制度を創設するなど、市民と行政が互いに支え合うまちづくりを推進します。

■主な事業

1 章

放課後子ども教室推進事業

4 章

自主防災組織創設・育成事業

5 章

北部地域生活支援バス運行事業

計画の推進のために

新たな市民参画制度創設事業 / (仮称) 地域コミュニティセンター整備事業

コミュニティ活動促進事業 / (仮称) 自治基本条例制定検討事業



7. 情報社会への対応

地域の情報化と行政の情報化を図るとともに、個人情報の保護と適正な管理を行うなど、市民に信頼される電子自治体の推進に努めます。

テレビのデジタル化やインターネット、携帯電話など I C T (情報通信技術) が進展する中、市民サービスの向上のために I C T の利活用によるきめ細かな対応が求められています。

情報社会に対応するためには、積極的な行政情報の提供を図り、市民と行政の情報の共有化を進めることが重要です。

このため、個人情報の保護と適正な管理のもと、地域の情報化と行政の情報化を図り、市民に信頼される電子自治体の推進に努めます。

■主な事業

4 章

防災行政用無線整備事業

計画の推進のために

基幹情報システム再構築事業 / 施設予約案内システム運用事業

携帯電話用ホームページ運用事業 / 電子申請・届出システム事業

住民基本台帳ネットワークの運用管理

※地域の情報化＝行政サービスの顧客である住民の情報通信技術の活用を促進するための住民のために行う情報化で、できるだけ多くの住民が情報通信を利用して必要な行政サービスが受けられるとともに、様々なコミュニティに参加できるようにするための施策

※行政の情報化＝自治体の情報化。事務処理の効率化、高度化を目的とするもの

※電子自治体＝ICT(情報通信技術)を利用して、業務における様々な事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体

第3部 部門別計画

前期基本計画施策体系

第1章 健康福祉都市をめざして

第2章 教育文化都市をめざして

第3章 環境共生都市をめざして

第4章 安心安全都市をめざして

第5章 快適生活都市をめざして

第6章 産業活力都市をめざして

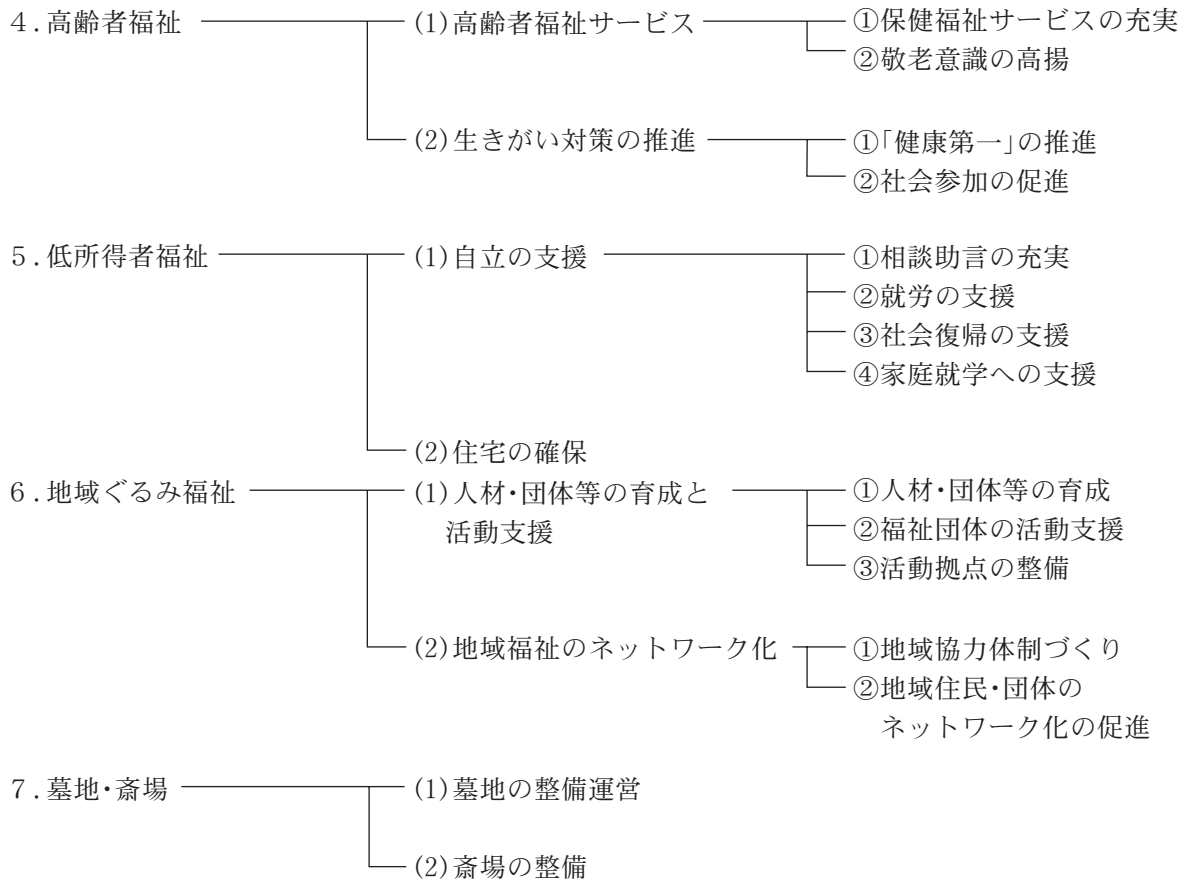
第1章 健康福祉都市をめざして

第1節 保健・医療

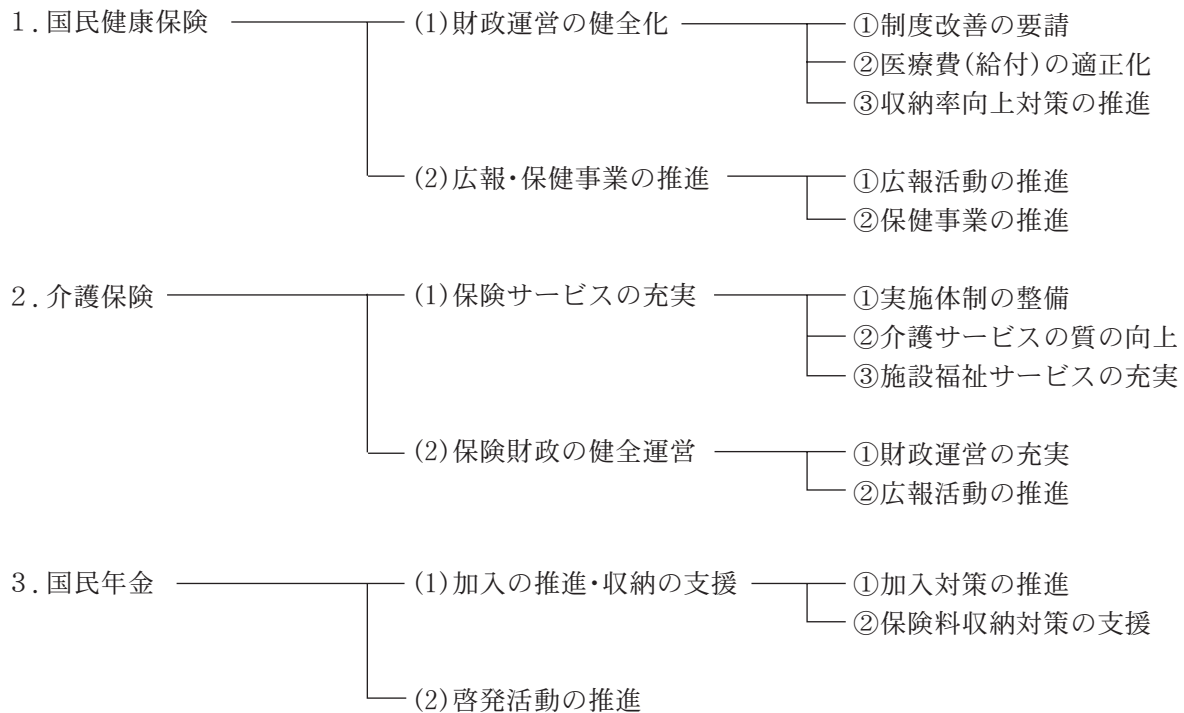
- 1. 保 健
 - (1)健康づくりの推進
 - ①健康に関する知識の普及・啓発
 - ②健康な暮らしの環境整備
 - ③子どもと子育て家庭の健康づくり
 - (2)疾病対策の推進
 - ①各種がん検診及び生活習慣病対策
 - ②感染症対策
- 2. 医 療
 - (1)地域医療体制の充実
 - ①地域医療体制の充実
 - ②医療費の給付等
 - (2)救急医療体制の充実
 - ①休日・夜間診療体制の充実
 - ②救急医療体制の充実

第2節 社会福祉

- 1. 児童福祉
 - (1)仕事と子育ての両立支援
 - ①保育園の計画的かつ重点整備
 - ②多様な保育ニーズへの対応
 - (2)児童の健全育成の推進
 - ①放課後児童対策の充実
 - ②経済的基盤の支援
 - (3)地域子育て支援体制の充実
 - ①地域ぐるみ支援体制の充実
 - ②子育てに関する相談、情報提供体制の充実
 - ③児童虐待の防止
 - ④子どもの人権擁護
- 2. ひとり親家庭福祉
 - (1)相談・支援体制の充実
 - ①相談体制の充実
 - ②子育て・日常生活支援の充実
 - (2)自立の促進
- 3. 障害者(児)福祉
 - (1)障害の発生予防・早期受診、治療
 - ①発生予防・早期発見
 - ②心の健康づくり
 - ③治療・療育体制の充実
 - (2)障害者(児)保健福祉サービスの充実
 - ①相談・支援体制の充実
 - ②生活の場の確保・支援
 - ③障害者団体への支援
 - (3)社会参加の促進
 - ①雇用・就労の促進
 - ②療育・教育等の充実
 - ③障害者(児)に対する理解の促進



第3節 社会保険



第2章 教育文化都市をめざして

第1節 幼児教育

- 1. 幼児教育
 - (1) 幼児教育の充実
 - ① 私立幼稚園の支援
 - ② 就園機会の拡充
 - (2) 幼稚園・保育園等・小学校・家庭・地域社会の連携
- 2. 義務教育
 - (1) 教育環境の整備
 - ① 学校規模の適正化
 - ② 施設・設備の整備
 - ③ 開かれた学校づくり
 - (2) 教育内容の充実
 - ① 学習指導・生徒指導の充実
 - ② 新しい教育環境への対応
 - ③ 心の教育の推進
 - ④ 特別支援教育の充実
 - (3) 健康・安全の確保
 - ① 体育・スポーツの充実
 - ② 健康教育の充実
 - ③ 安全教育の推進
 - ④ 食育の推進
- 3. 高校・大学教育
 - (1) 大学等教育機関との連携

第2節 生涯学習

- 1. 生涯学習
 - (1) 市民の学びの支援
 - ① ニーズに対応した学習機会の提供
 - (2) 学びを通じた交流と成果の還元
 - ① 学習成果の発表と交流の支援
 - ② 団体活動の支援と学習成果の地域還元
 - ③ 人材の養成・確保・活用
 - (3) 市民の学びの環境整備
 - ① 生涯学習情報の充実
 - ② 生涯学習関係施設の整備・充実
 - (4) 生涯学習推進体制の整備
 - ① 市民と行政の連携

第3節 文化

- 1. 市民文化
 - (1) 文化活動の推進
 - ① 文化芸術団体、グループ等の育成
 - ② 文化活動の機会の充実
 - ③ 文化芸術情報の発信とネットワーク化
 - (2) 文化芸術施設の整備・充実
- 2. 文化財
 - (1) 文化財の保護と活用
 - ① 文化財調査の推進
 - ② 文化財の保護
 - ③ 伝統文化の継承
 - ④ 文化財説明板設置・更新
 - (2) 文化資料の収集・保存・活用
 - ① 保存・展示施設の充実
 - ② 資料の収集と活用
 - (3) 埋蔵文化財の保護と活用
 - ① 発掘調査体制の整備
 - ② 整理事業の推進と活用
 - ③ 保管整理場所等の一元化

第4節 スポーツ・レクリエーション

- 1. スポーツ・レクリエーション
 - (1)生涯スポーツ活動の推進
 - ①地域スポーツの活性化
 - ②指導者の育成と活用
 - ③スポーツ振興基本計画の策定
 - (2)スポーツ・レクリエーション施設の整備
 - ①体育施設の整備と活用
 - ②学校体育施設の活用

第5節 青少年健全育成

- 1. 青少年健全育成
 - (1)青少年健全育成支援体制の整備
 - ①組織体制の充実
 - ②地域力の強化
 - ③青少年育成施設の充実
 - (2)青少年の自立支援体制の推進
 - ①地域社会活動への参加の促進
 - ②非行防止対策・自立支援の推進
 - (3)青少年健全育成事業の推進
 - ①社会環境の健全化の推進
 - ②青少年による自主活動の推進

第6節 男女共同参画社会

- 1. 男女共同参画社会
 - (1)男女共同参画社会形成の推進
 - ①行動計画の策定
 - ②男女が豊かに暮らすことができる環境の整備
 - (2)男女共同参画の実践的活動の推進
 - ①活動支援の充実
 - ②意識や活動の普及・啓発
 - ③リーダーの育成と交流

第7節 多文化共生

- 1. 多文化共生
 - (1)コミュニケーション支援
 - ①多言語による情報提供の充実
 - ②日本語の学習支援の充実
 - (2)多文化共生の地域づくり
 - ①交流拠点の整備
 - ②多文化理解事業の推進

第3章 環境共生都市をめざして

第1節 環境との共生・保全

- 1. 生活環境
 - (1) 環境保全対策の推進
 - ① 環境保全計画の推進
 - ② 発生源への指導・対策
 - (2) 環境監視の充実
 - ① 環境状況調査
 - (3) 生活排水対策の推進
 - ① 合併処理浄化槽設置の推進
 - ② 生活排水対策推進計画の策定・推進
 - (4) 環境状況の情報提供
 - (5) 廃棄物・残土等の適正管理
 - ① 土壌汚染・災害の発生防止
- 2. 地球温暖化
 - (1) 温室効果ガスの削減
 - ① 率先実行計画の推進
 - ② 環境マネジメントシステムの推進
 - (2) エネルギー資源の保全
 - ① 新エネルギー・省エネルギーの推進・奨励
 - ② グリーン購入の推進
- 3. 生物多様性の保全
 - (1) 自然保護意識の普及・促進
 - ① 自然環境学習の充実
 - (2) 自然環境の保全・再生
 - ① 谷津・里山保全計画の策定・推進
 - ② 生物多様性地域戦略の策定・推進
 - ③ 自然とふれあいの場づくり
- 4. 環境美化
 - (1) 美化活動の推進
 - ① パートナーシップによる美化活動の推進
 - ② ゴミゼロ運動の推進
 - (2) 廃棄物等の適正管理
 - ① 不法投棄の防止
 - ② 廃棄物の不適正保管の防止

第2節 資源循環型社会の形成

- 1. 一般廃棄物
 - (1) ごみの減量化・リサイクルの推進
 - ① 意識啓発及び情報の提供
 - ② ごみの減量の推進
 - ③ 分別収集の促進
 - (2) 環境に配慮した適正なごみ処理の推進
 - ① リサイクルセンターの整備
 - ② 焼却施設等の整備
 - ③ 一般廃棄物処理基本計画の改定
 - (3) し尿の適正処理体制の整備
 - ① 衛生センターの適正な管理運営
 - ② 衛生センターの維持管理

第 1 節 市民の安心

(1)市民相談を通じた安心な暮らし― ①市民相談事業の充実

(1)消費者意識の普及・啓発

- ①消費者学習の充実
- ②消費者組織の育成
- ③消費生活情報の提供

①相談の苦情処理対策の充実
②消費者ニーズの反映

1. 防 災

(1)災害予防体制の充実

- ①地域防災計画の確立
- ②防災意識の普及・啓発
- ③自主防災体制の強化
- ④防災訓練の実施

(2)災害応急対策の充実

- ①情報連絡体制の強化
- ②応急物資等の確保
- ③応急・復旧体制の確立
- ④協力団体との連携強化

(3)都市防災対策の推進

- ①都市防災構造の強化
- ②河川の整備
- ③急傾斜地の対策

(1)火災予防の推進

- ①防火意識の普及・啓発
- ②協力団体の育成
- ③予防指導の強化

(2)消防体制の充実

- ①消防拠点の整備
- ②消防車両等の整備
- ③通信体制の整備
- ④消防水利の確保
- ⑤消防団の活性化

(3)救急・救助体制の充実

- ①救急・救助体制の整備
- ②救急・救助資機材の整備
- ③医療機関との連携強化

(1)防犯活動の推進

- ①防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発
②防犯体制の充実

(2)防犯施設の整備

- ①防犯灯の整備・充実
②交番等の適正配置の要請

(1)交通安全活動の推進

- ①交通安全意識の普及・啓発
②交通安全活動・教育の推進

(2) 道路交通環境の整備

- ①交通安全施設の整備
- ②交通規制の促進
- ③駐車場等の整備
- ④放置自転車・自動車対策の推進

第5章 快適生活都市をめざして

第1節 総合交通

- 1. 公共交通
 - (1) 鉄道輸送の充実
 - ① 東葉高速鉄道株の自立に向けた経営支援と利便性の向上の要請
 - ② 京成電鉄株への利便性の向上の要請
 - ③ 市内各駅舎の改良の要請
 - (2) バス輸送の充実
 - ① バス路線網の整備充実の要請
 - ② コミュニティバス等の運行
 - (3) 駅前広場の整備
 - ① 市内各駅前空間の利便性向上
 - ② 歩行者空間の整備

- 2. 道路
 - (1) 国・県道の整備促進
 - (2) 都市計画道路の整備
 - ① 幹線道路の整備
 - ② 自転車・歩行者道路の整備
 - (3) 一般市道の整備
 - ① 市道の管理
 - ② 市道の整備
 - ③ 橋梁の整備

第2節 公園・緑地

- 1. 公園・緑地
 - (1) 都市公園の整備
 - ① 住区基幹公園の整備
 - ② 都市基幹公園の整備
 - ③ 広域公園の整備促進
 - ④ 都市緑地等の整備
 - (2) 緑化の推進
 - ① 公的空間の緑化の推進
 - ② 私的空間の緑化の促進
 - ③ 民間活力による緑化の促進
 - (3) 公園・緑地の管理
 - ① 公園・緑地の維持管理
 - ② 住民自治組織等との連携による公園管理の推進

第3節 水道

- 1. 水道
 - (1) 水道の運営基盤の向上
 - ① 水源の確保と安定供給の向上
 - ② 持続可能な経営基盤の確立
 - ③ 水道事業の健全経営
 - (2) 安心・快適な給水の確保
 - ① 水質管理の充実
 - ② 給水衛生対策
 - ③ 給水サービス水準の向上
 - (3) 災害・環境対策の強化
 - ① 有効率の向上
 - ② 緊急時対策の推進

※有効率＝使用上有効と見られる水量(有効水量)を給水量で除したもの

第4節 下水道

- 1. 下水道
 - (1) 下水道の運営基盤の向上
 - ① 下水道事業の健全経営
 - ② 長寿命化計画の推進
 - (2) 汚水排水の整備
 - ① 汚水施設の整備拡充
 - ② 水洗化の普及
 - (3) 雨水排水の整備
 - ① 雨水施設の整備拡充
 - ② 流出抑制策の推進
 - (4) 維持管理の充実
 - ① 下水道施設の維持管理
 - ② 水質規制の指導監督

第5節 市街地整備

- 1. 市街地整備
 - (1) 市街地の整備・誘導
 - ① 市街地の整備
 - ② 区域区分・地域地区・地区計画等の活用
 - ③ 開発の適正な指導
 - ④ 都市景観の形成
 - ⑤ 住居表示の整備
 - (2) 土地区画整理事業の推進
 - ① 新市街地の整備
 - ② 既成市街地の整備

第6節 住宅

- 1. 住宅
 - (1) 良好な民間住宅の建設・改善誘導
 - ① 民間住宅への助成
 - ② 建築指導の促進
 - (2) 市営住宅等の有効活用
 - ① 市営住宅等の維持管理

第6章 産業活力都市をめざして

第1節 農 業

- 1. 農 業
 - (1) 農業生産基盤の整備と利活用
 - ① 優良農地の保全と効率的な利用
 - ② ほ場の整備
 - ③ 農業施設の整備・維持に対する支援
 - (2) 農業経営体の育成と支援
 - ① 農業経営体の育成と農業経営の合理化
 - ② 多様な担い手の育成
 - (3) 高付加価値型農業の実現
 - ① 特産物の開発と地場農産物加工の推進
 - ② 園芸振興と果樹振興
 - ③ 農産物の流通の多様化
 - (4) 人と環境にやさしい農業の推進
 - ① 土づくりと減化学肥料・減農薬の推進
 - ② 環境保全型農業の普及・推進
 - ③ 畜産環境の整備
 - (5) 市民とふれあう農業の推進
 - ① 市民と農家との交流促進
 - ② 体験型農業の推進

第2節 商工業

- 1. 商工業
 - (1) 商業の振興
 - ① 商店会組織の充実
 - ② 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援
 - ③ 商店街環境整備の促進
 - ④ にぎわいのある商店街の形成
 - (2) 工業の振興
 - ① 既存工業の活性化の促進
 - ② 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援
 - ③ 異業種交流の促進
 - ④ 良好な操業環境の確保

第3節 観 光

- 1. 観 光
 - (1) 祭への支援
 - ① 八千代ふるさと親子祭への支援
 - ② 八千代どーんと祭への支援
 - (2) 観光の基盤づくり
 - ① 観光資源の発掘・活用
 - ② 地域間連携の推進

第4節 労働環境

- 1. 労働環境
 - (1) 就業の実現と安定
 - ① 失業者の就業支援
 - ② 若年者の就業支援
 - ③ 高年齢者、女性及び障害者の就業促進
 - ④ 福利厚生制度の促進

第 1 章 健康福祉都市をめざして

第 1 節 保健・医療

第 2 節 社会福祉

第 3 節 社会保険

第1節 保健・医療

1. 保 健

■現況と課題

少子・高齢化の進行に加え、生活習慣病や心の病気の増加、各種感染症の出現など、複雑で深刻化してきた健康問題への対応が大きな課題となっています。

このため、市民一人ひとりが日常生活のあり方を見直し、家族ぐるみ、地域ぐるみの健康づくり活動を総合的に推進し、乳幼児から高齢者にわたるライフステージにあわせたきめの細かい保健活動が求められています。

中でも生活習慣病予防に関しては、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を取り入れた特定健康診査・特定保健指導が開始されています。

今後はこれらをもとに今までの生活習慣の見直しと、市民自らが健康に良い生活習慣を実践し継続できるような環境づくりが重要となります。

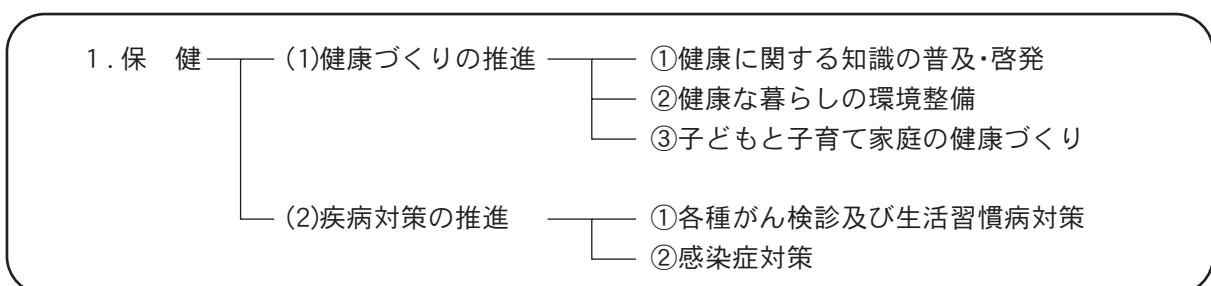
また、がんが生命および健康にとって大きな問題となっていることから、各種がん検診の推進や新たな感染症対策も不可欠となっています。

■基本方針

乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康づくりへの継続的な支援に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。そのために、地域や市民団体、保健・医療・福祉関係機関、教育機関等と連携しながら、市民の健康の保持・増進を図るため、総合的な健康づくり施策を推進します。

また、健康診査やがん検診、予防接種、健康相談・健康教育等の充実を図るとともに、「八千代市第2次健康まちづくりプラン」の策定にも取り組みます。

■施策の体系



※メタボリックシンドローム＝内臓脂肪の蓄積がもとで高血圧・高血糖・脂質異常などの生活習慣病のリスクが積み重なり、心筋梗塞や脳卒中などの疾患になる危険性が高まった状態のこと

※特定健康診査・特定保健指導＝40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度。いわゆる「メタボ検診」のこと。

■施策及び施策内容

(1)健康づくりの推進

施 策 内 容	
①健康に関する知識の普及・啓発	○市民が自らの生活習慣を見直し、健康づくりに関する理解を深められるよう、各種健康教育・講座・健康相談や健診(検診)などを通じて、健康に関する知識の普及、啓発に努めます。
②健康な暮らしの環境整備	○健康づくりのための活動を行う住民組織の育成・支援を行うとともに、健康まちづくりプランにもとづき、関係機関・団体相互の連携を強化し、健康なまちづくりのための仕組みや機会づくりに努めます。
③子どもと子育て家庭の健康づくり	○母子保健・地域子育て支援事業の一体的な提供を通じ、妊娠期からの子育て不安を軽減するとともに、家庭の養育力・乳幼児の発達・発育の確認を行い、早期から継続的に子育て家庭を支援します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値(平成27年度末)
自分が健康だと感じている市民の割合	75.1 %	80 %

(2)疾病対策の推進

施 策 内 容	
①各種がん検診及び生活習慣病対策	○検診(健診)の有効性に基づき、より精度の高い検診(健診)の実施に努めます。 ○検診(健診)により、生活習慣病を早期発見し、適切な治療や生活習慣の改善ができるよう努めます。
②感染症対策	○感染症に対する定期予防接種の接種率の向上を図るとともに、健康福祉センター(保健所)や関係機関と連携のもと、結核、エイズ等の他、 <u>新たな感染症</u> に対する知識の普及・啓発を推進し、感染症対策に努めます。 また、狂犬病・衛生害虫対策の推進に努めます。

※新たな感染症＝人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
定期的に健康診断・健康診査を受けたり 人間ドックを利用する市民の割合	56.3 %	70 %
かかりつけ医を決めている市民の割合	60.8 %	70 %
麻しん風しん混合予防接種（第1期・第2期）の接種率	95 %	現状維持

■主な事業

予防接種事業 / 母子保健事業

●感染症及び食中毒発生状況

感染症

（単位：人）

病 名	類 別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年度
腸管出血性大腸菌感染症	三類	3	5	5	3	4
細菌性赤痢	三類※	—	—	—	—	—

※平成19年4月1日に二類から三類感染症に移行

注）平成20年以前については、1月～12月の集計である。

食中毒

（単位：人）

病 因 物 質	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
腸管出血性大腸菌 O157	3	—	—	—	—

資料：習志野健康福祉センター

2. 医 療

■現況と課題

近年の医療需要は、急速な少子・高齢化の進行、生活習慣病の増大等による疾病構造の変化、そして医療技術の高度化・専門化に伴い、ますます多様化しています。また、市民が健康な生活を過ごせるよう、一人ひとりの健康づくりと疾病の早期発見を目的とした保健医療体制づくりが求められています。

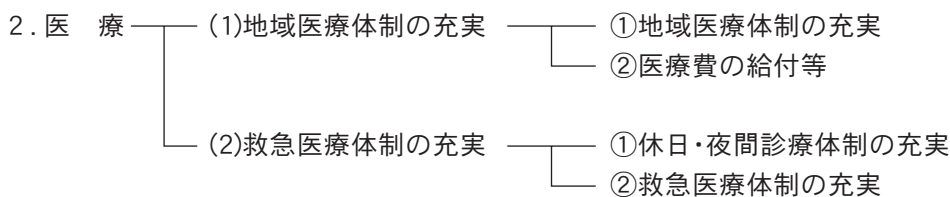
地域医療については、市の中核病院として開院した東京女子医科大学八千代医療センター(以下「八千代医療センター」という。)による高度医療や救急医療が提供され、医療体制の充実を図ることができました。中でも小児救急医療では、地域の小児科医が参加・協力する「やちよ夜間小児急病センター」が八千代医療センター内に設置され、軽症の初期救急から重篤な3次救急まで対応できるようになりました。

このように充実の図られた八千代市の医療体制を、安定的に継続させ守っていくためには、病診連携を始めとした医療連携の推進および八千代医療センターを除く夜間・休日の救急医療体制の充実が課題となっています。

■基本方針

市民が健康で安心して暮らせるよう、様々な医療需要や課題へ適切に対応するため、八千代医療センターを中核とした医療体制を継続させるとともに、市内の医療機関との連携を強化しながら、高度医療や救急医療などの充実による質の高い医療体制と新たな感染症にも対応できる柔軟な医療体制づくりに努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)地域医療体制の充実

施 策 内 容	
①地域医療体制の充実	○八千代医療センターを中核病院とし、地域医療機関との連携による地域医療体制を継続し、充実を図ります。
②医療費の給付等	○子ども、ひとり親家庭、身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者等に対して医療費を助成します。

※3次救急＝複数診療科にわたる特に高度な処置を必要とする患者、または、重篤な患者への対応機関

1次救急＝外来で対応しうる帰宅可能な患者に対応する機関

2次救急＝入院治療を必要とする重症患者に対応する機関

※病診連携＝かかりつけ医と病院が症状に応じて、役割や機能を分担しながら治療にあたる仕組み

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値（平成27年度末）
地域医療体制が整っていると感じている市民の割合	53.8 %	60 %

（2）救急医療体制の充実

施 策 内 容	
①休日・夜間診療体制の充実	○八千代医療センターを中核病院とし、地域医療機関・関係団体の協力を得ながら休日・夜間診療体制を継続し、充実を図ります。
②救急医療体制の充実	○八千代医療センターを中核病院とし、初期医療から高度・専門医療にいたる救急医療について、年間を通じ終日体制を継続し、充実を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値（平成27年度末）
市内医療機関への搬送率	72.9 %	77 %

■主な事業

医療センター整備事業 / 看護師等確保対策事業 / 子ども医療費助成事業

●医療施設数及び病床数

各年10月1日現在

	病 院							一 般 診 療 所		歯 科 診療所
	施 設 数			病 床 数				施設数	病床数	
	総 数	精神病院	一般病院	総 数	精 神		一 般			
					精神病院	一般病院				
平成18年	10	4	6	2,206	1,133	—	1,073	130	142	107
19	10	4	6	2,561	1,133	—	1,428	130	117	109
20	11	4	7	2,561	1,133	—	1,428	132	117	112
21	11	4	7	2,561	1,133	—	1,428	132	117	112
22	11	4	7	2,561	1,133	—	1,428	127	114	111

資料：習志野健康福祉センター

●やちよ夜間小児急病センター診療状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
診 療 日 数	114日 (平成18年12月8日開始)	366日	365日	365日
患 者 数	2,425人	9,435人	9,553人	9,960人
一日平均患者数	21.3人	25.7人	26.2人	27.3人

資料：健康福祉課



第2節 社会福祉

1. 児童福祉

■現況と課題

最近の急激な経済情勢や社会構造の変化により、子どもを取り巻く環境はより一層きびしいものとなっています。子どもへの虐待や、支援を必要とするひとり親家庭等も増加しています。また、子育て家庭の貧困は単に経済的貧困問題だけでなく、子どもの健康被害、不登校、いじめ、虐待、孤立、高等教育への進学が困難などの問題を連鎖的に生じさせています。これらの状況から子どもを守り、子どもの育ちの支援、そして総合的・社会的な子どもの安全確保のためには、地域の関係機関とともに関係部署と連携した施策の検討が必要です。

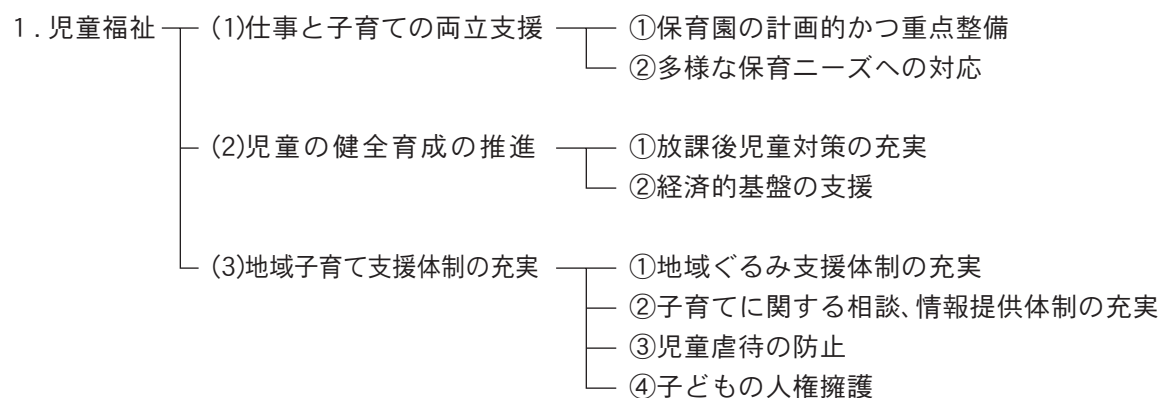
また、働き方が多様化し、家庭内や地域社会に保護者の監護がない状態に子どもが置かれている現状が見受けられる中、放課後における子どもの居場所の確保や、年々増加傾向にある、人間関係を避け自宅でテレビゲーム等をして過ごすなど、家にひきこもっている小学生、中高生などへの対策も求められています。

今後は、こうした子どもたちの健全な居場所づくりを検討して行くことが必要です。

■基本方針

子どもを取り巻く社会状況の変化に的確に対応するため、良質な保育サービスの提供、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、子ども相談センターなどの支援体制の充実や子どもの健全育成の施設整備や有効活用に努めるなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)仕事と子育ての両立支援

施 策 内 容	
①保育園の計画的かつ重点的整備	○社会経済状況を的確に把握し、人口推計等の資料を参考に保育園の適正配置に努めるとともに、施設や保育環境の整備に努めます。 ○民間保育園については、公立保育園との均衡を図るため、運営費や施設整備に対する助成を行います。
②多様な保育ニーズへの対応	○就業形態の多様化により必要とされる保育ニーズに対応できるよう、保育園の多機能化を推進します。 ○保育内容の充実、質の向上に向けて、保育士等職員の研修の充実を図るとともに、保育に関する情報の提供に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
保育園待機児童数	206 人	0 人

(2)児童の健全育成の推進

施 策 内 容	
①放課後児童対策の充実	○共働きなどにより、昼間保護者がいない小学校低学年児童のため、学童保育所の適正配置と保育環境の整備に努めます。 ○家庭内や地域社会において保護者の監護のない状態の子どもの安心・安全の確保が危うくなる状況が出現してきている中、 <u>放課後子どもプラン</u> を拡充し、遊びの場を含めた魅力ある子どもの居場所の充実を図ります。 ○次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するため、施設の整備や既存の施設の利用状況を見直し、有効活用に向け検討します。
②経済的基盤の支援	○子育て家庭の経済的安定を支援する施策の充実を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
子どもが心身ともに健やかに発育・発達していると感じている市民の割合	59.6 %	70 %

※放課後子どもプラン＝地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの

(3) 地域子育て支援体制の充実

施 策 内 容	
①地域ぐるみ支援体制の充実	○地域ぐるみの子育てを支援するため、市内7圏域の地域子育て支援センター等の充実に努めます。また、地域子育て支援センター等では市民や関係機関と連携を図り、地域の特性に合わせた、安心して子育てしやすいまちづくりを推進します。
②子育てに関する相談、情報提供体制の充実	○地域子育て支援センターを中心とした、子育てに関する各種相談や子ども部専用のホームページを利用した子育てに関する情報提供の充実に努めます。 ○各種教室・講座や子育て相談など、子育てに関する知識の普及・啓発や情報提供に努めます。 ○妊娠期から18歳までの子どもと家庭の総合相談窓口として、子ども相談センターを中心に相談体制の充実に努めます。
③児童虐待の防止	○関係機関との連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。 ○児童虐待防止に関する啓発活動の推進や虐待の未然防止に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会を定期的で開催し、児童虐待に関する関係機関との連携強化に努めます。
④子どもの人権擁護	○子どもの救済の仕組みづくりを検討します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
地域子育て支援センターの利用人数	57,421人	64,100人
ファミリー・サポート・センター登録者数	950 人	1,200 人
八千代市が子育てしやすいまちと感じている市民の割合	49.7 %	55 %

■主な事業

公立保育園改修事業 / 放課後子ども教室推進事業 / 学童保育事業

●保育園状況

各年4月1日現在(単位:人)

	施設数	定員	入 園 児 童 数							
			総数	うち市立	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
平成18年	18	1,710	1,738	968	51	222	287	370	437	371
19	18	1,710	1,813	921	70	221	291	362	410	459
20	18	1,710	1,808	841	72	241	296	362	410	427
21	18	1,760	1,849	767	87	279	299	351	404	429
22	18	1,790	1,828	719	81	274	330	358	376	409

資料:子育て支援課

●学童保育状況

各年4月1日現在(単位:人)

	施設数	入 所 児 童 数				
		総数	1 年	2 年	3 年	配慮を要する 4年生以上
平成18年	18	731	314	227	190	1
19	18	707	268	263	176	2
20	18	797	331	243	223	4
21	18	825	334	285	206	4
22	18	868	335	316	217	4

資料:子育て支援課



2. ひとり親家庭福祉

■現況と課題

近年の社会状況を反映して、ひとり親家庭が全国的に増加する傾向にあります。ひとり親家庭が、自立した生活を送ることができるよう、経済的な支援のみならず、精神的な側面からもきめ細かな支援を行う必要があります。

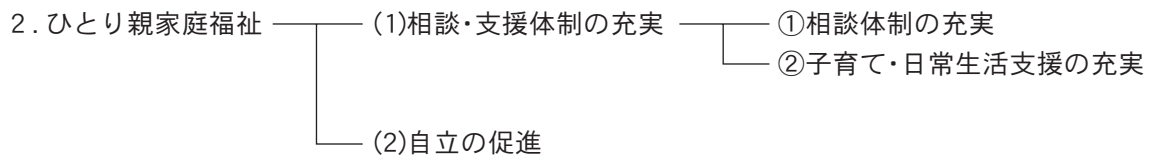
ひとり親家庭では、子どもの養育の問題、家事などの日常生活の問題や働くことと子育てとの両立に悩んでおり、特に、母子家庭は、比較的所得が低いことなどから経済面でも大きな不安を抱えています。

このため、経済的支援、自立促進に向けた支援、生活相談支援の促進を図る必要があります。

■基本方針

経済的支援、資格取得の支援、就労しやすい環境づくり等の支援や情報提供・制度周知も含めた母子自立支援員等による相談体制の充実に努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 相談・支援体制の充実

施 策 内 容	
①相談体制の充実	○ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成を図るために、関係機関と連携を強化し相談体制の充実に努めます。
②子育て・日常生活支援の充実	○ひとり親家庭の子育てや日常生活の支援体制の整備に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
日常生活支援事業の利用者数	18 人	30 人

(2) 自立の促進

施 策 内 容

〇ひとり親家庭世帯が安心して暮らせるよう、経済的支援、資格取得の支援、就労しやすい環境をつくる等の支援を進め自立を促進します。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
ひとり親(母子)家庭の就業率	89.8 %	92 %

■ 主な事業

母子生活支援施設・助産施設措置事業 / ひとり親家庭等日常生活支援事業
母子(父子)寡婦福祉事業

● ひとり親家庭等日常生活支援・家庭生活支援員派遣状況

(単位:件)

	派遣件数	派 遣 内 訳	
		生活支援	子育て支援
平成17年度	7	—	7
18	17	—	17
19	16	—	16
20	18	—	18
21	18	—	18

資料:子育て支援課



3. 障害者(児)福祉

■現況と課題

本市の身体・知的・精神の障害者手帳所持者および、難病患者、自立支援医療(精神通院医療)受給者は増加傾向にあります。また、障害の重度化・重複化、障害者の高齢化が進んでいます。

このため、障害の発生予防から早期発見、療育、治療、機能訓練、教育、就労機会の拡充、日常生活の支援などについて、必要とするときに必要な支援が受けられるように、総合的・体系的に保健福祉サービスを展開することが重要となっています。

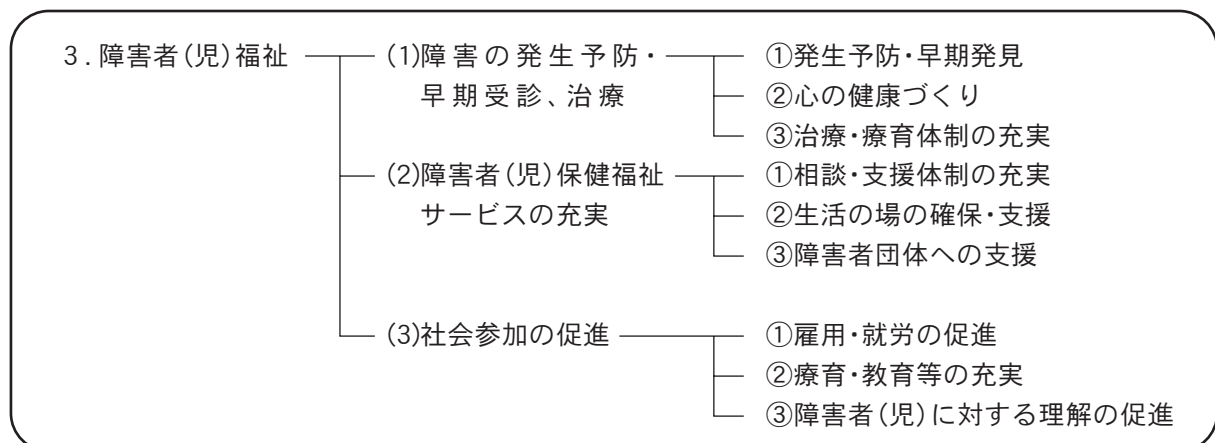
今後は、重度の障害者の増加、障害者の高齢化も進むことから、すべての障害者(児)が個人として尊重され、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるような、ノーマライゼーション社会を実現していく必要があります。

■基本方針

障害の発生予防・発見からリハビリテーションに至る支援体制の充実を図ります。

また、「八千代市第3次障害者計画」などにもとづき、日常生活のあらゆる分野におけるユニバーサルデザイン化を推進するとともに、誰もが地域社会の一員として希望と生きがいのある生活が送れる環境づくりを進め、障害者の自立と社会参加を支援します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 障害の発生予防・早期受診、治療

施 策 内 容	
①発生予防・早期発見	○医療機関との連携を強め、健康診断の実施等、障害の予防や早期発見に努めます。
②心の健康づくり	○誰もが心の健康の大切さを正しく理解し、心の健康づくりのための適切な行動や対応が取れるよう普及啓発を推進します。
③治療・療育体制の充実	○医療機関など関係機関との連携のもとに、早期治療とリハビリテーション体制、地域医療体制の充実に努めます。 ○在宅障害児に対する外来・巡回相談などの充実、さらに障害児に適切な支援ができるように、児童発達支援センターの施設機能の充実に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
通園施設通所児童数	知的障害児通園施設 35 人 肢体不自由児通園施設 12 人	知的障害児通園施設 50 人 肢体不自由児通園施設 30 人
外来利用児童数	3,261 人	3,500 人

(2) 障害者(児)保健福祉サービスの充実

施 策 内 容	
①相談・支援体制の充実	○保健・医療・福祉の連携を一層強化し、障害者(児)やその家族の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談・支援体制の充実を図ります。 ○障害者(児)の生活実態の把握に努めながら、きめ細やかな保健福祉サービス制度の充実を図るとともに、専門従事者の育成と確保に努めます。
②生活の場の確保・支援	○誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、ライフスタイルの多様化に対応した住居を確保するため、グループホーム等の整備を支援します。
③障害者団体への支援	○障害者団体の活動を支援するとともに、障害者団体が利用できる場の充実に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
障害者相談支援施設数	4 か所	6 か所
グループホーム等定員数	30 人	72 人

（3）社会参加の促進

施 策 内 容	
①雇用・就労の促進	○ハローワークや関係部署と連携を図りながら、障害者の就労を促進します。また、福祉的就労の場を確保するため、福祉作業所の整備に努めます。
②療育・教育等の充実	○障害者（児）の療育体制等を整備するとともに、全てのライフステージにおける教育や学習機会の充実を図ります。
③障害者（児）に対する理解の促進	○障害者（児）の人権を擁護し、偏見、差別のない社会づくりに努めます。 ○障害のあるなしにかかわらず、参加できる交流の機会を増やし、また、障害者福祉に関する広報や情報提供を充実させ、より多くの市民の参加を推進します。 ○日常生活のあらゆる分野におけるユニバーサルデザイン化を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
福祉的就労をしている障害者数	116 人	146 人
福祉有償運送利用登録会員数	139 人	209 人
福祉有償運送登録業者数	4 事業所	6 事業所

■主な事業

児童発達支援センター整備事業 / 八千代市第3期障害福祉計画策定事業
 障害者グループホーム等整備費補助事業 / 福祉作業所整備事業

●身体障害者(児)手帳所持者数

(単位:人)

	総 数	視覚障害	聴覚・平衡 ・機能障害	音声・言語・ そしゃく障害	肢体不自由	内部障害	新規手帳 交付者数
平成17年度	3,908	274	245	39	2,165	1,185	309
18	4,045	280	264	43	2,236	1,222	315
19	4,152	292	268	45	2,259	1,288	409
20	4,226	293	281	40	2,294	1,318	347
21	4,486	314	283	51	2,439	1,399	413

資料:障害者支援課



4. 高齢者福祉

■現況と課題

高齢者の増加に伴い要介護認定者が増加し、今後も、介護サービスに関する情報提供や相談体制をはじめ、サービス提供体制の充実やサービスの質の向上が求められています。

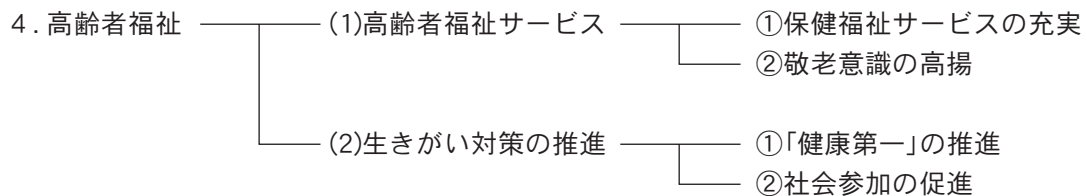
また、介護保険制度が予防重視型システムへと転換されたことにより、生活機能低下の早期発見・早期対応の体制整備を図るとともに、高齢者の健康寿命を延ばすための介護予防事業が重要になっています。

高齢化の急速な進行、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加、虐待など高齢者を取り巻く状況が大きく変化している中で、高齢者が地域の中で自立し安心して生活できる社会を築いていくとともに、多様化する高齢者のニーズに応えていくために、保健・医療・福祉の各サービスを総合的に推進し、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるよう、各サービスの充実に努める必要があります。

■基本方針

すべての高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、尊厳を保ちながら生涯にわたって住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、温かい地域づくりに努めるとともに、保健・医療・福祉における各サービスの総合的な支援を推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 高齢者福祉サービス

施 策 内 容	
① 保健福祉サービスの充実	○介護予防・生活支援・家族介護支援のサービスを充実し、高齢者が安心して在宅で生活できるよう支援します。
② 敬老意識の高揚	○社会福祉協議会の支部ごとに行われている敬老行事の情報交換や市全体への公表を進めることで、行事の充実と参加者の増加を促します。また、高齢者の豊富な知識や経験を生かす場づくりを推進し、高齢者を敬愛する意識の高揚に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
高齢者福祉サービスが充実していると感じる比率	19.5 %	50 %

（2）生きがい対策の推進

施 策 内 容	
①「健康第一」の推進	○元気な高齢者に地域づくりへ積極的に参加してもらうことで、介護予防を図るとともに、自らの健康を認識する機会の提供を行います。
②社会参加の促進	○高齢者の知識や経験を生かす、シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援します。 ○「ふれあい大学校」「地域デビュー講座」を開催し、高齢者の学ぶ機会の充実を図ります。 ○高齢者が気軽に立ち寄れるミニデイサービス等の充実を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
シルバー人材センター登録者数	735 人	1,000 人
老人クラブ登録者数	3,477 人	4,200 人

■主な事業

地域密着型施設事業 / 老人ホーム等整備費補助事業 / 生きがい対策事業

● 高齢人口の推移

各年度末(単位:人)

	総人口	高齢人口・比率		高齢人口内訳			
		高齢人口	比率(%)	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
平成17年度	184,979	30,067	16.3	11,430	8,327	5,096	5,214
18	186,650	31,991	17.1	11,949	8,940	5,501	5,601
19	188,624	33,924	18.0	12,405	9,508	5,989	6,022
20	191,469	36,003	18.8	13,232	9,901	6,342	6,528
21	192,570	37,652	19.6	13,374	10,397	6,901	6,980

資料:統計調査室

● ふれあい大学開設状況

(単位:人,日)

	定員	応募者数	卒業者数	実施日数
平成17年度	100	367	99	39
18	100	342	100	40
19	100	265	97	39
20	100	231	95	41
21	100	244	97	40

資料:長寿支援課



5. 低所得者福祉

■現況と課題

近年の経済状況および雇用形態の変化に伴い、低所得者を取巻く環境が大きく変化し、その対応が求められています。中でも雇用環境の悪化は、被保護世帯数の増加を生じさせています。

また、これまでの被保護世帯への支援は、その世帯の経済的自立を目的としていることから、子どもの養育や教育の支援までは行き届かず、貧困家庭の世代間連鎖(貧困の再生産)を生む結果を招いています。

このため、今後は世帯の経済的自立の支援を行うことに併せ、貧困の再生産を防ぐため、子どもの養育や教育の充実など、世帯全体を対象とした支援を行っていく必要があります。

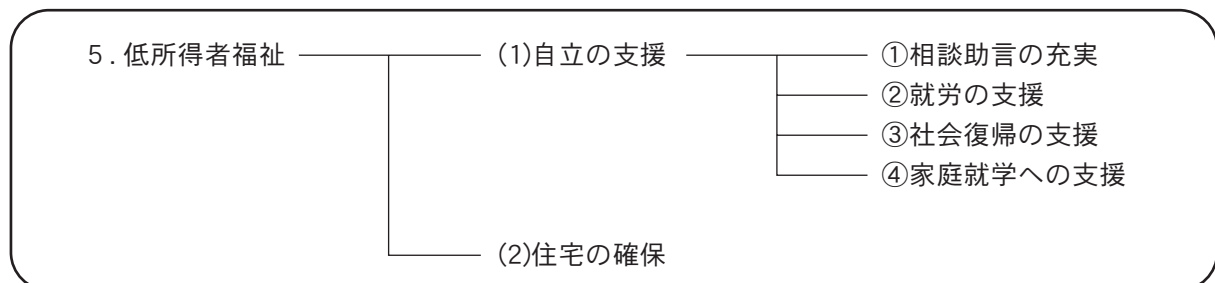
さらに、住宅困窮者に対する市営住宅等を確保する必要があります。

■基本方針

低所得者の安定した生活と自立を支援するとともに、貧困の世代間連鎖を防ぐ意味からも生活保護世帯の子育て・子育て支援の充実を図ります。

また、住宅困窮者に対する市営住宅等の確保に努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 自立の支援

施 策 内 容	
①相談助言の充実	○要保護者からの相談に対し、各種支援施策の活用など適切な助言指導に努めます。
②就労の支援	○就労可能な要保護者の求職相談に応じ、職業安定所等との連携による就労支援に努めます。
③社会復帰の支援	○疾病等があり直ちに自立困難な要保護者に対し、社会復帰のための支援に努めます。
④家庭就学への支援	○子育て中の要保護者に対し、家庭生活の支援や学習の支援を行い、貧困の再生産の防止に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
被保護者のうち働ける能力のある人の就業率	45.52 %	58.49 %

(2) 住宅の確保

施 策 内 容
○市営住宅等を住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃での賃貸を行います。 また、市営住宅等の効率的な活用、維持管理に努めます

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市営住宅等の管理戸数	123 戸	127 戸

■主な事業

生活保護事業 / 就労者支援事業 / 市営住宅維持管理事業

●生活保護の動向

(単位:人)

	被保護世帯・人員・保護率			措 置 内 容				
	世 帯	人 員	保護率(%)	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助
平成17年度	948	1,443	8.0	1,286	1,220	173	1,179	87
18	967	1,479	8.1	1,294	1,266	167	1,341	97
19	946	1,401	7.6	1,223	1,198	155	1,309	96
20	975	1,396	7.5	1,187	1,175	146	1,245	113
21	1,061	1,513	8.0	1,296	1,279	147	1,312	124

資料:生活支援課

注)保護率は、1,000人に対する被保護実人数の割合である。

被保護世帯、人員保護率は、月平均である。

措置内容の人数については、平均値である。

6. 地域ぐるみ福祉

■現況と課題

少子・高齢化が進行する中、本市でも65歳以上の高齢者の増加が続いています。

また、地域社会に目を向けると生活習慣や価値観の多様化、核家族化が進むことにより、近隣で互いに干渉しないというように住民相互のつながりが希薄となっています。

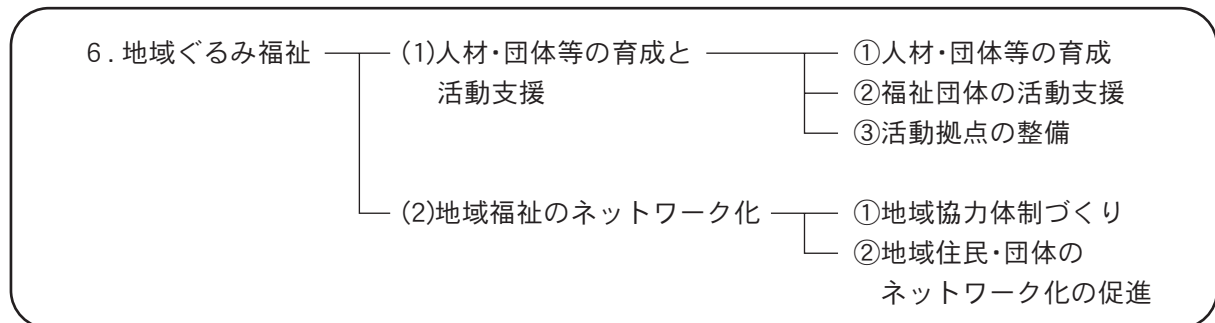
このことは、ある意味では自由な生活をもたらしたといえます。しかし、一方では一人暮らし世帯の増大や孤独死などの新たな社会問題を生じさせています。

このため、誰もが住み慣れた地域で心豊かに生活できるようにするために、行政、地域住民、ボランティアなどが連携し、各々の役割を認識しながら地域づくりに取り組むことが必要となっています。

■基本方針

市民一人ひとりが家庭や地域社会の中で、年齢や障害の有無に係わらず、人としての尊厳を持ち、安心して生活が送れるよう、行政のみならず地域住民やボランティア、NPOなどとの連携により、温かみとふれあいのある地域づくりを総合的に推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)人材・団体等の育成と活動支援

施 策 内 容	
①人材・団体等の育成	○講演会や各種行事等の機会を通じ、地域福祉の普及・啓発に努めるとともに、ボランティア養成講座等の充実を図り、福祉サービスを担う人材の育成・確保に努めます。
②福祉団体の活動支援	○社会福祉協議会をはじめとする各種社会福祉法人、ボランティア団体等の活動を支援します。
③活動拠点の整備	○住民や福祉団体相互の交流の機会を提供するため、福祉センターの効率的活用を図ります。 ○地域福祉活動の推進拠点として、ふれあいプラザの充実を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
福祉センター利用者数	110,508 人	122,700 人
ふれあいプラザ利用者数	170,787 人	180,000 人

(2)地域福祉のネットワーク化

施 策 内 容	
①地域協力体制づくり	○家庭、学校、地域社会などに対し、講演会や各種行事等の機会を通じて、地域福祉の理解を高めながら、地域における協力体制づくりを推進します。
②地域住民・団体のネットワーク化の促進	○地域の担い手として期待されるボランティア団体やNPOのネットワーク化を促進し、地域に根ざした福祉サービスの提供に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
福祉ボランティア登録者数	2,190 人	3,000 人

■主な事業

社会福祉協議会運営補助事業 / ふれあいプラザ運営管理事業 / 福祉センター運営管理事業

●ふれあいプラザ利用者数

(単位:人)

	総 数	個人利用	団 体 利 用				開館日数	一日平均
			団体数	60歳以上	その他	計		
平成17年度	166,196	108,731	2,787	21,344	36,121	57,465	304	546.70
18	164,942	104,562	2,835	22,298	38,082	60,380	304	542.57
19	160,607	101,443	2,886	22,329	36,835	59,164	304	528.31
20	156,768	97,948	2,729	24,534	34,286	58,820	305	513.99
21	155,308	101,977	2,597	22,209	31,122	53,331	304	510.88

資料:八千代市社会福祉協議会

●福祉センター利用状況

(単位:人)

	総 数	老人福祉センター				地域福祉センター			
		主催講座	サークル	老人関係 団 体	個 人	社会福祉 協 議 会	身体障害 者福祉会	他の福祉 団 体	その他
平成17年度	93,641	970	29,767	4,903	27,806	6,032	2,725	367	21,071
18	96,251	143	29,745	5,484	28,594	6,933	2,382	346	22,624
19	78,964	156	29,136	7,179	28,962	8,252	2,175	682	2,422
20	110,939	1,178	31,648	7,639	32,552	9,646	2,285	424	25,567
21	110,508	1,316	32,245	6,557	30,219	9,806	2,174	442	27,749

資料:八千代市社会福祉協議会



7. 墓地・斎場

■現況と課題

都市化の進展や核家族化の進行、加速する少子・高齢社会の中で、葬送に対する考え方も多様化しています。この中において、市民生活に必要な都市施設として、小池地区に芝生墓地と合葬式墓地から成る市営霊園を建設しました。合葬式墓地は1人用と2人用の納骨壇を整備しており、個人や夫婦単位等で利用でき、承継人がいない方々の不安の解消に応えられるものとなっています。

また、斎場については、本市も構成市である四市複合事務組合で馬込斎場を運営しています。しかし、四市の人口増加や高齢化の進行に伴い、今後火葬炉の不足が見込まれ、第二斎場整備の必要性が生じています。そのため、四市複合事務組合では第二斎場の実現に向けた取り組みを進めています。

なお、第二斎場整備で最も重要となる建設用地は、四市間の位置的バランスにも優れた八千代市で公募することとなり、応募のあった市内の候補地から組合が選定し決定しました。

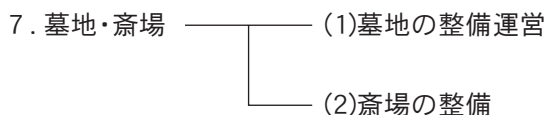
今後は第二斎場の早期実現を目指し、周辺住民の理解と協力を得ることが課題となっています。

■基本方針

市営霊園については、霊園施設の適正な運営管理に努めます。

第二斎場については、周辺住民の理解を得ることが最も重要なことから、四市複合事務組合を中心として地元との話し合いを進め、斎場の早期実現を目指します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 墓地の整備運営

施 策 内 容

○未利用墓地について利用者の募集を適時行うとともに、霊園施設の適正な運営管理に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
合葬式墓地の供給数	544 体分	1,920 体分

(2) 斎場の整備

施 策 内 容

- 最新の火葬技術を取り入れた火葬炉の整備を図ります。
- 緑地や緩衝地を広く設けるなど、周辺環境と調和した施設の整備に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
四市複合事務組合の火葬炉数	15 基	30 基

■主な事業

第二斎場建設事業 / 墓地運営管理事業

●馬込斎場使用状況

(単位:件)

	火 葬			霊 柩 車				式場	祭壇	控室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	宮 型	バン型	マイカバス	計				
(八千代市民)											
平成17年度	1,176	63	1,239	65	29	—	94	98	76	1,327	64
18	1,032	100	1,132	23	43	—	66	96	67	1,185	89
19	1,124	10	1,134	9	37	—	46	77	53	1,233	81
20	1,176	11	1,187	16	55	—	71	77	56	1,294	99
21	1,160	17	1,177	18	73	—	91	74	52	1,283	90
(八千代市民以外)											
平成17年度	5,834	33	5,867	570	530	6	1,106	1,062	618	7,880	840
18	5,797	15	5,812	425	546	—	971	1,050	601	7,910	921
19	5,777	118	5,895	322	520	—	842	1,079	588	7,958	946
20	5,672	23	5,695	261	597	—	858	1,072	574	7,835	1,037
21	5,919	17	5,936	197	628	—	825	1,069	606	8,037	1,071

資料:四市複合事務組合

第3節 社会保険

1. 国民健康保険

■現況と課題

国民健康保険事業は、高齢化による医療給付費の増加や、制度の構造的な問題、景気低迷等による保険料収入の減少などの理由から、一般会計からの繰入に依存することを余儀なくされています。

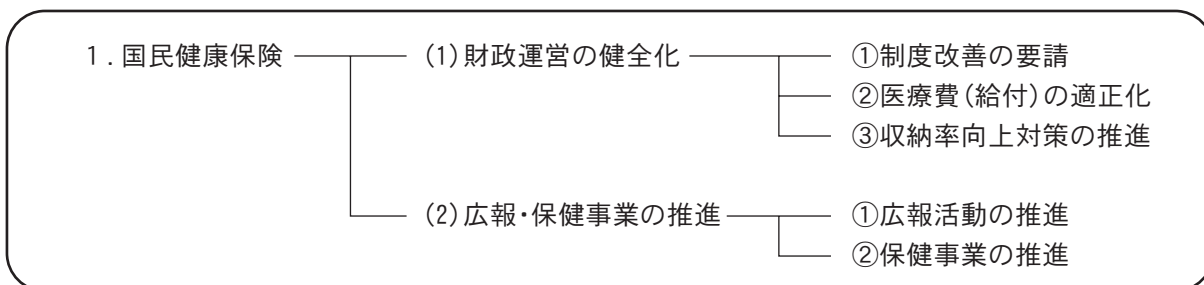
このため、市民の健康生活の向上と医療費抑制の観点から、疾病の予防や重症化の防止のための事業展開を保健・医療・福祉の各分野と連携して推進していく必要があります。

また、現在後期高齢者医療制度の廃止に伴う新たな保険制度が検討されており、医療保険の抜本的改革が課題となっています。

■基本方針

国民健康保険制度の安定と充実に努めるとともに、被保険者の健康の保持・増進のために、保健・医療・福祉との連携による予防医療を中心とした保健事業の充実を図ります。また、医療費の適正化を推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 財政運営の健全化

施 策 内 容	
①制度改善の要請	○国民健康保険の円滑な運営をするため、安定した制度の構築や更なる制度改正に伴う財政措置を、国・県に対して要請します。
②医療費(給付)の適正化	○ <u>レセプト</u> 点検による資格の有無、重複請求や算定誤り等の事務や第三者行為等による事故などに対して、損害賠償と保険給付の調整を図り、医療費の適正化事務の強化に努めます。
③収納率向上対策の推進	○保険料の収納率向上のため、口座振替の推進など納付環境の整備や収納体制の充実に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
保険料収納率	86.3 %	89.0 %

(2) 広報・保健事業の推進

施 策 内 容	
① 広報活動の推進	○国民健康保険制度やその現状について市民の理解を深めるため、市広報・ホームページや市民便利帳への掲載やパンフレット等による、啓発活動に努めます。
② 保健事業の推進	○疾病予防・早期発見による重症化の防止および保健事業の推進に努めます。また、人間ドック・特定健康診査等の受診率の向上や保健・医療・福祉と連携した事業推進を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
国民健康保険による人間ドック受検者数	440 人	500 人

■主な事業

出産育児一時金の支給 / 短期人間ドック助成事業 / 葬祭費の支給

●国民健康保険の被保険者の加入状況

	市 全 体		国民健康保険の状況			
	世 帯	人 口	世 帯	被保険者	世帯加入率	被保険者加入率
平成17年度	74,286 ^{世帯}	184,979 ^人	33,583 ^{世帯}	62,744 (13,510) ^人	45.2 %	33.9 %
18	75,674	186,650	34,061	62,732 (14,691)	45.0	33.6
19	77,303	188,624	34,247	62,292 (14,955)	44.3	33.0
20	79,145	191,469	29,172	51,221 (2,437)	36.9	26.8
21	79,985	192,570	29,304	50,981 (2,227)	36.6	26.5

※()内は退職被保険者等数
資料：国保年金課

2. 介護保険

■現況と課題

介護保険制度は高齢者とその家族が必要とするサービスを、自らの選択と決定により受けられる制度として、着実に定着してきています。

この制度は、事業計画を3年毎に見直すこととなっており、平成21年から23年度の計画では、国の制度変更に合わせるため、介護予防重視型システムへの転換や施設給付の食事や居住費などの見直しを行っています。

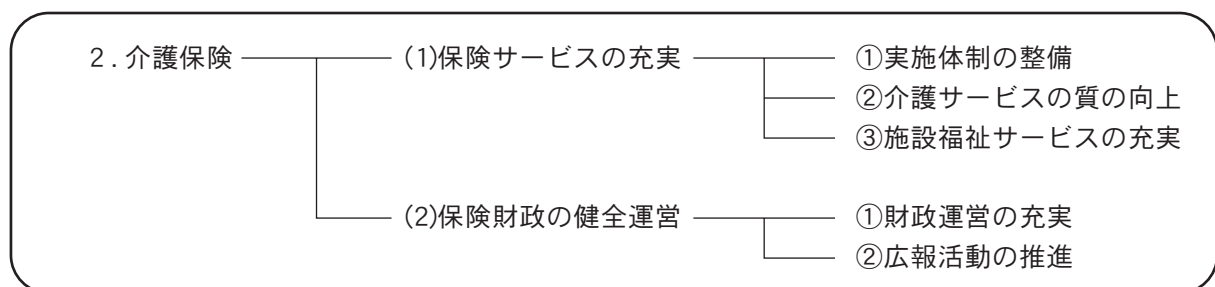
今後、本市においても高齢化が一層進行することが予測されていることから、高齢者が自ら介護予防に努めていただくための施策を推進するとともに、要介護認定の適正化およびケアマネジメントと介護サービスにおける質の向上への取り組みの重要性が増しています。

また、介護保険は医療保険と異なり、利用者の割合が低いため、より一層の制度広報が求められており、保険料の収納率の向上と保険給付の適正化を推進することで、健全な制度運営に努めていく必要があります。

■基本方針

介護保険制度の健全運営に努めるとともに、「八千代市介護保険事業計画」にもとづき、保険料の収納率向上、介護給付の適正化、介護サービスの量的確保や質の向上を図るための施策を推進します。

■施策の体系



※介護予防重視型システム＝住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるため要介護状態にならないように、そして介護が必要になったときには、適切な介護サービスが提供され状態の悪化を防ぐための制度

※ケアマネジメント＝介護の必要な障害者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること

■ 施策及び施策内容

(1) 保険サービスの充実

施 策 内 容	
①実施体制の整備	○介護保険法にもとづき、保健・医療・福祉の連携のもと、介護保険事業計画を3カ年ごとに見直し、事業を推進します。 ○地域包括支援センターとの連携や介護保険認定審査会の充実など、実施体制の整備に努めます。
②介護サービスの質の向上	○地域包括支援センター運営協議会・介護サービス事業者協議会および介護相談員を通して、サービス事業者が提供する介護サービスの質の向上に努めます。
③施設福祉サービスの充実	○特別養護老人ホーム・グループホームなどの施設整備への助成により、施設福祉サービスの充実に努めます。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
介護認定者のうちサービス利用者の比率	83.4 %	81.3 %

(2) 保険財政の健全運営

施 策 内 容	
①財政運営の充実	○第1号被保険者の保険料の均衡を図るため、介護保険事業計画にもとづいて3カ年ごとに保険料を見直します。 ○介護給付・予防給付の請求に対する点検・確認の徹底を図り、介護サービスの内容や保険給付の適正化に努めます。 ○口座振替利用の推進などによる収納率の向上に努めます。
②広報活動の推進	○広報やホームページなどを通じて、介護保険制度や保険給付の内容についての周知と情報の提供に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
保険料の収納率	94.84 %	98 %

■主な事業

介護保険事業計画策定事業 / 介護予防支援事業 / 地域包括支援センター運営事業

●介護保険加入および認定状況

介護保険加入状況

各年度3月31日現在(単位:人)

	第1号被保険者数	前期高齢者数 (65歳以上75歳未満)	後期高齢者数 (75歳以上)
平成17年度	30,000	19,725	10,275
18	31,993	20,888	11,105
19	33,924	21,911	12,013
20	36,000	23,141	12,859
21	37,651	23,779	13,872

介護保険認定状況

各年度3月31日現在(単位:人)

	総 計	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	内第2号 被保険者(再掲)
平成17年度	3,520	—	—	578	1,225	509	492	425	291	154
18	3,556	510	474	—	649	621	542	443	317	135
19	3,763	460	543	—	642	680	595	497	346	132
20	3,978	485	574	—	722	719	595	502	381	149
21	4,277	605	537	—	795	768	610	556	406	154

資料:長寿支援課

3. 国民年金

■現況と課題

国民年金は、長い老後の生活において基礎的な部分を生涯にわたり保障することと、万一の事故・病気または遺族となった時の保障制度として必要不可欠な制度です。

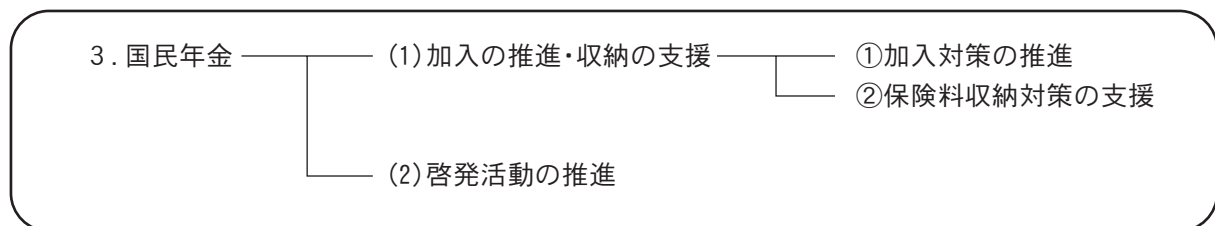
近年、急速に進行する少子・高齢化、厳しい経済状況の中、制度維持の根幹ともなる保険料の将来に向けての均衡化、国庫負担金の引上げ等の年金制度の改正が行われ、長期的に制度を維持する施策を図って行くこととされました。

今後、年金制度改革の動向を踏まえつつ、制度を維持するうえで、制度の理解周知とともに、国民年金未加入と保険料未納への対策をさらに推進する必要があります。

■基本方針

国民共通の基礎年金制度の理念のもと、加入対策を推進するとともに、学生納付特例制度、免除制度等の周知を図り、受給権の確保に努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 加入の推進・収納の支援

施 策 内 容	
①加入対策の推進	○窓口での勧奨や年金相談を通して、未加入者の解消に努めます。
②保険料収納対策の支援	○窓口での納付勧奨や口座振替制度、クレジットカードでの納付を推進するとともに、学生納付特例制度、若年者納付猶予制度、免除制度の周知を図り、未納者および無年金者の解消に努めます。

(2) 啓発活動の推進

施 策 内 容
○広報やホームページ、パンフレット等による制度の普及や窓口相談業務の充実を図るとともに、受給権の有無、保険料の納付月数など受給権確保に必要な情報を提供します

■主な事業

加入対策の推進 / 保険料収納対策の支援 / 年金相談

●国民年金加入状況

(単位:人)

	総 計	第1号被保険者		第3号被保険者
		強制加入者	任意加入者	
平成17年度	49,180	29,069	561	19,550
18	47,641	27,694	523	19,424
19	46,206	26,112	501	19,593
20	45,605	25,459	512	19,634
21	45,112	25,168	502	19,442

資料:国保年金課



第2章 教育文化都市をめざして

第1節 教 育

第2節 生涯学習

第3節 文 化

第4節 スポーツ・レクリエーション

第5節 青少年健全育成

第6節 男女共同参画社会

第7節 多文化共生

第1節 教 育

1. 幼児教育

■現況と課題

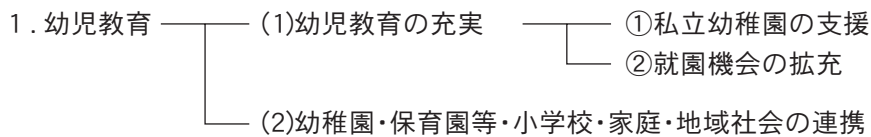
一人ひとりの幼児は、社会においてかけがえない宝であり、その健やかな成長はすべての人々の願いです。幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、正しい生活習慣の指導や適切な教育が大切です。

小学校教育へのつながりとして、幼児教育の役割はますます重要となっています。少子化の動向等を見据えながら、幼稚園・保育園等・小学校と家庭・地域社会との連携を図っていく必要があります。

■基本方針

望ましい人間形成の基礎を培うため、幼児教育の充実を図るとともに、幼稚園・保育園等・小学校・家庭・地域社会が相互に連携し、幼児が心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 幼児教育の充実

施 策 内 容	
① 私立幼稚園の支援	○市内私立幼稚園設置者に対して、私立幼稚園幼児教育振興費補助金として、教材費、教育研修費、施設・設備等整備費を交付します。
② 就園機会の拡充	○私立幼稚園等に在園する満3歳児～5歳児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園等就園奨励費補助金を支給します。 ○障害児保育および預かり保育等への支援を検討します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
幼稚園教育内容が充実していると感じている市民の割合	29.4 %	40 %

(2) 幼稚園・保育園等・小学校・家庭・地域社会の連携

施 策 内 容

○幼稚園・保育園等・小学校・家庭・地域社会の交流・連携が十分に図れるよう教育環境の充実を図る体制を支援するとともに、子育て相談・情報発信や情報提供などの物的・人的環境の整備など、子育てに必要な支援をします。

■主な事業

幼稚園教育総務事業 / 私立幼稚園教育振興事業

●幼稚園教職員数および園児数

5月1日現在(単位:園、学級、人)

	園 数		学級数	教員数	職員数	園 児 数			
	公立	私立				総数	3歳	4歳	5歳
平成17年度	1	18	135	201	44	3,899	1,019	1,410	1,470
18	1	18	134	197	46	3,987	1,010	1,533	1,444
19	1	18	137	199	49	4,029	982	1,507	1,540
20	1	18	139	204	44	3,991	1,035	1,445	1,511
21	1	18	138	206	43	3,894	998	1,436	1,460

資料:学校基本調査

2. 義務教育

■現況と課題

本市には、小学校23校、中学校13校(私立2校)がありますが、小中学校の児童生徒数については、宅地開発の進む東葉高速線沿線地区では増加傾向にある一方、先行して市街化した地域では、横ばい・減少傾向にあり、地域による二極化が進んでいます。これらに対応した学校施設の整備や通学区域の見直し、また、学校の統合などによる学校規模の適正化が必要となっています。

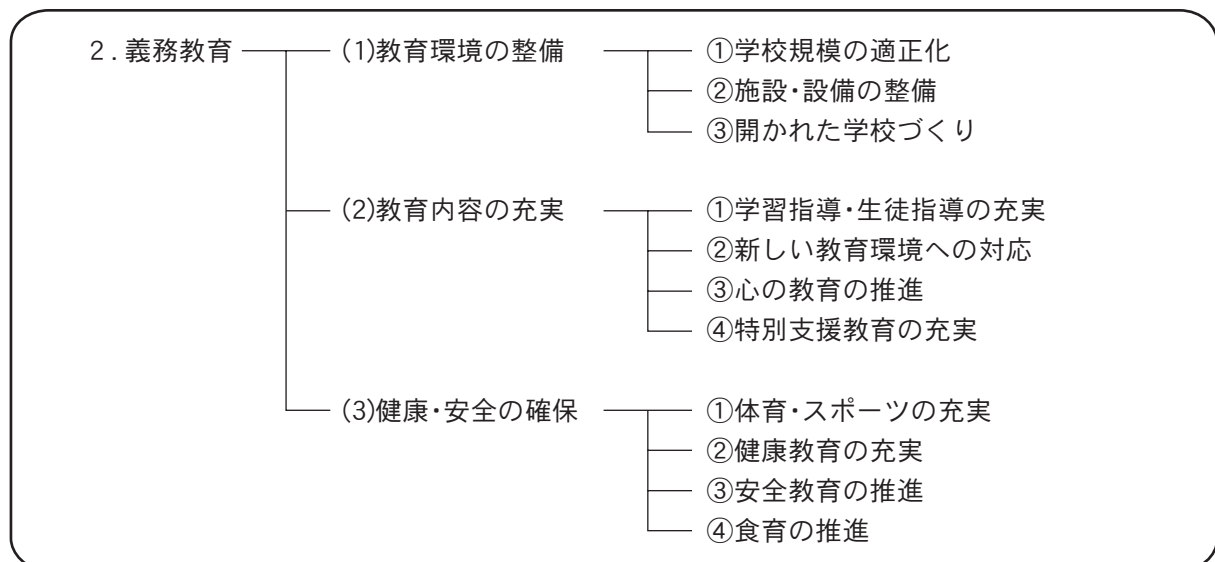
また、教育の現場では、高度情報化社会、国際化社会の進展に対応した教育内容の一層の充実や児童・生徒に「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進することが強く求められています。

このため、今後も学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、基礎学力の向上はもとより、自ら学び、考える力や豊かな人間性などを身につけた、健康で心豊かな児童生徒を育むことができる教育環境づくりに取り組んでいく必要があります。

■基本方針

子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことのできる環境や施設の整備、教育内容の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、健康で心豊かな人間性を育む教育環境づくりを推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)教育環境の整備

施 策 内 容	
①学校規模の適正化	○今後の開発状況や児童生徒数の動向を見据えながら、通学区域の見直しを検討します。 ○将来のまちづくりの視点から、公共施設として重要な小中学校をどのように配置していくかを、全市的な視点に立って検討します。
②施設・設備の整備	○教育環境の充実・向上を図るため、各学校の状況を的確に把握し、施設・設備の整備を図るとともに耐震化を含めその更新に努めます。
③開かれた学校づくり	○生涯学習、福祉、生涯スポーツ活動など地域活動のために、施設の有効活用や体育施設の開放を推進します。 ○地域と共に歩む学校づくりを推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
公立小中学校の校舎・体育館の耐震化率	27.9 %	83.1 %



(2) 教育内容の充実

施 策 内 容	
①学習指導・生徒指導の充実	○各小中学校における教職員の研究・研修を支援し、学習指導の向上に努めます。 ○教師と子どもの信頼関係を高め、学級経営の充実を図るとともに、家庭・地域社会・関係機関との連携を深めながら、積極的な生徒指導に努めます。
②新しい教育環境への対応	○国際理解教育、情報教育、健康教育、<u>キャリア教育</u>、福祉教育などの時代に即した教育を推進するため、各種研修会などを充実し、教職員の資質向上に努めます。 ○高度な技術や豊かな知識・経験を有する人材の活用や、授業等への地域住民の参加など、地域に根ざした多様な教育活動に努めます。
③心の教育の推進	○命の大切さを認識し、思いやりの心を育み、差別や偏見をなくす人間尊重の精神を、教育活動全体を通して醸成していきます。 ○いじめ、不登校、さらには問題行動の未然防止やその縮減・解消に向けて、家庭・地域社会・学校との連携を一層深めることに努めます。
④特別支援教育の充実	○障害のある児童生徒が障害の状態に応じた教育が受けられるよう、特別支援学級や<u>通級指導教室</u>の充実に努めます。 ○特別支援教育のあり方について理解を深め、「交流および共同学習」を進め、学校全体で推進する体制の充実を図ります。 ○就学指導委員会や特別支援教育専門家チームなど、個々の障害に対応した相談・指導体制の充実を図ります。 ○特別支援学校など関係機関と連携し、一貫した支援のための体制づくりを進めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
学校教育内容が充実していると感じている市民の割合	20.1 %	39 %

※キャリア教育＝子どもたちが将来、社会人、職業人として自立していく上で必要な力や勤労観、職業観を身に付ける教育
 ※通級指導教室＝市内の中学校に通っている言語障害、難聴、学習障害等の障害の軽い児童生徒が、障害の状況に応じ、特定の時間に特別の指導を受けるための教室。

(3)健康・安全の確保

施 策 内 容	
①体育・スポーツの充実	○学校教育活動全体で行う体育活動の推進により、心身の健康の保持・増進を図り、生涯にわたるスポーツライフの基盤づくりの充実に努めます。
②健康教育の充実	○健康教育の一環として保健活動の充実を図り、児童生徒が自ら心身の健康に目を向け、対処できるようにする能力の育成に努めます。
③安全教育の推進	○児童生徒が健康で安全な学校生活を営めるよう、安全管理の徹底、安全教育の推進を図るとともに、子ども達を見守る地域ぐるみの学校安全体制の整備・推進に努めます。
④食育の推進	○学校教育活動全体を通じた食育を充実させるとともに、地産地消に努め、安全でバランスの良い給食を提供するため、施設・設備の衛生管理の徹底および運営の効率化を図り、家庭と連携し、食育の推進に努めま

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
基礎体力指数	小学校 82.5 % 中学校 76.6 %	小学校 84 % 中学校 80 %

■主な事業

学校適正配置検討事業 / 八千代台東小学校校舎改築事業 / 小中学校校舎耐震改修事業
 小中学校屋内運動場大規模改修事業(高津小・村上東小・八千代台西中)
 (仮称)学校給食センター西八千代調理場整備事業

●小学校教職員数および児童数

各年5月1日現在(単位:校、学級、人)

	学校数	学級数	教員数	職員数	児 童 数						
					総 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平成17年	21	353	511	71	11,055	1,987	1,838	1,906	1,805	1,771	1,748
18	21	370	526	68	11,345	1,960	2,008	1,862	1,904	1,825	1,786
19	22	384	535	67	11,459	1,865	1,954	2,038	1,865	1,903	1,834
20	22	390	538	67	11,765	2,115	1,884	1,954	2,056	1,868	1,888
21	22	401	556	63	11,906	2,027	2,105	1,902	1,950	2,047	1,875

資料:統計調査室

●中学校教職員数および生徒数

公 立

各年5月1日現在(単位:校、学級、人)

	学校数	学級数	教員数	職員数	生 徒 数			
					総 数	1 年	2 年	3 年
平成17年	11	128	259	14	4,186	1,397	1,404	1,385
18	11	130	258	14	4,235	1,447	1,393	1,395
19	11	136	273	14	4,375	1,532	1,451	1,392
20	11	140	272	14	4,572	1,583	1,535	1,454
21	11	146	286	15	4,757	1,617	1,595	1,545

私 立

各年5月1日現在(単位:校、学級、人)

	学校数	学級数	教員数	職員数	生 徒 数			
					総 数	1 年	2 年	3 年
平成17年	2	27	40	5	1,031	349	362	320
18	2	28	41	5	1,073	373	351	349
19	2	29	41	5	1,095	384	369	342
20	2	29	43	6	1,078	336	382	360
21	2	28	44	7	1,057	360	333	364

資料:統計調査室

●小学校別学級数および児童数

平成22年5月1日現在(単位:学級、人)

学校名	全学級数	特別支援学級							児童数		
		知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	情緒障害	総数	男	女
睦 小	12		—	—	—	—			307	163	144
阿 蘇 小	6		—	—	—	—			114	59	55
米 本 小	7	2	—	—	—	—			204	104	100
米 本 南 小	6		—	—	—	—		1	193	105	88
村 上 小	30		—	—	—	—			982	514	468
村 上 東 小	25	2	—	—	—	—			786	424	362
村 上 北 小	6		—	—	—	—			155	83	72
勝 田 台 小	20	1	—	—	—	—			600	325	275
勝 田 台 南 小	10	2	—	—	—	—		1	267	133	134
大 和 田 小	24		—	—	—	—			778	382	396
大 和 田 南 小	19		—	—	—	—			600	294	306
大 和 田 西 小	34		—	—	—	—			1,162	586	576
西 高 津 小	18	2	—	—	—	—			489	247	242
高 津 小	19		—	—	—	—			631	304	327
南 高 津 小	12	3	—	—	—	—			316	150	166
八 千 代 台 小	12		—	—	—	—	1		412	215	197
八 千 代 台 東 小	12		—	—	—	—			389	201	188
八 千 代 台 西 小	13		—	—	—	—			367	171	196
八 千 代 台 東 第二小	10		—	—	—	—			252	124	128
新 木 戸 小	30		—	—	—	—			964	510	454
萱 田 小	30		—	—	—	—			1,032	501	531
萱 田 南 小	20		—	—	—	—			660	339	321
み どり が 丘 小	12		—	—	—	—			343	158	185

資料:教育委員会(学務課)

● 中学校別学級数および生徒数

平成22年5月1日現在(単位:学級、人)

学校名	全学級数	特別支援学級							生徒数		
		知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	情緒障害	総数	男	女
市立											
睦 中	6	—	—	—	—	—	—	—	153	81	72
阿 蘇 中	9	1	—	—	—	—	—	—	267	134	133
村 上 東 中	12	—	—	—	—	—	—	—	404	222	182
勝 田 台 中	10	2	—	—	—	—	—	—	344	174	170
大 和 田 中	21	—	—	—	—	—	—	—	778	411	367
高 津 中	23	1	—	—	—	—	—	—	808	427	381
八 千 代 中	10	2	—	—	—	—	—	—	367	187	180
八千代台西中	11	—	—	—	—	—	—	—	362	193	169
村 上 中	12	—	—	—	—	—	—	—	413	208	205
東 高 津 中	9	—	—	—	—	—	—	—	277	152	125
萱 田 中	19	—	—	—	—	—	—	—	680	340	340
私立											
秀明八千代中	9	—	—	—	—	—	—	—	291	165	126
八千代松陰中	18	—	—	—	—	—	—	—	732	402	330

資料:教育委員会(学務課)、各私立中学校



3. 高校・大学教育

■現況と課題

高校は、小中学校・地域との連携を深め、大学は、大学公開講座など、大学機能の地域開放を促進し、地域との交流を拡大していく必要があります。

■基本方針

高校・大学等との連携・交流・開放を促進します。

■施策の体系

3. 高校・大学教育 —— (1)大学等教育機関との連携

■施策及び施策内容

(1)大学等教育機関との連携

施 策 内 容

○高校・大学が有する教育資源を地域社会で活用できるよう、連携を強化します。また、高校との連携・大学の地域社会への開放の促進に努めます。

■主な事業

大学公開講座促進 / 大学公開講座の支援

●高等学校教職員数および生徒数

公 立

各年5月1日現在(単位:人)

	学校数	学級数	教員数	職員数	生 徒 数			
					総 数	1 年	2 年	3 年
平成17年	3	56	147	21	2,121	731	699	691
18	3	55	141	20	2,073	731	670	672
19	3	54	137	19	2,031	729	662	640
20	3	54	138	19	2,041	730	669	642
21	3	54	136	19	2,064	733	675	656

資料:学校基本調査(私立の学級数は各高等学校)

私 立

各年5月1日現在(単位:人)

	学校数	学級数	教員数	職員数	生 徒 数			
					総 数	1 年	2 年	3 年
平成17年	3	111	183	28	4,322	1,291	1,413	1,618
18	3	111	184	25	4,237	1,598	1,259	1,380
19	3	115	179	27	4,354	1,560	1,550	1,244
20	3	122	187	27	4,698	1,684	1,516	1,498
21	3	120	189	27	4,590	1,474	1,619	1,497

資料:学校基本調査(私立の学級数は各高等学校)

●高等学校別学級数及び生徒数

平成21年5月1日現在(単位:人)

学校名	学級数	生 徒 数			
		総数	男	女	市内居住 (再掲)
県立					
八 千 代 高	24	980	425	555	204
八千代東高	18	732	329	403	281
八千代西高	12	352	181	171	129
私立					
千葉英和高	31	1,223	622	601	255
八千代松陰高	49	2,009	1,180	829	357
秀明八千代高	40	1,358	967	391	219

資料:各高等学校

●大学教職員数及び学生数

各年4月1日現在(単位:人)

	学校数	本務職員数			学 生 数		
		総数	教員	その他	総数	男	女
平成17年	2	159	100	59	2,426	1,539	887
18	2	169	110	59	2,273	1,460	813
19	2	168	111	57	2,115	1,356	759
20	2	164	120	44	2,021	1,304	717
21	2	186	138	48	2,016	1,244	772

※「その他」は、事務職員等。ただし非常勤職員は含まない。

資料:東京成徳大学, 秀明大学

第2節 生涯学習

1. 生涯学習

■現況と課題

科学技術の進歩や少子・高齢化、情報化、国際化など私たちを取り巻く社会情勢は、近年急激に変化し続けています。

この変化に対応し、人間性豊かで充実した生活を送るため、市民の生涯学習に対するニーズは多様で高度なものになってきています。

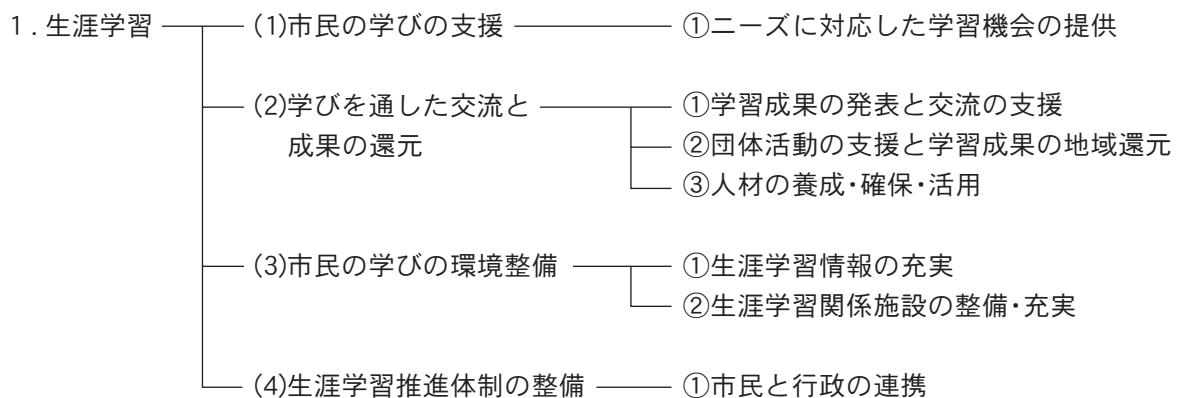
このような学習ニーズの高まりに対応するため、生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会、すなわち「生涯学習社会」を構築していくことが求められています。

そのため、学習機会の拡充や人材の育成、情報の提供等の学習支援体制の充実を図り、学びを通じた市民の交流や学習成果の地域への還元に努めるとともに、生涯学習推進体制の整備や学習施設の充実を図るなど、生涯学習に関する施策を総合的・効率的に推進していく必要があります。

■基本方針

だれでもが生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる社会を実現するため、情報の提供による学習支援体制の充実を図り、学びを通じた市民の交流と学習成果の地域への還元に努めるほか、生涯学習推進体制の整備や学習施設の充実を図るなど、生涯学習に関する施策を総合的・効率的に推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)市民の学びの支援

施 策 内 容	
①ニーズに対応した学習機会の提供	○誰もが身近な場所で、多様なニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、日時や参加対象の設定を工夫した講座・教室などを開催します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
まちづくりふれあい講座の開催回数	242 回	650 回
公民館主催講座数	585 講座	690 講座
家庭教育学級設置数	13 学級	17 学級

(2)学びを通じた交流と成果の還元

施 策 内 容	
①学習成果の発表と交流の支援	○学習成果の発表や、学びを通じた交流活動について、それぞれの実情に応じた適切な支援を行い、活動の充実を図ります。
②団体活動の支援と学習成果の地域還元	○活動機会の拡充や情報提供などを通して、市民団体の活動を支援し、学習成果の地域への還元を促進します。
③人材の養成・確保・活用	○現在行われている各種の人材活用事業について、ボランティアを求める需要者と適切にコーディネートする体制を整備すること、様々な人材を確保すること、今後特に期待される団塊の世代の力を活かすことなどを通じて、一層の推進を図ります。 ○生涯学習の支援者・助言者として職員の資質や能力を向上させるため、各種研修への参加等を通じて職員の資質・能力の向上を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
公民館サークル数	388 サークル	395 サークル
生涯学習ボランティアバンク登録者数	18 人	60 人

（3）市民の学びの環境整備

施 策 内 容	
①生涯学習情報の充実	○市の生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」について周知を図るとともに、同システムによる情報提供を充実させます。 ○インターネット以外にも様々な情報媒体による情報の提供を図るほか、情報通信機器の活用技術を習得する機会を提供します。 ○関係機関が連携し、情報の共有化を図った上で、市民の求める情報を適切に提供する学習相談を行います。
②生涯学習関係施設の整備・充実	○既存施設の弾力的な運用を図るとともに、市民のニーズを的確に把握し、全市的な観点で生涯学習関係施設の計画的な改修を行います。また、図書館全体の中核としての役割を果たす中央図書館を整備します。 ○施設の利用について、市民のライフスタイルの多様化が進んでいることから、それらを考慮した申込方法や利用時間等を検討します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
生涯学習情報が得られやすいと感じている市民の割合	17.7 %	50 %
市民一人当たりの年間図書貸し出し冊数	6.27 冊	8.6 冊

（4）生涯学習推進体制の整備

施 策 内 容	
①市民と行政の連携	○生涯学習行政を推進するに当たり、市民と行政の多岐にわたる連携を図ります。

■主な事業

子ども読書活動推進事業 / ブックスタート事業 / 八千代市中央図書館・市民ギャラリー整備事業

●まちづくりふれあい講座実施状況

	講座数	開催回数	参加人数
	講座	回	人
平成17年度	54	266	11,811
18	49	347	17,349
19	51	404	19,157
20	52	436	17,172
21	50	242	10,420

資料：生涯学習振興課

●公民館施設の概要

平成21年度

	開館	建物延床面積	主な部屋数	利用者数
		m ²		人
大和田公民館	昭和52.4	356.64	講習室(1) 調理室(1) 和室(1) 会議室(1)	20,001
阿蘇公民館	53.6	363.16	講習室(1) 図書室(1) 和室(1) 調理室(1)	12,697 (2,710)
高津公民館	54.6	510.00	講習室(1) 工作室(1) 和室(1) 調理室(1) 視聴覚室(1)	15,597
勝田台公民館	55.6	531.55	講習室(1) 会議室(1) 和室(1) 調理室(1) 体育室(1)	25,517
八千代台公民館	56.6	559.07	会議室(1) 研修室(1) 和室(1) 調理室(1) 工作室(1)	35,329
村上公民館	57.6	559.62	講習室(1) 会議室(1) 和室(1) 調理室(1) 工作室(1)	24,901
睦公民館	58.6	589.71	講習室(1) 会議室(1) 和室(1) 視聴覚室(1) * 調理室(1) * 図書室(1) * 音楽室(1) [*印は睦中学校と共有]	16,118 (1,702)
八千代台東南公民館	平成元.6	582.81	会議室(1) 工作室(1) 和室(1)	25,519
緑が丘公民館	16.4	664.12	講習室(1) 会議室(1) 和室(1) 調理室(1) 工作室(1) 保育室(1) 集会ホール(1)	56,741

※利用者数は図書室利用者も含む。()は図書室利用者

資料：各公民館

●図書館利用状況

(単位:人)

	登 録 者 数										
	総数	大和田図書館		移動図書館		八千代台図書館		勝田図書館		緑が丘図書館	
		児童	一般	児童	一般	児童	一般	児童	一般	児童	一般
平成17年度	45,878	1,972	5,942	1,262	440	1,483	7,560	2,467	12,262	3,487	9,003
18	47,267	2,756	6,367	－	－	1,194	7,397	2,042	12,028	4,019	11,464
19	45,872	2,413	6,213	－	－	1,110	7,021	1,845	11,704	4,120	11,446
20	45,876	2,269	5,978	－	－	1,174	6,741	1,880	11,263	4,607	11,964
21	46,104	1,977	6,022	－	－	1,049	6,665	1,700	11,297	4,786	12,608

(単位:冊)

	貸 出 冊 数										
	総数	大和田図書館		移動図書館		八千代台図書館		勝田図書館		緑が丘図書館	
		児童書	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書
平成17年度	928,788	54,451	98,494	5,524	3,049	31,065	121,682	49,236	161,924	141,925	261,438
18	987,198	63,736	102,414	－	－	30,258	119,217	49,261	168,380	157,602	296,330
19	1,017,886	61,714	106,633	－	－	33,415	111,926	55,061	170,195	156,437	322,505
20	1,125,634	76,016	115,872	－	－	36,372	119,207	59,680	182,851	172,678	362,958
21	1,185,232	74,882	127,459	－	－	36,257	121,758	63,490	196,587	175,804	388,995

※移動図書館は平成17年度末で廃止

資料:生涯学習振興課



第3節 文 化

1. 市民文化

■現況と課題

現在の社会は、ライフスタイルや社会情勢が大きく変化してきており、市民の価値観は物の豊かさに加え、心の豊かさを求める傾向にあり、市民が主体的に文化芸術に触れ、活動することができる環境の整備が求められています。

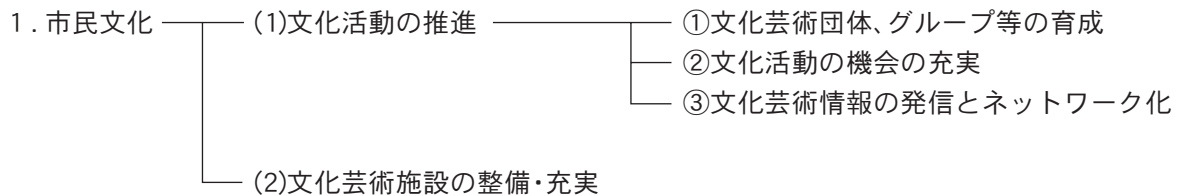
本市には、芸術文化協会を中心とする文化芸術団体が数多くあり、公民館のサークル活動を含め、幅広い分野にわたり、文化芸術活動が活発に行われています。

こうした活動は、個性と魅力あるまちづくりや市民の一体感の醸成に欠かせない重要な要素であることから、今後とも団体や指導者の育成をはじめ、市民主体の文化芸術活動の活性化を促す環境づくりを進めていく必要があります。

■基本方針

市民の自主的な文化芸術活動への支援体制を充実し、文化芸術団体やグループおよびその活動を支える人材の育成と、活動機会の提供に努めるとともに、市民の活動の拠点となる文化芸術施設の整備、充実を図ります。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)文化活動の推進

施 策 内 容	
①文化芸術団体、グループ等の育成	○地域における市民の自主的な文化活動を振興するとともに、身近において優れた文化芸術に触れる機会を醸成するため、市内の文化芸術団体を育成し、活動を支援します。
②文化活動の機会の充実	○市民文化祭をはじめ、多彩な文化的行事を開催し、市民が優れた文化芸術を学び鑑賞する機会の提供および創作・発表する機会の拡充を図ります。
③文化芸術情報の発信とネットワーク化	○市の文化芸術資源を発掘し、その情報を発信していくことで市民への浸透を図ります。また市内の各種団体および財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団との連携を図り、文化芸術情報のネットワーク化を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市民文化祭参加団体数	33 団体	50 団体

(2)文化・芸術施設の整備・充実

施 策 内 容
○市民の多様な文化活動のニーズに対応するため、施設の整備・充実に努めます。 ○市の収蔵美術品の紹介や市民の美術作品発表の機会を提供するための市民ギャラリーを整備します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
文化施設利用人数（星裏一版画展示室除）	284,649人	331,500人

■主な事業

市民会館リニューアル整備事業 / 八千代市中央図書館・市民ギャラリー整備事業
文化芸術団体育成事業

●市民会館利用状況

	総 数		大ホール(ホワイエ含む)		小ホール(ロビー含む)		会議室等		星 裏 一 版 画 展 示 室
	件	人	件	人	件	人	件	人	人
平成17年度	1,691	158,745	177	93,823	149	28,938	1,365	33,915	2,069
18	1,566	168,538	174	96,859	166	33,159	1,226	36,455	2,065
19	1,467	151,917	181	89,965	162	29,234	1,124	30,724	1,994
20	1,591	157,883	171	85,821	184	33,222	1,236	36,663	2,177
21	1,508	142,889	189	80,312	160	27,553	1,159	32,820	2,204

資料：(財)八千代市文化・スポーツ振興財団

●文化センター利用状況

	総 計		八千代台		勝田台									
	件	人	ホー ル		ホー ル		展 示 室		音 楽 室		ス タ ジ オ		ス テ ー シ ョ ン ギ ャ ラ リ ー	
平成17年度	1,883	142,826	616	29,471	206	26,468	321	15,817	372	9,383	301	1,739	67	59,948
18	2,059	137,011	662	29,158	250	32,951	348	15,953	357	9,228	370	1,760	72	47,961
19	2,073	138,727	628	29,810	200	25,472	344	19,815	375	11,122	449	2,004	77	50,504
20	2,038	145,673	599	30,213	248	30,664	335	17,441	391	11,262	396	1,836	69	54,257
21	2,163	143,964	618	30,989	263	30,487	316	17,904	338	11,848	564	2,030	64	50,706

資料：(財)八千代市文化・スポーツ振興財団



2. 文化財

■現況と課題

市内には、歴史や風土の中で培われ育まれてきた様々な文化遺産が数多く残されており、市の貴重な文化の資産となっていますが、都市化の進展および社会や生活環境の変化の中で失われ、忘れられようとしているものも少なくありません。

本市においても、重要なものを市の文化財に指定するなど、その保存および保護に努めてきました。また、郷土博物館での展示および保存会などが行う民俗芸能や伝統文化の保存・継承活動の支援を進めています。

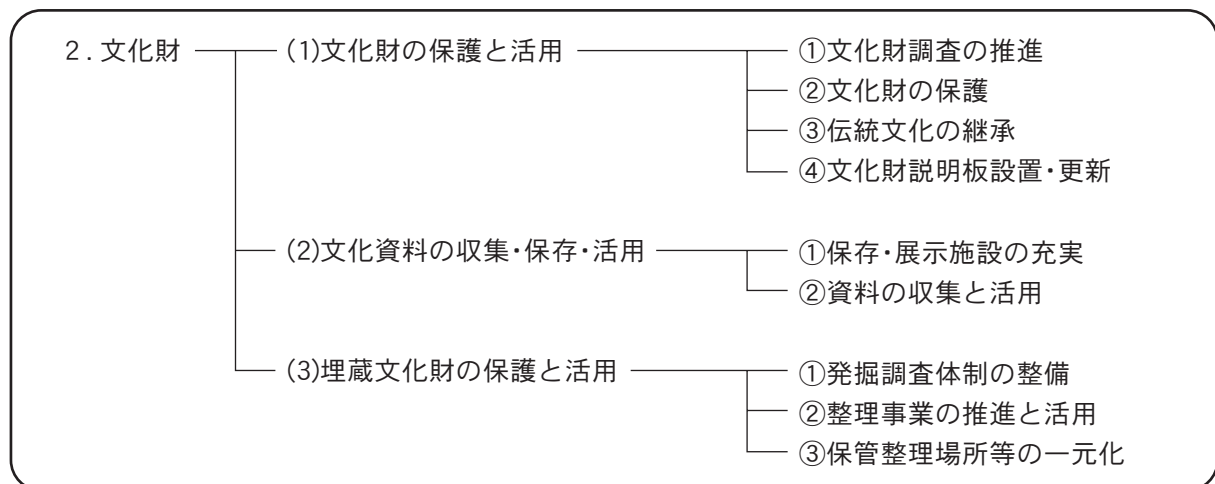
今後も残された文化遺産の調査・研究を進め、その保護と保存に努めるとともに、民俗芸能の鑑賞や祭等の伝統的な文化活動への市民参加の推進を図り、地域文化への認識を深め、次代へと継承していく必要があります。

また、埋蔵文化財の発掘調査で出土した資料の管理・整理場所の一元化を図り、併せて出土文化財の展示を行う場所の確保が必要となってきています。この一元化により、市民への出土文化財の広報・普及活動も迅速化し、市民の文化財保護への関心に対応する必要があります。

■基本方針

貴重な文化財を次代に継承していくために、郷土の歴史や文化に対する市民の理解と認識を深めるとともに、文化財の調査・研究に努め、保護と活用を図ります。

■施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) 文化財の保護と活用

施 策 内 容	
①文化財調査の推進	○文化財の調査・研究に努め、重要なものを市の文化財に指定し、保護と活用を図ります。
②文化財の保護	○文化財を次代に継承していくため、文化財保護の普及・啓発に努めるとともに、維持管理の支援やその後継者の育成を図ります。
③伝統文化の継承	○伝統文化や民俗文化の保存や継承のための基礎調査を推進します。 ○社会や環境の変化に伴い変貌している伝統文化について、映像や音声による記録保存や復活などにむけた資料の調査・整理に努め、その振興を図ります。
④文化財説明板 設置・更新	○更新時期をむかえた文化財説明板や、未設置の市指定文化財などの文化財説明板の設置・更新を図ります。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市指定文化財件数	25 件	28 件

(2) 文化資料の収集・保存・活用

施 策 内 容	
①保存・展示施設の充 実	○文化財の適切な保存・管理を図るとともに、一般公開や企画展の開催のため、保存・展示施設の充実を図ります。 ○伝統文化の保存伝承および後継者の育成のため、文化伝承館の維持管理、充実を図ります。
②資料の収集と活用	○収集した資料の活用のため講座・常設展・企画展の充実を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
郷土博物館入館者数	14,093 人	20,000 人
文化伝承館入館者数	17,828 人	22,500 人

（3）埋蔵文化財の保護と活用

施 策 内 容	
①発掘調査体制の整備	○貴重な埋蔵文化財が開発により失われることがないよう、関係機関との連携を強化し、遺跡調査や発掘体制の整備・充実を図ります。
②整理事業の推進と活用	○出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに、資料を活用した学習機会の提供に努めます。
③保管整理場所等の一元化	○整理事業の効率化を促進するため、整理作業と出土資料の保管場所および展示の一元化を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
埋蔵文化財発掘調査件数	16 件／年	20 件／年

■主な事業

文化財保護普及事業 / 郷土博物館運営事業 / 文化伝承館運営事業

●市指定文化財

(平成21年12月31日現在)

	種別 (細分)	名 称	所在地又は伝承地	管理者等	指定年月日
県	有形文化財 (彫 刻)	木造釈迦如来立像	村上1530-1	正覚院	S35.6.3
	民俗文化財 (無 形)	下総三山の七年祭り	船橋市三山5-20-1 二宮神社	七年まつり保存会	H16.3.30
市	民俗文化財 (無 形)	佐山の獅子舞	佐山1921熱田神社 佐山2118妙福寺	佐山獅子舞保存会	S47.2.22
		村上の神楽	村上433 七百余所神社	村上神楽保存会	S47.2.22
		勝田の獅子舞	勝田572 駒形神社 勝田592 円福寺	勝田大同団	S51.8.13
		高津のハツカビシャ	高津294 高津比咩神社	高津自治会特別委員会	H15.1.24
		高津新田のカラスビシャ	八千代台西9-3-15 諏訪神社	高津新田カラスビシャ保存会	H15.1.24
	民俗文化財 (有 形)	戒壇石(銘、禁芸術売買之輩)	米本1587	長福寺	S53.11.11
		下総式板碑	神野744 玉蔵院	神野区	S53.12.13
		雨乞い祈祷の絵馬	萱田476	飯綱神社	S56.12.21
		伝・村上綱清の墓石	米本1587	長福寺	S56.12.21
		長福寺の板碑一括	米本1587	長福寺	S56.12.21
		神馬の絵馬	萱田476	飯綱神社	S56.12.21
		飯綱神社の玉垣彫物	萱田476	飯綱神社	S56.12.21
	有形文化財 (建造物)	正覚院釈迦堂	村上1530-1	正覚院	S52.12.10
		宝篋印塔	村上1530-1	正覚院	S53.11.11
		飯綱神社鐘楼	萱田476	飯綱神社	S63.7.1
		飯綱神社本殿他	萱田476	飯綱神社	H4.6.25
		米本稻荷神社本殿	米本2424	稻荷神社	H8.4.1
	有形文化財 (歴史資料)	羯鼓	村上1170-2	村上神楽保存会 郷土博物館(寄託)	S53.11.11
		下総国印旛沼 御普請堀割絵図	村上1170-2	個人蔵 郷土博物館(寄託)	S53.11.11
		天保七年米本村絵図	村上1170-2	個人蔵 郷土博物館(寄託)	H12.12.22
	有形文化財 (彫 刻)	すわり地藏	米本2559-1	米本区	S53.12.13
	記 念 物 (史 跡)	七百余所神社古墳	村上433	七百余所神社	S53.11.11
		根上神社古墳	村上2698	根上神社	S53.11.11
	天然記念物	イヌザクラ	村上2819-1	浅間神社	H6.12.26
	有形文化財 (考古資料)	石枕	村上1170-2	郷土博物館	H20.1.18

資料:教育委員会(教育総務課)

第4節 スポーツ・レクリエーション

1. スポーツ・レクリエーション

■現況と課題

スポーツは、健康や体力の維持・増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。

本市では、スポーツ団体への活動支援や体育協会の育成強化を図り、地域スポーツ体制の強化に努め、スポーツ競技力の向上や市民の健康増進・余暇活動の充実に向け、各種スポーツ大会・教室の開催を支援しています。

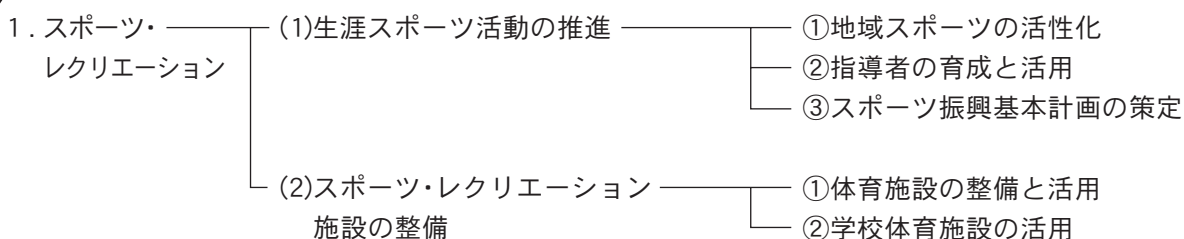
また、近年健康・体力づくりに対する関心が高まる中、市民のスポーツに対するニーズは増大・多様化の傾向にあり、市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりも一層求められています。

このため、スポーツ施設の整備を進めていくとともに、指導者、各種スポーツ団体、クラブなどの育成や人生の各期に応じたスポーツの普及などスポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

■基本方針

市民のスポーツ・レクリエーションに関する自発的な活動を支援するとともに、体育協会をはじめ各種スポーツ団体・地域スポーツクラブの育成に努めます。また、指導者やボランティアの育成・確保を図り、広く市民がスポーツ・レクリエーションを行うことができるよう、推進体制の確立と施設の整備・充実に努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)生涯スポーツ活動の推進

施 策 内 容	
①地域スポーツの活性化	○各種スポーツ団体の活動を支援し、地域に密着した団体の育成に努めます。 また、地域のスポーツ活動を活性化させるために、総合型地域スポーツクラブの設立を支援していきます。今後は、7つの地域コミュニティにひとつでも多く総合型地域スポーツクラブが設立するように各方面や関係団体と調整していきます。
②指導者の育成と活用	○本市のスポーツの実態に合った指導者の育成や、指導者相互のネットワーク化を確立し、情報の交換を図りながら市民のスポーツニーズに応じて指導者を活用していきます。
③スポーツ振興基本計画の策定	○生涯スポーツに関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、スポーツ振興基本計画を策定します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
スポーツ団体加盟人数	17,461 人	18,950 人
スポーツ指導者数	292 人	670 人

(2)スポーツ・レクリエーション施設の整備

施 策 内 容	
①体育施設の整備と活用	○全市的なスポーツ大会やスポーツイベントの開催など、多目的に利用できる市民スポーツの中核として、総合グラウンドを新たに整備します。 ○地域スポーツの活動拠点として活用するため、既存施設を有効に利活用します。
②学校体育施設の活用	○小中学校の体育施設(校庭・体育館・プール)は地域のスポーツ活動の場として重要な役割を果たしています。今後も市民がスポーツ活動に親しめるよう、学校体育施設の有効活用を推進していきます。

※総合型地域スポーツクラブ＝身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

■主な事業

総合グラウンド建設事業 / 国際少年スポーツ交流事業 / 各種スポーツ団体運営事業

●運動施設利用状況

(単位:人)

年 度	総利用者数	総合運動 公 園 野球場	萱田近隣 公 園 野球場	多目的 広 場	村 上 グランド	総合運動 公 園 庭球場	萱田近隣 公 園 庭球場	市 民 プー ル
平成17年度	521,648	32,717	16,880	69,824	16,974	63,089	10,590	19,453
18	473,537	24,300	11,827	69,540	20,630	57,353	9,908	14,714
19	341,569	24,823	11,396	62,282	20,878	54,603	9,685	17,878
20	306,616	27,831	9,833	49,225	6,571	56,213	9,145	0
21	300,802	14,365	10,602	56,344	9,350	61,835	9,321	0

年 度	市 民 体 育 館							八千代台 近隣公園 体育館
	主体育室	小体育室	第 一 武道室	第 二 武道室	第 三 武道室	トレーニング室	その他	
平成17年度	198,044	9,774	30,589	19,870	6,234	11,732	3,622	12,256
18	170,978	9,316	29,774	18,682	7,072	13,018	4,292	12,133
19	68,795	10,035	19,964	11,847	4,528	9,973	3,233	11,649
20	70,171	11,630	24,252	12,499	5,221	9,815	659	13,551
21	62,138	10,811	24,193	12,538	5,460	10,486	0	13,359

※平成19年度から総利用者数の集計方法が変更となり、大幅減となっている。

資料: (財)八千代市文化・スポーツ振興財団



第5節 青少年健全育成

1. 青少年健全育成

■現況と課題

本市の次代を担う青少年が、国際的視野と豊かな情操を培い、自主性と社会性を備え、健康で明るい心身とともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

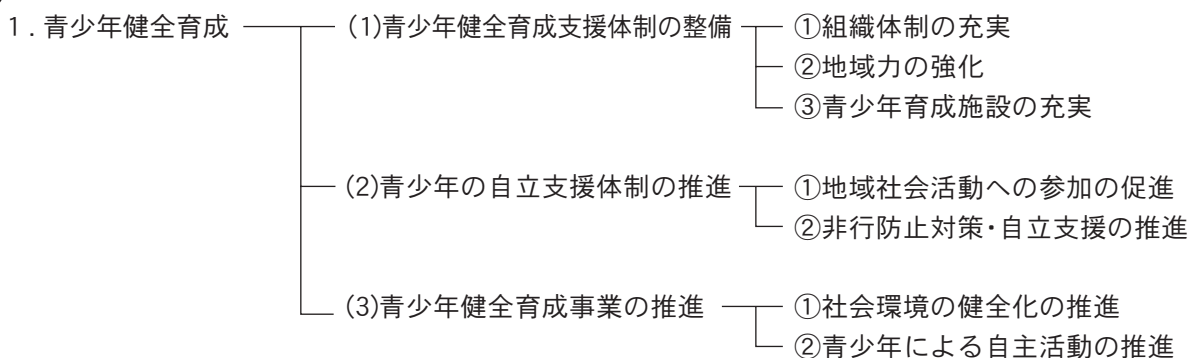
しかし、核家族化・少子化の進行、情報社会の急速な進展など、青少年を取り巻く社会環境は近年著しく変化しています。その中で物質的な豊かさや生活の利便性が増す一方で、心のよりどころとなる社会体験や自然体験などの機会が不足しており、心の豊かさやたくましく生きる力を身につけることのできる環境が求められています。

また、近年の情報技術の発達による青少年に悪影響を及ぼす有害環境の浄化や、青少年自らが積極的に社会参加し自立するための支援の情報提供など、健全な環境を整備していくためには、関係機関や団体、地域住民との連携により地域力を高めていく必要があります。

■基本方針

青少年自らが自己目的を実現するために積極的に社会参加し、自立した人間として必要な判断力、実行力および豊かな感性を身につけるために、家庭・学校・関係機関等および地域住民との連携を図りながら、青少年健全育成施策を計画的・総合的に推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 青少年健全育成支援体制の整備

施 策 内 容	
①組織体制の充実	○青少年問題協議会を中心に、家庭や学校・地域・関係機関などと連携を深めながら、学校外活動を推進するなど指導・育成体制の充実を図ります。 ○青少年相談員、地区青少年健全育成連絡協議会など、関係団体の活動を支援します。
②地域力の強化	○指導者の養成に必要な知識、技術の研修を行うなど、地域の指導者育成や関係団体の活動を支援します。
③青少年育成施設の充実	○青少年の自主的活動の場であるスポーツ・レクリエーション、文化施設等の充実を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
学校外活動支援団体数	12 団体	14 団体
青少年育成団体数	17 団体	18 団体

(2) 青少年の自立支援体制の推進

施 策 内 容	
①地域社会活動への参加の促進	○青少年がボランティア活動などを通して、社会のルールや自ら考え行動する力を身に付け、社会的に自立できるよう支援します。
②非行防止対策・自立支援の推進	○青少年の非行防止のため、相談や指導体制の充実を図り、街頭指導などの補導活動を推進します。また、再び非行を犯さないよう、地域の人々や関係団体と連携をとりながら、多様な立ち直りの支援を推進します。

(3) 青少年健全育成事業の推進

施 策 内 容	
① 社会環境の健全化の推進	○青少年の健全な環境づくりのために講演会を開催したり、地域の関係団体と連携し、有害図書対策や薬物乱用防止などの啓発活動を推進します。
② 青少年による自主活動の推進	○「八千代市子ども憲章」の目標を日頃の生活の中で実践したり、また様々な交流活動を通して、青少年の視野を広め、親睦・友好を深めるとともに、自主的な参加と活動を推進します。

■主な事業

青少年指導育成事業 / 青少年交流事業 / 青少年センター運営事業

●少年補導状況

(単位:件)

	総 数	飲 酒	喫 煙	薬物乱用	刃物等所持	粗暴行為	金品不正要求	深夜徘徊	家 出
平成18年	5,512	140	2,591	1	—	2	—	2,177	—
19	5,582	81	3,005	1	1	6	0	1,733	2
20	1,478	27	809	0	0	0	0	448	1
21	1,085	28	404	1	0	2	0	542	2
22	1,723	48	572	0	1	1	0	906	2

	無断外泊	不健全性的行為	性的いたづら	不良交友	怠 学	不健全娯楽	金品持出し	暴走行為	その他
平成18年	18	2	—	429	62	2	—	31	57
19	23	7	0	395	109	2	0	37	180
20	2	0	0	80	11	1	0	11	88
21	9	0	0	12	51	11	2	2	19
22	10	4	0	18	100	15	4	8	34

資料:千葉県警察本部

第6節 男女共同参画社会

1. 男女共同参画社会

■現況と課題

男女共同参画の理念は様々な分野に広がり、男女共同参画社会の形成は着実に進みつつあります。

しかし、意識改革、仕事と家庭や地域生活の両立、女性の職業能力の形成やあらゆる分野での方針決定への参画など、主要な課題の解決は十分に進んでいるとは言えず、また、男性側の課題として、孤立化に伴う日常生活支援や社会情勢の変化による生活困難を抱える人の増加などがあげられます。これらの新たな課題にも対応していかなければなりません。

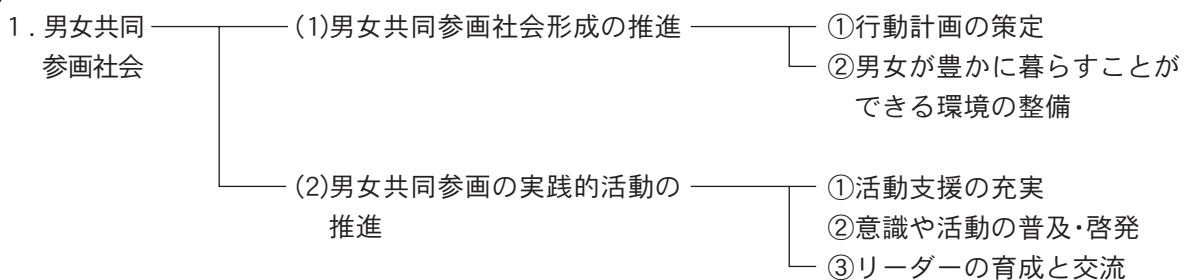
一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、充実した人生を築くためには、女性と男性が等しく認めあい、共に支えあう社会の実現に向けての取り組みが重要です。

そのためには、男女共同参画について一層の意識の醸成を図るとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、市民・地域団体・企業等の主体的な参画と連携のもと、実践的に男女共同参画を推進していく必要があります。

■基本方針

男女共同参画社会の実現を目指して、国・県・近隣自治体などとの連携のもと、積極的に男女共同参画施策の推進を図るとともに、市民、地域団体や企業等の主体的な参画による実践的活動の推進などに努め、あらゆる分野における男女共同参画に関する施策を推進します。

■施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) 男女共同参画社会形成の推進

施 策 内 容	
①行動計画の策定	○男女共同参画に関する諸施策を計画的に推進するための調査・研究を行い、施策の指針となる行動計画を策定し実践します。
②男女が豊かに暮らすことができる環境の整備	○男女それぞれの性と人権が尊重され、豊かに暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けて、意識の醸成、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。また、様々な分野における多様な主体のネットワーク化による連携・協力を図るための活動拠点や相談体制の充実を図るなど、環境の整備に努めます。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値(平成27年度末)
男女共同参画社会が進んでいると感じている市民の割合	12.5 %	15 %

(2) 男女共同参画の実践的活動の推進

施 策 内 容	
①活動支援の充実	○男女共同参画センター利用者連絡会の設置や市内女性団体・NPO等のネットワークづくりを検討し、市民や事業者の活動支援をするとともに男女共同参画社会づくりの推進を図ります。
②意識や活動の普及・啓発	○男女共同参画社会の実現に向けて、市民意識の普及を図るため、男女共同参画講座の開催をはじめとする各種啓発活動を推進します。 ○学校・家庭・職場などにおける男女共同参画の問題に関する情報紙の発行や企業等との連携に努め、意識の醸成を図ります。
③リーダーの育成と交流	○男女共同参画センター利用者研修会等を通じて、男女共同参画社会づくりを進めるリーダーの育成や交流機会の充実を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
各種委員会等における女性の登用率	30 %	35 %

■主な事業

男女共同参画に関する情報提供事業 / 女性、こころの悩み電話相談事業
男女共同参画センター運営事業

●「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について

(単位：%)

		賛 成	どちらかとい えば賛成	どちらかとい えば反対	反 対	わからない	無回答
八 千 代 市	全 体	12.0	43.4	22.9	10.6	10.9	0.2
	女 性	9.6	39.6	25.5	12.2	12.9	0.2
	男 性	15.8	48.9	19.2	8.2	7.6	0.3
全 国	全 体	10.6	30.7	31.3	23.8	3.6	0.0
	女 性	9.5	27.8	32.0	26.6	4.0	0.0
	男 性	11.9	34.0	30.4	20.7	3.1	0.0

※平成21年度「八千代市の男女共同参画に関する意識調査」・平成21年度内閣府「男女共同参画に関する世論調査」より

資料：男女共同参画センター

第7節 多文化共生

1. 多文化共生

■現況と課題

本市では、毎年外国人登録者数が増加し、平成21年12月末現在では、4,205人、人口比2.19%となっています。また、この20年間の総人口と外国人登録人口の人口動態では、総人口の増加率が30.0%であるのに対し、外国人登録人口は690.4%にも及んでいます。国籍別では、ブラジルが1,189人と県下で最も多く、市内外国人登録者全体の約28.3%を占めています。これに次いで中国、フィリピン、ペルー、韓国の順になっています。

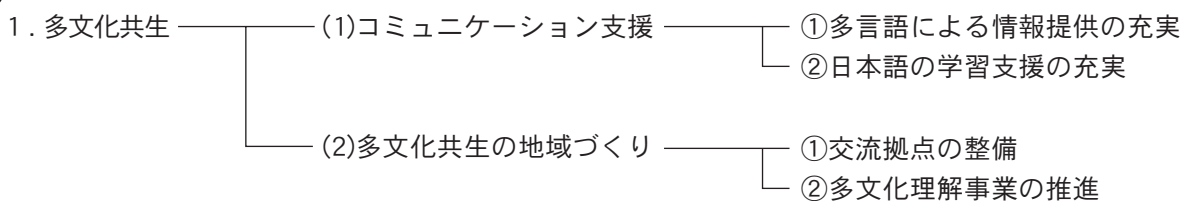
外国人住民が本市の「生活者」として暮らしていけるようにするためには、関係機関などと連携を図りながら日本語や日本の文化を学習できる機会をつくり、また行政からは様々な情報を多言語によってわかりやすく伝えていき、日本の社会について理解を深められるような支援が必要となります。

また、外国人住民だけではなく、市民一人ひとりが多文化共生への理解を深め、国際的な感覚を身につけ、地域の外国人住民との共生意識を高めていく必要があります。

■基本方針

すべての人々が互いの文化を認め合い、良好な関係を築きながら誰もが自立して暮らすことができる「多文化共生社会」の形成を目指します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) コミュニケーション支援

施 策 内 容	
① 多言語による情報提供の充実	○生活する上で必要な情報を多言語で提供する体制の充実を図ります。 ○外国人のための相談窓口の設置を推進します。
② 日本語の学習支援の充実	○学校や市民団体等と連携し、日本語の習得機会の充実を図ります。 ○日本語指導者の育成を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
日本語講座の開設数	8 教室	9 教室

（2）多文化共生の地域づくり

施 策 内 容	
①交流拠点の整備	○互いの文化を理解するため、交流機会の提供および交流の場の整備を行います。
②多文化理解事業の推進	○タイラー市、バンコク都などとの国際交流を通じた、多文化理解事業を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
交流会などへの参加者数	1,597 人	1,677 人

■主な事業

国際推進事業 / 多文化交流センター運営管理事業

●八千代市の総人口に占める外国人登録人口の割合

各年3月末日現在

	総人口	外国人登録人口	外国人登録人口／総人口
	人	人	%
昭和63年	145,232	353	0.24
平成5年	152,948	1,614	1.06
10	164,062	2,569	1.57
15	179,062	3,219	1.80
20	188,624	3,815	2.02

資料：戸籍住民課

●千葉県の外国人登録人口(上位10カ国)

平成21年12月末現在(外国人登録数:116,958人)

順位	国名	人数	割合	登録人口が多い上位3市		
				1位	2位	3位
1	中国	44,986人	38.5%	千葉市 10,200人	市川市 5,955人	松戸市 5,895人
2	韓国・朝鮮	18,924	16.2	千葉市 4,678	船橋市 1,959	松戸市 1,944
3	フィリピン	17,662	15.1	千葉市 2,643	松戸市 1,914	市原市 1,609
4	ブラジル	5,739	4.9	八千代市 1,189	市原市 658	船橋市 617
5	タイ	5,516	4.7	千葉市 558	市川市 434	市原市 367
6	ペルー	3,525	3	八千代市 488	成田市 488	市川市 338
7	米国	2,308	2	千葉市 445	市川市 238	船橋市 231
8	インド	1,755	1.5	市川市 943	千葉市 213	松戸市 99
9	ベトナム	1,556	1.3	千葉市 274	八千代市 144	松戸市 131
10	スリランカ	1,470	1.3	市川市 228	千葉市 168	船橋市 143

資料:千葉県国際室



第3章 環境共生都市をめざして

第1節 環境との共生・保全

第2節 資源循環型社会の形成

第1節 環境との共生・保全

1. 生活環境

■現況と課題

私たちが健康で平穏な生活を送るうえで、生活環境の適正な保全は非常に重要な課題となっています。環境関連法規の整備や環境対策技術の進歩、環境意識の高まりにより、国全体としての環境の改善は見られるものの、地域的には、自然的・社会的条件等から、なかなか解決できない問題も残されています。

こうした問題への対応には、環境監視による発生源の把握および指導はもとより、事業者や市民の協力を得ながら環境への負荷を低減する対策を進め、生活環境を保全する必要があります。

環境への負荷は、事業活動によるものだけではなく、私たちの日々の暮らしに伴うものも大きく影響しています。したがって、私たち自身も環境に負荷をかけない暮らし方や近隣公害への配慮が求められています。このことから、生活環境を保全するための各種計画およびこれらの計画等にもとづく有効な調査と的確な対策が喫緊の課題となっています。

美しい自然景観を破壊する原因のひとつに、汚染された土壌や廃棄物の混じった残土による埋立てがあります。こうした問題に対しても、行政と市民が一体となった監視や厳しい指導が求められています。

■基本方針

環境保全の基本となる、大気、水質、土壌、地質、騒音・振動など各種環境状況の把握に努め、環境基準を超えるものについては、必要に応じて規制・指導等を行うとともに、事業場との協定等を通じて事業活動由来の環境負荷の低減と公害の未然防止を図ります。

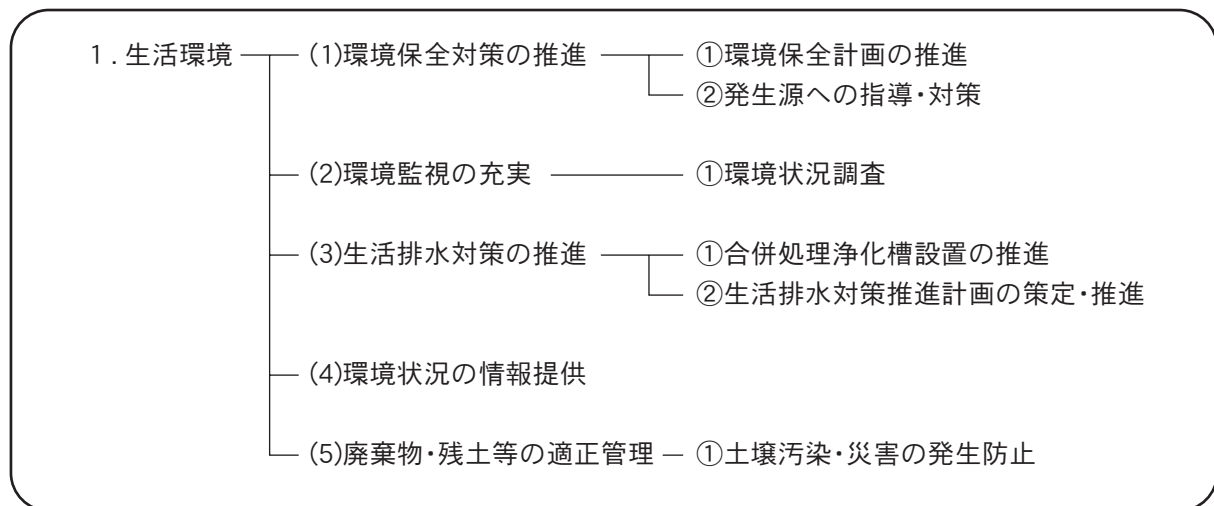
日常生活から発生する環境負荷の低減にも努め、特に水質汚濁への影響が大きい生活排水については、合併処理浄化槽の普及を進めるなど環境意識の高揚を図り、環境への負荷が少ないライフスタイルを促進します。

また、生活様式の多様化に伴い、近年は近隣公害などの多様な環境問題が生じており、これらについてもきめ細かい対応により解決を図っていきます。

このほか、汚染された土壌や廃棄物の混じった残土による埋立て等についても未然に防止するなど、生活環境の保全に努めます。



■ 施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) 環境保全対策の推進

施 策 内 容	
①環境保全計画の推進	○八千代市第2次環境保全計画にもとづき、総合的かつ計画的に環境施策を推進します。また、今日の社会情勢を踏まえて、現行の八千代市公害防止条例の見直しを行います。
②発生源への指導・対策	○環境監視の調査結果をもとに生活環境のうえで対策の必要性のある発生源に対して勧告・指導・対策を行います。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
公共用水域における環境基準達成度	56.3 %	100 %
大気環境基準の達成度	75 %	92 %
地質環境基準の超過数	17 地区	8 地区

(2) 環境監視の充実

施 策 内 容	
①環境状況調査	○大気環境、水質環境および土壌、地質環境の汚染状況、並びに騒音・振動の状況を調査・把握し、生活環境保全のための対策を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
公共用水域における調査の充実	23 項目	51 項目
大気環境調査の充実	6 項目	11 項目
地質環境調査地点数	2,005 地点	2,500 地点

(3) 生活排水対策の推進

施 策 内 容	
①合併処理浄化槽設置の推進	○生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水対策重点地域において、補助金を交付し、高度処理型合併浄化槽の整備を推進します。
②生活排水対策推進計画の策定・推進	○市民・事業所・行政が連携し、生活排水対策を推進するとともに、「生活排水対策推進計画」の見直しを行います。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
合併浄化槽の設置基数	726 基	960 基

(4) 環境状況の情報提供

施 策 内 容
○各種環境調査により把握した環境の状況や、その結果にもとづく施策の実施状況などを広く市民に公表・提供します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
情報提供の媒体数	2 媒体	4 媒体

（5）産業物・残土等の適正管理

施 策 内 容	
①土壌汚染・災害の発生防止	○残土の搬入、埋め立てなどにおいて、不適正な処理による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全と生活環境の保全に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
残土条例に基づく指導比率	24.1 %	16.0 %

■主な事業

環境衛生保全事業 / 水環境対策事業 / 大気環境対策事業 / 地質環境対策事業
音・振動環境対策事業

●公害苦情件数

（単位：件）

	総 数	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	地盤沈下 含水位低下	土 壌 汚 染	その他
平成17年度	157	13	16	41	6	81	—	—	—
18	176	21	24	41	14	76	—	—	—
19	119	19	23	28	4	45	—	—	—
20	132	11	12	45	8	56	—	—	—
21	142	8	18	36	4	76	—	—	—

資料：環境保全課

●大気汚染の状況

	二酸化硫黄 (SO ₂)	オキシダント (OX)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化窒素 (NO)	浮遊粒子状 物質
	ppm	ppm	ppm	ppm	(mg/m ³)
平成17年度	0.006	0.050	0.017	0.011	0.034
18	0.002	0.044	0.017	0.008	0.033
19	0.002	0.045	0.018	0.008	0.032
20	0.002	0.042	0.016	0.005	0.024
21	0.002	0.038	0.015	0.005	0.023

資料：環境保全課

測定地点：高津測定局（南高津小学校敷地内）

注）オキシダントの年間値については、昼間の日最高1時間値の年平均値、月間値については昼間の1時間値の最高値。（昼間とは、5時～20時までの時間帯で、1時間値は6時～21時までに得られるものである。）



2. 地球温暖化

■現況と課題

近年の環境問題は、従来からの大気汚染や水質汚濁、さらには、騒音・振動問題等に代表されるような都市・生活型に加え、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等地球的規模へと拡がりを見せています。

とりわけ、地球温暖化問題は、気温の上昇に伴い、異常気象、海面水位の上昇、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、マラリア等の熱帯性感染症の増加等私たちの日常生活に密接に関わるものであり、ひいては人類の生存基盤にまで影響を及ぼすものとなります。

この地球温暖化問題は、わが国のエネルギー事情とも大きく関わっています。近年は、二度に及ぶ石油危機を通して、新エネルギーの導入や省エネルギー意識が醸成され、化石燃料である石油への依存度は低下してはいます。とはいえ、依然として石油は温室効果ガス発生の最大の因子であることには変わりはありません。

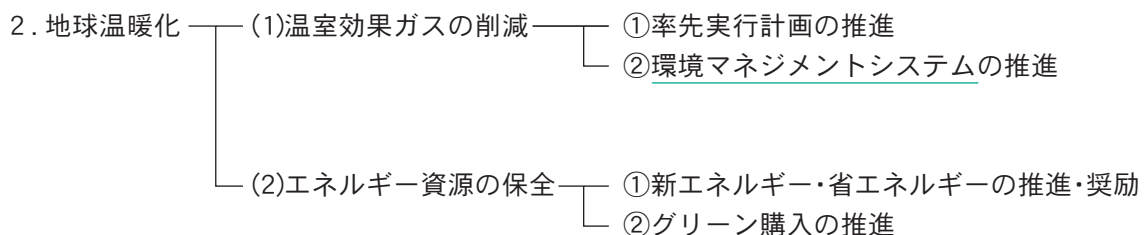
地球温暖化対策やエネルギー対策では、地域を含めた全世界規模での取り組みが必要となっています。

■基本方針

温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出を抑制するためのエネルギー消費量の削減、消費生活での環境への適合等を行動の柱とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」にもとづき、地域の視点から見た地球温暖化防止を市民、事業者、市が一体となって実行していきます。

また、限りある資源を有効に活用していくため、省エネルギーの実践を推進すると共に、太陽光発電等の新エネルギーの導入や普及に向けた施策を実施します。

■施策の体系



※オゾン層＝酸素原子3個からなる物質で地上10～50km上空の成層圏にある層のこと

※環境マネジメントシステム＝企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等

■施策及び施策内容

(1) 温室効果ガスの削減

施 策 内 容	
① 率先実行計画の推進	○「地球温暖化防止対策推進法」にもとづく「八千代市率先実行計画」をもとに、市の事務事業により排出する温室効果ガス削減に率先して取り組みます。
② 環境マネジメントシステムの推進	○環境マネジメントシステムの構築により、市職員の意識の啓発に努めます。また、事業者の環境に配慮した事業活動を推進するため、環境マネジメントシステムの普及を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市民1人1日当たりのごみに関して排出しているCO ₂ 量	514 g	446 g

(2) エネルギー資源の保全

施 策 内 容	
① 新エネルギー・省エネルギーの推進・奨励	○将来の良好な生活環境を確保するため「八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン」にもとづき、市民・事業者・市それぞれの立場における省エネルギーの推進、新(再生可能)エネルギーの導入に取組みます。
② グリーン購入の推進	○グリーン購入の推進やエコマーク、省エネラベル等の周知などにより資源循環活動、環境に配慮した行動を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市民1人が1日当たり使用している電気量	13.9 kwh	13.2 kwh

■主な事業

新エネルギー・省エネルギー推進事業

※エコマーク＝環境省の指導のもとに、(財)日本環境協会が認定した、環境保全に役立ち、環境への負荷が少ない商品に付けられたマーク
 ※省エネラベル＝「省エネ型製品」選びを手助けするラベル表示

3. 生物多様性の保全

■現況と課題

今日の私たちの生活は、衣食住、医薬品に至るまで生物資源の恩恵を受けることなしに成り立ちません。多様な生物が共存できる環境の中でこそ、私たちも豊かに安心して生活を営むことができます。

本市においても開発の進展、身近な自然の手入れ不足、外来生物の進出等により、地域固有の生物種が、その棲みかを失い、急速に消失していく傾向が見られます。

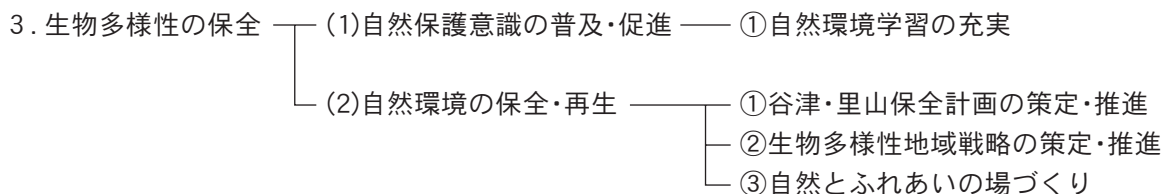
豊かな生物多様性と健全な生態系を守るため、環境学習を通じた自然環境への理解の増進や、多様な生物の棲みかとなる谷津・里山をはじめとする自然生態系の保全・再生、そして、地域固有の生物種の保護をいかに進めるかが課題となっています。

■基本方針

良好な自然環境が残されている谷津や里山の保全を推進するとともに、生物多様性などの自然環境に対する理解を広げるため、広く市民を対象に、自然環境に関する学習会を開催します。

八千代市内に自生する野生の動植物を保護するため、環境アセスメントを推進し、野生の動植物の生息状況を把握するとともに、こうした貴重な動植物が生息できる環境を開発から守ります。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 自然保護意識の普及・促進

施 策 内 容	
①自然環境学習の充実	○自然環境学習など身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性、自然保護意識の高揚を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
自然環境学習等の開催回数、参加者数	11 回／年 809 名	12 回／年 1,000 名

(2) 自然環境の保全・再生

施 策 内 容	
①谷津・里山保全計画の策定・推進	○「谷津・里山保全計画」にもとづき、市内の谷津・里山の保全・再生を推進します。
②生物多様性地域戦略の策定・推進	○「生物多様性基本法」にもとづき、地域での実践的な取組みを推進します。
③自然とふれあいの場づくり	○八千代緑が丘駅周辺地区から石神川へ導く歩行者空間を整備し、桑納川・新川周辺に至る水と緑の自然環境を活かし、自然とふれあえる場の創出に努めます。 ○市内に残る希少な生物の生育場所として、ほたるの里等を環境学習の場として活用を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
里山の保全地区数	0 地区	2 地区
ホタルメイトの登録人数および団体数	118 名／8 団体	150 名／10 団体

■主な事業

谷津・里山保全事業 / 生き物調査事業



※ホタルメイト＝ほたるの里づくり実行委員会の会員

4. 環境美化

■現況と課題

不法投棄をはじめとした廃棄物の不適正な処理などは、生活環境を脅かし、美しい自然景観を破壊する原因となります。

さらに有害な廃棄物等の不適正保管等が行われた場合は、住民の生命をも脅かされることになります。

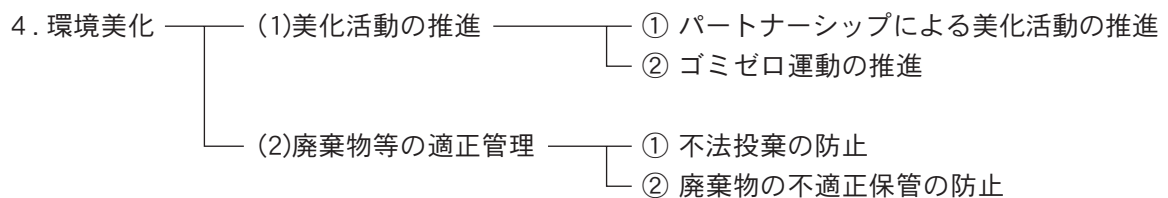
清潔で美しい、また、健康で快適な市民生活を保全していくためには、まちを汚さないマナーの向上や地域ぐるみの清掃活動などに加え、司法や行政と住民が一体となった監視や厳しい指導が求められております。

■基本方針

不法投棄やポイ捨てのない清潔で美しい環境づくりを進めるため、日常的な環境美化活動を市民と共に推進します。

また、市民の多くの目による監視体制の強化を図り、不法投棄の防止並びに廃棄物・有害物質等の不適正保管の防止による環境汚染等の防止努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 美化活動の推進

施 策 内 容	
① パートナースhipによる美化活動の推進	○地域ぐるみの清掃活動等を通して、市民・事業者・市の連携のもと、きれいなまちづくりを推進します。
② ゴミゼロ運動の推進	○イベント等で発生するごみの抑制を図るとともに、ごみの持ち帰りを指導します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
まちにごみがなくきれいだと感じている市民の割合	53.7 %	66 %

(2) 廃棄物等の適正管理

施 策 内 容	
①不法投棄の防止	○土地所有者へ所有地の適正管理を指導するほか、不法投棄連絡員制度などを活用した不法投棄監視体制の強化に努めます。
②廃棄物の不適正保管の防止	○市民生活の安全と生活環境の保全のため、硫酸ピッチ等、有害物質の不法保管の未然防止に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
不法投棄確認件数	164 件	100 件

■主な事業

不法投棄等対策事業

第2節 資源循環型社会の形成

1. 一般廃棄物

■現況と課題

近年の高度に発達した経済と生活様式や消費意識の変化は、大量の廃棄物を発生させてきました。本市のごみの年間排出量（一般家庭ごみと事業系ごみの総量）はここ数年、わずかながら減少傾向が続いております。しかし、またいつ増加に転ずるかわからない状況にあります。

ごみの処理については、人体や環境への配慮、増加する処理費用への対応、資源の有効利用などが課題であり、より一層の発生抑制、減量化、再資源化、安全な処理方法の確立が求められています。

このため、人口増加などを考慮し、ごみ排出量の増加に対応した処理施設の整備や、人体や環境への負荷軽減に配慮した安全な処理方法の実施のほか、ごみの減量化と再資源化等に向けて適切な対応が必要とされています。

現有ごみ焼却炉は、平成元年3月に竣工・平成14年度に改修した1・2号焼却炉と平成13年3月に竣工した3号焼却炉がありますが、年々老朽化が進行しています。このため、これらの施設の長寿命化計画を策定し、計画的に施設改良整備を図っていくことが必要です。

また、公共下水道の普及に伴い、本市におけるし尿の収集件数は年々減少しています。今後は、効率的な収集体制に見直しの必要があります。

し尿は衛生センターで処理していますが、稼働からすでに30年以上経過していることから、維持補修などにより、適正な管理運営に努める必要があります。

■基本方針

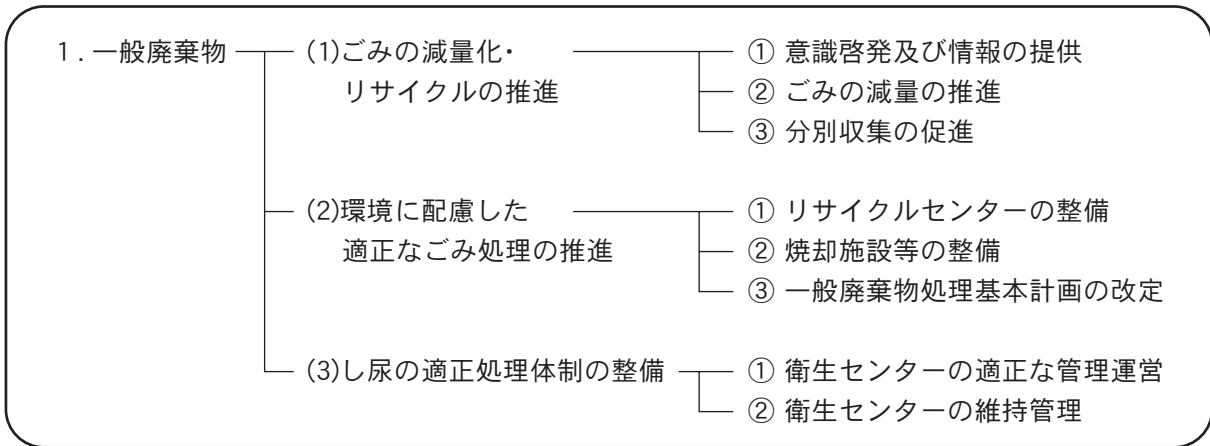
次世代に良好な環境を引き継いでいくための循環型社会の形成に向けて、市民と行政と事業者の協力のもと、ごみの発生抑制、減量化、再資源化システムを構築するとともに、関連施設の整備を図ります。現有ごみ焼却処理施設については、長寿命化計画を策定し、計画的に施設改良整備事業を推進します。

また、ごみ収集体制のより一層の効率化、分別収集の徹底を図るとともに、ごみの安全な処理に努めます。さらに状況の変化に対応しながら、ごみ処理施設の適正な管理運営に努めます。

し尿の処理方法等の効率化を図るとともに、衛生センターの適正な管理運営に努めます。



■ 施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

施 策 内 容	
①意識啓発および情報の提供	○ <u>再くるくん</u> の活用を図るなど、市民や事業者に対し、ごみ問題に関する具体的行動に結びつくような情報提供を推進するなど、意識の啓発に努めます。
②ごみの減量の推進	○生ごみのたい肥化と有効利用、フリーマーケットによる再使用の促進など、ごみの減量化を推進・支援します。 ○事業者に対するごみの減量および分別の指導、事業系ごみの適正処理を推進します。 ○一般廃棄物処理手数料について、ごみ処理経費の推移や近隣自治体の状況等を勘案し、定期的な見直しを行います。
③分別収集の促進	○ごみの減量・資源化に向けて、分別収集計画を見直し、分別区分や収集の効率化の促進を図ります。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市民1人1日当たりのごみの排出量	821 g	775 g
リサイクル率	23.7 %	30.5 %

※再くるくん＝八千代市のゴミ減量キャラクター。空き缶をリサイクルする過程をロボットとして図式化されたもので、指定ごみ袋をはじめ、様々な広報媒体に利用されている

(2) 環境に配慮した適正なごみ処理の推進

施 策 内 容	
①リサイクルセンターの整備	○粗大ごみ、不燃ごみ、資源物の処理・資源化機能と再生・啓発機能を併せもつリサイクルセンターを整備するとともに、減量化やリサイクルの情報発信基地として活用します。
②焼却施設等の整備	○焼却炉を適正に維持管理するとともに、 <u>焼却灰のエコセメント化</u> により最終処分量の削減に努めます。 ○焼却炉の延命化のため、施設改良の整備を行います。 ○焼却炉の充実について検討します。
③一般廃棄物処理基本計画の改定	○一般廃棄物処理基本計画について、評価を踏まえて概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に(見直し)改定を行います。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値 (平成27年度末)
一般廃棄物処理量	57,693 t	59,016 t

(3) し尿の適正処理体制の整備

施 策 内 容	
①衛生センターの適正な管理運営	○沈砂槽や受入槽等の定期的な清掃、放流水の水質調査や焼却炉の排ガス調査等を行い、適正な管理運営に努めます。
②衛生センターの維持管理	○施設の老朽化に対応した維持管理のため、定期的な検査・補修を行ないます。 ○近隣市との共同処理等について検討します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値 (平成27年度末)
し尿および浄化槽汚泥の搬入量	28.1 kl/日	16.7 kl/日

※焼却灰のエコセメント化＝都市ごみや下水汚泥の焼却灰と、従来のセメント原料を混ぜて作った新種のセメント

■主な事業

リサイクル推進事業 / リサイクルセンター整備事業 / 焼却炉施設基幹的設備改良事業
最終処分場活用事業

●ごみ排出量の推移

	年度末 人 口	排出量(t)								1人1日 あたり 排出量(g)
		総計	一般家庭						事業系	
			可燃	不燃	有害	粗大	資源	計		
平成17年度	181,248	63,883	33,926	912	73	1,448	9,591	45,950	17,933	966
18	182,987	63,652	35,035	943	76	845	9,430	46,329	17,323	953
19	184,809	62,805	35,158	942	78	904	8,899	45,981	16,824	929
20	187,248	59,319	35,082	906	75	887	8,040	44,990	14,329	868
21	188,381	57,692	34,999	920	73	916	7,737	44,645	13,047	839

資料:クリーン推進課

※事業系には不法投棄、ボランティア、公共含む人口については住民基本台帳による

●し尿処理状況

(単位:人,kl)

	処 理 人 口			収 集 処 理 量	
	下 水 道	し尿浄化槽	汲 取	生 し 尿	浄化槽汚泥
平成17年度	166,315	14,559	4,105	2,728	7,119
18	168,007	14,838	3,805	2,591	8,256
19	170,353	14,570	3,701	2,443	7,596
20	173,385	15,893	2,191	2,293	7,651
21	174,274	16,236	2,060	2,521	7,732

資料:クリーン推進課

注) 外国人登録人口を含む。



第4章 安心安全都市をめざして

第1節 市民の安心

第2節 市民の安全

第1節 市民の安心

1. 相 談

■現況と課題

景気の低迷や少子・高齢社会、高度情報化社会などの近年の急激な生活環境の変化、また、核家族化の進行により、人間関係などの様々なトラブルが発生するようになってきています。このような社会の中で市民が安心して暮すためには、個人では対応が難しく、問題解決のための専門的な知識や情報を得る必要がある場合も増えています。

これらに対しては、専門家による相談を気軽に受けられるような市民相談の充実を図っていく必要があります。

■基本方針

各種専門相談を通じて市民が安心して暮らせるよう、相談事業の充実に努めます。

■施策の体系

1. 相 談 ——— (1)市民相談を通じた安心な暮らし ——— ① 市民相談事業の充実

■施策及び施策内容

(1)市民相談を通じた安心な暮らし

施 策 内 容	
①市民相談事業の充実	○市民生活を送る上で生じる様々な問題の解決を図るため、弁護士・税理士などの有資格者による専門相談を実施します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
専門相談の利用件数	1,154件	1,440 件

■主な事業

市民相談事業

●市民相談状況

(単位:件)

	取 り 扱 い 件 数				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総 数	1,115	1,133	1,182	1,138	1,150
行政相談	4	5	17	26	23
法律相談	905	877	881	861	851
交通事故相談	59	82	82	88	85
登記・測量相談	35	50	61	38	43
税務相談	71	68	76	71	71
宅地建物相談	26	29	41	21	40
行政書士相談	15	22	24	33	37

資料:生活安全課



2. 消費生活

■現況と課題

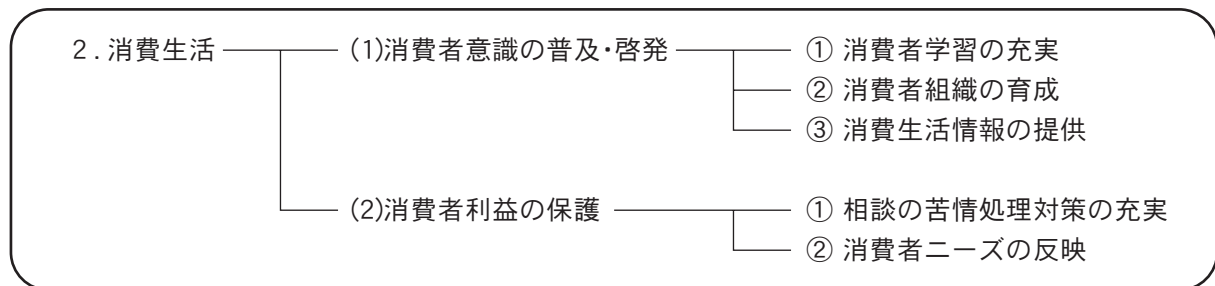
消費者を取り巻く環境は、経済・社会の高度情報化、グローバル化、規制緩和等により大きく変化し、一方では、消費者の意識も個性化・多様化しており、これらにより発生する消費者問題も一層複雑・多様化しています。消費生活の安定と向上を図るためには、消費者教育や情報提供、消費者組織の育成などにより、市民自らが正しい知識と的確な判断力を身に付けることが重要です。

また、行政においても、関係機関との連携を強化し、相談・苦情処理体制を充実するなど、消費者の安全と利益を守っていく必要があります。

■基本方針

市民の消費生活の安全と安定を図るため、消費者意識の啓発を推進するとともに、消費者の安全確保と利益の保護に努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)消費者意識の普及・啓発

施 策 内 容	
①消費者学習の充実	○消費者教室や講座等を開催し、消費者の学習の機会を提供することにより、基本的な知識の習得や問題意識の高揚を図ります。
②消費者組織の育成	○自主的な消費者活動を進めるグループの育成を図るとともに、活動を支援します。
③消費生活情報の提供	○消費者問題に関する資料の展示や情報の提供に努めます。 ○生活用品の再使用に関する情報提供の拡充に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
消費生活情報の提供が適切に行われていると感じている市民の割合	31.2 %	50 %

(2)消費者利益の保護

施 策 内 容	
①相談の苦情処理対策の充実	○複雑・多様化する消費者トラブルの相談・苦情に対応するため、消費生活相談員の充実に努めます。 ○問題の早期解決と未然防止を図るため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談・苦情処理対策の充実に努めます。
②消費者ニーズの反映	○消費者の声を反映し、市民生活に直結した消費者行政を推進します。 ○消費者を保護するため、国・県の関係機関と連携し、簡易商品テストを実施します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
相談件数に対する適正処理件数の割合	99.8 %	100 %

■主な事業

消費生活情報提供等事業 / 消費団体育成事業 / 消費者教室開催事業

●消費生活苦情相談件数

(単位:件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総 数	1,609	1,377	1,257	1,220	1,217
食料品	42	50	62	39	50
住居品	71	50	62	40	57
光熱水品	7	14	9	12	11
被服品	33	24	32	29	26
保健衛生品	45	34	27	29	27
教養娯楽品	120	106	82	71	84
車両・乗り物	38	18	18	21	24
土地・建物等	62	52	36	41	56
その他の商品	146	171	64	117	37
商品関連役務	191	147	128	168	158
役 務	790	635	672	577	602
その他の相談	64	76	65	76	85

資料:消費生活センター

第2節 市民の安全

1. 防 災

■現況と課題

本市では、市民の生命・財産を守るため、各種の災害対策に取り組んでいます。

「自分の命は、自分で守る」、そして助け合いの輪を広げ、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ために、市民の防災意識の普及・啓発、地域の自主的な防災組織の育成など、地域住民と市が一体となって災害予防体制を確立していくことが必要になっています。また、災害発生時においては食糧など物資の確保をはじめ、復旧体制、医療救護など関係団体と自治体との応援体制の強化など、災害応急対策の一層の充実を図っていくことも必要です。

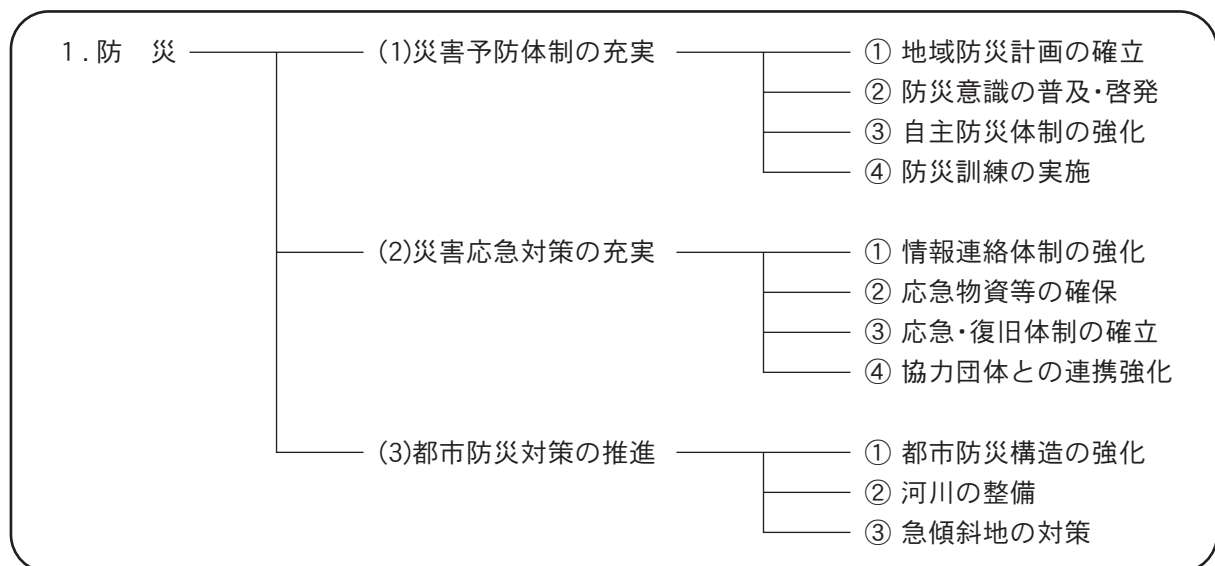
災害の危険性を出来るだけ少なくするためには、市街地から河川に至るまでの雨水排水施設の整備・改修、がけ崩れ防止などの風水害対策や、道路、公園、緑地などオープンスペースの確保を推進し、災害に強い都市構造を形成していく必要があるとともに、総合的な雨水対策として、地下水の低下、地盤沈下、都市の砂漠化、下流域への流出量の増加による浸水被害等を未然に防止するため、雨水流出抑制施設、雨水浸透施設等の設置など、計画的な雨水対策を推進していく必要があります。

■基本方針

地震や集中豪雨等による災害に備え、市民の防災意識の普及・啓発と自主防災体制の強化等に努めながら、情報連絡体制の強化等、災害予防から応急・復旧までの総合的な防災体制の確立を図ります。

また、開発事業等による宅地開発区域の雨水流出抑制施設の設置、雨水浸透枳等の設置および、一般住宅についても浸透枳等の設置を要請するなど、計画的・総合的な雨水対策を推進していきます。

■施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) 災害予防体制の充実

施 策 内 容	
①地域防災計画の確立	○災害に強いまちづくりを推進するため、計画の内容を見直し、充実を図ることにより、総合的かつ計画的な地域防災計画の確立に努めます。
②防災意識の普及・啓発	○災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、防災教室や体験学習を実施するとともに、広報やホームページへの掲載、マップ等印刷物を通じて、市民の防災意識の普及・啓発に努めます。
③自主防災体制の強化	○「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本に、町会・自治会等による自主防災組織結成の促進並びに育成を推進するとともに、自主的な防災活動の支援に努めます。
④防災訓練の実施	○防災関係機関相互の連携強化を図り、また自主防災組織の参加を含めた地域住民が自主的な防災活動ができるよう、密着した防災訓練を実施します。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
災害時の避難場所を知っている市民の割合	77.3 %	80 %
自主防災組織数	117 組織	149 組織



(2) 災害応急対策の充実

施 策 内 容	
①情報連絡体制の強化	○迅速かつ的確に情報収集・伝達するため、防災行政用無線固定系および移動系の整備を図り、情報連絡体制を強化します。
②応急物資等の確保	○非常用食糧、防災資機材等備蓄品の維持管理をするとともに、関係団体、企業等と医薬品、生活必需品などの応急物資を確保するため、災害時協力体制の整備を図り、優先的な供給体制の確立に努めます。
③応急・復旧体制の確立	○関係機関・団体や民間事業所との連携のもと、被災者の救助や電気、ガス、上下水道、通信、交通といった生活関連施設など、被災箇所の応急・復旧体制の確立に努める。
④協力団体との連携強化	○防災関係機関・団体や民間事業所に対し、災害時における医療救護活動や復旧活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時協力協定を強化し充実させます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
固定系子局数	116 局	119 局
災害時協力協定締結数	29 協定	35 協定



(3) 都市防災対策の推進

施 策 内 容	
①都市防災構造の強化	○主要な道路・橋梁やライフライン、防災拠点施設等の耐震性の強化を図るとともに、一時避難場所や延焼防止等の機能を担う公園・緑地など防災空間の整備に努めます。 ○集中豪雨等による災害の危険性を少なくするため、雨水排水施設の整備・改修に努めます。 ○雨水の急激な流出による浸水被害、地下水位の低下などを防止するため、貯留施設や浸透施設の設置を推進します。
②河川の整備	○河川の氾濫による災害を防止していくために、一級河川の印旛放水路(新川・花見川)・石神川・神崎川の整備を国・県に要請します。 ○勝田川の溢水対策として、千葉市・佐倉市・四街道市・八千代市の4市で設立した勝田川改修協議会により河川改修を行います。 ○準用河川(高野川)について、整備を進めます。
③急傾斜地の対策	○がけ崩れや地滑りの恐れがある区域の把握に努めるとともに、危険度の高い急傾斜地に対して崩壊危険区域の指定を行い、急傾斜地崩壊対策に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値(平成27年度末)
急傾斜地崩壊対策整備延長	5,351 m	5,570 m

■主な事業

自主防災組織創設・育成事業 / 防災行政無線整備事業 / 地域排水整備事業
 準用河川高野川改修事業 / 勝田川改修事業 / 急傾斜地崩壊対策事業

●災害時の避難場所

避難場所	所在地	収容地域	備考
大和田小学校	萱田町 6 2 8	大和田、萱田町	○
大和田南小学校	大和田 6 2 8	大和田	○
大和田中学校	萱田町 6 4 5	萱田、萱田町、ゆりのき台 2 丁目	○
萱田中学校	ゆりのき台 7 - 8 - 1	ゆりのき台 5・7 丁目	○
大和田西小学校	大和田新田 4 0 9 - 3	大和田新田	○
京成バラ園	大和田新田 7 5 5	大和田新田、緑が丘	
新木戸小学校	緑が丘 2 - 4	大和田新田、緑が丘、吉橋	○
高津中学校・高津小学校一帯の地域		大和田新田、高津団地	◎○
萱田小学校	ゆりのき台 6 - 2 0	ゆりのき台 4・6・8 丁目、萱田	○
萱田南小学校	ゆりのき台 3 - 7 - 3	ゆりのき台 1・3 丁目、大和田新田	○
南高津小学校	高津 4 2 1 - 3	高津団地、高津	○
西高津小学校	高津 8 3 2 - 3 8	高津団地、大和田新田	○
東高津中学校	高津 1 0 9 2	高津、高津東 1 ~ 4 丁目	○
八千代中学校	八千代台北 1 4 - 9 - 1	八千代台北 1 4 ~ 1 7 丁目、高津	○
日本アイ・ピー・エム八千代台グランド	八千代台北 1 1 丁目	八千代台北 4 丁目、8 ~ 1 3 丁目	◎
八千代台第一公園	八千代台北 3 - 9 - 1	八千代台北 2・3・5・8 丁目	
八千代台西小学校	八千代台西 7 - 2 3 - 1	八千代台西 6・7 丁目、八千代台北 7 丁目	○
八千代台西中学校	八千代台西 7 - 2 3 - 3	八千代台西 5 ~ 8 丁目、1 0 丁目	○
八千代台西市民の森	八千代台西 9 丁目	八千代台西 4、9 丁目	
八千代台南市民の森	八千代台南 3 丁目	八千代台南 1 ~ 3 丁目	
八千代台東小学校	八千代台東 2 - 5 - 1	八千代台東 1 ~ 4 丁目	○
八千代台東第二小学校	八千代台東 6 - 2 6 - 1	八千代台東 3 ~ 6 丁目	○
八千代台小学校	八千代台西 1 - 8	八千代台西 1 ~ 3 丁目、八千代台北 1、6、7 丁目	○
八千代総合運動公園	萱田町 2 5 3	萱田町、村上、萱田	◎
八千代高等学校	勝田台南 1 - 1 - 1	勝田台 1・2 丁目、勝田台南 1 ~ 3 丁目、勝田、村上、下市場、下市場 1・2 丁目	◎
勝田台小学校	勝田台 2 - 1 4	勝田台 1・2・7 丁目	○
勝田台中央公園	勝田台 3 - 3 1	勝田台 3・4 丁目	
勝田台中学校	勝田台 3 - 1	勝田台 3・4 丁目、勝田	◎○
勝田台南小学校	勝田台 5 - 9	勝田台 5・6 丁目、勝田	○
村上小学校	村上団地 1 街区	村上団地、村上、村上南 1 ~ 5 丁目	○
村上中学校	村上 1 6 4 3 - 5 5	村上団地、村上、村上南 1 ~ 5 丁目	○
村上東中学校、村上東小学校、緑地公園、中央公園一帯の地域		村上団地、上高野	◎○
村上北小学校	村上団地 3 街区	村上団地、村上	○
阿蘇小学校	米本 2 5 8 6	米本、下高野	○
米本南小学校	米本 2 3 0 1	米本団地、米本	○
米本小学校	米本 1 3 8 6 - 6	米本団地、米本	○
少年自然の家	保品 1 0 6 0 - 2	保品、神野、堀の内	
睦小学校	桑納 1 7 6	桑納、島田、桑橋、麦丸	○
睦中学校	島田台 7 5 6	島田台、吉橋、尾崎、桑橋	○
秀明大学	大学町 1 - 1	真木野、島田台、大学町、神久保、小池、佐山、平戸	
陸上自衛隊習志野演習場	八千代台北 9 丁目地先	八千代台、高津、高津団地、高津東 1 ~ 4 丁目、大和田新田	◎

※◎は広域避難場所、○には災害用井戸・防災倉庫を設置

資料：総合防災課

2. 消 防

■現況と課題

本市の火災発生件数は、平成16年の101件をピークに年々減少し、平成21年は50件の発生となっていますが、依然として平成17年から平成21年までの過去5年間で平均61.2件となっています。出火の主な原因は、放火または不注意などとなっています。これらの火災を未然に防ぐため、市民の防火意識の普及・啓発や予防活動の一層の推進を図っていく必要があります。また、建築物の高層化・密集化、生活者の高齢化など、時代背景に対応した常備消防の充実とこれを補完する消防団の活性化など、消防体制の充実・強化を図っていく必要があります。さらに老朽化した消防署の整備および北西部における市街地の拡大に対応した整備が必要となっています。

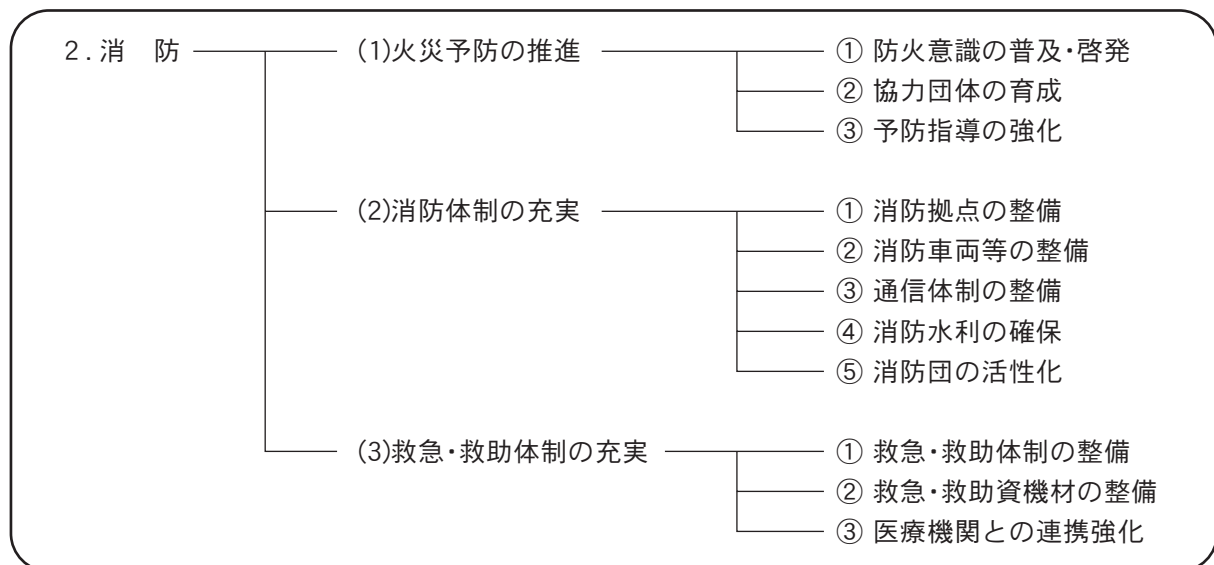
救急出場は、平成17年と比較して平成21年は312件の減で7,003件、また特別救助隊の出動は、3件の増で、64件となっています。交通事故や火災などの災害はますます複雑・多様化しており、これらに対応するためには、救急・救助に従事する職員の専門的教育の高度化や資機材の整備を継続的に進め、人命最優先の救急・救助体制を確立するとともに、救急現場に居合わせた市民による応急手当の普及・啓発に努めていく必要があります。

■基本方針

火災などの災害から市民の生命や財産を守るため、消防体制の充実を図るとともに、災害予防活動を推進し、防火意識の普及・啓発に努めます。

また、老朽化している消防署の整備を進めるとともに、救急・救助需要に対応した救急車両等の装備の高度化をはじめ、救急・救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の養成を含めた、救急業務メディカルコントロール体制の充実を図ります。

■施策の体系



※救急業務メディカルコントロール＝救急現場から医療機関へ搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること

■施策及び施策内容

(1)火災予防の推進

施 策 内 容	
①防火意識の普及・啓発	○火災原因の教訓をもとに、市民や事業所に対し、あらゆる広報機会を通じて火災予防に関する知識・技能の普及・啓発、情報提供に努めます。
②協力団体の育成	○事業所が参画する八千代市防災協会や、「火災予防は幼児から」をスローガンとして結成された幼年消防クラブの指導・育成に努めます。
③予防指導の強化	○建物等の計画段階からの防火構造の規制や、消防用設備等の設置指導を積極的に推進するとともに、完成した施設に対する立入検査の実施など、防火管理体制の強化や消防用設備等の維持管理などソフト・ハードの両面での予防指導の強化に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
火災の出火率(件/人口-万人)	2.6 %	2.1 %

(2)消防体制の充実

施 策 内 容	
①消防拠点の整備	○消防力の整備指針に基づき、消防活動の拠点である消防庁舎の効率的な配置に努めます。 ○老朽化した消防署の整備を図ります。
②消防車両等の整備	○複雑多様化する災害に対応するため消防車両等の更新および増強をし、消防力の維持、強化に努めます。
③通信体制の整備	○119番緊急通報に係る位置情報通知システムの導入を図ります。 ○消防救急無線の広域化および共同化整備を推進します。
④消防水利の確保	○大規模地震等における延焼火災に対応するため、消防水利整備要綱および防火水槽整備計画に基づき、耐震性防火水槽(40m ³ ・100m ³)を住宅密集地に整備します。
⑤消防団の活性化	○消防団の施設・装備の整備を進めるとともに、女性・青年層の消防団活動への参加を促進することにより消防団の組織の活性化を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
女性消防団員数	12 人	30 人
防火水槽数(公設)	416 基	441 基

(3) 救急・救助体制の充実

施 策 内 容	
①救急・救助体制の整備	○救急・救助隊員の適切な応急処置および救助技術を向上させ、市民への応急手当の普及啓発を推進させるとともに、医療機関による救急メディカルコントロール体制の充実を図ります。 ○救急救命士の養成に努め、救命率の向上を図ります。
②救急・救助資機材の整備	○救急・救助需要の増大や多様化に対応するため、高度救助資機材および都市型救助資機材の整備を図ります。
③医療機関との連携強化	○東京女子医科大学附属八千代医療センターをはじめ、市内外の医療機関との連携を強化し、救急活動の迅速化に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
応急手当普及率(普通救命講習)	5.9 %	7.9 %
救急救命士数	23 人	30 人

■主な事業

東消防署移転・改築事業 / 消防広域化事業 / 消防救急無線の広域化及び共同化整備事業
消防水利整備事業

●火災の状況

	火 災 件 数					罹 災 世帯数	罹 災 者 数	建物焼 失面積	死 者	負傷者	損害 見積額
	総 数	建 物	車 両	林 野	その他						
平成18年	件 60	件 32	件 2	件 —	件 26	世帯 20	人 50	m ² 床:536 表:9	人 3	人 6	千円 83,737
19	65	43	3	—	19	18	47	床:691 表:29	0	8	53,576
20	54	27	8	—	19	17	48	床:542 表:58	0	4	113,174
21	50	26	11	—	13	13	32	床:1,083 表:91	2	24	138,108
22	41	19	6	—	16	11	25	床:255 表:4	1	4	54,357

資料:消防本部

●時間別火災発生件数

(単位:件)

	総 数	0時 ～ 2時	2時 ～ 4時	4時 ～ 6時	6時 ～ 8時	8時 ～ 10時	10時 ～ 12時	12時 ～ 14時	14時 ～ 16時	16時 ～ 18時	18時 ～ 20時	20時 ～ 22時	22時 ～ 24時	不明
平成18年	60	2	2	3	0	0	11	5	13	5	7	7	5	—
19	65	4	5	3	4	3	3	5	11	9	6	5	3	4
20	54	3	4	0	1	4	4	9	7	6	5	5	6	—
21	50	3	7	3	3	3	3	3	7	3	9	3	3	—
22	41	2	2	3	0	5	3	3	5	4	4	6	3	1

資料:消防本部

●救急出場件数

(単位:件)

	総数	交通	急病	一般負傷	労働災害	加害	運動競技	自損行為	水難	火災	自然災害	その他
平成18年	7,143	723	4,189	1,027	74	78	35	99	0	30	0	888
19	7,275	754	4,202	896	75	80	31	93	0	49	0	1,095
20	6,957	680	4,023	888	64	77	31	138	0	42	0	1,014
21	7,003	680	4,044	984	66	89	31	132	2	37	2	936
22	7,601	668	4,550	1,004	70	85	46	134	2	23	5	1,014

資料:消防本部

3. 防 犯

■現況と課題

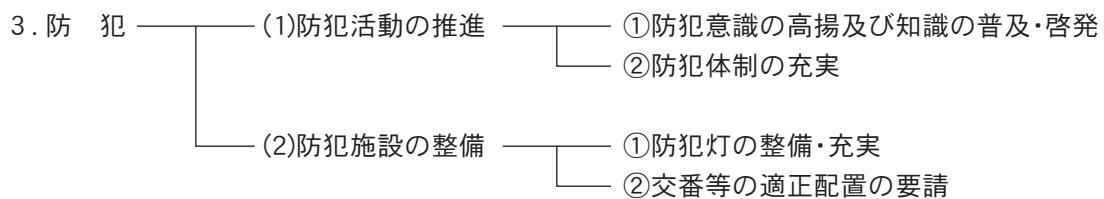
近年の少子・高齢化や核家族化といった急激な社会情勢の変化に伴う住民相互の連帯意識の希薄化は、防犯組織の結束力の低下を招き、ひいては犯罪の増加傾向を招いています。そして、このことは市民の日常生活における安心安全の確保が脅かされる一因ともなっています。

犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するためには、市民自らが安全意識を持ち続けるのはもちろんのこと、日頃から市民と行政が一体となって積極的な防犯活動を推進していく必要があります。

■基本方針

全ての市民が犯罪から守られるよう、防犯施設の整備を図るとともに、地域住民や各種住民団体、事業者、行政、警察その他の関係機関がお互いに連携をとり合い、一体となって地域の安全活動に取り組んでいけるような良好な地域コミュニティの育成に努め、安心で安全なまちづくりを推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)防犯活動の推進

施 策 内 容	
①防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発	○犯罪の防止、青少年の非行防止などの広報活動を活発に展開し、防犯意識の高揚および知識の普及・啓発に努めます。
②防犯体制の充実	○市民、警察、防犯関係団体(防犯組合連合会等)との連携を深め、地域防犯体制の整備・充実に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値(平成27年度末)
防犯パトロール実施延日数	262 日	365 日
住んでいる地域に犯罪が多いと感じている市民の割合	35.2 %	30.2 %

(2) 防犯施設の整備

施 策 内 容	
①防犯灯の整備・充実	○防犯灯の設置に要する経費および維持管理に要する経費に対し支援し、防犯灯の整備・充実に努めます。
②交番等の適正配置の要請	○犯罪防止のため、交番等の適正配置を関係機関へ要請します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
自治会による防犯灯管理数	12,889 灯	14,203 灯

■主な事業

防犯灯設置・維持管理支援事業 / 防犯灯設置事業 / 自主防犯組織支援事業

●刑法犯の認知件数

(単位:件)

	総数	凶 悪 犯				粗 暴 犯					窃盗	知 能 犯					風俗犯		その他
		殺人	強盗	放火	強姦	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝		詐欺	横領	偽造	背任	汚職	賭博	わいせつ	
平成17年度	3,902	0	9	0	1	0	27	30	2	24	3,237	88	0	36	0	0	0	7	441
18	3,571	1	5	0	18	0	33	37	2	5	2,864	72	3	17	0	0	0	16	498
19	3,343	2	2	3	2	0	50	35	2	10	2,591	100	2	5	0	0	0	14	525
20	2,965	0	8	2	0	0	43	47	3	12	2,274	107	1	25	0	0	0	8	435
21	3,190	1	6	1	2	0	25	50	0	10	2,578	59	3	7	0	0	0	3	445

資料:千葉県警察本部

4. 交通安全

■現況と課題

自動車交通量の増加に伴い、幹線道路の渋滞や住宅地への迂回車両による交通事故の危険性が増しています。

また、都市開発による人口の増加、高齢社会への移行、健康志向の拡大や環境問題といった社会情勢変化に伴って、高齢者の運転する車、高齢者を含む歩行者、そして自転車利用者の増加などにより、交通事故の危険性が多様化し、増大しています。

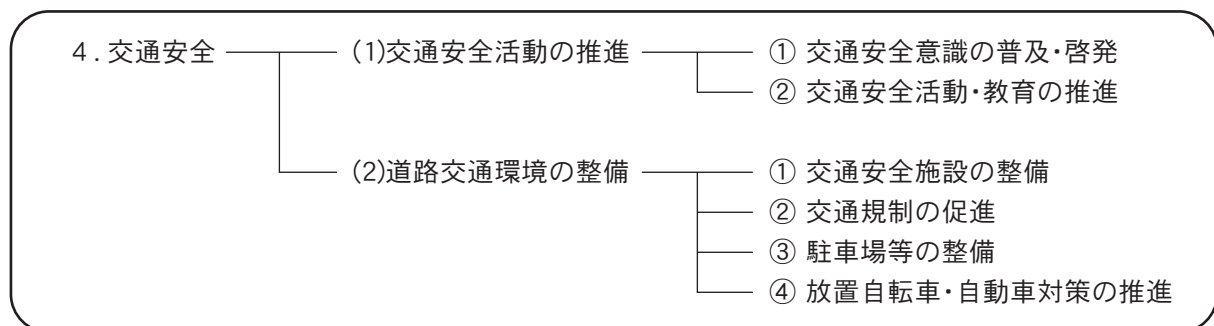
このため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の普及・啓発を図ることが必要となっています。

なお、駅周辺の放置自転車は、都市の美観を損ね、歩行者の通行や緊急車両等の通行に支障を来すだけでなく、交通事故を引き起こす要因にもなります。このため、放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえ、放置自転車対策および自転車駐車場の整備や老朽化した危険個所を順次改修をしていく必要があります。

■基本方針

交通事故のない安全な生活を確保するため、交通安全思想の普及を行い、警察署および関係機関と連携し交通安全啓発活動を推進します。また、放置自転車対策として、自転車利用者に対し指導を行うとともに自転車駐車場の整備および改修を行います。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)交通安全活動の推進

施 策 内 容	
①交通安全意識の普及・啓発	○交通安全に関する団体の支援などを通し、交通安全に対する意識の普及・啓発に努めます。
②交通安全活動・教育の推進	○警察署および関係機関と連携し、各種の交通安全活動や幼児から高齢者までの交通安全教育を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
シートベルト着用率	94.4 %	100 %

(2)道路交通環境の整備

施 策 内 容	
①交通安全施設の整備	○交通事故の防止と交通の安全・円滑化を図るため、交通安全施設の整備を進めます。
②交通規制の促進	○危険箇所における交通規制を警察署・公安委員会へ要請します。
③駐車場等の整備	○開発行為等に際して、駐車場の設置を指導します。 ○各駅周辺の自転車駐車場の利用状況および放置状況を踏まえ、店舗等の協力も仰ぎ、自転車駐車場の整備を促進します。
④放置自転車・自動車対策の推進	○放置禁止区域を設定し、放置自転車の撤去・保管を行うとともに、関係機関と連携を図り、啓発等の放置自転車防止に向けた対策を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
自転車駐車場収容可能台数	16,067 台	17,000 台

■主な事業

交通安全施設整備事業 / 放置自転車・自動車対策事業 / 交通安全教育・啓発事業

●交通事故による死傷者数

(単位:件,人)

	事 故 件 数	死 者	傷 者
平成18年	853	4 (2)	1,056 (114)
19	816	6 (1)	971 (141)
20	775	6 (2)	895 (131)
21	748	3 (2)	873 (115)
22	651	1 (1)	767 (114)

※()内は、歩行者の死傷者数

資料:千葉県警察本部



第5章 快適生活都市をめざして

第1節 総合交通

第2節 公園・緑地

第3節 水 道

第4節 下水道

第5節 市街地整備

第6節 住 宅

第1節 総合交通

1. 公共交通

■現況と課題

鉄道は、本市の都心方向への通勤・通学の足として大量輸送機関の役割を担っているとともに、近年は環境面から見てもエコロジカルな交通手段としての役割も大きくなってきています。

また、第3セクターである東葉高速鉄道㈱の経営健全化についても求められています。

これら鉄道の有効利用を促進するため、交通手段の連携の観点から、キス・アンド・ライドのための空間整備がもとめられており、また、自転車や自家用車、タクシー、路線バスなどの交通手段と鉄道との結節機能を駅前空間に確保していくことが必要とされています。

路線バスは、通勤・通学者の駅までの移動手段であるとともに、買い物や通院・公共施設などへの足として日常生活においても重要な役割を担っています。

本市のバス路線網は、市内各駅へのアクセスを中心に編成が行われていますが、一部地域においては利用者の減少により廃止された路線の代替として、他路線の延長運行に対し補助を行い路線を確保しています。

引き続き利用者のニーズに対応したバス路線網を充実するとともに、コミュニティバス等の運行と併せて、高齢者や障害者などの交通弱者にもやさしい交通手段としての環境の維持・充実に努める必要があります。

■基本方針

鉄道については、東葉高速鉄道㈱の自立に向けての経営支援を行うとともに、京成本線・東葉高速線の利便性向上のための輸送力の増強、誰もが利用しやすい駅舎の改良整備などを事業者に要請していきます。

また、駅前ターミナルの交通結節機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワーク向上のための駅前広場の整備を推進します。

路線バスについては、通勤・通学者の利便性と日常生活の足としての役割を十分発揮できる路線網等の整備・充実に事業者を要請します。

コミュニティバスについては、市内の交通ネットワークを補完し、公共交通不便地域の解消策を図るとともに、地域の実情に即した交通基盤として、交通手段を持たない高齢者など幅広い年齢層を対象に、利便性の向上を図ります。

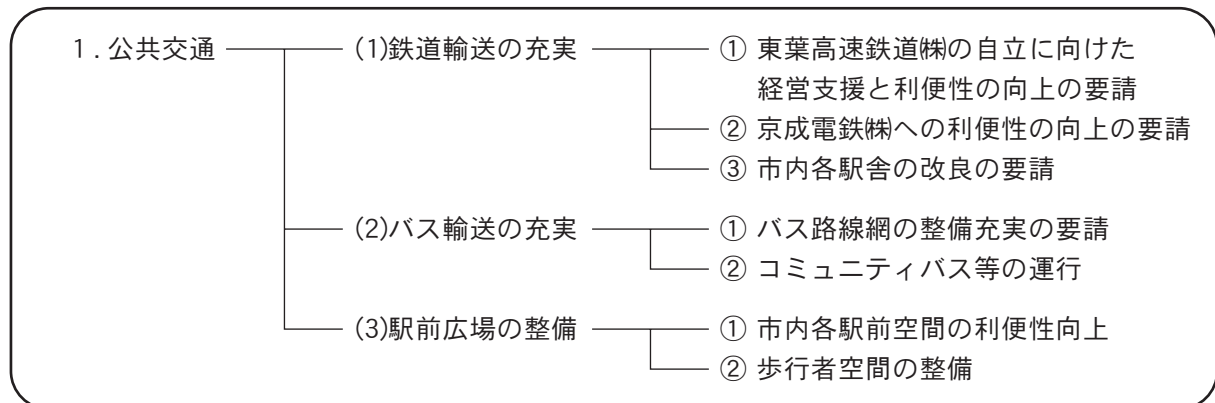


※エコロジカル＝資源の消費を抑え、廃棄物を出さないようすること

※キス・アンド・ライド＝自宅と最寄りの駅の間を家族が自家用車で送迎する通勤形態

※交通ネットワーク＝単一もしくは複数の交通機関によって網の目のようにめぐらされた交通路

■ 施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) 鉄道輸送の充実

施 策 内 容	
①東葉高速鉄道㈱への経営支援と利便性の向上の要請	○東葉高速鉄道㈱の経営の安定を図るため、引き続き経営支援を行います。 ○旅客誘致や増収対策の一環として、鉄道高架下の有効活用を働きかけます。
②京成電鉄㈱への利便性の向上の要請	○通勤・通学時の混雑緩和など利便性の向上のため、輸送力の増強等を要請します
③市内各駅舎の改良の要請	○京成大和田駅については、駅南口駅前広場と改札が離れていることから、利用者の利便性を考慮し協議を進めます。その他の駅については、利用者の利便性の向上のため改良を要請します。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
鉄道が利用しやすいと感じている市民の割合	64.8 %	69.8 %

(2) バス輸送の充実

施 策 内 容	
①バス路線網の整備充実の要請	○通勤・通学者の足の確保、市民の日常生活に対応したダイヤ等を要請します。
②コミュニティバス等の運行	○交通弱者にやさしいバス運行の充実、利用者の利便性の向上に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市内のバスが利用しやすいと感じている市民の割合	43.4 %	48.4 %

(3) 駅前広場の整備

施 策 内 容	
①市内各駅前空間の利便性向上	○交通結節機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワーク向上に努めます。
②歩行者空間の整備	○駅への安全で快適なアクセスの充実を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市内・市外間の移動がしやすいと感じている市民の割合	48.1 %	53.1 %
交通弱者にやさしい交通環境と感じている市民の割合	18.5 %	23.5 %

■主な事業

鉄道駅エレベーター等整備助成事業 / 東葉高速鉄道支援事業 / 北部地域生活支援バス運行事業
コミュニティバス等運行事業

●京成本線駅別乗降客数

(単位:人)

	八千代台駅			京成大和田駅			勝田台駅		
	年間乗 降客数	1日あたり		年間乗 降客数	1日あたり		年間乗 降客数	1日あたり	
		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用
平成17年度	18,823,349	51,571	29,186	4,955,816	13,578	8,240	18,978,618	51,997	31,442
18	18,744,164	51,353	29,146	4,778,764	13,091	7,858	19,099,835	52,327	31,580
19	18,813,244	51,402	29,082	4,702,192	12,846	7,652	19,291,474	52,708	31,492
20	18,398,921	50,407	28,396	4,687,785	12,843	7,638	19,309,854	52,903	31,488
21	17,787,752	48,732	27,458	4,574,137	12,530	7,512	18,982,426	52,004	31,220

資料:京成電鉄㈱

●東葉高速鉄道駅別乗降客数

(単位:人)

	八千代緑が丘駅			八千代中央駅			村上駅			東葉勝田台駅		
	年間乗 降客数	1日あたり		年間乗 降客数	1日あたり		年間乗 降客数	1日あたり		年間乗 降客数	1日あたり	
		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用
平成17年度	9,524,498	26,338	17,748	6,406,130	17,706	11,424	1,185,766	3,262	992	10,970,332	30,334	20,364
18	9,938,909	27,484	18,518	6,793,548	18,780	12,166	1,219,613	3,355	1,018	11,143,484	30,814	20,696
19	10,632,890	29,372	19,372	7,417,721	20,487	13,270	1,395,076	3,830	1,096	11,692,538	32,299	21,410
20	10,948,043	30,266	19,822	7,515,758	30,775	13,416	1,520,772	4,184	1,262	11,597,063	32,062	21,202
21	11,070,488	30,608	20,234	7,484,209	20,689	13,500	1,513,311	4,164	1,254	11,199,275	30,965	20,538

資料:東葉高速鉄道㈱

●公共施設循環バス(ぐるっと号)の運行状況

(単位:人)

	運行日数	停留所数	年間利用者数					1日あたり 利用者数	1便あたり 利用者数
			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	合計		
平成17年度	257	149	31,778	33,655	16,470	12,986	94,889	369.2	15.4
18	256	149	30,961	33,344	16,003	11,410	91,718	358.3	14.9
19	257	149	29,134	31,323	14,546	10,538	85,541	332.8	13.9
20	256	149	28,720	27,795	13,561	11,074	81,150	317.0	13.2
21	257	149	27,229	25,812	11,437	10,393	74,871	291.3	12.1

資料:都市計画課

2. 道 路

■現況と課題

本市の広域幹線道路としての国・県道の延長は、平成21年3月末現在、国道2路線15.3km、県道6路線22.6kmです。

国・県道は、市民の交通利便性と本市の経済活動を支える動脈であり、今後も地域社会の発展に伴って交通量は増大することが予想されます。特に国道296号の通過交通量は年々増加傾向にあり、朝夕の慢性的な交通渋滞を招いています。これに対して、平成2年度から着手されたバイパス建設事業の早期完成が望まれます。また、県道においても、交通量の増加に対応し、歩行者や通行車両の安全に配慮した拡幅改良や屈曲部の解消、歩道整備などの必要があります。

都市計画道路は、一部国・県道を含め、平成21年3月末現在、33路線、総延長73.9kmで、その整備率は49.2%です。国・県道など幹線道路の交通量の増加に対応した体系的な道路ネットワークを整備し、交通渋滞を解消していくことが必要とされています。

市道は、平成21年3月末現在、2,714路線、総延長534.6kmであり、改良整備率63.7%となっていますが、幹線道路の交通量の増加に伴い、住宅地内の生活道路へ通過車両が進入するなど、歩行者・自転車利用者の安全確保や市民生活の快適性の確保が依然として大きな課題となっています。

また、交通量の増加に併せて、車両の大型化や、道路の老朽化等も進行しており、改良工事および維持補修工事などへの迅速な対応が課題であるほか、車優先の道路から、人にやさしい道路の整備が必要とされています。

市が管理する橋梁は、建設後50年近くになってくる橋梁が増加することから、維持修繕のために費用の増大が見込まれます。このような背景から橋梁を長寿命化し、合理的・効果的な維持管理を行うことにより、橋梁の安全性や信頼性の確保が必要とされています。

■基本方針

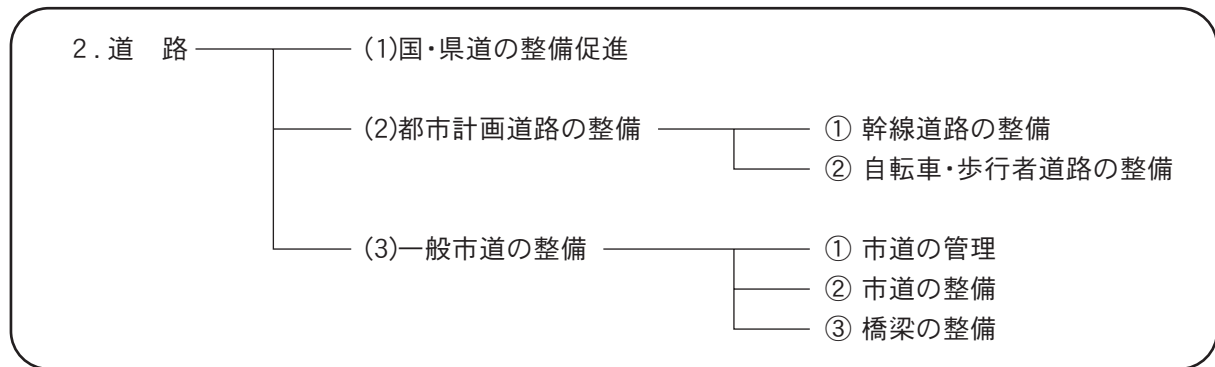
交通安全を基本として、交通量に対応した国・県道の早期整備を関係機関に要請し、市民の利便性と生活環境の向上を図ります。

都市計画道路は交通量の増加に対応した体系的な道路ネットワークの形成に努め、整備にあたっては、計画的、効率のかつ事業の透明性を確保しながら整備を推進します。

市道は、市民の生活道路として、歩道・車道の維持補修に努め、市民生活に密着した、人にやさしい安全で安心して利用できる道路づくりを推進します。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画にもとづき、コスト縮減を図り効率的な橋梁の維持管理・更新を推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 国・県道の整備促進

施 策 内 容
○国道296号バイパスの早期完成と、既存の国・県道の高規格化や二次的改良を関係機関に要請します。

(2) 都市計画道路の整備

施 策 内 容	
① 幹線道路の整備	○交通量の対応した体系的な道路ネットワーク化を形成し、交通渋滞の解消を図ります。
② 自転車・歩行者道路の整備	○人優先の安全を重視した道路の整備を行い、歩行者・自転車利用者の安全確保を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
都市計画道路の整備済延長	36,851 m	48,122 m

(3) 一般市道の整備

施 策 内 容	
①市道の管理	○市道認定および道路台帳の整備などに努めます。
②市道の整備	○生活道路としての役割、居住環境や街並みの形成、防災上の公共空間としての機能に配慮しつつ、安全かつ円滑な交通の確保と歩行者等が安全・快適に移動できる道路の整備および維持修繕に努めます。 ○バリアフリーに配慮した歩道整備および交通安全施設の整備を進めます。
③橋梁の整備	○橋梁の長寿命化および維持更新コスト縮減を図るため、効率的な橋梁の整備・維持修繕等を実施します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市道の改良整備率	70.7 %	71.6 %

■主な事業

都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線整備事業 / 都市計画道路3・4・6号八千代台花輪線整備事業
都市計画道路3・4・12号八千代台南勝田台線整備事業 / 都市計画道路8・7・2号西八千代向山線整備事業
道路改良事業

●道路・橋梁状況

平成22年4月1日現在

	路 線 名	延 長	舗装延長	舗 装 率	橋 梁 数
国 道	16号	9,000	9,000	100	4
	296号	6,027	6,027	100	1
	計	15,027	15,027		5
県 道	船橋・印西線	10,819	10,819	100	4
	幕張・八千代線	3,285	3,285	100	1
	千葉・竜ヶ崎線	3,396	3,396	100	2
	八千代・宗像線	2,690	2,690	100	1
	千葉・鎌ヶ谷・松戸線	2,019	2,019	100	—
	大和田停車場線	851	851	100	—
	計	22,962	22,962		8
市 道	総路線数 2,745	539,272	519,701	96	49

資料：土木管理課、国土交通省千葉国土事務所、千葉県千葉地域整備センター

●都市計画道路整備状況一覧

平成22年3月31日現在

	路線番号	路線名	起点	終点	計画 延長 m	代表 幅員 m	整備率	
							延長 m	率 %
幹線街路	3・4・1	新木戸上高野原線	大和田新田字八幡後	上高野字上谷津台	7,300	20	4,654	63.8
	3・4・2	東京環状線	勝田台南3丁目	小池字長作	9,100	21	9,100	100.0
	3・4・3	八千代台東駅前線	八千代台東1丁目	八千代台東2丁目	580	20	580	100.0
	3・4・4	勝田台駅前線	勝田台1丁目	勝田台1丁目	240	18	240	100.0
	3・4・5	八千代台駅前線	八千代台西1丁目	八千代台西7丁目	550	16	550	100.0
	3・4・6	八千代台花輪線	八千代台西9丁目	大和田新田字平作	5,820	16	1,710	29.4
	3・3・7	大和田駅前萱田線	大和田字小板橋	麦丸字宮前	3,750	25	1,800	48.0
	3・4・8	大和田新田下市場線	大和田新田字飯盛台	村上字下市場台北側	2,870	16	570	19.9
	3・4・9	上高野工業団地線	勝田字西割	米本字鳥ノ塚	4,920	16	3,140	63.8
	3・4・10	上高野佐倉線	上高野字稲荷前	上高野字大野	380	16	0	0.0
	3・5・11	新木戸吉橋線	大和田新田字八幡藪 大和田新田字八幡後	吉橋字西内野	2,250	12	0	0.0
	3・4・12	八千代台南勝田台線	八千代台南3丁目	勝田台1丁目	4,420	16	2,240	50.7
	3・5・13	八千代台東萱田線	八千代台東4丁目	大和田新田字米本道南	5,700	12	1,790	31.4
	3・5・14	萱田1号線	ゆりのき台3丁目	ゆりのき台5丁目	1,570	12	1,570	100.0
	3・6・15	萱田2号線	ゆりのき台2丁目	ゆりのき台6丁目	890	10	890	100.0
	3・6・16	萱田3号線	ゆりのき台7丁目	ゆりのき台8丁目	780	10	780	100.0
	3・2・17	八千代中央線	吉橋字川向	下高野字毘沙向	7,200	30	700	9.7
	3・4・18	勝田台北口駅前線	村上字下市場台南側	村上字下市場台南側	20	16	20	100.0
	3・3・19	(西八千代駅前線) 八千代緑が丘駅前線	大和田新田字八幡藪	吉橋字内野 大和田新田字坪井向	1,820	25	960	52.7
	3・4・20	大和田南駅前線	大和田字台田	大和田字小板橋	120	16	0	0.0
	3・4・21	勝田台村上線	村上字下市場台北側	村上南5丁目	760	16	760	100.0
	3・4・22	辺田前1号線	村上南3丁目	村上南4丁目	600	16	600	100.0
	3・5・23	辺田前2号線	村上南3丁目	村上南2丁目	650	12.5	650	100.0
	3・4・24	辺田前3号線	村上南1丁目	村上南1丁目	270	16	270	100.0
	3・5・25	辺田前4号線	村上南2丁目	村上南1丁目	410	12	410	100.0
	3・5・26	辺田前5号線	村上南1丁目	村上南1丁目	460	12	460	100.0
	3・3・27	八千代西部線	大和田新田字八幡後	吉橋字居廻	3,460	25	0	0.0
	3・4・28	西八千代1号線	大和田新田字坪井向	吉橋字宮ノ前	970	16	0	0.0
	3・4・29	西八千代2号線	大和田新田字仲木戸前	大和田新田字仲木戸前	80	16	0	0.0
	3・5・30	西八千代3号線	大和田新田字仲木戸前	吉橋字宮ノ下	2,550	13	0	0.0
	小計				70,490		34,444	48.9
特殊街路	8・7・1	萱田町村上線	萱田町字川崎山	村上字内出前	640	3	150	23.4
	8・7・2	西八千代向山線	緑が丘1丁目	大和田新田字向山	2,180	6.8	1,637	75.1
	8・6・3	市役所総合運動公園線	大和田新田字庚塚	ゆりのき台1丁目	620	10	620	100.0
	小計				3,440		2,407	70.0
合計		33路線(幹線街路30, 特殊街路3)			73,930		36,851	49.8

資料:都市計画課

第2節 公園・緑地

1. 公園・緑地

■現況と課題

公園・緑地は、まちに潤いと安らぎ与える場として、また、少子・高齢社会、福祉社会における市民のふれあいの場として重要な役割を果たしています。さらに、災害時には、都市空間における避難場所や防災機能を持った貴重な緑のオープンスペースとしても重要な位置づけとなります。

本市においては、県立八千代広域公園の整備・促進が課題となっています。

また、市民ニーズに対応した計画的な公園・緑地の整備を推進するとともに、それらを市民と行政の協力のもとに、恒久的な緑の財産として維持管理していく必要があります。

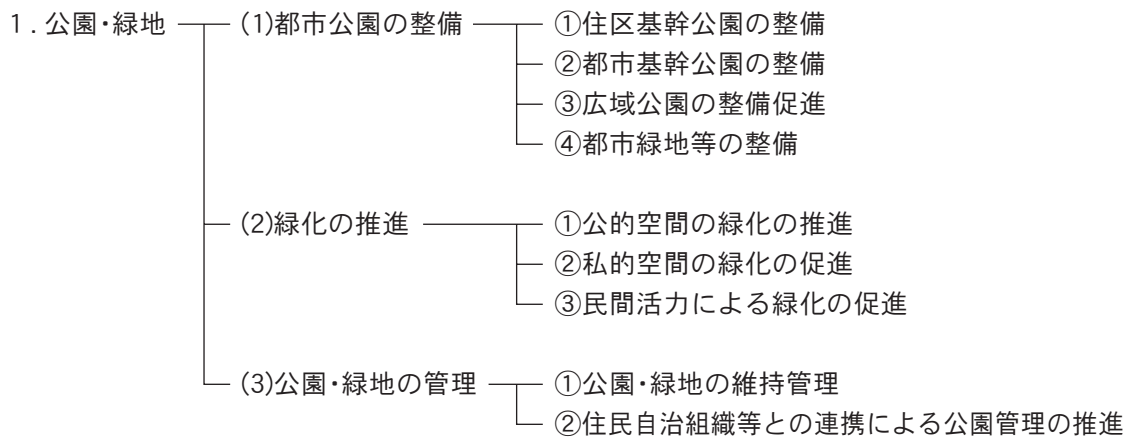
このほか、市の木、市の花を生かしたまちのイメージアップなど、緑を生かした潤いのある地域づくりも必要です。

■基本方針

「みんなでつくる緑豊かなまち」を実現するため、魅力ある公園・緑地の整備を進めるとともに、市民・企業・行政が一体となって都市緑化を推進します。

また、地域で愛される公園となるよう、市民との連携による公園管理に努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 都市公園の整備

施 策 内 容	
①住区基幹公園の整備	○子どもや高齢者、障害者の利用に配慮したユニバーサルデザインの導入を推進し、日常生活に密着した街区公園・近隣公園・地区公園の整備・改修を図ります。 ○開発行為などにおける公園・緑地の十分な確保を指導します。
②都市基幹公園の整備	○市民の休息、散歩、運動など総合的な利用に供する総合公園、スポーツ・レクリエーション活動に供する運動公園については、地域の自然環境を生かしつつ、個性的で魅力ある整備を進めます。
③広域公園の整備促進	○全市的なスポーツ大会やスポーツイベント開催等を可能にするため、県立八千代広域公園の整備を促進します。
④都市緑地等の整備	○市民の憩いの場である市街地内の「市民の森」等の整備・保全に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
都市公園の面積	922,803 m ²	1,040,000 m ²

(2) 緑化の推進

施 策 内 容	
①公的空間の緑化の推進	○道路・河川・学校などの公共施設への植栽を推進するとともに、市民参加による緑化を推進します。
②私的空間の緑化の促進	○環境保全林の指定を推進するとともに、名木や古木など貴重な樹林は、保存樹林に指定し保存に努めます。この他、緑化協定に関する事業、工場の緑化に関する事業、建築物等の緑化に関する事業を推進します。
③民間活力による緑化の促進	○民間団体の自主的活動による緑化の促進に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
緑豊かなまちと感じている市民の割合	77.4 %	82 %

(3) 公園・緑地の管理

施 策 内 容	
①公園・緑地の維持管理	○安全かつ適正に公園・緑地の機能を維持します。
②住民自治組織との連携 による公園管理の推進	○アダプト制度を活用した公園の管理を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
アダプト制度実施公園数	47 か所	71 か所

■主な事業

辺田前土地区画整理地内近隣・街区公園整備事業 / 西八千代北部特定土地区画整理地内近隣公園建設事業
勝田台中央公園整備事業 / 県立八千代広域公園建設の整備促進 / 八千代台北子供の森用地取得事業

●公 園

	総 数		都 市 公 園									
			総合公園		運動公園		地区公園		近隣公園		街区公園	
	数	面 積	数	面 積	数	面 積	数	面 積	数	面 積	数	面 積
平成17年度	272	933,570	1	108,291	1	130,612	1	43,758	9	154,455	159	194,970
18	281	939,656	1	108,291	1	130,612	1	43,758	9	154,455	163	199,949
19	293	948,733	1	108,291	1	130,612	1	43,758	9	154,455	170	207,263
20	301	969,265	1	108,291	1	130,612	1	43,758	9	154,455	178	210,060
21	304	969,388	1	108,291	1	130,612	1	43,758	10	167,920	185	212,907

	都 市 公 園			児童遊園		市民の森		見本園	
	緑 地		市民一人当たりの 都市公園面積	数	面 積	数	面 積	数	面 積
	数	面 積							
平成17年度	50	252,763	4.36	44	16,835	3	18,880	1	7,965
18	50	253,208	5.02	44	16,835	3	16,541	1	7,965
19	55	254,994	5.05	44	16,835	3	16,541	1	7,965
20	55	254,994	5.07	43	16,702	3	16,541	1	7,965
21	55	258,656	4.77	42	15,944	3	16,541	1	7,965

資料：公園緑地課

注1) 都市公園は、都市公園法により設置された公園です。

注2) 面積に緑道は含まれていません。

第3節 水 道

1. 水 道

■現況と課題

上水道事業は、昭和42年4月に給水を開始して以来、今日まで自己水源(地下水)と北千葉広域水道企業団からの受水による水源を確保し、安心して飲める、安全でおいしい水の安定供給に努めています。

本市の水道普及率は平成21年度末で99.0%と高水準を達成しています。

近年、生活様式および価値観の多様化や節水意識等の高まりも相まって、市民の水道水に対する要望は、量から質へと移り変わってきています。これらに対して、安全で良質な水を供給するため、水質管理の徹底や老朽化した管路施設等の更新など、効率的かつ計画的な取り組みを行うことが必要となっています。

また、将来人口の増加に対し、水需要に対応する水源の確保と保全、水資源の有効活用を含む総合的な水運用の取り組みが必要となっています。

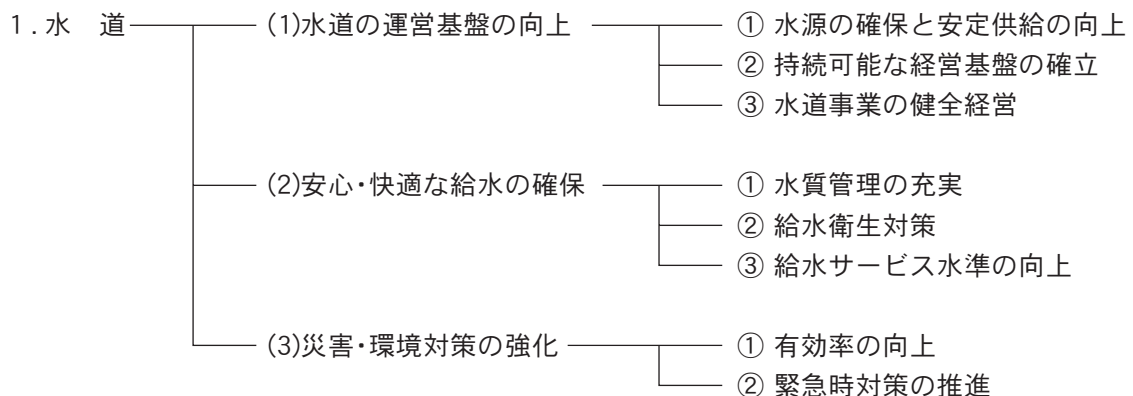
さらに、災害等の緊急時には、飲料水の確保や迅速な復旧活動などの体制も確立しなければなりません。災害に強い上水道とするため、石綿セメント管の更新や施設改修などの耐震化が急務となっています。

経済面では、節水意識の高まり等により唯一の財源である料金収入の伸びの鈍化が予想され、一方では、昭和40年代に整備した上水道施設の更新にあたり、多大な経費を要することが見込まれますことから、必要な財源の確保や経費の削減、事業の見直しなどの徹底を図り、健全な財政経営を行う必要があります。

■基本方針

水需要の変化に対応し、継続的に安全な水を安定供給するため、浄水・配水施設を渇水や地震に強い施設に整備し、環境にもやさしい「安心・安全でおいしい水」の供給を進めます。

■施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) 水道の運営基盤の向上

施 策 内 容	
①水源の確保と安定供給の向上	○水道水の安定供給のため、水源の確保に努めます。 ○市内にある33本の深井戸について所定の水量が確保できるように保全に努めるとともに、北千葉広域水道事業の利根川水系における安定水源の確保に努めます。 ○水道水の安定給水を図るため、設備・機器の改良と更新に努めます。 ○安定給水を確保するための管網の整備並びに西八千代北部特定土地区画整理事業地内に給水するための配水管および送水管を布設します。 ○市内全域を対象に、未給水区域に給水区域拡大のため配水管を布設します。
②持続可能な運営基盤の確立	○取水・配水の効率的な運用と必要な施設整備に努めます。 ○現状の事業分析、必要性、効果等の検証にもとづく第2次長期基本計画を策定し、中長期的視点に立った計画的・効果的な水運用、情報提供等に努めます。
③水道事業の健全経営	○効果的な運営を図り、事業推進のための財源確保に努めます。 ○水道施設の効果的かつ効率的な維持管理のために、<u>アセットマネジメント</u>(資産管理)を推進します。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
水道普及率	99 %	99.2 %

※アセットマネジメント＝持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動

(2) 安心・快適な給水の確保

施 策 内 容	
①水道水質管理の充実	○安全で安心できる水道水が供給できるよう、適切な水道水質管理に努めます。
②給水衛生対策	○飲料水等の衛生を確保するため、給水装置の普及、啓発および利用者に対する情報提供に努めます。
③給水サービス水準の向上	○需要者の利便を第一に考え、多様化する市民ニーズを的確に把握し、給水サービスの向上に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
中高層直結（増圧）給水の棟数	709 棟	840 棟

(3) 災害・環境対策の強化

施 策 内 容	
①有効率の向上	○漏水調査を計画的に実施し、漏水等の不明水の早期発見・修繕によって有効率の向上および漏水に伴う二次災害の防止に努めます。
②緊急時対策の推進	○地震等の災害に強い施設づくりをするため、各施設の耐震診断結果に基づき、耐震化工事を進めます。 ○地震等の災害時において市民への飲料水を円滑に供給するための機材と、施設復旧に必要な非常用機材を計画的に購入し、備蓄に努めます。 ○地域防災計画に位置づけられた避難場所に設置してある災害井戸について、いつでも使えるよう水質管理に努めます。 ○安定給水を確保するため、耐震診断結果に基づき、宮内水管橋を架け替えます。 ○既設の石綿セメント管を地震・災害に強いダクタイル鋳鉄管に更新します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
有効率	95.4 %	96 %
石綿セメント管の更新率	57.3 %	82.9 %
基幹管路の耐震化率	36.5 %	46.2 %

■主な事業

井戸長寿命化事業 / 米本浄水場施設改良事業 / 西八千代配水管及び送水管布設事業
給水区域の拡大事業 / アセットマネジメント(資産管理)事業

●上水道給水状況

	行政区域内人口		給水件数	給水人口	普及率 (%)	給水量(水源別)		有収水量
	人 口	世帯数				地下水	受 水	
平成17年度	181,248 ^人	72,632 ^{世帯}	74,882 ^件	179,109 ^人	98.8 [%]	11,556 ^{千m³}	7,459 ^{千m³}	18,135 ^{千m³}
18	182,987	74,122	76,305	181,010	98.9	11,438	7,875	18,429
19	184,809	75,707	77,955	182,883	99.0	11,201	8,261	18,570
20	191,469	79,145	79,809	189,541	99.0	10,794	8,591	18,458
21	192,570	79,985	80,400	190,695	99.0	11,146	8,380	18,523

資料：上下水道局

注1)給水件数、給水人口は各年度末現在の数である。

注2)「有収水量」とは、使用した水量で料金徴収の対象となるもの。

注3)「受水」とは、河川から取り入れた水量をいう。

注4)平成19年度以前は、外国人登録人数を含まない。

第4節 下水道

1. 下水道

■現況と課題

下水道は、健康で快適な生活を営むうえで、欠くことのできない都市の根幹的な施設であり、生活に潤いをもたらす川・湖・海といった水環境の水質保全のためにも重要なものです。

本市の下水道は、昭和43年度の勝田台団地の供用開始に始まり、昭和47年度から印旛沼流域関連公共下水道事業として、市街化区域を中心とした2,860.5haを整備区域と定め、事業区域の拡大を図りながら事業の推進を図っています。

汚水施設は、平成21年度末で整備普及率は92.2%です。引き続き、市街化区域内の認可拡大を図り、工業団地などの整備や市街化調整区域の整備を進め、印旛沼や新川等の水質向上のため、より一層の整備拡充が必要です。

雨水施設は、主要な幹線の整備を進めていますが、現状では平成21年度末で雨水施設の整備率は37.4%です。都市化の進展に伴い緑地や空地等が減少し、雨水の地下への浸透能力の低下によって雨水流出の増大や集中豪雨等による都市型水害への対策として、貯留調整施設や地下浸透施設などの普及が必要とされています。

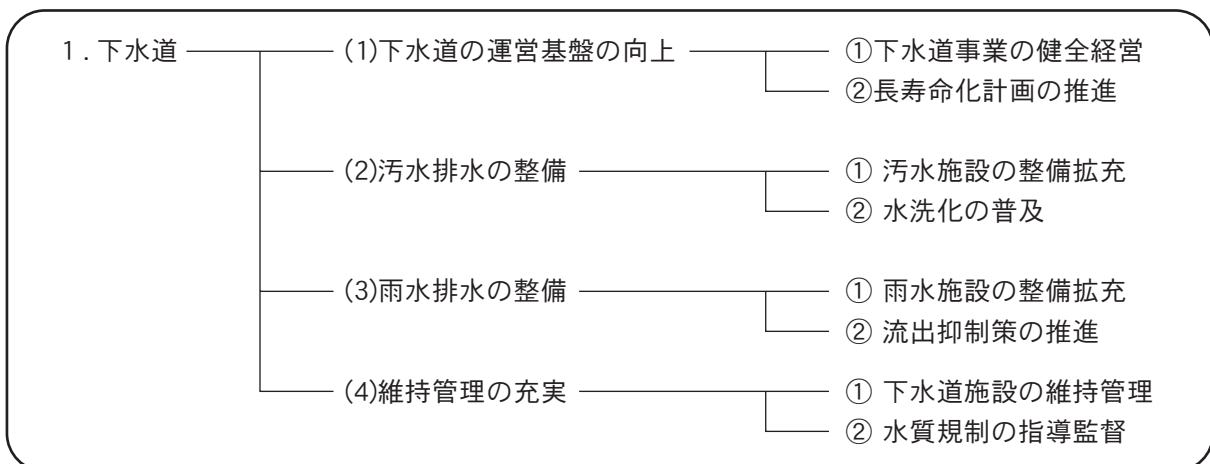
また、供用開始当初からの下水道施設は、年々劣化が進んでいることから、長寿命化計画を策定し、計画的な改修・改善等を進める必要があります。

今後は、施設整備に係る費用対効果や現行の料金体系等を検証し、健全な財政経営を進めます。

■基本方針

快適で衛生的な市民生活を営むため、汚水施設は処理区域拡大、ポンプ場の施設改修および管路の延命化を進めます。雨水施設は豪雨などによる浸水対策を計画的に進めます。

■施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) 下水道の運営基盤の向上

施 策 内 容	
① 下水道事業の健全経営	○ 長期的な視点に立ち、料金体系の見直しおよび経費の削減、事務事業の合理化に努め効率的な財政運営を推進します。
② 長寿命化計画の推進	○ 効率的な改築更新計画を策定し、各施設の適正な維持管理を行ない施設の延命化を図ります。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
下水道普及率	92.3 %	93.4 %

(2) 汚水排水の整備

施 策 内 容	
① 汚水施設の整備拡充	○ 衛生的な生活環境への改善や水質汚濁などを防止するため、汚水施設の整備を進めます。 ○ 市街化区域については、各工業団地における汚水施設の整備を進めます。 ○ 市街化調整区域については、合併処理浄化槽等と比較検討し、整備を進めます。
② 水洗化の普及	○ 個別訪問等により、資金貸付制度等のPRと利用を積極的に推進し、水洗化の普及・促進に努めます。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
水洗化率	98.1 %	98.2 %

(3) 雨水排水の整備

施 策 内 容	
①雨水施設の整備拡充	○都市化の進展に伴う雨水排水、また、局地的豪雨に対する雨水排水を効率的・効果的に排水する主要な幹線および調整池の整備を進めます。
②流出抑制策の推進	○都市型水害対策として、貯留施設、浸透施設などの検討および指導の強化を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
雨水管整備率	37.4 %	43.2 %

(4) 維持管理の充実

施 策 内 容	
①下水道施設の維持管理	○中継ポンプ場、下水道管渠や調整池などの効率的な維持管理に努めるとともに、老朽化した下水道施設の計画的な改修を進めます。
②水質規制の指導監督	○有害物質や油脂類などの下水道への流入防止のため、水質規制制度に関する知識の普及とPRに努めます。 ○特定事業場などの排水について、除害施設等の設置に関する指導・監督などを行ないます。

■主な事業

長寿命化対策事業 / 污水管渠整備事業 / 西八千代北部地区公共下水道事業(污水・雨水)
ポンプ場改良事業 / 雨水管渠整備事業

●公共下水道状況

	市域面積 h a	整備面積 h a	処理面積 h a	処理人口 (A) 人	行政人口(人) (B) 人	普及率(%) (A/B) %	※処理 下水量 m ³	下水道施設			水洗化 戸数 戸
								処理場	ポンプ場	管路延長 m	
平成17年度	5,127	1,733	1,733	167,562	181,248	92.4	16,913,332	—	3	524,335	65,593
18	5,127	1,741	1,741	169,162	182,987	92.4	17,125,456	—	3	529,256	67,042
19	5,127	1,757	1,757	170,814	184,809	92.4	17,393,804	—	3	528,411	68,716
20	5,127	1,760	1,760	177,012	191,469	92.4	17,400,900	—	3	535,990	72,991
21	5,127	1,781	1,781	177,773	192,570	92.3	17,543,750	—	3	585,696	73,734

資料：上下水道局

注1) 処理下水量については、千葉県印旛沼下水道事務所に報告している『汚水量実績調書』による。

注2) 人口、行政人口、水洗化戸数、平成19年度以前は外国人登録人数を含まない。

注3) 管路延長の数値は雨水管渠延長を含む。

注4) 平成18年度までは土木建設課所管の雨水管を含んだ管路延長で計上していたが、平成19年度からは企業会計移行に伴い、資産台帳の精査を実施した結果、土木建設課所管の雨水管を除いた上下水道局所管の管路延長を計上。



第5節 市街地整備

1. 市街地整備

■現況と課題

本市は、都市計画の線引きや用途地域の指定などによる適正な土地利用の誘導に努めるとともに、東葉高速線各駅周辺での土地区画整理事業をはじめとする面的・総合的な都市基盤整備を展開し、良好な市街地の形成を推進してきました。

近年においては、災害に強いまちづくりや計画的な宅地化の推進等の課題に対応するため、土地区画整理事業等のさらなる活用と推進、適正な民間開発の誘導等が必要となっています。また、駅周辺においては、商業等の活性化や都市機能の向上を図り、まちの顔としての質の高い都市空間の形成が求められています。

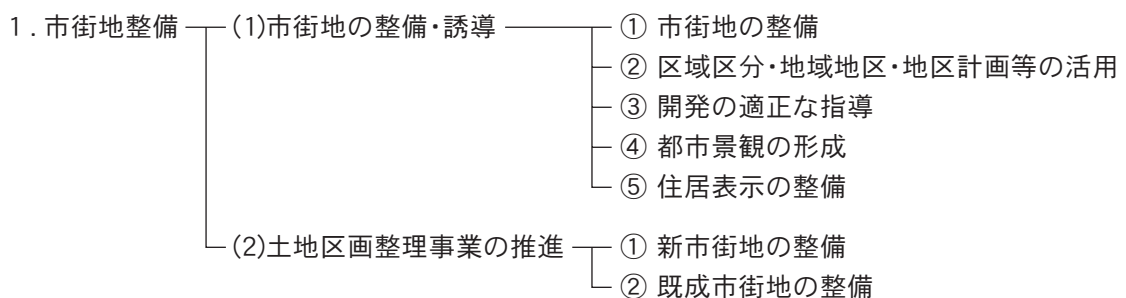
今後、市民の生活様式や価値観の多様化に応えつつ、本市の特性を生かした個性的で魅力のある都市環境・景観を形成し、愛着と誇りを持って住み続けることができる都市の実現を図るため、良好な住環境や魅力と活力のある商業、個性ある市民文化などを育むバランスのとれた総合的な市街地整備を、住民とともに検討・推進していく必要があります。

■基本方針

土地区画整理事業をはじめとする効果的な手法を活用しながら、本市の特性を生かした個性ある都市・生活空間の形成をめざす市街地整備を推進します。

また、まちづくりの主役である市民の参加を得ながら、地域特性を踏まえた個性豊かな八千代らしい都市景観の形成を目指します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)市街地の整備・誘導

施 策 内 容	
①市街地の整備	○道路・公園・下水道の各事業や土地区画整理事業・市街地再開発事業などとの調整を図りつつ、市街地の計画的・効率的な整備を推進します。 ○京成本線駅周辺においては、都市機能の再構築を図るため、再開発事業等の機運を醸成し、事業の促進に努めます。
②区域区分・地域地区・地区計画等の制度の活用	○都市計画に基づく区域区分・地域地区の適正な運用と地区計画制度の積極的な活用に努めます。 ・区域区分：保品地区（八千代カルチャータウン）の市街化区域への編入をめざします。 ・地域地区：市街地の整備等に併せ、適宜見直しを行います。 ・地区計画：良好な市街地の誘導や保全を図るため、地区計画制度を積極的に活用します。
③開発の適正な指導	○開発許可制度の周知を図るとともに、八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例などに基づき、適正な指導に努めます。
④都市景観の形成	○市民・企業・行政が景観形成に取り組むガイドラインとしての「都市景観形成計画」などにもとづき、都市景観・デザインに配慮したまちづくりを推進します。
⑤住居表示等の整備	○土地区画整理事業などの施行区域との整合を図りながら、既成市街地の住居表示の整備を推進します。 ○町名の変更・選定にあたっては、住民の合意のもとに歴史や伝統のある地名の存続に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市街地整備の誘導が適切に図られていると感じている市民の割合	42.1 %	55 %

(2) 土地区画整理事業の推進

施 策 内 容	
①新市街地の整備	○西八千代北部特定土地区画整理事業を推進するほか、都市基盤整備の必要な地区の調査を行い、順次事業化を図ります。
②既成市街地の整備	○地区の特性に応じた多様な土地区画整理手法の導入などにより、順次事業化を検討・推進します。 ○大和田地区については、良好な居住環境の形成が図られるよう、大和田駅南地区土地区画整理事業の早期完了をめざします。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
土地区画整理事業施行済面積	278 ha	424 ha

■主な事業

八千代市都市マスタープラン見直し事業 / 西八千代北部特定土地区画整理事業
大和田駅南地区土地区画整理事業



●八千代市土地区画整理事業状況

平成22年3月末現在

地 区 名	施 行 者	都市計画決定 年 月 日	事業認可 年 月 日	仮換地指定 年 月 日	換地処分 年 月 日(公告日)	解 散 年 月 日
(施行中)						
大和田駅南	八千代市	S44. 1.30	S62.10.16	H 5. 2.14		
西八千代北部	都市機構	H10. 9.11	H14. 1.18	H17.12. 8		
(施行済)						
村 上	八千代市	S41. 2.14	S42. 2.27	S42.12. 1	H 1. 2.10	—
下市場	組 合	—	S47.11. 8	S49.12.20	S51. 7. 2	S51.11.24
大和田高津	〃	—	S47.11.27	S50. 8.15	S52. 2. 1	S52. 3.22
大和田駅南口	〃	S44. 1.30	S48.11. 9	S50. 8.13	S50.10. 3	S51. 3. 5
西八千代東部	〃	—	S63. 1.12	S63.12. 7	H 9.11.14	H10. 6.19
高 津	〃	S58. 8.16	S58.12. 6	S61. 5.10	H11. 2.19	H15. 9.26
上高野第 1	〃	—	H13. 3.15	H14. 3. 1	H15.12.22	H16.10.13
辺田前	〃	H 3. 3.26	H 5. 1. 8	H 8.12.11	H21.3.19	H21.11.13
萱 田	公 団	S51.12.28	S55. 1.28	S59. 9. 1	H 4. 3.31	—
萱田町川崎山	個 人	—	H14. 8.28	H14.12.25	H15.10.30	H16. 7.28
八千代台南二丁目	〃	—	H18. 9.21	H19.8.1	H20.8.18	H21. 3.12

地 区 名	施行面積 (㎡)	施行年度 (予定)	減 歩 率 (%)			計画人口 (人)
			公 共	保 留 地	合 算	
(施行中)						
大和田駅南	52,585	S62～H25	34.20	—	34.20	530
西八千代北部	1,404,925	H13～H30	25.30	14.70	40.00	14,000
(施行済)						
村 上	188,311	S41～H1	19.86	4.70	24.56	1,800
下市場	48,794	S47～S51	22.55	6.05	28.60	488
大和田高津	99,148	S47～S51	14.96	9.87	24.83	990
大和田駅南口	15,541	S48～S50	39.84	—	39.84	155
西八千代東部	507,561	S62～H10	23.65	18.54	42.19	5,100
高 津	267,008	S58～H15	23.90	11.63	35.53	2,670
上高野第 1	48,604	H12～H16	23.61	24.69	48.30	490
辺田前	594,564	H 4～H21	17.15	20.75	37.90	5,950
萱 田	984,255	S54～H8	27.19	9.22	36.41	12,000
萱田町川崎山	16,042	H14～H16	24.00	18.70	42.70	160
八千代台南二丁目	12,700	H18～H20	20.86	21.90	42.76	130

資料：都市整備課

第6節 住 宅

1. 住 宅

■現況と課題

本市は、平成18年度より特定行政庁となり、建築基準法に係る市の許認可権が拡大し、建築行政手続きに係る市民サービスの向上が図られました。平成19年度より「木造住宅耐震診断補助制度」の創設、八千代市耐震改修促進計画を制定し、民間住宅、市有建築物の耐震化に努めています。

今後は、少子・高齢化、その他の社会経済情勢の変化に的確に対応した建築指導行政を推進するとともに、良好な民間住宅の建設、改善を誘導して行くことが必要です。

また、本市では、市営住宅等を活用して、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保に努めています。平成19年度からは独立行政法人都市再生機構住宅の借上げによる新規市営住宅等の供給を開始しました。

市営住宅等の効率的な活用を図るためには、長期的な計画に基づく運用が必要であり、このための計画の策定が課題となっています。

■基本方針

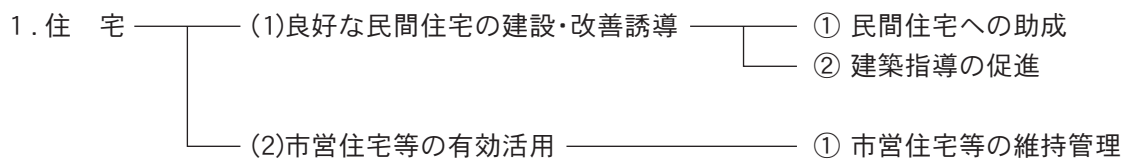
建築指導の推進については、厳正かつ円滑な運用により良好な民間住宅の建設、改善を図ります。

民間住宅の建設、改善に係る補助制度については、市民ニーズに基づき、市の財政状況、他市の状況等を勘案し、その充実に努めます。

市営住宅等の管理戸数については、概ね現況の戸数を長期的に維持することとします。老朽化した住宅は建て替えを行わず順次廃止し、減少する戸数については引き続き独立行政法人都市再生機構の借り上げにより補充します。

限られた市営住宅をより有効に活用するために、また、「住生活基本法」に基づき、住生活の安定の確保および向上の促進の基本となる事項を定めるために、住宅に関する必要な計画を策定します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)良好な民間住宅の建設・改善誘導

施 策 内 容	
①民間住宅への助成	○民間住宅の耐震化誘導のための補助金交付制度の充実に努めます。
②建築指導の促進	○特定行政庁として法令等にもとづき、適正な住宅の建設・誘導に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
木造住宅耐震診断補助制度活用件数	14 件/年	30 件/年

(2)市営住宅等の有効活用

施 策 内 容	
①市営住宅等の維持管理	○長期的な活用計画を定め、効率的な維持管理を実施して、市営住宅等の有効活用を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
市営住宅等の入居率	95.1 %	100 %

■主な事業

木造住宅耐震診断等助成事業 / 市営住宅耐震改修事業 / 市営住宅維持管理事業

●建築確認申請等処理件数

(単位:件)

	総 数	建 築 確 認	工 作 物	道路位置指定	許可申請	計画通知	認定通知
平成17年度	219 (1,513)	144 (1,471)	54 (42)	6	9	3	3
18	195 (1,299)	104 (1,238)	56 (61)	11	16	7	1
19	164 (1,350)	101 (1,295)	36 (55)	8	10	8	1
20	117 (926)	79 (898)	10 (28)	10	7	8	3
21	61 (891)	35 (882)	9 (18)	5	7	5	0

資料:建築指導課

注1) ()内は民間機関による処理件数を示す。

注2) 建築確認、工作物、計画通知の件数については、変更処理件数を含む。

注3) 平成16・17年度の建築確認、工作物、計画通知の件数については千葉県で処分した件数を含む。

注4) 平成16・17年度の許可通知、認定通知の件数については千葉県で処分した件数を表す。

第6章 産業活力都市をめざして

第1節 農 業

第2節 商工業

第3節 観 光

第4節 労働環境

第1節 農 業

1. 農 業

■現況と課題

国際化や都市化の進展、経営者の高齢化・兼業化、後継者不足など、本市の農業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。その中において、食料自給力・自給率の向上を図り、安全な農作物の安定供給を図ることは、喫緊の課題となっています。

また、農業はこれら本来の目的のほかに、国土の保全、水源の涵養、市民に憩いとやすらぎの場を提供するといった多面的な役割も果たしています。

このように市の産業の重要な位置づけにある農業の振興を図っていくために、今後も農地の保全に努め、市民とのふれあいの場を創出するとともに、生産基盤の充実を図り、営農・経営支援体制の強化による生産性の向上および経営の安定化などを図っていく必要があります。

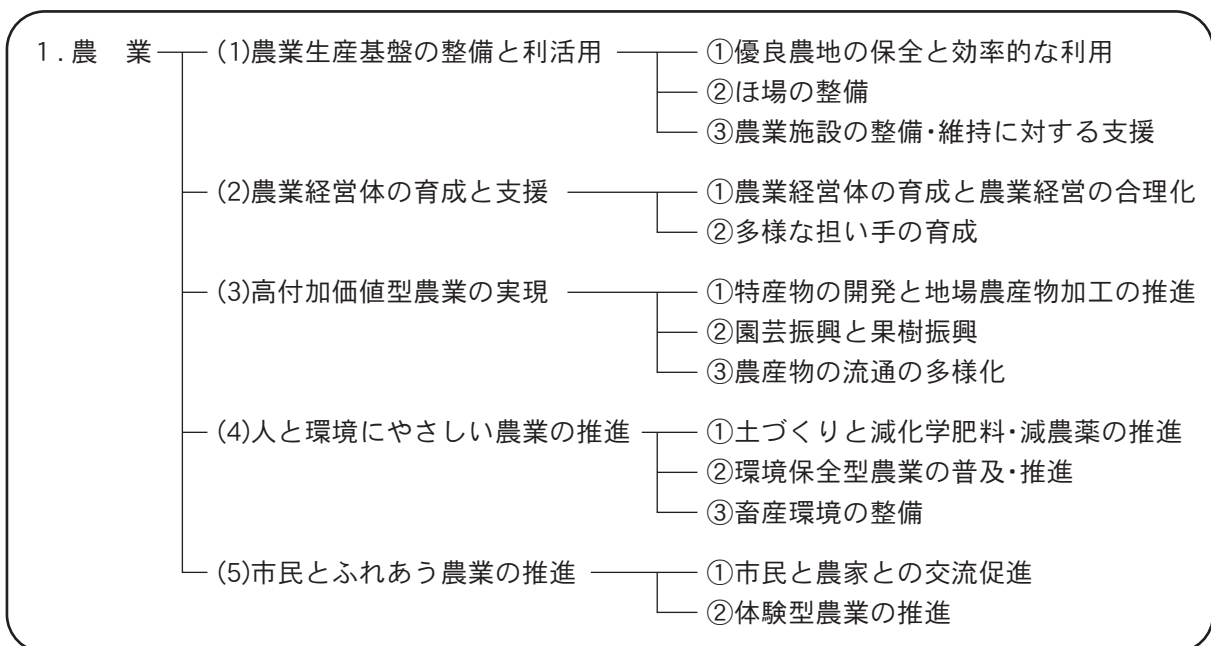
さらに、消費者の食料の安全に対する関心や健康志向の高まりをうけ、化学肥料や農薬の使用量を減らし、人と自然にやさしい農業を実践することも重要となっています。

■基本方針

生産基盤の整備や農業経営体を育成し、多様な消費者ニーズに応えられる都市型農業の確立をめざします。

また、市民との交流促進に努めるとともに、環境にやさしい農業を推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 農業生産基盤の整備と利活用

施 策 内 容	
①優良農地の保全と効率的な利用	○農業振興地域の農用地を総合的に見直し、優良農地の保全・確保に努め、農地の流動化を促進するとともに耕作放棄地の解消も図ります。
②ほ場の整備	○水田再基盤整備により大区画化・汎用化を推進し、新技術の導入等を取り入れた高生産性農業を促進します。
③農業施設の整備・維持に対する支援	○農業用施設の維持管理を行う団体を支援し、農業生産機能の維持と農地の保全を図ります。また、農道・農業用排水路の整備を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
水田再基盤整備済み面積	285 ha	307 ha

(2) 農業経営体の育成と支援

施 策 内 容	
①農業経営体の育成と農業経営の合理化	○農業経営改善計画に基づく農業経営体の育成を行うとともに、農業経営の改善を促進し、営農団体の組織化・農業経営の法人化を図ります。
②多様な担い手の育成	○関係機関との連携を図りながら、担い手育成のための各種研修講座の開催を支援し、農業経営者としての経営感覚の醸成を図るとともに、高収益農業・魅力ある農業を促進し、農業後継者や女性農業者・新規就農者の育成・支援を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
認定農業者数	64 人	77 人
家族経営協定の締結件数	11 件	21 件

(3) 高付加価値型農業の実現

施 策 内 容	
①特産物の開発と地場農産物加工の推進	○消費者ニーズに対応する高付加価値農産物の生産や加工の推進により、特産物の開発を支援します。また、生産・加工・販売を一体的に行なう <u>6次産業化</u> について検討を行ないます。
②園芸振興と果樹振興	○土地生産性の高い施設園芸の拡充を促進し、野菜・花卉等の高所得園芸農業の実現を図ります。果樹については、直販型の産地の特性を生かしながら、生産から流通に至る条件整備を図ります。
③農産物の流通の多様化	○農協・出荷組合による共販体制の整備を図るなど、計画的な生産による出荷体制の確立に向けた取り組みや、新たな市場外流通などによる農産物の販売を支援します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
地場農産物を使って加工品を生産した生産者数	72 件	82 件

(4) 人と環境にやさしい農業の推進

施 策 内 容	
①土づくりと減化学肥料・減農薬の推進	○環境への負荷を少なくし、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給するため、土づくり・減化学肥料・減農薬への取り組みを支援します。
②環境保全型農業の普及・推進	○農業の長期的な継続・発展を期するため、生産性と収益性を保ちながら、自然環境の保全、農産物の安全性、農業用廃棄物の適正な処理など、生産者の健康が確保できる農業技術の先進事例などの普及・推進に努めます。
③畜産環境の整備	○家畜糞尿の処理施設の設置を促進するなど、その適正処理を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
<u>エコファーマー</u> 戸数	103 件	108 件

※6次産業化＝農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

※エコファーマー＝たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画を県知事に提出して、認定を受けた農業者の総称

(5) 市民とふれあう農業の推進

施 策 内 容	
①市民と農家との交流促進	○市の農業を身近に感じてもらうため、農業体験講座や市内農産物の加工教室の開催等を通して食育の推進を図るとともに、市民と農家との交流できる場の整備・拡充を図ります。
②体験型農業の推進	○ふれあいの農業の郷計画地周辺に農家が自ら運営管理する体験農園等と連携して、農業体験を望む市民の利便性向上と農地の保全を図るとともに、新たな観光資源としての確立に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
体験農園利用者数	15,000 人	20,000 人

■主な事業

水田再基盤整備事業 / やちよふれあいの農業の郷整備事業 / 生産調整対策事業



●販売農家数及び世帯員数(15歳以上)

各年2月1日現在

	販売農家		専兼業別農家数			
	農家数	世帯員数	専業農家数	兼業農家数	兼業農家内訳	
					第一種兼業農家数	第二種兼業農家数
平成12年	811 戸	3,157 人	182 戸	629 戸	158 戸	471 戸
17	691	2,707	192	499	101	398
22	607	1,132	163	444	159	285

資料:2000年世界農林業センサス、2005年・2010年農林業センサス

注1)販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

注2)第一種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家をいう。

注3)第二種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。

●農地転用状況

	総数		住宅		工場・店舗		道路		学校・公園・運動場		その他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成17年	229 件	126,317 m ²	143 件	70,023 m ²	13 件	7,219 m ²	18 件	2,354 m ²	3 件	9,773 m ²	52 件	36,948 m ²
18	257	163,508	153	83,614	15	23,735	31	3,634	1	229	57	52,296
19	277	153,267	157	83,321	6	3,478	38	3,956	0	0	76	62,512
20	250	130,865	140	59,289	7	10,323	27	1,686	2	1,802	74	57,765
21	196	133,079	133	68,394	1	500	6	394	2	17,096	54	46,695

資料:農業委員会



第2節 商工業

1. 商工業

■現況と課題

本市の商工業は、市民の日常生活を支えるとともに、雇用創出の場として重要な役割を担ってきました。しかし、近年はビジネスモデルの多様化、少子・高齢化に起因する後継者不足の問題、将来不安による消費需要の低迷といったような、大きな時代的变化の中で、厳しい経営環境下にあり、多角的に対応することが求められています。

商業は、消費者の生活スタイルが多様化する中で、ワンストップ性の高い商業集積やインターネットを活用した商品情報の提供、後継者の育成および円滑な事業継承などへの対応が必要です。商店街については、高齢社会の中で地域住民の交流の場・憩いの場として、地域と密着した商店街への変革が求められています。

本市の商圈は、従来から他地域の商圈とも重複しています。これによる都市間競争への対応として、商業者は消費者の利便性や消費者ニーズを的確に捉え、個店自体の魅力を引き出していくことが必要となっています。

工業は、社会経済情勢が激動している中で、資源の確保や原材料価格の乱高下など、企業経営を圧迫する要因に耐えうる収益構造への変革や、CO₂の排出削減に対応した技術革新などが求められています。

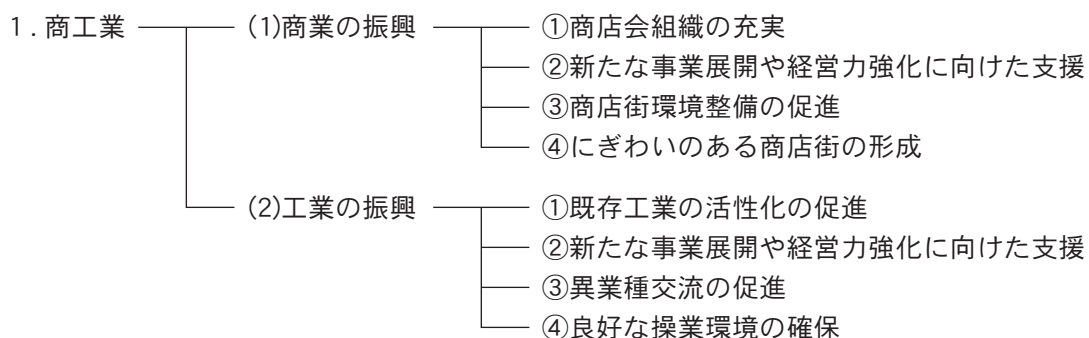
また、自らが持つ経営資源と技術革新への取り組みにより、付加価値生産性を高め、経営基盤を強化することが必要です。

■基本方針

事業者および商店会の自主的な取組みをもとに、国や県および経済関係団体と連携し、市民の理解と協力を得ながら、商工業の活性化のための研究や施策の実施に努めます。

また、商店街のにぎわいおよび交流の場の創出のため、消費者ニーズに応えた商店街と大規模小売店舗との共存共栄などによる活性化のための環境整備等の推進に努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 商業の振興

施 策 内 容	
①商店会組織の充実	○商店会に求められる機能発揮・高度化には、個店や任意組織では限界があり、商店街の環境変化に対応し、国等の活性化策の導入に必要な協同組合や振興組合などの組織化への指導・支援等に努めます。
②新たな事業展開や経営力強化に向けた支援	○商工会議所との連携のもと、産学官の連携により商業に関する調査・研究を実施するなど、成長が見込まれる新分野への進出や新たなサービス等の開発に向けた取組みに対して支援を図ります。 ○商工会議所との連携のもと、研修会・講演会を開催するなど経営情報の提供を行うとともに、経営相談・資金融資の充実に努め、経営・金融面からの支援を図ります。 ○市独自の制度融資の充実に努め、中小企業者の円滑な資金調達を可能にするよう金融面からの支援を図ります。
③商店街環境整備の促進	○魅力的な商店街を形成するため、景観の統一性、利便性、安全性などのための環境整備の促進に努めます。 ○商工会議所との連携のもと、商店街と大規模小売店舗との共存共栄を図るため、必要な施策に取り組んでいきます。
④にぎわいのある商店街の形成	○にぎわいを創出し商店街の活性化を図るため、商業団体等への取組みに対し支援を図っていきます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
協同組合や振興組合等の組織化率	20 %	40 %
経営力強化関係・創業支援セミナーの開催回数	55 回	60 回

(2) 工業の振興

施 策 内 容	
①既存工業の活性化の促進	○県、商工会議所などの関係機関・団体および市内工業者団体との連携により、既存工業の振興に努めます。 ○企業立地法による「千葉県東葛地域産業活性化協議会」加入の特質を生かし、既存企業の活性化策のために取組んでいきます。
②新たな事業展開や経営力強化に向けた支援	○商工会議所との連携のもと、産学官の連携により工業に関する調査・研究を実施するなど、成長が見込まれる新分野への進出や、新たな技術等の開発に向けた取組みに対して支援を図ります。 ○商工会議所との連携のもと、研修会・講演会を開催するなど経営情報の提供を行うとともに、経営相談・資金融資の充実に努め、経営・金融面からの支援を図ります。 ○市独自の制度融資の充実に努め、中小企業者の円滑な資金調達を可能にするよう金融面からの支援を図ります。
③異業種交流の促進	○新たな製品やサービスを開発するため、「八千代市製造業便覧」を媒体に、異業種交流促進に努めます。 ○商工会議所との連携のもと、異業種交流促進に努めます。
④良好な操業環境の確保	○工場と住宅それぞれが共生していくため、事業者と住民および行政が一体となったコミュニティづくりの形成に努めます。 ○工場からの防音等の対応策についての研究を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
1 事業所当たりの年間出荷額	1,066 百万円	1,078 百万円

■主な事業

商業活性化事業 / 工業活性化事業 / 中小企業資金融資事業

●商業の推移

	事業所数	売場面積	従業員数	年間商品販売額
平成 11 年	1,162	144,026 ㎡	8,770 人	14,965,538 万円
14	1,104	155,905	9,314	15,129,981
16	1,069	180,045	9,955	15,807,750
19	1,030	203,233	9,762	16,074,969

資料：商業統計調査

●工業の推移

	事業所数	従業員数	年間商品販売額
平成 16 年	198	7,941 人	20,085,917 万円
17	208	8,236	21,765,715
18	206	8,431	23,504,893
19	212	8,923	22,219,118
20	214	8,868	22,825,396

資料：工業統計調査

注) 従業者4人以上の事業所を対象

第3節 観 光

1. 観 光

■現況と課題

近年、観光のもつ意味は、旧来からある名所・旧跡をめぐるような物見遊山的なものから、その土地の文化に触れる場として、また様々な体験の場として、地域で時間を消費するスタイルに変化しつつあります。観光客のニーズは多様化し、ますます観光の裾野を広げてきています。

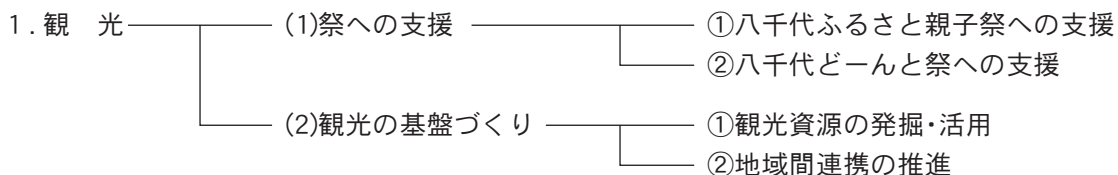
本市においては、旧来型の観光資源、いわゆる全国的知名度を有する名所・旧跡などの資源は見られませんが、新川やその兩岸に植栽された千本桜に代表されるような良好な景観をもつ地域、また昔ながらの神社仏閣、公園やレクリエーション施設、そして八千代ふるさと親子祭花火大会や八千代どーんと祭などのイベント、各種農業体験など、多様な観光の素材が存在します。

これらの情報の効果的なPR方法を検討するなど、観光素材を積極的に活用することで、市内だけでなく多くの人が本市を訪れ、喜ばれる観光にしていけることが重要です。

■基本方針

観光によって地域の活性化を図るため、本市の恵まれた自然環境や景観そして歴史・特産品、イベントなどを地域の観光資源としてとらえ、多くの市民や来訪者が楽しみ憩える、観光の基盤づくりに努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)祭への支援

施 策 内 容	
①八千代ふるさと親子祭への支援	○八千代ふるさと親子祭の安全対策および運営を支援することで、祭の円滑な運営と交流人口の増加を図ります。
②八千代どーんと祭への支援	○八千代どーんと祭の運営を支援することで、祭の円滑な運営と交流人口の増加を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
ふるさと親子祭が、市民相互の親睦と地域の活性化に役立っていると感じる市民の割合	56.0 %	65.0 %

(2) 観光の基盤づくり

施 策 内 容	
①観光資源の発掘・活用	○産業・大学・文化等の幅広い分野で組織する懇談会を設置し、市内にある様々な資源を再確認し、観光資源として発掘するとともに、それらの観光資源を組み合わせるなど活用を図り、交流人口の増加に努めます。
②地域間連携の推進	○近隣自治体との連携により、各自治体が保有する観光資源について有機的な活用を検討するほか、文化・スポーツなどの広域的な交流事業を観光振興に結び付けることを検討するなど、観光の基盤づくりに努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
観光資源データ数	45 件	100 件

■主な事業

観光資源の発掘・活用事業 / 八千代ふるさと親子祭への支援事業 / 八千代どーんと祭への支援事業

●祭の実施状況

	八千代ふるさと親子祭		八千代どーんと祭	
	総事業費	来場者数	総事業費	来場者数
平成17年度	29,458,614 円	186,000 人	9,173,796 円	80,000 人
18	29,587,890	190,000	9,089,022	105,000
19	33,698,916	200,000	9,588,683	106,000
20	34,054,223	170,000	8,833,507	100,000
21	32,172,651	205,000	8,533,979	110,000

資料：産業政策課

第4節 労働環境

1. 労働環境

■現況と課題

平成20年9月のリーマンショック以降、日本の経済状況は大きく変化し、倒産企業の増加や派遣社員の派遣切り、新規採用の内定取消など非正規労働者のみならず、正規労働者の雇用情勢も非常に厳しい状況です。このような厳しい経済状況は、平成21年7月に完全失業率5.6%、有効求人倍率0.43倍を記録した統計結果を見ても裏付けされています。

厳しい雇用情勢の中で、安定的な雇用への対応として、農業や介護などの新しい分野での雇用創出が求められている一方、求職者は厳しい雇用情勢の中で、職業訓練等による自らのスキルアップ、就業意識の変換が求められています。

また、団塊世代の一斉退職が始まり、さらには人口減少社会を迎え、労働力不足の問題が表面化しつつあります。

労働力不足の問題については、高年齢者の活用や家庭と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が必要で、国・県・市・事業主等が連携して取り組むことが求められています。

■基本方針

急激な少子高齢化の中で経済の活力を維持していくため、労働力人口の減少を補うための多面的かつ総合的な国の施策と相まって、県とともに協力・連携を図りながら、地域の状況に応じた労働環境の整備に努めていきます。

■施策の体系

1. 労働環境 —— (1)就業の実現と安定 ——
- ①失業者の就業支援
 - ②若年者の就業支援
 - ③高年齢者、女性および障害者の就業促進
 - ④福利厚生制度の促進



※リーマン・ショック＝2008年9月に米国の名門投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことを、これが世界的な金融危機の引き金となったことに照らして呼ぶ表現

※スキルアップ＝資格や技術を習得しそれを磨くこと

■施策及び施策内容

(1) 就業の実現と安定

施 策 内 容	
①失業者の就業支援	○船橋公共職業安定所と連携し、ハローワークの出先機関である「地域職業相談室」の維持に努め、失業者の就業支援の充実を図ります。
②若年者の就業支援	○国・県の連携のもとに関係部局が協力し、若年無業者及び新規学卒者の就業支援に努めます。
③高年齢者、女性及び障害者の就業促進	○雇用促進奨励金制度の充実にも努め、高年齢者および心身障害者の就業機会の増大を図ります。 ○国・県の連携のもとに関係部局が協力し、高年齢者や女性の再就職支援および障害者の就業促進に努めます。
④福利厚生制度の促進	○中小企業退職金共済掛金補助制度の充実にも努め、中小企業従業員の福利厚生制度の促進を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
求職相談・就職件数 （八千代地域職業相談室）	求職相談 10,626 件 就職件数 660 件	求職相談 9,200 件 就職件数 680 件
中小企業退職金共済等加入事業所割合	6.6 %	8 %

■主な事業

緊急雇用創出事業 / 地域職業相談室事業 / 就業支援・促進事業

●職業相談状況

各年6月30日現在(単位:人)

	新規求職申込件数	有効求職者数	紹介件数	就職件数
平成17年	1,237	4,366	1,035	352
18	1,065	3,699	1,026	295
19	985	3,080	985	319
20	1,797	4,150	2,436	444
21	2,930	7,912	6,474	660

資料:商工課

第4部 計画の推進のために

市民主体による自立的な行政経営

第1章 市民参画によるまちづくりの推進

第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

第3章 持続可能な行政経営の確立

●計画の推進のために施策体系

第1章

市民参画によるまちづくりの推進

- (1)透明性の高い市政の推進
 - ①監査機能等の充実
 - ②情報公開の拡充
 - ③広報活動の充実
 - ④個人情報の適正管理
- (2)市民参画体制の充実
 - ①参画機会の拡充
 - ②市民ニーズの的確な把握と市政への反映

第2章

地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

- (1)コミュニティ活動の促進
 - ①自治会などの活動への支援
 - ②コミュニティ施設等の整備
 - ③地域特性を生かしたまちづくり
 - ④多様な実施主体との連携
- (2)平和と交流によるまちづくりの推進
 - ①市民が願う非核平和によるまちづくりの推進
 - ②市独自の国内外との交流によるまちづくりの推進

第3章

持続可能な行政経営の確立

- (1)効率的な行政運営の確立
 - ①成果を重視した行政運営の推進
 - ②組織機構などの簡素化
 - ③人事体制の整備
 - ④民間活力の導入推進
 - ⑤電子自治体の推進
 - ⑥情報セキュリティ対策の充実
 - ⑦広域行政の推進
- (2)健全な財政運営の推進
 - ①財源の確保
 - ②効率的な財政運営
 - ③長期的な視点に立った財政運営
- (3)市有財産の適切な管理と有効活用の推進
 - ①市有財産の適切な管理
 - ②市有財産の有効活用の推進
- (4)行政サービスの利便性向上の推進
 - ①窓口サービス・市民の利便性の向上
 - ②行政サービスの電子化

第1章 市民参画によるまちづくりの推進

■計画の推進のための方針

(1) 透明性の高い市政の推進

方 針	
① 監査機能等の充実	○監査委員監査と外部監査人監査により、効果的な監査の実施に努めるとともに、行政内部における法令等の順守の徹底等を図るための仕組みを整備します。
② 情報公開の拡充	○情報公開制度の適切な運用とＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供など、情報公開の拡充に努めます。
③ 広報活動の充実	○「広報やちよ」をはじめとする各種刊行物、ＣＡＴＶ、インターネットなどの媒体を通して市政情報の提供を図るとともに、新聞、テレビなどの報道機関への情報提供によるパブリシティ活動も推進していきます。
④ 個人情報の適正管理	○個人情報保護条例に基づく個人情報の適正管理に努めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底します。また、市内の事業者についても市と同様の保護措置がとられるよう、理解と協力を求めています。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
透明性の高い市政運営がなされていると感じている市民の割合	12.9 %	50 %



※パブリシティ活動＝新聞、テレビなどの報道機関を通じて、市政情報を積極的かつタイムリーに市民に提供していくこと

(2) 市民参画体制の充実

方 針	
①参画機会の拡充	○政策形成過程への市民の参画をより多元化、広範化するためにフォーラムやワークショップ、パブリックコメントの活用を図ります。 ○各種審議会等の委員の選任にあたっては、多くの市民の意見が政策形成に反映されるよう公募による市民委員の登用に努めます。 ○ボランティア団体やNPO法人などが行う市民活動を支援するため、八千代市市民活動団体支援金交付制度(1%支援制度)の推進を図ります。
②市民ニーズの的確な把握と市政への反映	○市長への手紙などの制度を活用した、市政に対する意見や提案に対する広聴活動を推進するとともに、市長対話、市政懇談会等による、対話型の市政を促進します。また、行政サービスに対する市民の満足度の把握に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
各種審議会等における公募による市民委員の割合	8.9 %	20 %
八千代市市民活動団体支援金交付制度(1%支援制度)において団体を選択した市民の数	1,232 人	5,000 人
市民の意見が市政に反映されていると感じる市民の割合	11.9 %	30 %
自立した市政運営が行われていると感じている市民の割合	15.4 %	50 %

■主な事業

新たな市民参画制度創設事業 / 情報公開事業 / 市長への手紙

※ワークショップ=参加者が対等な立場で問題解決のために行う研究集会

※NPO=民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体

第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

■計画の推進のための方針

(1) コミュニティ活動の促進

方 針	
①自治会などの活動への支援	○地域における他の活動団体との交流と連携の促進を図るとともに、自治会運営の更なる活性化に向けた啓発、学習機会の提供に努めるなど、自治会等の活動の支援に努めます。また、自治会等への加入促進や組織運営などに関する情報提供を推進します。
②コミュニティ施設等の整備	○地域住民が主体的にコミュニティ活動に参加できるよう、活動拠点等の整備に努めます。
③地域特性を生かしたまちづくり	○国・県との適切な役割分担と関係機関との連携を図り、市民に最も身近な基礎的自治体としての自主性・自立性を高めるとともに、市民と行政の協力により地域特性を生かしたまちづくりを推進します。また、(仮称)自治基本条例の制定について検討します。
④多様な実施主体との連携	○NPOやボランティア団体の自主性に配慮した上で、各団体間のネットワークや市民とのつながりを深めるための情報提供の支援に努め、互いに連携できる体制の整備を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
自治会活動が活発に行われていると感じる市民の割合	47 %	60 %
ボランティア・NPO活動などの市民活動に参加している市民の割合	9.7 %	45 %

(2) 平和と交流によるまちづくりの推進

方 針	
①市民が願う非核平和によるまちづくりの推進	○平和宣言都市として、平和の大切さを訴える諸事業を開催し、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、市民の平和意識の高揚を図ります。
②市独自の国内外との交流によるまちづくりの推進	○姉妹都市交流やこども親善大使による国際交流など、市民主体の国内外との交流を推進します。また、国際化に対応し、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
国際交流・協力に関する活動を行ってみたい、参加してみたいと思う市民の割合	32.5 %	50 %

■主な事業

(仮称) 地域コミュニティセンター整備事業 / コミュニティ活動促進事業
 (仮称) 自治基本条例制定検討事業



第3章 持続可能な行政経営の確立

■計画の推進のための方針

(1) 効率的な行政運営の確立

方 針	
①成果を重視した行政運営の推進	○基本計画に掲げる施策を計画的に推進するとともに、行政評価に基づいて適宜、諸事業の見直しを図るなど、限りある行政資源を適切に配分することで、質の高い行政運営を推進します。
②組織機構などの簡素化	○社会経済情勢の変化による、新たな行政課題や市民ニーズに対応した施策の総合的・機能的な展開を図り、施策を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とします。
③人事体制の整備	○職員の能力や適性を的確に把握し、適材適所の職員配置を進めるとともに、高い総合調整能力や政策形成能力を具備した職員の育成、新たな課題に果敢に挑戦するための職員の意識改革を推進するため、各種職員研修などの充実を図り、職員の能力を最大限に発揮できる少数精鋭主義を基調とする定員管理を行います。
④民間活力の導入推進	○行政サービスにおける官と民の役割分担を見直し、民間によるサービスの拡大が期待できる事業については、民間活力の積極的・効果的な導入を進め、行政サービスの質の向上を図ります。
⑤電子自治体の推進	○各行政事務分野での高度情報システムを整備し、市が保有する行政情報の電子化と共有・共用を促進するとともに、国・県との総合行政ネットワーク（L G W A N）を活用するなど、事務処理の効率化・高度化を推進します。
⑥情報セキュリティ対策の充実	○市の情報処理システムが取り扱う情報のセキュリティ確保のため、研修、内部検査などを行い、職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るとともに、情報セキュリティ向上に向けた体制の整備を図ります。
⑦広域行政の推進	○近隣自治体と広域的な行政課題の解決に向けた検討を行うとともに、相互に連絡調整を図ることにより、広域処理の具体化に努めます。

(2) 健全な財政運営の推進

方 針	
①財源の確保	○市税収納率の向上を図るため、徴収体制の強化に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料等の定期的な見直しを行うなど、自主財源の安定的な確保を図ります。
②効率的な財政運営	○経費の節減、事務事業の合理化等に努め、効率的な財政運営を推進します。また、計画行政の推進を図り、事業の優先度や投資効果などを考慮した効果的な予算配分に努めるとともに、予算の執行管理の充実を図ります。
③長期的な視点に立った財政運営	○公債費や債務負担行為の抑制を図るとともに、基金の確保と活用を進め、歳入に見合った適正な歳出構造への転換を図り、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる財政運営に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
経常収支比率	95.7 %	90 %
市税収納率	90.3 %	92.0 %
公債費負担比率	16.3 %	15.0 %

(3) 市有財産の適切な管理と有効活用の推進

方 針	
①市有財産の適切な管理	○改築修繕を必要とする施設の増加に備え、その対応に努めます。
②市有財産の有効活用の推進	○本来の目的を果たした既存の公共施設の使用目的の見直しを行うなど、施設の再編整備を進め、既存施設の有効活用を図ります。また、公共目的による需要が認められない財産のうち可能なものについては、処分などの処理を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
目的を果たした市有財産のうち、 未活用財産の件数	12 件	7 件

(4) 行政サービスの利便性向上の推進

方 針	
①窓口サービス・市民 の利便性の向上	○ワンストップサービスなど窓口業務の効率化や迅速な対応を図り、市民サービスの向上に努めます。 ○休日窓口等の開設により、戸籍や印鑑証明書をはじめとする各種証明書の発行など利便性の向上を図ります。
②行政サービスの電子化	○いつでも都合の良いときに、市への各種申請・届出手続ができるよう、行政サービスの電子化を図ります。 ○住民基本台帳カードを利用した住民票の写しや印鑑証明書などの自動交付システムの整備等、住民基本台帳カードの多目的活用に努めます。 ○I C Tの利活用による、市民生活の安全性・利便性の向上や情報交流を促進するため、地域における情報化を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
電子申請・届出が可能な手続き	14 件	30 件

■主な事業

行政組織の見直し / 基幹情報システム再構築事業 / 施設予約案内システム運用事業

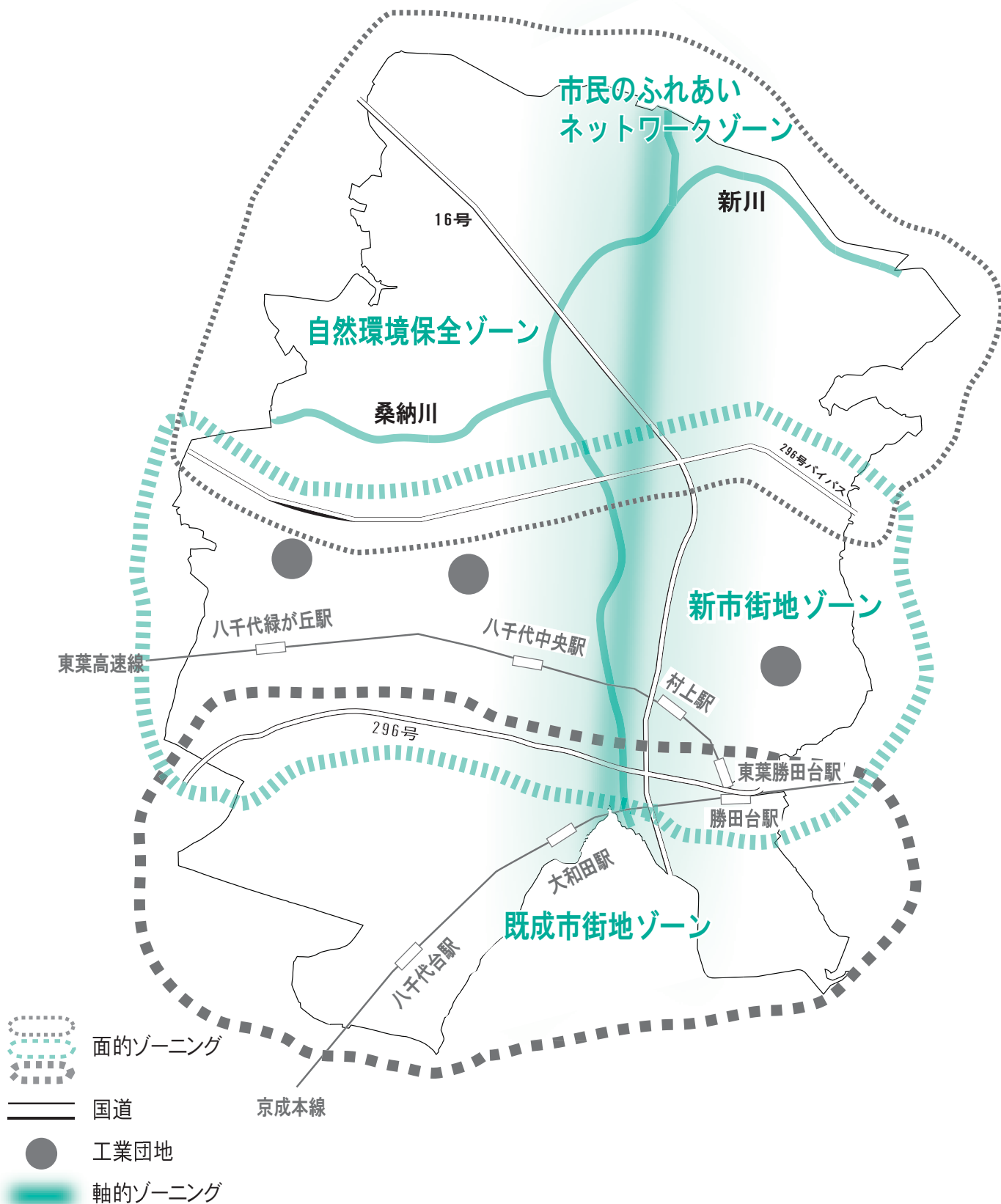
第5部 ゾーニング計画

第1章 計画策定の趣旨

第2章 面的ゾーニング計画

第3章 軸的ゾーニング計画

ゾーニング計画図



第1章 計画策定の趣旨

本市は、都市的な地域と自然豊かな地域がバランスよく調和したまちとしての特性を有しており、今後も、都市的な地域と自然豊かな地域とのバランスを保ったまちづくりを進めていくことが重要です。

このため、土地利用の基本方針に基づき、市域の南部・中央部・北部を既成市街地ゾーン・新市街地ゾーン・自然環境保全ゾーンの3つの面的ゾーンとして設定するとともに、この3つの面的ゾーンを結ぶ軸となる新川および桑納川周辺を市民のふれあいネットワークゾーンとしてコミュニティの拠点区域とするなど、それぞれのゾーンにおける整備の方向性を明らかにしたゾーニング計画を定め、市域全体として均衡と調和のとれた将来のまちづくりを進めます。

第2章 面的ゾーニング計画

1. 既成市街地ゾーン

(1) 地域の現況と課題

① 地域の特徴

- このゾーンは、おおむね京成本線沿線部から国道 296号周辺までの地域で、市域の南部に位置し、京成本線沿線を中心に市街地が形成されています。
- 昭和31年の京成八千代台駅の開業とともに八千代台団地が開発され、昭和43年には勝田台駅の開業に伴い勝田台団地の開発、その後高津団地が開発されました。すでに開発から40年以上が経過し、公共・民間部門を問わずリフォームの必要が高まっています。
- 大和田地区は、古くは成田街道沿いに宿場町として栄えたところで、建物の老朽化・高密化・狭隘道路等防災上の課題を抱えています。
- 大和田駅南側地区は、土地地区画整理事業による市街地整備が進展していますが、駅北側地区については、安全な市街地に整備していく必要があります。
- 永い歴史と風土の中で培われてきた市指定の無形民俗文化財「勝田の獅子舞」などの地域文化が残されています。

② 人 口

このゾーンの人口は、高津地区で多少増加するものの、そのほかの地区は減少傾向にあり、全体的にはやや減少していくものと予想されます。

③ 基盤整備

- 勝田地区の一部を除いて、地域全体が市街化区域になっています。
- 鉄道は、市域の南端を東西に京成本線が横断しており、八千代台駅・大和田駅・勝田台駅があります。
- 道路は、国道16号および国道 296号と県道幕張八千代線および県道大和田停車場線が通り、国道 296号では交通渋滞が多く、そのため、都市計画道路の整備を促進する必要があります。
- 水道および公共下水道は、一部の地区を除けば、地域全域がほぼ整備済みです。

④施 設

京成本線沿線から市街化が進展したことから、公共施設の多くがこの地域に集まっています。支所が4か所、文化3施設として3駅周辺に図書館3館、そのほか、公民館が5館と文化センターが2館、東南公共センターなどがあり、文化活動が活発に行われています。

⑤地域コミュニティ

古くからの集落や住宅団地などから形成され、それぞれの地域のつながりの中で、コミュニティ活動が行われ、自治会も多数組織されています。

(2) 地域づくりの方向

(概 論)

この既成市街地ゾーンは、早くから市街化された地域であり、総合的な居住環境や都市機能などの質的向上を図るなど、リフォームの時期を迎えているゾーンです。

また、市街地では少なくなってきた「緑」の保全に努めるなど、自然環境との調和を保ちながら、生活道路の改良など、安全で快適な生活環境の維持や整備を図り、良好な市街地の形成に努めます。

(各 論)

- 東西に通過している国道296号が、交通量の増加とともに交通渋滞が慢性化しており、渋滞解消のため都市計画道路の整備に努めます。
- 京成本線各駅周辺の都市的機能の向上とともに、地域の活性化を図るため、駅周辺の整備に努めます。
- 大和田地区については、土地区画整理事業の促進に努めます。
- 市街地の緑を形成している「市民の森」などの保全に努めます。
- 勝田台地区については、地域交流の拠点となる公園の再整備に努めます。
- 地域の歴史と風土に培われてきた、市指定の無形文化財などの地域文化の保護・活用に努めます。

2. 新市街地ゾーン

(1) 地域の現況と課題

①地域の特徴

- このゾーンは、おおむね国道 296号の周辺から国道 296号バイパス予定地までの地域で、市域の中央部に位置し、東葉高速線沿線に市街地化が進行している地域です。
- 南側は既成市街地ゾーンと北側は自然環境保全ゾーンとに隣接しており、開発が進展している地区と自然が残されている地区の両方の要素を合わせ持っています。
また、市内3か所の工業団地のすべてがこの地域にあり、住宅地と工場との共存とともに、自然との共生が課題となっています。
- 萱田・村上地区には、永い歴史と風土に培われた飯綱神社や正覚院といった神社、仏閣などとともに、「村上の神楽」などの市指定の有形・無形の文化財にもなっている地域文化が数多く残されています。

②人 口

このゾーンの人口は、東葉高速線沿線における宅地開発や土地区画整理事業の進展により増加してきており、今後も増加するものと予想されます。

③基盤整備

- 半分以上が市街化区域で、北側に市街化調整区域が入り込んでいます。
- 鉄道は、市域のほぼ中央部を東西に東葉高速線が横断しており、八千代緑が丘駅、八千代中央駅、村上駅、東葉勝田台駅があります。
- 道路は、国道16号・296号と主要地方道船橋印西線が通り、これらの道路では交通渋滞が多く、渋滞緩和対策の必要があります。
- 水道および公共下水道は、市街化区域内の工業団地および一部地区と市街化調整区域を除けばおおむね整備が済んでいます。

④施 設

市役所を始めとして、支所1か所・公民館2館・図書館1館のほか、総合生涯学習プラザ・福祉センター・市民会館・市民体育館・東京女子医科大学八千代医療センターなど公共・公益施設が多く集まっています。

⑤地域コミュニティ

古くからの集落においては、風土、歴史、文化のつながりの中で、地域のコミュニティが形成されてきており、交流が行われてきていますが、東葉高速線沿線の新市街地については、今後、都市型コミュニティの形成が求められてきます。



(2) 地域づくりの方向

(概 論)

新市街地ゾーンは、東葉高速線沿線での開発や土地区画整理事業が進展し、また、開発が計画されている住宅系の地区と、既存の工業団地が立地する工業系の地区、自然が残されている市街化調整区域とが将来にわたって存在するゾーンです。

このため、住・工・緑が隣接しあいながら共存できるまちづくりに努めます。

(各 論)

- 東葉高速線沿線においては、西八千代北部特定土地区画整理事業などを推進することにより、都市基盤整備に努めます。
- 交通混雑解消のため、都市計画道路の整備に努めます。
- 住宅と工業団地が隣接していることから、住・工が共存できる環境の整備に努めます。
- 地域の歴史や風土に培われてきた、市指定の有形・無形文化財などの地域文化の保全とともに保護・活用に努めます。
- 八千代広域公園内において文化・運動施設の整備に努めます。
- 自然環境保全ゾーンに接している北側については、自然環境との共生に努めます。

3. 自然環境保全ゾーン

(1) 地域の現況と課題

① 地域の特徴

- このゾーンは、市域の北部地域に位置し、おおむね国道 296号バイパス予定地から北側の地域で、水田や畑、樹林地が広がり多くの自然環境が残されています。
- また、このゾーンは、古くからの集落により形成されていましたが、昭和45年に米本団地の入居がはじまり、その後、真木野地区に大学と住宅地のセット開発による学園都市(大学町)が開発されました。さらに、保品地区に同じくセット開発による八千代カルチャータウンの開発も進められています。この開発により、2校の大学が設置されています。
- 農地は、食糧生産基地であるとともに緑豊かな自然を創出しており、その保全と活用が必要です。
- 永い歴史と風土に培われてきた、市指定の無形民俗文化財「佐山の獅子舞」などの地域文化が残されています。

② 人 口

このゾーンの人口は、大学町や保品地区で開発に伴う若干の増加が想定されますが、その他の地区では減少することから、全体では減少するものと見込まれます。

③基盤整備

- 地域全体の多くが市街化調整区域になっています。
- 農地は、神野・保品地区、睦北部地区、島田地区などで水田再基盤整備が行われ、優良農地の保全を図っています。
- 道路は、国道16号と主要地方道船橋印西線・千葉竜ヶ崎線、県道八千代宗像線が通っており、交通渋滞を解消するため、主要地方道船橋印西線の整備を促進する必要があります。
- 水質保全など環境の面から、生活排水対策の整備が必要です。

④施 設

支所が1か所、連絡所1か所、公民館が2館、少年自然の家、そのほか、福祉施設として児童発達支援センターや福祉作業所などがあります。

また、市民と農業生産者のふれあいと交流の場として、国道16号の八千代橋付近にふるさとステーションが設置されています。

⑤地域コミュニティ

古くからの集落では、風土、歴史、文化のつながりの中で交流が培われ、地域のコミュニティが形成されています。

また、米本団地や学園都市においては、それぞれの地域の中でのコミュニティが形成・発展してきています。今後、地域全体でのネットワークによる交流が必要です。

(2)地域づくりの方向

(概 論)

自然環境保全ゾーンは、水田や畑などの農地が、豊かな自然環境をつくり出す役割を果たしているところが大きいといえます。したがって、今後とも農業の振興と農地の保全を図るとともに、自然環境を生かしていきながら市街地との調和を考慮した土地利用に努めます。

(各 論)

- 主要地方道船橋印西線においては、交通量の増加とともに交通渋滞が慢性化しており、渋滞解消のため事業推進を図ります。
- このゾーンは、水田や畑、樹林地が広がり多くの自然環境が残されており、その保全・活用に努めます。
- 市民のふれあいネットワークゾーンとの整合性を図りながら、農業生産者と都市住民との交流を促進する施設の整備に努めます。
- 農地の保全として、水田のほ場整備事業による生産性の向上とともに、高付加価値型農業の形成に努め、農業経営の安定を図ります。また、農村集落の生活環境の改善や整備を推進します。
- 農村集落、市街化調整区域の生活排水の対策として、合併処理浄化槽等の整備を推進します。
- 地域の歴史と風土に培われてきた、市指定の無形文化財などの地域文化の保全とともに保護・活用に努めます。

第3章 軸的ゾーニング計画

1. 市民のふれあいネットワークゾーン

(1) 現況・課題・整備の方向性

都市化が進展する中で、本市のほぼ中央を南北に貫く新川および桑納川周辺の水と緑の空間は、永い歴史の中で育まれてきた豊かな自然を人々に提供しており、この貴重な自然の保全と活用を図り、次代に引き継いでいく必要があります。

この新川および桑納川周辺は、既成市街地ゾーン・新市街地ゾーン・自然環境保全ゾーンを結ぶ軸としての形態を持つことから、3つの面的ゾーンを結ぶ拠点となる市民のふれあいネットワークゾーンとして位置づけ、地域交流や生涯学習を通じて、人と人、人と自然のふれあいの場として一体的に整備を進めます。

(2) 施 策

新川および桑納川周辺の水と緑の空間に集う人々が、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動、農業体験を通じて交流を深め、豊かに暮らすことができるよう文化施設・運動施設、農業体験施設の整備を行います。

また、各施設への安全で快適なアクセスを充実させるため、周辺の道路整備を行うとともに、バリアフリー等に配慮した歩行者空間の充実を図ります。



第6部 地域別計画

第1章 計画策定の趣旨

第2章 地域別計画

第1章 計画策定の趣旨

本市は、駅前の都市的な地域から、豊かな自然環境を持つ地域まで、多様な個性を持った地域によって構成されています。

地域ごとの個性を活かし、より豊かで潤いのある市民生活を確保していくためには、行政だけではなく、市民自らが地域のあり方やそこでの暮らし方を考え、実践し、地域環境を育んでいくことが重要です。

こうした観点から、ゾーニング計画との関連を踏まえつつ、市民のより身近な地域における主体的なまちづくりの指針として地域別計画を定め、地域の個性や魅力を活かした地域づくりを推進していくとともに、これを支える地域コミュニティを育み、活性化を図ることにより、市民主体の魅力あふれる地域づくりをめざします。

1. 地域の設定

計画の地域区分は、八千代市コミュニティ推進計画におけるコミュニティ区域と同様、阿蘇地域、村上地域、睦地域、大和田地域、高津・緑が丘地域、八千代台地域、勝田台地域の7つを基本とします。

2. 計画の構成

(1) 地域の特性と課題

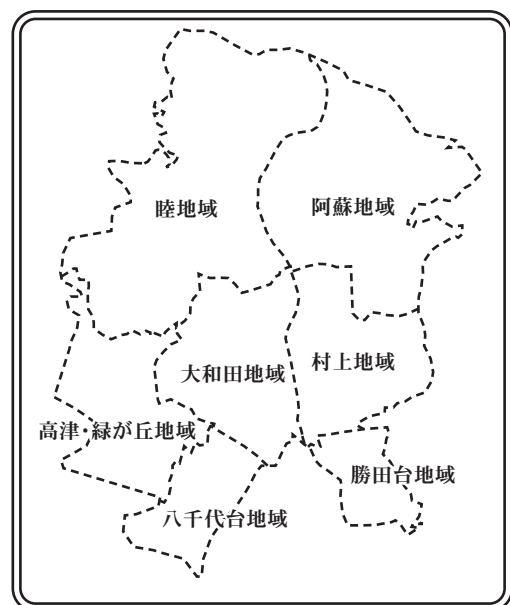
地域の位置、土地利用、人口等地域の特徴および地域の抱える課題を記載

(2) 地域づくりの方針

地域のまちづくりについて、中長期的な視点に立った基本的な方針を記載

(3) 主な事業

地域のまちづくりを進めるうえで、平成23年度から平成27年度までに計画されている主な事業を記載



第2章 地域別計画

1. 阿蘇地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の北東部、新川の東側に位置しており、自然環境保全ゾーンの中にあります。

地域の東側には高野川が流れ、新川、高野川周辺は優良な水田地帯が広がっており、水田に囲まれるようにある台地には里山が広がるなど、緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

水田の周辺や主要地方道千葉・竜ヶ崎線沿いには古くから集落が形成されています。地域の西側を通る国道16号沿いには米本団地があり、北部の大学周辺にも八千代カルチャータウンとして新たな住宅地が形成されています。昭和45年に入居が開始された米本団地は、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」により、団地再生による集約化の対象となっています。

また、県内3番目の道の駅として登録された八千代ふさとステーションは、市内の農産物や農産加工品の展示即売を通じて、農業経営者と都市住民のふれあいの場を創出しています。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、生産年齢人口の割合が少なく、老年人口の割合が多い状況にあります。

本地域は、新川や高野川沿いに広がる水田地帯や斜面緑地などの豊かな自然環境の維持・保全に努め、こうした自然に囲まれている集落地においては身近な生活道路をはじめとする生活基盤の充実を図っていくことが必要です。

(2) 地域づくりの方針

恵まれた自然・田園環境の維持・保全に努めていくことを基本に、農業の振興と農地の保全・活用を図るとともに、八千代ふさとステーションについては、新川対岸の睦地域に整備されるやちよふれあいの農業の郷と一体的に、市民の交流のできる施設として充実させるとともに、観光の拠点、雇用の場として地域の活性化を図ります。

また、集落地における生活利便性の向上や市街地における住環境の維持・保全を図るなど、良好な自然環境と住環境が調和した地域づくりを進めます。

■主な事業

2章

小中学校校舎耐震改修事業

3章

準用河川高野川改修事業 / 東消防署移転・改築事業

5章

北部地域生活支援バス運行事業 / 米本浄水場施設改良事業

6章

やちよふれあいの農業の郷整備事業

【地域の概要】

地 域 の 範 囲	米本、神野、保品、下高野、 上高野の一部、堀の内、米本団地	
面 積	11.1 k m ²	
人 口 (平成21年度末)	10,763 人	
将 来 人 口 (平成27年度末)	10,300 人	
世 帯 数 (平成21年度末)	4,866 世帯	
将 来 世 帯 数 (平成27年度末)	4,900 世帯	
主 な 道 路	国道16号、主要地方道千葉・竜ヶ崎線、県道八千代・宗像線	
公 園・主 な 緑 地	街区公園(7か所)、緑地(3か所)	
主 な 施 設	[市役所・消防・警察]: 米本支所、東消防署、米本交番 [教育・文化施設]: 少年自然の家、阿蘇公民館 [福祉施設]: 保育園(2園)、ふれあいプラザ、児童発達支援センター、阿蘇地域包括支援センター、第1福祉作業所、第2福祉作業所、はばたき職業センター、グリーンヒル、八千代城 [学校施設]: 幼稚園(2園)、小学校(3校)、中学校(1校)、大学(1校) [その他の施設]: 八千代ふるさとステーション、 米本浄水場、北部中継ポンプ場	
特色ある地域資源	ほたるの里、乳(ちっこ)清水、米本城跡、米本長福寺(戒壇石、伝・村上綱清の墓石、板碑一式)、米本稲荷神社本殿、すわり地蔵、下総式板碑、天保七年米本村絵図、上高野の辻切り、保品の戸長役場看板、新川・高野川周辺の水辺空間	

2. 村上地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の東部、新市街地ゾーンの東側に位置しています。

地域の北部は新川周辺の水田や斜面緑地があり、台地には八千代の名産である梨の畑が広がるなど、恵まれた自然環境があります。

地域の中央部には中高層集合住宅地の村上団地があります。この村上団地も、米本団地同様、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」により、団地再生による集約化の対象となっています。

また、緩衝緑地帯である村上緑地公園を挟んで上高野工業団地が広がっています。

地域の南部には東葉高速線の村上駅、東葉勝田台駅と京成本線の勝田台駅があり、交通利便性が高いことから住宅地が広がっており、村上駅の周辺では土地区画整理事業が完了し、良好な市街地が形成されています。

地域の西側を国道16号が南北に縦断し、南側を国道296号が東西に横断しており、国道16号沿いには大規模店舗が進出しています。

地域の総人口は、今後も増加傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、生産年齢人口の割合が多く、老年人口の割合が少ない状況にあります。

また、地域内の村上団地は、日系外国人などが多く居住しており、地域住民との交流やコミュニケーションの支援が重要な課題となっています。

そのほか、勝田台駅北側周辺における渋滞等の交通環境の悪化への対応や、新川周辺の水田地帯や斜面緑地などの自然環境の保全も必要です。

(2) 地域づくりの方針

勝田台駅北側周辺における安全で快適な交通に対応した道路や駅前広場の整備を推進し、県立八千代広域公園の整備を促進するなど、市民の文化・スポーツ活動の中核となる施設の充実を図ります。

また、村上団地内に新たに設置した八千代市多文化交流センターの活用により、在住外国人との交流を進めます。

そのほか、地域に残る緑地などの自然や歴史的資源を守りながら、自然環境に恵まれた快適な生活空間と安心・安全な地域づくりを進めます。

■ 主な事業

2 章

小中学校校舎耐震改修事業
小中学校校屋内運動場大規模改修事業
八千代市中央図書館・市民ギャラリー整備事業
総合グラウンド建設事業

3 章

焼却炉施設基幹的設備改良事業
最終処分場活用事業

4 章

準用河川高野川改修事業

5 章

鉄道駅エレベーター等整備助成事業
都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線整備事業
辺田前土地区画整理地内近隣・街区公園整備事業
県立八千代広域公園建設の整備促進
宮内水管橋更新事業

3. 陸地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の北西部、新川の西側に位置しており、自然環境保全ゾーンの中にあります。

地域には新川、神崎川、桑納川が流れ、その周辺は水田地帯が里山まで広がるなど、水と緑に囲まれた豊かな自然があります。

水田の周辺や主要地方道船橋・印西線沿いには古くから集落が形成され、北部の大学周辺には学園都市として開発された新たな住宅地が広がり、南部には吉橋工業団地を有し、大規模な土地区画整理事業が行われています。

地域の総人口は、南部で行われている土地区画整理事業の進展により増加することが見込まれており、今後、吉橋地区での人口増加に応じた行政ニーズへの対応が必要です。地域住民の年齢構成としては、老年人口の割合が多い状況にあります。

また、古くからの集落部における生活基盤整備、新旧住民の交流や地域としてのまとまりなども視野に入れた中核的コミュニティ施設の整備なども課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

新川をはじめとする水辺環境やそれに沿った優良な水田地域など、豊かな自然・田園環境を維持・保全していくことを基本に、農業の振興と農地の保全・活用に努めます。

また、やちよふれあいの農業の郷を、新川対岸の八千代ふるさとステーションと一体的施設として整備することで、地域の活性化を図ります。

そのほか、西八千代北部土地区画整理事業の推進と集落部における生活の利便性向上、市街地における住環境の維持・保全を図るほか、地域のコミュニティづくりのための施設の充実に努めます。

■ 主な事業

1章

第二斎場建設事業 / 墓地運営管理事業

2章

小中学校校舎耐震改修事業

3章

急傾斜地崩壊対策事業

5章

西八千代北部特定土地区画整理地内近隣公園建設事業 / 西八千代配水管及び送水管布設事業
西八千代北部地区公共下水道事業(汚水・雨水) / 西八千代北部特定土地区画整理事業
北部地域生活支援バス運行事業

6章

水田再基盤整備事業 / やちよふれあいの農業の郷整備事業

【地域の概要】

地 域 の 範 囲	桑納、麦丸、桑橋、吉橋、尾崎、島田、 神久保、小池、真木野、佐山、平戸、 島田台、大学町	
面 積	14.6 k㎡	
人 口 (平成21年度末)	6,874 人	
将 来 人 口 (平成27年度末)	10,000 人	
世 帯 数 (平成21年度末)	2,613 世帯	
将 来 世 帯 数 (平成27年度末)	4,400 世帯	
主 な 道 路	国道16号、主要地方道船橋・印西線	
公 園・主 な 緑 地	熱田ヶ池公園、桑納川公園、街区公園(3か所)、緑地(2か所)	
主 な 施 設	[市役所・消防・警察]:睦連絡所、睦分署(消防)、睦駐在所 [教育・文化施設]:睦公民館、睦スポーツ広場 [福祉施設]:保育園(1園)、小池更生園、作山更生園、友愛みどり園、ビックハート、愛生苑 [学校施設]:小学校(1校)、中学校(2校)、高等学校(2校)、大学(1校)、特別支援学校(1校) [その他の施設]:睦浄水場、市営霊園	
特色ある地域資源	佐山の獅子舞、吉橋城跡、旧睦村道路元標、佐山熱田ヶ池、新川・桑納川周辺の水辺空間、石神谷津	

4. 大和田地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市のほぼ中央部、新川の西側にあり、既成市街地ゾーンと新市街地ゾーンのほぼ中央に位置しています。

地域の東部には水田や八千代総合運動公園があり、新川の水辺空間に恵まれた緑豊かな自然が残されています。

地域の中央部には東葉高速線の八千代中央駅を中心とした新しい市街地が形成されており、地域の南部には京成本線の京成大和田駅を中心とした既成市街地が広がっています。国道296号沿いには「成田道(なりたみち)の宿場」の面影があり、新しい街並みと古い街並みが共存する地域となっています。

また、地域の北部にはゆりのき台と斜面林を隔てて八千代工業団地があるなど、多彩な街並みを形成しています。

本地域は市役所、市民会館、総合生涯学習プラザや八千代医療センターなどの公共公益施設が集中しています。

地域の総人口は、東葉高速線の開通以来増加を続けており、地域住民の年齢構成としては、年少人口の割合が多く、老年人口の割合が少ない状況にあります。

本地域は、都市的未利用地や古くからの住宅地の計画的な市街地形成への規制・誘導や、国道296号の慢性的な交通渋滞対策なども課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

国道296号の慢性的な交通渋滞の解消や、地域の主要な生活道路について人優先の安全を重視した整備を図るとともに、既成市街地における公共施設の老朽化に対応した施設整備を進めます。

また、文化・スポーツ施設が集積する文化およびレクリエーションの中心的役割を担う地域として、人・自然・文化がふれあう地域づくりを進めます。

■主な事業

1 章

医療センター整備事業

2 章

小中学校校舎耐震改修事業 / 市民会館リニューアル整備事業

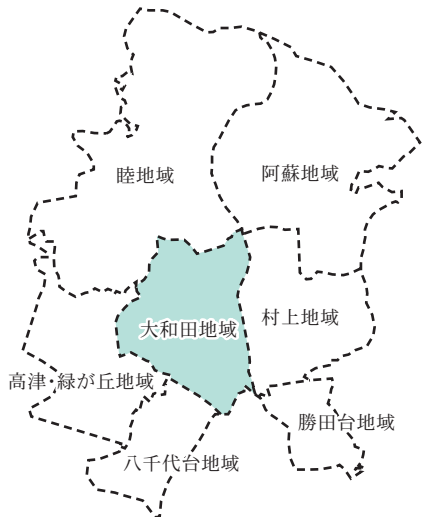
5 章

都市計画道路3・4・6号八千代台花輪線整備事業

都市計画道路8・7・2号西八千代向山線整備事業

県立八千代広域公園建設の整備促進 / 大和田駅南地区土地区画整理事業

【地域の概要】

地 域 の 範 囲	大和田、萱田、萱田町、ゆりのき台、大和田新田の一部	
面 積	7.3 k m ²	
人 口 (平成21年度末)	48,247 人	
将 来 人 口 (平成27年度末)	53,500 人	
世 帯 数 (平成21年度末)	18,596 世帯	
将 来 世 帯 数 (平成27年度末)	21,500 世帯	
主 な 道 路	国道296号、県道大和田停車場線	
公 園・主 な 緑 地	八千代総合運動公園、萱田地区公園、飯綱近隣公園、街区公園(54か所)、緑地(10か所)	
主 な 施 設	[市役所・消防・警察]:市役所、教育委員会、中央消防署、上下水道局、八千代警察署、大和田駅前交番、八千代中央駅前交番 [教育・文化施設]:教育センター、青少年センター、大和田図書館、市民体育館、総合運動公園野球場、市民会館、文化伝承館、総合生涯学習プラザ、大和田公民館 [福祉施設]:保育園(2園)、福祉センター、子ども支援センターすてっぷ21大和田、障害者福祉センター、シルバー人材センター [学校施設]:幼稚園(2園)、小学校(5校)、中学校(2校) [その他の施設]:保健センター、急病センター、東京女子医科大学八千代医療センター、農業研修センター、市民活動サポートセンター、衛生センター、萱田浄水場、八千代市農業協同組合、大和田駅、八千代中央駅	
特色ある地域資源	京成バラ園、飯綱神社本殿・拝殿・玉垣・参道石段・玉垣彫物・鐘楼・雨乞い祈祷の絵馬・神馬の絵馬、新川わくわくプレーパーク	

5. 高津・緑が丘地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の中西部、既成市街地ゾーンと新市街地ゾーンの両ゾーン内の西側に位置しています。

地域の殆どが市街地となっており、一部に残る農地等が貴重な緑地空間を提供しています。

地域の北部には東葉高速線が走り、八千代緑が丘駅周辺は、大規模店舗や高層マンションなどが建設され、新しい市街地が形成されています。

東葉高速線は、市の中央を抜け東京都心へ直結しており、この八千代緑が丘駅は本市の西の玄関口となっています。

地域の中央部には高津団地を中心とした市街地のほか、古くからある集落や土地区画整理事業により誕生した新しい住宅地があります。

また、地域の南部には陸上自衛隊習志野演習場があります。

地域の総人口は、地域の北西部で行われている大規模な土地区画整理事業により、今後も増加が見込まれており、地域住民の年齢構成としては、年少人口の割合が多く、老年人口の割合が少ない状況にあります。

本地域は、都市的未利用地の計画的な市街地形成への誘導が必要であり、国道296号の慢性的な交通渋滞対策なども課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

土地区画整理事業などの活用により、緑豊かで計画的な市街地形成を図るとともに、都市計画道路の整備を促進し国道296号の交通渋滞を解消するなど、交通環境の改善に努めます。

また、商業の振興、地域内に残る緑地などを活かした歩行空間等の形成による自然環境の保全に努め、人が集まり賑わいのある地域づくりを進めます。

■主な事業

2 章

小中学校校舎耐震改修事業 / 小中学校校屋内運動場大規模改修事業
(仮称)学校給食センター西八千代調理場整備事業

4 章

消防水利整備事業

5 章

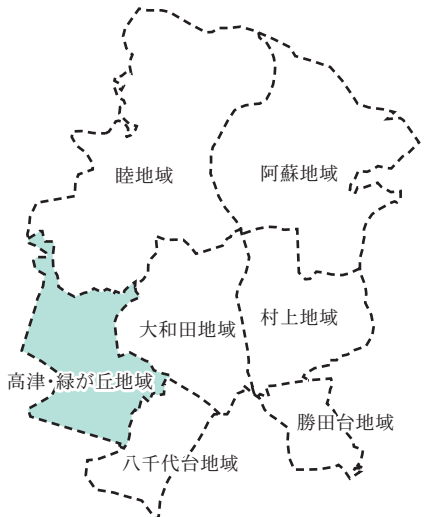
都市計画道路 3・4・1 号新木戸上高野原線整備事業

都市計画道路 8・7・2 号西八千代向山線整備事業

西八千代北部特定土地区画整理地内近隣公園建設事業 / 西八千代配水管及び送水管布設事業

西八千代北部地区公共下水道事業(汚水・雨水) / 西八千代北部特定土地区画整理事業

【地域の概要】

地 域 の 範 囲	高津、高津東、緑が丘、大和田新田の一部、高津団地	
面 積	6.2 k㎡	
人 口 (平成21年度末)	41,919 人	
将 来 人 口 (平成27年度末)	46,400 人	
世 帯 数 (平成21年度末)	16,486 世帯	
将 来 世 帯 数 (平成27年度末)	20,000 世帯	
主 な 道 路	国道296号、主要地方道船橋・印西線、主要地方道千葉・鎌ヶ谷・松戸線	
公 園・主 な 緑 地	スポーツの杜公園、街区公園(27か所)、高津小鳥の森ほか緑地(11か所)	
主 な 施 設	[市役所・消防・警察]: 高津支所、高津交番、八千代緑が丘駅前交番 [教育・文化施設]: 緑が丘図書館、高津公民館、緑が丘公民館 [福祉施設]: 保育園(4園)、高津・緑が丘地域包括支援センター、第3福祉作業所 [学校施設]: 幼稚園(4園)、小学校(5校)、中学校(2校) [その他の施設]: 高津浄水場、八千代緑が丘駅	
特色ある地域資源	なりたみちの道標、高津のハツカビシャ、高本入口の庚申塔、石亀池	

6. 八千代台地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の南西部、既成市街地ゾーンの南西部に位置しています。

地域のすべてが市街地となっており、市民の森などの保全林が貴重な緑地空間を提供しています。

この地域は、千葉市と習志野市に隣接しており、地区内を二分するように、都心と成田国際空港を結ぶ京成本線が走り、八千代台駅を中心として、東・西・南・北の4地区で形成されています。

八千代台は昭和31年の八千代台駅の開業を機に日本初の住宅団地が開発された以降、駅を中心に住宅地の造成が進むとともに、商業においても昭和40年代に入ると百貨店やスーパーマーケット等が立地するなど、市の商業の中心的存在として発展を遂げてきたところです。しかし、開発からすでに40年以上が経過しており、地域の再生が必要となっています。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、生産年齢人口の割合が少なく、老年人口の割合が多い状況にあります。

本地域は、総人口の減少をゆとりある都市空間の創出に結びつけるなどの新たな発想を持ったまちづくりに取り組むことが必要です。

また、不足する幹線道路の整備促進や鉄道交差部の立体化などによる交通環境の改善も大きな課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

地域の中心となる八千代台駅周辺の商業地域において、商店街の活性化を図るとともに、これに隣接する住宅地においては、既存の都市基盤の機能維持に努めます。

また、高齢者にやさしい歩行空間の確保のため、道路のバリアフリー化を促進するとともに、市民の森や子供の森など市街地においての貴重な緑の維持・保全を図るなど、快適な都市空間の創造に向けた地域づくりを進めます。

■主な事業

2 章

八千代台東小学校校舎改築事業 / 小中学校校舎耐震改修事業

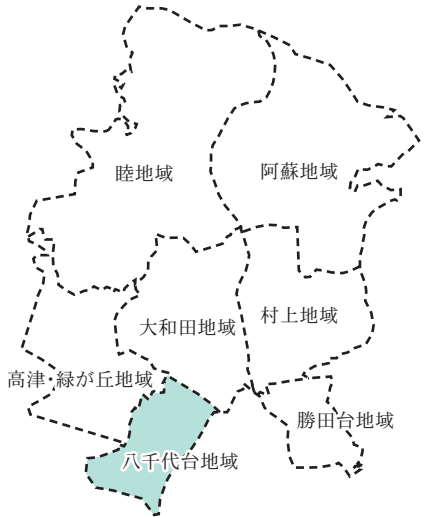
小中学校校屋内運動場大規模改修事業

5 章

都市計画道路 3・4・6 号八千代台花輪線整備事業

都市計画道路 3・4・12号八千代台南勝田台線整備事業 / 八千代台北子供の森用地取得事業

【地域の概要】

地 域 の 範 囲	八千代台東、八千代台南、八千代 台西、八千代台北	
面 積	3.3 k m ²	
人 口 (平成21年度末)	34,515 人	
将 来 人 口 (平成27年度末)	33,900 人	
世 帯 数 (平成21年度末)	15,221 世帯	
将 来 世 帯 数 (平成27年度末)	16,100 世帯	
主 な 道 路	県道幕張八千代線	
公 園・主 な 緑 地	八千代台近隣公園、街区公園(24か所) 八千代台北子供の森、八千代台北市民の森、八千代台西市民の森、八千代 台東子供の森ほか緑地(1か所)	
主 な 施 設	[市役所・消防・警察]:八千代台支所、八千代台東南支所、八千代台分署(消防)、 八千代台駅前交番、八千代台東交番 [教育・文化施設]:八千代台図書館、八千代台近隣公園小体育館、八千代台 文化センター、八千代台東南公共センター、男女共同参画センター、八千 代台公民館、八千代台東南公民館、適応支援センターフレンド八千代 [福祉施設]:保育園(5園)、八千代台地域包括支援センター [学校施設]:幼稚園(4園)、小学校(4校)、中学校(2校) [その他の施設]:八千代台浄水場、八千代台駅	
特色ある地域資源	野馬追いの土手、高津新田のカラスビシャ、住宅団地発祥の地八千代台 団地	

7. 勝田台地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の南東部、既成市街地ゾーンの東側に位置しています。

地域の南部には勝田川が流れ、周辺には水田が広がっています。水田から続く斜面林が里山を形成し、水田の周辺部には古くからの集落があり、豊かな田園風景を醸し出しています。

地域の北部には、京成本線の勝田台駅と東葉高速線の東葉勝田台駅があるなど交通の要衝となっています。

この地域は、千葉市と佐倉市に隣接し、昭和43年の勝田台駅開業とともに誕生した勝田台団地を中心とした市街地が形成されており、勝田台駅南口周辺地域は、「みずき通り」をメインとした商業集積エリアが広がっています。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、生産年齢人口の割合が少なく、老年人口の割合が多い状況にあります。

本地域は、総人口の減少をゆとりある都市空間の創出に結びつけるなどの新たな発想を持ったまちづくりに取り組む必要があります。

また、地域の大部分においては計画的な基盤整備による良好な住環境が形成されており、現在の環境が阻害されないように維持するとともに、南部に残されている自然環境を保全することが課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

計画的に整備された住宅地について、今後とも良好な住環境として維持・保全するとともに、勝田台駅を中心とした商業地域において、商店街の活性化を図ります。

さらに、地域交流促進のための公園整備や市街地の道路整備など、都市機能の充実に努めます。

また、地域南部の田園風景が守られるよう市街化を抑制するなど、ゆとりある住宅と自然環境が調和した地域づくりを進めます。

■主な事業

1 章

学童保育事業

2 章

小中学校校舎耐震改修事業

4 章

勝田川改修事業 / 交通安全施設整備事業

5 章

勝田台中央公園整備事業

資 料 編

- 第4次総合計画策定基本方針
- 第4次総合計画策定経過
- 各種市民フォーラム
- 総合計画審議会関係
- 総合計画策定会議設置要領
- 第4次総合計画策定体系
- 用語説明
- 八千代市都市計画図

総合計画策定基本方針

八千代市第4次総合計画策定基本方針

平成21年10月21日制定

1. 策定の趣旨

八千代市は、八千代市第3次総合計画において「一人ひとりが幸せを実感できる生活都市」を将来都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めており、市街地が形成された地域と自然豊かな地域がバランスよく調和した豊かな自然環境と、京成線と東葉高速線による都心への交通アクセスが良い快適な生活環境を兼ね備えた、魅力あるまちとして発展を続けています。また、東京女子医科大学八千代医療センターを中核とした、地域医療連携の構築を図るなど、市民が健康で安心して暮らせるための施策を展開してきました。

しかし、地方自治体を取り巻く社会・経済環境は、急速な少子高齢化やグローバル化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など急激に変化をするとともに、米国の金融危機に端を発した、100年に一度と言われる世界的な金融・経済不安の中、景気の先行きは不透明な状況にあります。

こうした中、政府は地域主権の実現に向けて、国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めることで、国と地方の関係について抜本的な見直しを行うなど、地方分権の改革を進めようとしております。従って行政はもとより、市民や企業がそれぞれの役割を担い、お互い協力・連携してまちづくりを進めて行くことが、これまで以上に必要となります。

こうしたことを踏まえ、自然環境豊かな20万都市に対応したまちづくりを進めていくための指針として、八千代市第4次総合計画を策定します。

2. 計画の構成

- (1) 総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の三部構成とします。
- (2) 総合計画の名称は、八千代市第4次総合計画とします。
- (3) 基本構想の名称は、八千代市第4次基本構想とします。基本構想は、長期的な視点から、八千代市のまちづくりを進める上での基本理念と将来像を示すとともに、まちづくりの枠組みとなる将来目標人口の推計、土地利用の方針を明らかにし、将来像の実現に向けた施策の大綱を示すものとします。
- (4) 基本計画の名称は、八千代市第4次総合計画前期基本計画・同後期基本計画とします。基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて取り組むべき施策を体系的に示す市政の基本的な計画とします。
- (5) 実施計画の名称は、八千代市第4次総合計画前期実施計画・同後期実施計画とします。実施計画は、基本計画において定められた基本的な施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画とします。

3. 計画の期間

- (1) 基本構想の計画期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とします。
- (2) 基本計画は、前期計画と後期計画からなり、前期基本計画の計画期間は、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間とし、後期基本計画は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。
- (3) 実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式とします。

(第4次総合計画の計画期間)

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想 (10年)										
基本計画 (5年)										
実施計画 (3年) * 毎年度見直し										

4. 計画策定の体系

(1) 総合計画策定会議

第4次総合計画の策定にあたっては、総合計画策定会議において広く職員の参画を求め、全庁を挙げて取り組むものとしします。

(2) 総合計画審議会

第4次総合計画の策定にあたっては、計画(案)を市長の諮問機関である総合計画審議会において審議するものとしします。

(3) 市民の意見

第4次総合計画の策定にあたっては、市民と行政が互いにパートナーとしての認識を共有し、まちづくりを進めるため、市民参加による各種フォーラムやパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映させるものとしします。

(4) 調査等の活用

第4次総合計画の策定にあたっては、都市機能分析調査や市民意識調査、市民満足度調査等の調査結果を活用するものとしします。

5. 策定の時期

- (1) 基本構想・前期基本計画・前期実施計画は, 平成22年度中に策定するものとします。
- (2) 後期基本計画・後期実施計画は, 前期基本計画の終了年度までに策定するものとします。

6. 計画の策定

- (1) 基本構想は, 部長会議において, 議会への上程案を決定するものとします。
- (2) 基本計画は, 部長会議において, 計画を決定するものとします。
- (3) 実施計画は, 部長会議において, 計画を決定するものとします。

7. 公表について

第4次総合計画の策定にあたっては, 所要事項を適切な時期に広報やちよにより公表するとともに, 策定に関わる文書等の情報を提供することにより策定経過等を公開するものとします。公開の方法は, 市情報公開コーナーへの関係文書の配置及び市のホームページへの掲載の方法により適時行うものとします。

8. その他

策定基本方針に定めるもののほか, 第4次総合計画の策定に関し必要な事項は, 別に定めるものとします。

第4次総合計画策定経過

年 月	事 由
平成21年 3月	八千代市都市機能分析調査報告書作成
6月	第9回八千代市市民意識調査実施
8月	地域別フォーラム実施(全7回)
8月	第9回八千代市市民意識調査報告書作成
9月～ 1月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画策定基本方針及び八千代市第4次基本構想(素案)について検討
10月	八千代市第4次総合計画策定基本方針制定。 ニュージェネレーションフォーラム開催(全1回)
11月	団体フォーラム開催(全4回)
平成22年 2月	部長会議において第4次基本構想(素案)承認。八千代市第4次基本構想(素案)についてパブリックコメントを実施
4月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次基本構想(原案)について検討。部長会議において八千代市第4次基本構想(原案)承認。総合計画策定会議部会において八千代市第4次総合計画前期基本計画(素案)について検討。議員フォーラム開催(全4回)
5月	総合計画審議会開催、八千代市第4次基本構想(案)について諮問
5月～ 8月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画前期基本計画(素案)について検討
7月	総合計画審議会開催。総合計画審議会から八千代市第4次基本構想(案)について市長に答申
8月	部長会議において八千代市第4次総合計画前期基本計画(素案)承認
9月	八千代市第4次総合計画前期基本計画(素案)についてパブリックコメントを実施
10月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画前期基本計画(原案)について検討。部長会議において八千代市第4次総合計画前期基本計画(原案)承認。八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について総合計画審議会に諮問
11月	総合計画審議会開催、八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について審議。八千代市第4次基本構想を第4回定例市議会に上程・議決を得る
12月	総合計画審議会から八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について市長に答申
平成23年 2月	八千代市第4次総合計画前期実施計画(素案)についてパブリックコメント及び議員説明会を実施。
3月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画前期実施計画(原案)について検討。第4次総合計画前期基本計画・前期実施計画が部長会議で決定

各種市民フォーラム

地域別フォーラム

八千代市コミュニティ推進計画による7つの区域を対象に、地域における現状と課題等に関わる意見交換の場として開催。

対 象	開催日時	会 場	参加人数		
			総 数	男	女
大和田地域	平成21年8月 1日(土) 10時～12時	八千代市役所	16	10	6
睦地域	平成21年8月 1日(土) 14時～16時	睦公民館	12	10	2
八千代台地域	平成21年8月 2日(日) 10時～12時	八千代台東南 公共センター	19	17	2
勝田台地域	平成21年8月 2日(日) 14時～16時	勝田台公民館	16	13	3
阿蘇地域	平成21年8月29日(土) 10時～12時	阿蘇公民館	18	10	8
高津・緑が丘地域	平成21年8月29日(土) 14時～16時	緑が丘公民館	19	8	11
村上地域	平成21年8月30日(日) 14時～16時	村上公民館	15	11	4

ニュージェネレーション・フォーラム

「あなたが持つ八千代市のイメージについて」や「もし、あなたが市長だったら将来、八千代市をどんなまちに行きたいか」などの議題をもとにした意見交換を通して、これからの時代を担う若い世代が思い描く八千代市の将来像を探る場として開催。

対 象	開催日時	会 場	参加人数		
			総 数	男	女
20代～30代の男女	平成21年10月22日(木) 19時～21時	八千代市役所	16	9	7

団体フォーラム

市内において活動する各種団体の代表者等から、それぞれの立場でのまちづくりに対する考えや想いについての意見を交換する場として開催。

対 象	開催日時	会 場	参加人数		
			総 数	男	女
健康・福祉グループ	平成21年11月17日(火) 19時～21時	八千代市役所	8	7	1
教育・文化グループ	平成21年11月19日(木) 19時～21時	八千代市役所	15	8	7
まちづくり・環境グループ	平成21年11月24日(火) 19時～21時	八千代市役所	13	11	2
産業グループ	平成21年11月26日(木) 19時～21時	八千代市役所	8	8	0

《参加団体》

健康・福祉グループ

八千代市社会福祉協議会、八千代市長寿会連合会、NPO法人コミュニティひまわり、八千代福祉ネットワーク、電動車椅子サッカークローバーズ、CAPポケット、NPO法人山仲間アルプ

教育・文化グループ

八千代市子ども会育成連絡協議会、八千代市PTA連絡協議会、八千代市青少年相談員連絡協議会、八千代市青年フォーラム、八千代市芸術文化協会、八千代市体育協会、NPO法人子どもネット八千代

まちづくり・環境グループ

八千代市自治会連合会、八千代市防犯組合連合会、NPO法人八千代オイコス、八千代自然と環境を考える会、八千代市環境市民連絡会、街づくり市民の会、八千代ごみゼロの会、八千代ホテルフォーラム、八千代青年会議所

産業グループ

八千代商工会議所、八千代市商店会連合会、建築士会八千代支部

議員フォーラム

八千代市の将来像とその実現に向けて必要な施策等について、市民の代表である市議会議員との意見交換の場として開催。

対 象	開催日時	会 場	参加人数		
			総 数	男	女
総務常任委員会 所属議員	平成22年4月26日(月) 10時～12時	八千代市役所	7	4	3
福祉常任委員会 所属議員	平成22年4月27日(火) 10時～12時	八千代市役所	6	5	1
産業都市常任委員会 所属議員	平成22年4月28日(水) 10時～12時	八千代市役所	8	8	0
文教安全常任委員会 所属議員	平成22年4月30日(金) 10時～12時	八千代市役所	11	8	3

※総務常任委員会所属議員1名、福祉常任委員会所属議員2名について、都合により文教安全常任委員会所属議員対象日に参加。

総合計画審議会関係

八千代市総合計画審議会条例

昭和44年10月1日 条例第37号

(設置)

第1条 本市に、八千代市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市勢の健全な発展を図るための総合計画について、市長の諮問に応じ調査審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民 3人以内

(2) 学識経験者 6人以内

(3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 11人以内

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭53条例24・平10条例34・平20条例20・一部改正)

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1人を置き委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、市長の諮問に応じ会長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平10条例34・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が市長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年1月15日から施行する。

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、平成21年1月15日から施行する。

八千代市総合計画審議会委員

(敬称略／平成22年9月末現在)

区 分			氏 名	役 職 名	備考
1号委員	市民委員	1	小川 剛毅	公募委員	
		2	小林 千代美	公募委員	
		3	下橋 祐次	公募委員	
2号委員	学識経験者	4	服部 友則	千葉県議会議員	会 長
		5	岩井 覚	千葉県議会議員	10.19辞任
		6	西田 譲	千葉県議会議員	10.18辞任
		7	高橋 洋二	日本大学総合科学研究所教授	副会長
		8	三浦 裕二	日本大学名誉教授	
3号委員	公共的団体を代表する者 関係行政機関の職員及び	9	有馬 秀穂	八千代市芸術文化協会会長	
		10	近藤 武男	八千代市農業委員会会長職務代理者	
		11	上代 修二	八千代商工会議所会頭	
		12	西野 節子	八千代市女性団体連絡協議会副会長	
		13	椎原 秀茂	八千代市医師会副会長	
		14	櫻井 豊	八千代市社会福祉協議会会長	
		15	野嶋 文子	八千代市子ども会育成連絡協議会事務局長	
		16	高橋 大吉	八千代市長寿会連合会会長	
		17	中原 美明	八千代市自治会連合会副会長	

第4次基本構想（案）諮問

総 企 第 1 7 7 号
平成 2 2 年 5 月 2 0 日

八千代市総合計画審議会
会長 服 部 友 則 様

八千代市長 豊 田 俊 郎

八千代市第4次基本構想(案)について(諮問)

八千代市第4次総合計画を策定するにあたり、八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の八千代市第4次基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

第4次基本構想（案）答申

八 総 審 第 6 号
平成 2 2 年 7 月 2 6 日

八千代市長 豊 田 俊 郎 様

八千代市総合計画審議会
会長 服 部 友 則

八千代市第4次基本構想(案)について(答申)

平成 2 2 年 5 月 2 0 日付け総企第 1 7 7 号で諮問のあった「八千代市第4次基本構想(案)」について、慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものと認め、別添「八千代市第4次基本構想(案)」のとおりに答申する。

なお、総合計画の実施にあたっては、本審議会が出された意見を尊重し、着実な実現に努められるよう要望する。

第4次総合計画 前期基本計画（案）諮問

総 企 第 7 5 8 号
平成22年10月19日

八千代市総合計画審議会
会長 服 部 友 則 様

八千代市長 豊 田 俊 郎

八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について(諮問)

八千代市第4次総合計画を策定するにあたり、八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

第4次総合計画 前期基本計画（案）答申

八 総 審 第 1 3 号
平成22年12月9日

八千代市長 豊 田 俊 郎 様

八千代市総合計画審議会
会長 服 部 友 則

八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について(答申)

平成22年10月19日付け総企第758号で諮問のあった「八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)」について、市当局に対し説明を求めるとともに、行政を取り巻く環境の変化と本市の現状を踏まえながら慎重に審議を重ねた結果、その内容を妥当なものと認め、別添「八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)」のとおり答申する。

総合計画策定会議設置要領

八千代市総合計画策定会議設置要領

(設置)

第1条 市における基本構想, 基本計画及び実施計画(以下「総合計画」という。)の策定のために, 八千代市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(策定への参画)

第2条 策定会議は総合計画策定にあたっては, 市民及び職員の参画について, 配慮しなければならない。

(組織)

第3条 策定会議は, 本部会, 幹事会, 部会及び部会調整会議をもって組織する。

(本部会)

第4条 本部会は, 本部長, 副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長を, 副本部長は総務企画部長をもって充てる。

3 本部員は, 別表1に掲げる職にある者及び市長が指名した者をもって充てる。

4 本部長は, 必要に応じ, 本部会を招集し, 会議の議長となる。

5 副本部長は, 本部長を補佐し, 本部長に事故があるときは, その職務を代理する。

(本部会の任務)

第5条 本部会は, 総合計画原案(以下「原案」という。)を策定し, 八千代市庁議規則第2条に定める部長会議に付議しなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は, 幹事長, 副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は総務企画部長を, 副幹事長は総務企画部次長をもって充てる。

3 幹事は, 別表2に掲げる職にある者及び本部長が指名した者をもって充てる。

4 幹事長は, 必要の都度幹事会を招集し, 会議の議長となる。

5 副幹事長は, 幹事長を補佐し, 幹事長に事故があるときは, その職務を代理する。

(幹事会の任務)

第7条 幹事会は, 原案の作成に関する調整, 整合を行い, 作成した原案を本部会に提出しなければならない。

(部会)

第8条 部会の区分, 所掌事務及び所管課等は別表3のとおりとする。

2 部会は, 部会長, 副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は幹事長が指名し, 副部会長は部会長が指名する。

4 部会員は, 別表3に掲げる所管課等の課長及び幹事長が指名した者をもって充てる。

5 部会長は, 必要の都度部会を招集し, 会議の議長となる。

6 副部会長は, 部会長を補佐し, 部会長に事故あるときは, その職務を代理する。

7 部会長は, 部会長の指名する職員をもって, ワーキンググループ会議を構成することができる。

(部会の任務)

第9条 部会は, 原案の作成に要する事務全般を取り扱う。

2 部会で作成した原案は, 部会調整会議に提出するものとする。

- 第10条 部会調整会議は、調整会議会長、調整会議副会長及び調整会議会員をもって構成する。
- 2 調整会議会長は総務企画部次長をもって充て、調整会議副会長は調整会議会員の互選によるものとする。
- 3 調整会議会員は、第8条第3項に定める部会長及び副部会長をもって充てる。
- 4 調整会議会長は、必要の都度部会調整会議を招集し、その議長となる。
- 5 調整会議副会長は、調整会議会長を補佐し、調整会議会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(部会調整会議の任務)
- 第11条 部会調整会議は、部会で作成した原案の調整、整合を行い、幹事会に提出しなければならない。
(庶務)
- 第12条 策定会議の庶務は、総務企画部総合企画課において処理する。
(その他)
- 第13条 この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
- 附 則
この要領は、平成9年5月12日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成10年1月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成11年10月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成15年7月11日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成15年10月10日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成16年4月27日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成17年4月8日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成19年8月6日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成22年2月2日から施行する。

別表1(第4条第3項)

教育長 事業管理者 財務部長 健康福祉部長 子ども部長 生涯学習部長	安全環境部長 都市整備部長 産業活力部長 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	農業委員会事務局長 消防長 上下水道局長
---	--	----------------------------

別表2(第6条第3項)

財務部次長 健康福祉部次長 子ども部次長 生涯学習部次長	安全環境部次長 都市整備部次長 産業活力部次長 教育次長	消防本部次長 上下水道局次長
---------------------------------------	---------------------------------------	-------------------

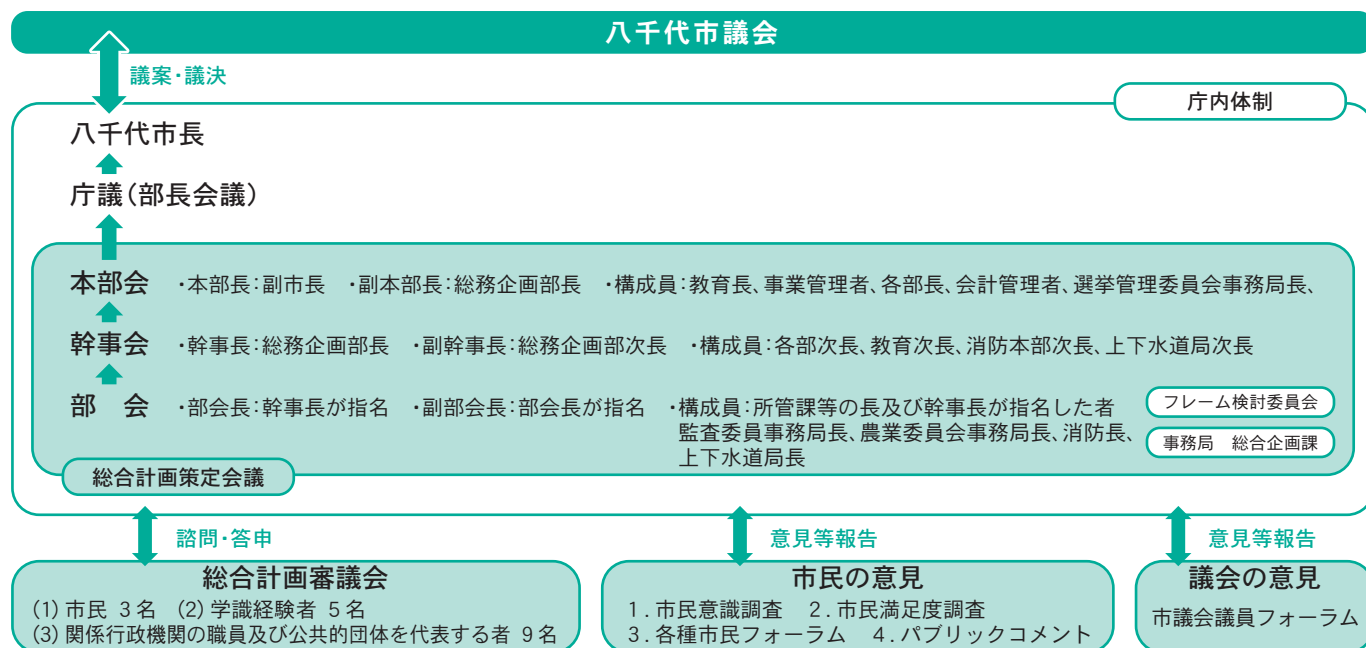
別表3(第8条第1項・第4項)

部 会	所掌事務	所管課等
健康福祉都市部会	(1)保健に関すること (2)医療に関すること (3)児童福祉に関すること (4)ひとり親家庭福祉に関すること (5)障害者(児)福祉に関すること (6)高齢者福祉に関すること (7)低所得者福祉に関すること (8)地域ぐるみ福祉に関すること (9)墓地・斎場に関すること (10)国民健康保険・高齢者医療制度に関すること (11)介護保険に関すること (12)国民年金に関すること (13)その他, 健康福祉都市部会に関すること	健康福祉部 健康福祉課 生活支援課 長寿支援課 障害者支援課 健康づくり課 国保年金課 子ども部 元気子ども課 子育て支援課 母子保健課 都市整備部 建築指導課 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課
教育文化都市部会	(1)幼児教育に関すること (2)義務教育に関すること (3)高校・大学教育に関すること (4)生涯学習に関すること (5)市民文化に関すること (6)文化財に関すること (7)スポーツ・レクリエーションに関すること (8)青少年健全育成に関すること (9)男女共同参画社会に関すること (10)多文化共生に関すること (11)その他, 教育文化都市に関すること	総務企画部 総合企画課 子ども部 元気子ども課 生涯学習部 生涯学習振興課 文化・スポーツ課 青少年課 男女共同参画課 教育委員会 教育総務課 学務課 指導課 保健体育課

部 会	所掌事務	所管課等
環境共生都市部会	(1)生活環境に関する事 (2)地球温暖化に関する事 (3)生物多様性の保全に関する事 (4)環境美化に関する事 (5)資源循環型社会の形成に関する事 (6)その他, 環境共生都市部会に関する事	安全環境部 環境保全課 クリーン推進課 都市整備部 公園緑地課 産業活力部 農政課
安心安全都市部会	(1)消費生活に関する事 (2)市民相談に関する事 (3)防災に関する事 (4)消防に関する事 (5)防犯に関する事 (6)交通安全に関する事 (7)その他, 安心安全都市部会に関する事	安全環境部 生活安全課 総合防災課 交通安全対策課 都市整備部 建築指導課 土木建設課 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課
快適生活都市部会	(1)公共交通に関する事 (2)道路に関する事 (3)公園・緑地に関する事 (4)水道に関する事 (5)下水道に関する事 (6)市街地整備に関する事 (7)住宅に関する事 (8)その他, 快適生活都市部会に関する事	総務企画部 総合企画課 財務部 財政課 都市整備部 都市計画課 建築指導課 都市整備課 公園緑地課 土木管理課 土木建設課 上下水道局 経営企画課 給排水相談課 建設課 維持管理課
産業活力都市部会	(1)農業に関する事 (2)商工業に関する事 (3)観光に関する事 (4)労働環境に関する事 (5)その他, 産業活力都市部会に関する事	子ども部 子育て支援課 生涯学習部 男女共同参画課 産業活力部 産業政策課 農政課 商工課 農業委員会事務局

部 会	所掌事務	所管課等
計画推進部会	(1)市民参画によるまちづくりの推進に関すること (2)地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進に関すること (3)持続可能な行政経営の確立に関すること (4)他の部会に属さない事項に関すること (5)その他、計画推進に関すること	総務企画部 総務課 総合企画課 秘書課 行財政改革推進課 広報広聴課 情報管理課 職員課 財務部 財政課 契約課 管財課 納税課 市民税課 資産税課 安全環境部 生活安全課 戸籍住民課 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

八千代市第4次総合計画策定体系



用語説明

	用 語	説 明
あ	アイデンティティ アオコ アセットマネジメント 新しい公共 アダプト制度 アメニティ 新たな感染症 医療資源 エコ・ツーリズム エコファーマー エコロジカル エコマーク オープンスペース オゾン層 温室効果ガス	・主体性 ・淡水産単細胞藻類の一群の総称 ・持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動 ・公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方 ・行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度 ・環境などの快適さ ・人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が危篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの ・医師や看護師等の医療スタッフ、医療機器・検体検査・医薬品等の設備や施設、運転資金などより良い医療を提供するために必要とされるもの ・自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み ・たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画を県知事に提出して、認定を受けた農業者の総称 ・資源の消費を抑え、廃棄物を出さないようすること ・環境省の指導のもとに、日本環境協会が認定した、環境保全に役立ち、環境への負荷が少ない商品に付けられたマーク ・都市や敷地内で、建物のたっていない土地 ・酸素原子3個からなる物質で地上10～50km上空の成層圏にある層のこと ・大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称
か	介護予防重視型システム ガイドライン 環境アセスメント 環境マネジメントシステム 涵 養	・住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるため要介護状態にならないように、そして介護が必要になったときには、適切な介護サービスが提供され状態の悪化を防ぐための制度 ・政策・施策などの指針。指標 ・開発がもたらす環境への影響を、事前に予測・評価すること ・企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等 ・水が自然にゆっくりと染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

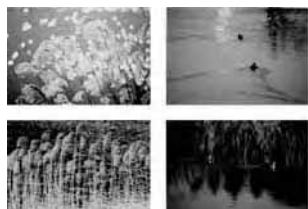
	用 語	説 明
か	基幹管路	・市内への配水にとって重要な水道管のほか、防災拠点や避難所、医療機関等への給水を確保するのに必要な管路施設
	キス・アンド・ライド	・自宅と最寄りの駅の間を家族が自家用車で送迎する通勤形態
	キャリア教育	・子どもたちが将来、社会人、職業人として自立していく上で必要な力や勤労観、職業観を身に付ける教育
	行政の情報化	・自治体の情報化。事務処理の効率化、高度化を目的とするもの
	救急業務メディカルコントロール	・救急現場から医療機関へ搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること
	近隣公害	・飲食店の営業騒音、家庭のエアコンの室外機の騒音、建設工事の騒音・振動など日常生活に密着した住まいや生活環境をめぐる隣近所同士のトラブル
	グリーン購入	・製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること
	グループホーム	・さまざまな事情から自立した生活ができない障害者などが必要な援助を受けながら日常生活を送るための共同住宅
	グローバル化	・地球規模、世界規模に広がること
	ケアマネジメント	・介護の必要な障害者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること
	光化学スモッグ	・大気中の炭化水素と窒素酸化物などが、紫外線の影響で光化学反応を起こし生成されたスモッグ
	コーディネート	・調整し全体をまとめること
	交通ネットワーク	・単一もしくは複数の交通機関によって網の目のようにめぐらされた交通路
さ	高度医療	・大学病院などで実施される、高度医療技術を用いた先端医療
	高付加価値型農業	・有機栽培・無農薬による品質向上など、様々な農作物の価値を高める取組みを通じて生産性・収益性を向上させる農業手法のこと
	高齢社会	・65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が、14%～21%の社会(高齢化社会…7%～14%, 高齢社会…14%～21%, 超高齢社会…21%～)
	コミュニティバス	・自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス
	再くるくん	・八千代市のゴミ減量キャラクター。空き缶をリサイクルする過程をロボットとして図式化されたもので、指定ごみ袋をはじめ、様々な広報媒体に利用されている
	産学官の連携	・企業、大学、行政の三者が互いに連携しあうこと
	残土条例	・正式名は八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	省エネラベル	・「省エネ型製品」選びを手助けするラベル表示
	焼却灰のエコセメント化	・都市ごみや下水汚泥の焼却灰と、従来のセメント原料を混ぜて作った新種のセメント
	資源循環型社会	・廃棄物の発生を抑制するとともにその再利用・リサイクルを促進して資源として循環利用する社会

	用 語	説 明
さ	新エネルギー スキルアップ 生物多様性 セキュリティ 総合行政ネットワーク 総合型地域スポーツクラブ	・バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー ・資格や技術を習得しそれを磨くこと ・あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念 ・安全、保安、防犯 ・地方公共団体を相互にネットワークを接続することによって、情報の共有やコミュニケーションを促進するシステム ・身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
た	第1号被保険者 ダクトイル鑄鉄管 多文化共生社会 団塊の世代 地域完結型の医療 地域コミュニティ 地域の情報化 地域主権 地方分権 中核病院 通級指導教室 電子自治体 特定行政庁 特定健康診査・特定保健指導	・国民年金だけに加入している人のこと。自営業者、自由業、無職の人など ・ダクトイルは「強靱な」という意味の形容詞。ダクトイル鑄鉄管は、引張り強さ・伸びなどが優れ、普通鑄鉄管よりも数倍の強度を持ち、粘り強さ（靱性）が優れている水道管 ・外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうとする社会 ・昭和22年（1947）から24年（1949）までのベビーブームに生まれた世代 ・「地域」を1つの病院に見立て、それぞれの医療施設が役割を分担し、患者に対して切れ目のない医療をやっていこうとするもの ・地域住民が生活している場所。町内会・自治会など ・行政サービスの顧客である住民の情報通信技術の活用を促進するための住民のために行う情報化で、できるだけ多くの住民が情報通信を利用して必要な行政サービスが受けられるとともに、様々なコミュニティに参加できるようにするための施策 ・国の権限と財源の一部を地域に移譲し、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その責任も自ら負うこと ・政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、或いは全面的に移管する事 ・地域の医療連携の中核を担う病院 ・市内の中学校に通っている言語障害、難聴、学習障害等の障害の軽い児童生徒が、障害の状況に応じ、特定の時間に特別の指導を受けるための教室。 ・ICT（情報通信技術）を利用して、業務における様々な事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体 ・建築確認等に関する事務を司る建築主事がいる行政機関。 ・40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度。いわゆる「メタボ検診」のこと。

	用 語	説 明
た	都市マスタープラン	・都市づくりの将来ビジョンを示し、それぞれの都市計画の指針とする計画
な	認定子ども園 ノーマライゼーション	・保育所、幼稚園等のうち、保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設 ・誰もが等しくふつうの生活を送れる社会こそ正常である、という考え方
は	パートナーシップ パブリシティ活動 バリアフリー ハローワーク 病診連携 貧困家庭の世代間連鎖 フォーラム 放課後子どもプラン ボーダレス化 ホタルメイト	・共同で何かを行うための協力関係 ・新聞、テレビなどの報道機関を通じて、市政情報を積極的かつタイムリーに市民に提供していくこと ・あらゆる障壁を取り除き、あらゆる人が快適に社会参加できるようにすること ・公共職業安定所の愛称 ・かかりつけ医と病院が症状に応じて、役割や機能を分担しながら治療にあたる仕組み ・家庭が貧しければ、教育にお金をかけられない。大学にも行けず、学歴が低ければ貧困に陥る確率が高い。貧しい家庭に育った子どもが親になった時、その子どももまた貧困に陥る確率が高くなる。貧困が固定化されて連鎖していくとした考え ・公開討論会 ・地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの ・国の境自体が不明確となり、ヒトもモノも自由に往き来し、情報が筒抜けになる状態 ・はたろの里づくり実行委員会の会員
ま	ミニデイサービス メタボリックシンドローム	・家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、身近な地域において既存の建物、社会的組織及び人材を活用した通所サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を促し、要介護状態の予防を図ることを目的としたもの ・内臓脂肪の蓄積がもとで高血圧・高血糖・脂質異常などの生活習慣病のリスクが積み重なり、心筋梗塞や脳卒中などの疾患になる危険性が高まった状態のこと
や	有効率 ユニバーサルデザイン 幼児教室 要 衝	・使用上有効と見られる水量(有効水量)を給水量で除したもの ・年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすく分かりやすい設計 ・小学校入学前の幼児のための学習教室 ・交通・産業のうえで大切な地点

	用 語	説 明
や	予防重視型システム	・高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐことや、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることであり、高齢者であっても可能性がある限り、その心身の状態を改善もしくは維持できるようにする取り組み
ら	ライフスタイル ライフステージ ライフライン リーマン・ショック リハビリテーション レセプト ローリング方式	・生活の様式・営み方 ・人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階 ・電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備 ・2008年9月に米国の名門投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことを、これが世界的な金融危機の引き金となったことに照らして呼ぶ表現 ・病気や外傷が原因で心・身の機能と構造の障害と生活上の支障が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチの総体 ・診療報酬明細書 ・現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法
わ	ワークショップ ワーク・ライフ・バランス ワンストップサービス	・参加者が対等な立場で問題解決のために行う研究集会 ・「仕事と生活の調和」の意味。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること ・さまざまな行政サービスを1か所で一度に受けられるサービスのこと
他	CATV ICT NPO UR賃貸住宅ストック再生・再編方針 3R	・通信ケーブルを各家庭まで敷設することで、多チャンネル・双方向のテレビ放送を行うシステム ・情報・通信に関連する技術一般の総称 (Information and Communication Technologyの略) ・民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体 ・独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)が策定した、今後におけるUR賃貸住宅ストックの再生・活用の方向性等を定めたもの。本格的な少子・高齢化、人口・世帯減少社会の到来、住宅セーフティネットとしての役割の重点化の要請等を背景に、UR賃貸住宅ストックを国民共有の貴重な財産として再生・再編するため、平成30年度までの方向性を定めるものとして策定した ・リデュース(reduce廃棄物の発生抑制)、リユース(reuse 再使用)、リサイクル(recycle再生利用、再資源化)の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方

	用 語	説 明
他	3次救急	・複数診療科にわたる特に高度な処置を必要とする患者、または、 重篤な患者への対応機関 1次救急:外来で対応しうる帰宅可能な患者に対応する機関 2次救急:入院治療を必要とする重症患者に対応する機関
	四市複合事務組合	・船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市及び本市で組織する一部事務組合で、 斎場等を設置運営している
	6次産業化	・農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展 開している経営形態



「新川の四季」（八千代ふるさと50景より）

新川およびその周辺の水と緑の空間は、四季折々の風情を楽しませてくれるとともに、人々に潤いとやすらぎを与えてくれる、市のシンボリックな存在となっています。

八千代ふるさと50景は、市民として「誇れる景観」、後世に伝えたい「心に残る八千代の景色」として、市民から応募のあった写真作品161点のなかから50点を選び制定されたものです。



ブロンズ像「太陽」と「緑」（佐藤忠良 作）

この「太陽」と「緑」のブロンズ像は、市のシンボリックな存在である新川に架かる村上橋の架け替えにあたり、「村上橋にブロンズを」というスローガンのもとに、市民参加により昭和56年5月村上橋の欄干に設置されました。

昭和54年11月に「八千代にシンボルを創る市民の会」が発足し、市民団体による積極的な募金活動が行われ、のべ43,000人以上の市民の皆様から、4,850万円に上る多額の浄財が寄せられ、これをもとに、現代日本彫刻界を代表する作家である佐藤忠良氏に、市民の夢や希望を活かし、新川周辺の優れた自然景観と調和した個性ある橋となるようブロンズ像の制作を依頼したものです。

空を仰ぐ健康的な「動」の象徴としての「太陽」と、静かに水面を見ろという「静」の象徴としての「緑」の2体のブロンズ像は、後世に残したい「心に残る八千代の風景」やちよふるさと50景にも選ばれるなど、設置以来市民に親しまれています。

八千代市第4次総合計画

■八千代市第4次基本構想 ■前期基本計画

発行日／平成23年3月

発 行／八千代市

編 集／総務企画部 総合企画課

住 所／〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田312-5

TEL 047-483-1151(代表)

FAX 047-484-8824(代表)

URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp>

E-mail seisaku1@city.yachiyo.chiba.jp

